

第 1 章 総 則

第 1 節 目的

この計画は、浜松市防災会議が「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）」第 42 条の規定に基づき作成するもので、浜松市における防災対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とするものである。

第 2 節 計画の構成

「浜松市地域防災計画」は、次の各編により構成する。

- 1 一般対策編 風水害、大火災、大爆発、大事故等による災害対策について定める。
- 2 地震対策編 東海地震等の対策（東海地震以外の地震の災害対策を含む。）について定める。
- 3 資 料 編 一般対策編及び地震対策編に付属する資料を掲載する。

第 3 節 市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

「災害対策基本法」第 42 条第 2 項第 1 号の規定により、市及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設（災害発生の確率の高い施設及びその施設に災害が及んだときに被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいう。以下同じ。）の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、浜松市の地域に係る防災に寄与するものとし、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 市

- (1) 浜松市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する訓練の実施
- (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
- (6) 消防、水防その他の応急措置
- (7) 警報の伝達及び避難の勧告又は指示
- (8) 情報の収集伝達及び被害調査
- (9) 被災者の救難、救助その他の保護
- (10) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (11) 廃棄物処理、防疫その他の保健衛生
- (12) 緊急輸送の確保
- (13) 災害復旧の実施
- (14) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

2 県

- (1) 「静岡県地域防災計画」に掲げる所掌事務
- (2) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

3 県警察（浜松市警察部、浜松中央警察署のほか市域を管轄する警察署）

- (1) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (2) 災害時における住民への避難指示、誘導、被災者の救難、救助その他保護
- (3) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める「防災業務計画」に基づき、それぞれの防災に関する所掌事務を実施し、本市の行う防災上の諸活動について、それぞれの業務について協力するものとする。

(1) 総務省東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査
- エ 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与
- オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事。
- カ 非常通信協議会の運営に関する事。

(2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

災害時における財政金融対策及び関係機関との連絡調整に関する事。

(3) 厚生労働省静岡労働局（浜松労働基準監督署、磐田労働基準監督署）

- ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導
- イ 事業場等の被災状況の把握
- ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導
- エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導

(4) 農林水産省関東農政局静岡農政事務所（地域第一課）

- ア 災害時の食料の供給
- イ 災害時の食料の緊急引渡措置

(5) 関東森林管理局（天竜森林管理署）

- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関する事。
- イ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。

(6) 国土交通省中部地方整備局

- ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進等
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被害状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
- イ 初動対応

大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

- ウ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施

(エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置

(7) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集・伝達
- イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達斡旋、特定航路への就航勧奨
- ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導の実施
- エ 緊急海上輸送の要請への速やかな対応のための船舶運航事業者等との連絡体制の強化及び船舶静動の把握並びに緊急時の港湾荷役態勢の確保
- オ 必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令措置
- カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
- キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督
- ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導
- ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立及び緊急輸送に使用できる車両等の把握並びに緊急時の出動体制の整備
- コ 必要と認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令措置
- カ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

(8) 気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報に関すること。
- ウ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること。
- エ 土砂災害警戒情報について、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市の防災活動を支援することを目的として、静岡県と共同発表し、関係機関に通報するとともに報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知するよう努める。

(9) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部）

- ア 海上における治安維持
- イ 海上における船舶交通の安全確保
- ウ 海難の際の人命及び船舶の救助
- エ 災害時における緊急海上輸送の確保
- オ 流出油等の海上災害発生時の防御及び拡大防止措置
- カ 災害時における情報の収集及び予警報の伝達並びに避難の勧告又は指示

5 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み法令及び当該機関の「防災業務計画」並びに「県地域防災計画」の定めるところに従い、それぞれの業務について災害対策を積極的に実施し、本市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

(1) 独立行政法人国立病院機構（天竜病院）

- ア 病院において、医療救護班の派遣による医療救護を準備又は実施すること。
- イ 病院において、可能な範囲で患者を受け入れ、治療にあたること。
- ウ ア、イの活動について、必要と認める場合、東海北陸ブロック事務所に医療救護班の活動支援に

あたらせること。

(2) 日本赤十字社（静岡県支部）

- ア 災害時における医療助産その他救助の実施
- イ 災害時の血液製剤の供給
- ウ 救援物資の備蓄及び供給
- エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- オ 義援金の募集及び配分

(3) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局）

気象予警報、災害情報等その他の災害広報

(4) 中日本高速道路株式会社（袋井保全・サービスセンター、浜松工事事務所、豊田保全・サービスセンター）

- ア 管轄する道路の建設及び維持管理
- イ 災害時の輸送路の確保

(5) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- ア 鉄道防災施設の整備
- イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
- ウ 災害時の応急輸送対策
- エ 被災施設の調査及び復旧

(6) 西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社

- ア 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策
- イ 公衆電気通信の特別取扱い
- ウ 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社）
- エ 公衆電気通信施設の被害調査及び災害復旧

(7) 郵便事業株式会社東海支社（浜松西支店ほか市内の各支店）

災害の態様及び被災地の状況に応じ、次の郵便の取扱いに関する災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ、的確に実施する。

- ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用を充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配付する。

(8) 郵便局株式会社東海支社（浜松西郵便局ほか市内の各郵便局）

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。

(9) 日本通運株式会社（浜松支店）

- ア 災害対策に必要な物資の輸送確保
- イ 災害時の応急輸送対策

(10) 中部電力株式会社（浜松営業所、浜北営業所、浜松電力センター）

- ア 電力供給施設の防災対策
- イ 災害時における電力供給の確保
- ウ 被災施設の調査及び復旧

(11) 電源開発株式会社（佐久間電力所ほか市内の各事業所）

- ア 電力供給施設の防災対策
- イ 被災施設の調査及び復旧

(12) KDDI 株式会社（ソリューション浜松支店）

重要な通信を確保するために必要な措置の実施

6 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、それぞれの業務について災害対策を積極的に実施し、本市の行う防災活動が円滑に進むよう、その業務に協力するものとする。

(1) 土地改良区

- ア 土地改良施設の防災対策
- イ 農地たん水の防排除活動
- ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧

(2) 中部ガス株式会社（浜松支社）、社団法人静岡県エルピーガス協会（西部支部）

- ア ガス供給施設の防災対策
- イ 災害時における供給対策
- ウ 被災施設の調査及び復旧

(3) 遠州鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社

- ア 鉄道、軌道施設の整備
- イ 災害対策に必要な物資、人員等の輸送確保
- ウ 災害時の応急輸送対策
- エ 被災施設の調査及び復旧

(4) 社団法人静岡県トラック協会（西部支部、北遠支部）、商業組合静岡県タクシー協会（浜松市タクシー協会、浜名湖北遠支部）

- ア 災害対策に必要な物資、人員等の輸送確保
- イ 災害時の応急輸送対策

(5) 静岡県道路公社

- ア 管轄する道路の建設及び維持管理
- イ 災害時の輸送路の確保

(6) 静岡放送株式会社（浜松総局）、株式会社テレビ静岡（浜松支社）、株式会社静岡朝日テレビ（浜松報道部）、株式会社静岡第一テレビ（浜松支局）、静岡エフエム放送株式会社

気象予警報、災害状況及び災害対策に関する報道

(7) 社団法人静岡県医師会、社団法人静岡県歯科医師会、社団法人静岡県薬剤師会、社団法人静岡県看護協会、社団法人静岡県病院協会

- ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
- イ 検案（社団法人静岡県薬剤師会及び社団法人静岡県看護協会を除く。）

7 自衛隊

(1) 陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊

ア 災害時における人命又は財産の保護のための救援活動

イ 災害時における応急復旧活動

(2) 航空自衛隊第一航空団（浜松基地）

災害時における人命保護のための救援活動

8 その他防災関係機関等

その他防災関係機関等は、それぞれの業務について災害対策を積極的に実施し、本市の行う防災活動が円滑に進むよう、その業務に協力するものとする。

(1) 浜松市消防団

ア 災害予防、警戒及び災害応急活動

イ 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動

ウ 予警報の伝達

エ その他災害現場の応急作業

(2) 浜松市水防団

水防施設、資材等の整備及び水防活動

(3) 社団法人浜松医師会、社団法人浜北医師会、社団法人引佐郡医師会、社団法人浜名医師会、社団法人磐田医師会、社団法人浜松市歯科医師会、社団法人浜松市薬剤師会

ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施

イ 検案時の協力（薬剤師会を除く。）

(4) 産業経済団体

ア 浜松商工会議所その他商工業関係団体

(ア) 市が行う商工業関係、被害調査についての協力

(イ) 災害時における物価安定についての協力

(ウ) 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力

イ とびあ浜松農業協同組合（本店ほか）、三ヶ日町農業協同組合、遠州中央農業協同組合（天竜支店ほか）、浜名漁業協同組合

(ア) 農林水産物の被害調査についての協力

(イ) 災害時における農産物、魚介類の確保

(ウ) 農林水産物等の災害応急対策についての指導

ウ 建設業関係団体等（社団法人浜松建設業協会、浜北建設事業協同組合、社団法人天竜建設業協会、舞阪建設業協会、雄踏町建設事業協同組合、三ヶ日町建設業協会、春野建設事業協同組合、佐久間建設業協会、水窪建設業協会、静岡県西部解体工事業協会、浜松上下水道協同組合、浜北上下水道協同組合、天竜北遠上下水道協同組合、天竜森林組合、春野森林組合、佐久間森林組合、水窪町森林組合、龍山森林組合、引佐町森林組合ほか）

災害時における緊急対策及び復旧対策についての協力

エ 観光協会

(ア) 宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施

(イ) 災害時における宿泊者の救護

(ウ) 災害時における避難者の救護応援協力

(5) 浜松エフエム放送株式会社

あらかじめ市と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送

(6) 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会

ア 災害ボランティア本部の運営

イ 生活福祉資金の貸付け

ウ 義援金への対応

(7) 自主防災組織、自治会等

- ア 市の実施する被害調査、応急対策についての協力
- イ 住民に対する情報の連絡、収受
- ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力
- エ 被災者に対する応急救護、炊出し、救助物資等の配分に関する協力

(8) その他防災上重要な施設の管理者

- ア 所管に係る施設についての防災管理
- イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施
- ウ 当該施設に係る災害復旧

第4節 市の自然環境

1 地形の特徴

本市北部地域は南アルプス赤石山脈（赤石岳 3,120m）とその手前の山々が広域に広がり、これらの山地斜度は30度を超えるところが多い。また、この地域は、海底堆積岩の褶曲山地で占められており、古い年代の地層は折りたたまれるように強く褶曲し、かつ地層の境界は大規模な衝上断層で境される。これはプレートの運動に伴い、地層が南東から北西に押されて褶曲し、次々と古い年代の地層に付け加わったため、赤石山地は現在でも隆起を続けている。このため、山地の起伏が斜面の傾斜が大きく、山崩れなど土砂災害の危険箇所が多い。

急峻な山地を侵食する河川は急流となり、山地を侵食して多量の砂礫を運ぶ。長野県からの天竜川は日本を代表する急流河川であり、三角州性扇状地を形成している。

北西縁にあたる長野県境の青崩峠（水窪町）から佐久間町浦川にかけては、西南日本を二分する大断層の中央構造線が横切り、中央構造線に沿って結晶片岩や輝緑岩など中・古生代の変成岩が分布し、断層の北西側は西南日本内帯として花こう岩、片麻岩などの火成岩、変成岩が分布する。

南部の海岸地帯には第四紀の地層でつくられた沖積海岸平野と段丘群が分布する。段丘は河岸段丘と海岸段丘とがあるが、広く分布すると台地状に見えるので「洪積台地」とも呼ばれる。洪積台地は三方原台地などで代表される。

浜名湖は、総面積 69.33 k m²で現在は外海となっている汽水湖である。この成因は三方原前面の沈降のために溪谷となって入江を形成したものと考えられ、佐鳴湖は旧時の入江の一跡である。

2 気候

当市は、全国的にみて、極めて気候が温和で恵まれた気象条件にある。平野部の年平均気温は15～16℃となっている。しかし、天竜区の山間部の地方では0.5～1℃位低くなっていて、次第に内陸的な傾向が増す。冬期の季節風による強風は、10m/s以上になる日数がひと月で2～3日となっている。しかし、春から秋にかけては一般に風速は弱い。台風の襲来時には20m/s以上の暴風となることがある。雨量は平野部では全般に少なく、年雨量は約1,800～2,000mmとなっている。天竜川中流より上流域では、全般に多く、年間総量は2,600～2,800mmとなっている。また冬から春先にかけては乾いた西よりの風（からっ風）が強いことが特徴づけられる。浜松の気象平年値及び気象極値は、資料編(5-6)参照。

なお、遠州灘沿岸部では竜巻が発生することがある。

第5節 災害の想定

この計画において想定する災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象

により生ずる被害だけでなく、大規模な火事又は爆発等大規模な被害の発生を伴う人為的原因により生ずる被害のすべてを含むものである。

具体的には、次のような過去に発生した災害の状況及びそれに要した応急対策並びに復旧状況に基づき、気象、地勢等その特性によって起り得る災害の危険を想定するものである。

なお、幸いにして本市においては近年、全市的な混乱を引き起す災害にあっていない。

1 風水害（被害件数はいずれも県内の総数）

(1) 昭和 34 年 9 月 26 日 台風 15 号（伊勢湾台風）

死者	5 人		台風は硫黄島西方海上で第一級の台風が発達し、北北西から北に進み、26 日 18 時 30 分ごろ紀伊半島南部に上陸した。この時の中心気圧は 929.5hpa であったが上陸後もあまり勢力が衰えず岐阜付近を通り高田の西方を経て秋田沖に去った。26 日夕刻ごろから風雨が強まり最大風速は浜松で南南西 26.4m/s を観測し、所々に突風があった。雨は 26 日 16 時から 24 時にかけて強く降り山岳方面で 1 時間雨量は 30～35mm に達し、天竜川中流域で 200～350mm であった。また、台風の最も接近した時刻が満潮時と一致したため、海岸では高潮や高波が起こった。
負傷者	56 人		
行方不明者	1 人		
住家	全壊	441 戸	
	半壊	1,635 戸	
	流失	11 戸	
	床上浸水	403 戸	
	床下浸水	1,688 戸	
非住家	4,192 戸		
流埋	田	52ha	
	畑	34ha	
冠水	田	1,810ha	
	畑	1,522ha	

(2) 昭和 46 年 8 月 31 日 台風 23 号

死者	1 人	道路 橋 河川 がけ崩れ 通信施設	501 箇所 68 箇所 213 箇所 358 箇所 836 箇所	南鳥島付近に発生した台風は、九州の南海上で急に発達し、中心気圧は 915hpa となった。台風は九州の大隅半島に上陸した後、進路を北東に転じ、次第に衰えながら四国の土佐湾から淡路島付近、志摩半島、静岡県南岸を通過するときは 985hpa となったため、風による被害は少なかったが、雨は県下全域に 150mm～300mm、多いところで 400mm となった。そのため被害はほぼ県下全域に発生した。	
負傷者	8 人				
住家	全壊				15 戸
	半壊				65 戸
	一部損壊				174 戸
	床上浸水				1,458 戸
	床下浸水				9,446 戸
非住家	116 戸				
流埋	田				14.5ha
	畑				26.5ha
冠水	田	4,836ha			
	畑	768ha			

(3) 昭和 49 年 7 月 7 日 台風 8 号及び梅雨前線による集中豪雨（七夕豪雨）

死者	44 人	文教施設	72 箇所	沖の鳥島付近の近海で発生した台風は、次第に北上して 7 月 7 日夕刻ごろには対馬海峡を通過し、日本海中部に達した。一方、梅雨前線は東海地方西部にあったが、台風 8 号の北東進にあわせ 7 月 7 日夕刻ごろには静岡県西部県境に達した。県境に達した梅雨前線の動きは非常に遅く静岡県を通過するのに 7～10 時間を要した。時間雨量 50～70mm の強雨が継続し、24 時間降雨量は 508mm という気象台創設以来の大記録となり、県下各地では山・がけ崩れ、河川洪水による冠水などの災害が続出した。	
負傷者	241 人	道路	3,381 箇所		
住家	全壊	241 戸	橋		210 箇所
	半壊	350 戸	河川		2,933 箇所
	一部損壊	152 戸	砂防		77 箇所
	床上浸水	26,452 戸	水道		92 箇所
	床下浸水	54,092 戸	がけ崩れ		4,299 箇所
非住家	2,221 戸	鉄道	7 箇所		
流埋	田	846ha	船舶		12 隻
	畑	516ha	通信施設		1,791 回線
冠水	田	8,082ha			
	畑	2,151ha			

(4) 昭和 50 年 10 月 7 日、8 日 低気圧と前線による大雨

死者	6 人	道路	918 箇所	上海沖から東進してきた低気圧は、7 日に瀬戸内海西部に達した。この低気圧から東にのびる温暖前線により静岡県では 7 日の夜半を中心に沿岸部で強風となった。低気圧は進路を東から北東に変えて日本海に入り、その後も北東進した。これにより温暖前線は 8 日 6 時には、静岡県の北方に去り、強風はおさまったが、その後後続する寒冷前線が通過するまでは降雨があり 12 時すぎには静岡県全般で雨がやんだ。しかし強雨により大きな被害をもたらした。	
負傷者	18 人	橋	86 箇所		
住家	全壊	4 戸	堤防		707 箇所
	半壊	11 戸	がけ崩れ		428 箇所
	一部損壊	49 戸	船舶		7 隻
	床上浸水	2,864 戸	水道施設		50 箇所
	床下浸水	16,572 戸			
非住家	45 戸				
流埋	田	53ha			
	畑	24ha			
冠水	田	4,769ha			
	畑	773ha			

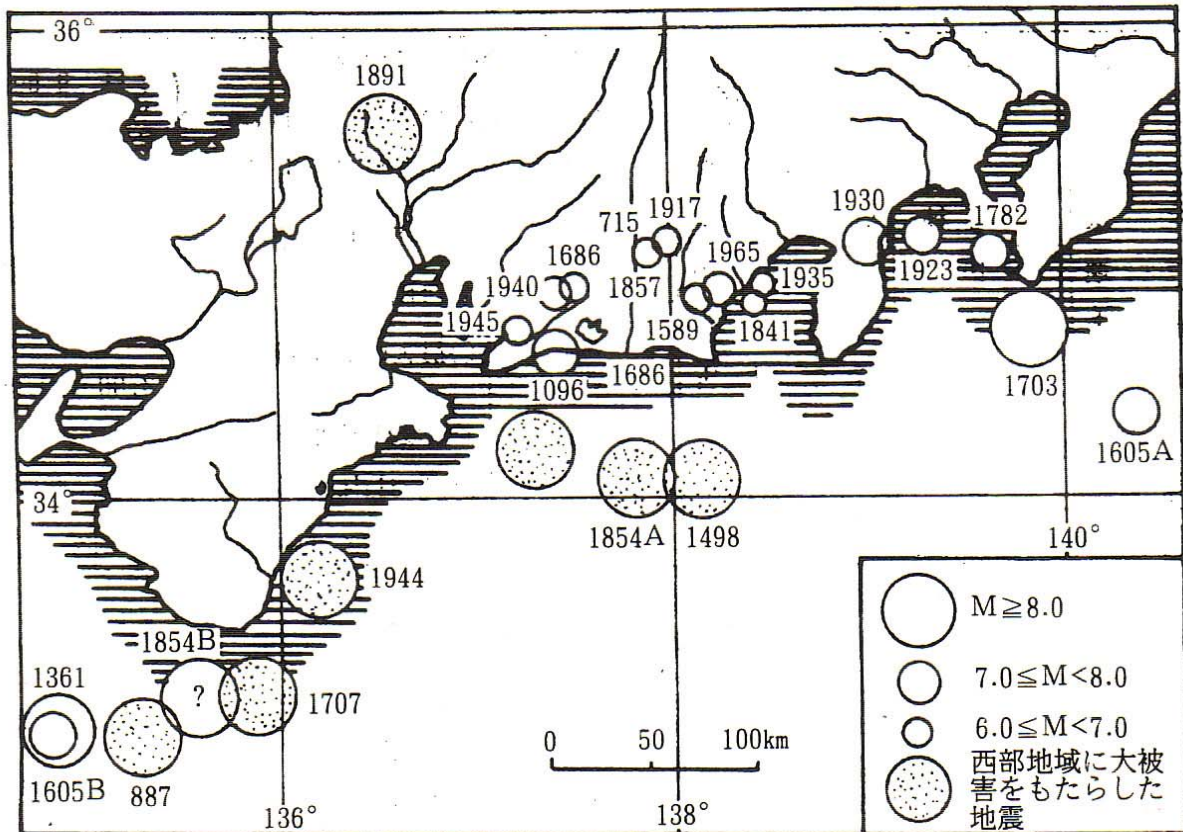
(5) 平成 16 年 10 月 9 日 台風 22 号による大雨と台風

死者	5 人	文教施設	86 箇所	10 月 4 日フィリピンの東の海上で発生した台風第 22 号は、沖の鳥島の南海上で「非常に強い台風」となり、中心気圧 920ha、最大風速 50m/s まで発達し、その後も非常に強い勢力を保ったまま、9 日 16 時に、伊豆半島へ上陸した。静岡県内は 9 日午後には暴風域に入り、石廊崎では最大瞬間風速 67.6m/s の非常に強い風を観測した。また、台風の北上に伴い東海地方から関東地方にかけて停滞していた前線の活動が活発となり、御前崎では 9 日 15 時に 1 時間 89 ミリの豪雨を記録した。	
負傷者	100 人	病院	1 箇所		
行方不明者	1 人	道路	1,128 箇所		
住家	全壊	130 戸	橋りょう		17 箇所
	半壊	277 戸	河川		310 箇所
	一部損壊	3,913 戸	港湾		6 箇所
	床上浸水	310 戸	砂防		3 箇所
	床下浸水	1,041 戸	水道		3,823 箇所
非住家	1,343 戸	清掃施設	6 箇所		
流埋	田	3ha	がけ崩れ		708 箇所
	畑	204ha	鉄道不通		6 箇所
冠水	田	3ha	船舶被害		15 隻
	畑	42ha	電話		2,800 回線
			電気	135,920 戸	
			ガス	1 戸	
			ブロック塀	8 箇所	

2 地震（被害件数はいずれも県内の総数）

浜松地方に影響を与えた大地震の震源地は次の図と表に示すとおり、大別すると東海道沖（遠州灘沖）と南海道沖であるが、それぞれの震源地において発震した地震で、最も近時の被害状況は次のとおりである。また、浜松特別地域気象観測所における過去10年間の地震観測回数は、資料編（5-1）のとおりである。

県西部地域に被害を与えた主な地震の震央



県西部地域に被害を与えた巨大地震

発生時代		震 央 規 模				被 害 概 要
西暦	和暦	経度(E)	緯度(N)	地域名	マグニチュード	
887	仁和 3	135.0	33.0	南海道 東海道沖	8.6	津波あり死傷者多し
1096	永長 1	137.3	34.2	東海道沖	8.4	駿河津波による民家等 400 余流出
1361	正平 16	135.0	33.0	南海道沖	8.4	沼津、阿波に津波
1498	明応 7	138.0	34.0	東海道沖	8.6	浜名湖今切決壊
1605	慶長 9	134.9	33.0	南海道沖	7.9	浜名湖口橋本で 100 戸中 80 戸流失 死者多数、船が山際まで打ち上げ
1707	宝永 4	135.9	33.2	東海道 南海道沖	8.4	死者 4,900 人、潰家 29,000 戸 富士山噴火、宝永山が生ず
1854	安政 1	137.8	34.0	東海道沖	8.4	死者 1,000 人、倒壊流失 8,300 戸、 焼失 300 戸、大津波あり
1944	昭和 19	136.6	33.8	東南海沖	8.0	死者 998 人、重傷 2,135 人 全壊 26,130 戸、半壊 46,950 戸 流失 3,059 戸、全焼 11 戸

(1) 安政東海地震

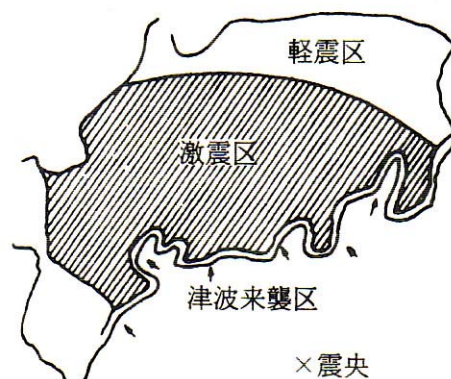
発震時 安政元年(1854年)12月23日 9時頃
震央 137.8° E 34.0° N (遠州灘沖東部海底)
規模 マグニチュード 8.4

過去の地震のなかで最大とみられている安政東海地震の震度分布は、図のとおりである。激震区の広いこと、被害の大きかったことも最大で、記録によれば沿岸全般に大津波が起り倒壊流失家屋 8,300 戸、焼失 300 戸、死者 1,000 人を数えたといわれるが、実際にはこれよりも大きかったものと想定されている。

県西部地域は、この地震による被害の激甚地域であり、記録に残る地震災害では西部地域に最大の被害を与えた地震であるといわれている。

東海道の各宿場は、壊滅的な被害を蒙っており、家屋の倒壊は軟弱地盤の低地に止まらず砂礫質地盤の沖積低地や台地上でも生じており、浜松も人家の過半が潰れたと記録されている。

安政東海地震の震度分布



(2) 東南海地震

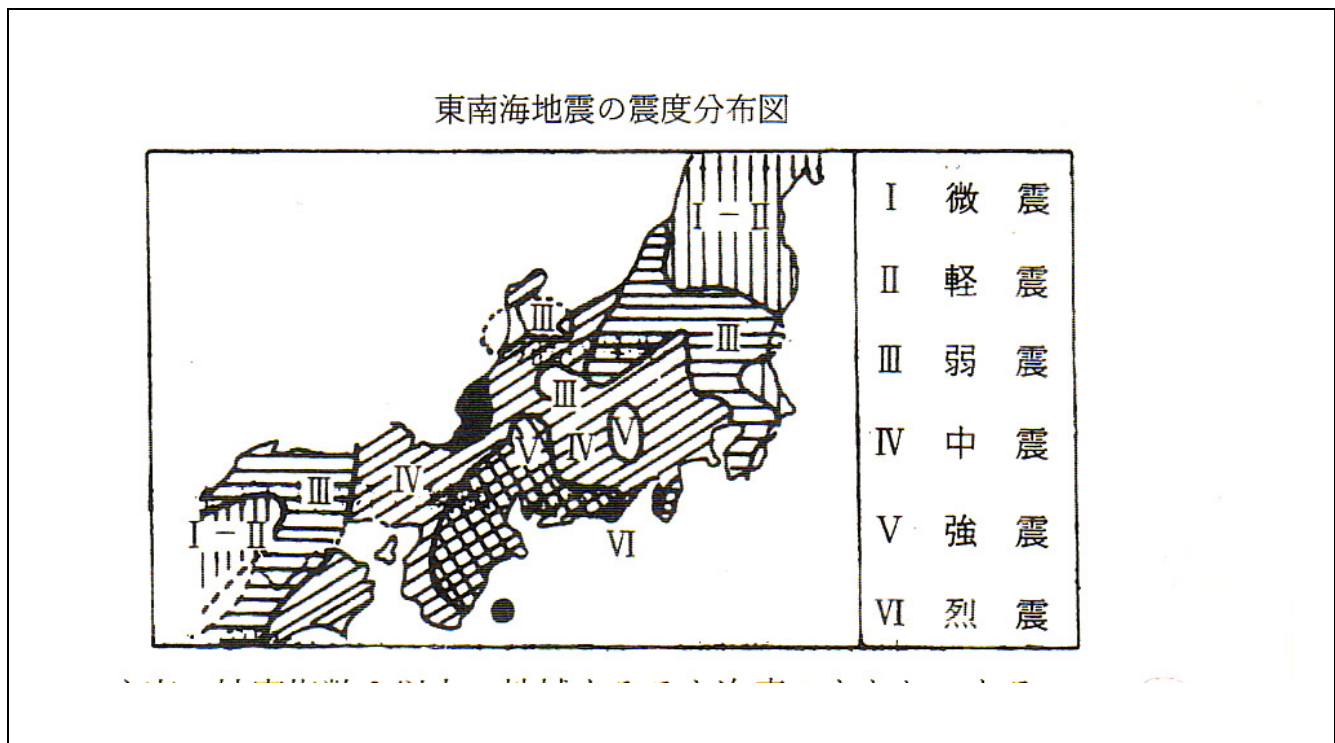
発震時 昭和19年(1944年)12月7日 13時36分

震央 136.6° E 33.8° N (東南海沖)

規模 マグニチュード8.0

震度 浜松5

この地震による震度分布は下図に示すとおりで、被災地域を通じての被害は、死者998人、重傷2,135人、住家全壊26,130戸、半壊46,950戸、流失3,059戸、全焼11戸であった。



第6節 地域防災計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加え、必要があると認めるときは速やかに修正するものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 予防計画作成の方針

災害の予防計画は、災害の発生を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図るための施設・設備を整備し、万々に備える方針を明らかにする。

第2節 道路・橋梁計画

1 現況

浜松市が管理する国・県道の路線数及び延長は次のとおりである。(一般県道には浜松御前崎自転車道線、浜名湖周遊自転車道線を含む。)

(平成21年4月1日現在)

道路の種類		路線数	実延長 (km)
一般国道		6	234.4
県道	主要地方道	15	205.2
	一般県道	52	467.1
計		73	906.7

また、浜松市の「都市計画道路の整備状況」は、次のとおりである。

(平成21年4月1日現在)

計画決定路線数	計画決定道路延長	改良延長	改良率
156 路線	485,220m	260,820m	53.8%

道路は避難、救助、応急対策等の緊急活動のほか延焼防止にも有効であり、災害予防面からみた場合、道路の整備は、都市計画道路の整備と既存道路の機能確保の観点に立って行う必要がある。また、市は発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

2 防災上の問題点

荷重制限橋は、「荷重制限橋の概要」(資料編4-6)、過去の災害等を参考にして危険と思われる箇所は、「水防上重大な影響のある橋梁」(資料編4-2)のとおりである。また、道路危険箇所対策の進捗状況は、「道路危険箇所の概要」(資料編4-5)に示すとおりである。

3 基本方針

平成19年7月に策定した「浜松市のみちづくり計画」に基づき、方針の一つに「災害に強いみちづくり」を掲げ、道路整備を推進する。

4 整備計画

- (1) 避難路、延焼防止、孤立防止等の防災面からみた場合、周辺地域とのつながりを強化できるよう、各拠点を結ぶ道路網の整備が特に必要であり、このうち多目的利用価値の高い幹線道路の整備を段階的に推進するものとする。
- (2) 既設道路の機能向上を図るため、国・県道及び主要な市道(都市計画道路等)を中心に整備を進めるとともに、過去の災害発生箇所等を参考に、道路やその法面等の点検、各種工法等の検討を行い、

防災施設の整備に努める。

- (3) 橋梁の老朽化や交通量等を考慮するほか、周辺の道路の整備状況等も踏まえ、拡幅、改良を必要とする橋梁から逐次、永久橋化を推進する。

第3節 治水計画

1 河川の災害予防計画

(1) 現況

市内の主要河川・水路の現況は資料編(11-1)に示すとおりであり、これらに設置されている排水機場、ポンプ場は資料編(11-2)、水門・ため池は資料編(11-3)のとおりである。天竜川上流域では急峻な山あいから天竜川に注ぐ大小いくつもの溪流があり、山崩れや土石流の危険度が高いものとなっている。沖積平野の多くは、水田として利用されており、農業用水が多数あるが、洪積台地は自然環境、土地利用の状況から河川・水路が少ない。

一方、市中心部は公共下水道の合流管収用区域及び都市下水路排水区域として、概ね整備が進展しており、浸水被害は減少の傾向にある。しかし、周辺地区が急激に宅地開発されてきており、これに応ずる排水施設や主要河川の整備が伴わないため、水害の発生あるいは危険度を増大させている。

(2) 防災上の問題点

ア 一級河川天竜川上流域では、多数の溪流が散在し、大雨時の土石流による災害が危惧されている。また、土砂が佐久間ダムや秋葉ダムへ流入することにより貯水池内の堆砂が著しく、貯留能力が減少するとともに海岸侵食の要因ともなっている。

イ 二級河川都田川は、浜名湖を含む県下最大の流域を有し、過去には堤防決壊など甚大な被害が発生したが、都田ダムの完成や河道改修の進捗によって下流部の安全度が向上した。しかし、支川の井伊谷川では、地形的狭窄部に起因した溢水はん濫が発生している。その他の支川では、上流域の急激な都市開発と土地の高度利用の進展に伴い、河川への負担はますます高まり、頻発する内水はん濫に加えて洪水の危険度が高まっている。

ウ 流域の急激な都市化によって、ため池、水田等の減少により保水・遊水といった自然的調整機能の低下と、流出率の上昇による雨水流出力の増加に伴い、河川・排水路の能力不足から各地で浸水被害が発生している。

エ 市街地の大部分は公共下水道事業の合流管収容区域であり、概ね下水道事業も完了しつつあるが、計画諸元の低さから超過降雨時には各所で浸水被害が発生している。JR浜松駅付近の中央地区では局部分流を図り、下水道の補完事業を実施し浸水解消を図っているが、全般的には管きよの排水能力が低いため都市型浸水被害の解消に至っていない。

(3) 整備計画

ア 河川整備

市内の河川・水路系統は、天竜川水系、都田川水系及び馬込川水系に大別される。一級河川天竜川は、流路延長95kmを呈し、上流域では急峻な地理的条件と相まって台風・集中豪雨等の異常出水時には、洪水による災害発生の危険性が高く、過去幾度かの被害が発生している。

一方、天竜川下流部は築堤河川であり、ほぼ完成堤防となっているが、計画規模の洪水を安全に流下させることのできる河道とはなっていないのが現状であり、継続した対策が必要となっている。

また、一、二級河川ともに、国又は県が策定する河川整備計画を基に、一貫した整備を図る必要

があり、積極的な改修促進を図るとともに、準用河川、普通河川及び排水ポンプ場の改修を計画的に推進する。

(ア) 天竜川の改修促進（国管理河川）

天竜川下流部は、すでに築堤が完成しているが、計画規模の洪水に対する整備は未だ不十分である。本市内に関係する重要水防箇所は資料編(4-3)のとおりであり、今後なお一層の整備促進を図る必要がある。

(イ) 天竜川ダム再編事業の推進

天竜川中下流部の洪水防御を図るため、利水専用の佐久間ダムに新たに治水機能を確保するとともに、土砂移動の連続性を図る天竜川ダム再編事業の推進が必要である。

(ウ) 砂防ダムの整備促進

土石流による災害を未然に防止するため、土石流危険渓流への砂防ダム等の整備促進を図る。なお、土石流危険渓流箇所は、資料編(4-1)に示すとおりである。

(エ) 一、二級河川（県、市管理河川）の改修促進

本市域の県管理一級河川は 40 河川、延長 290km、二級河川は県管理 25 河川、市管理 4 河川、延長約 191 kmで、いずれも排水の根幹をなす重要河川であり、改修を促進する。

これらの河川のうち水防上の重要箇所は資料編(4-4)のとおりである。

(オ) 中小河川の改修促進

本市域には準用河川 200 河川、延長 332km を有しているが、市街地の外縁的な進展に伴い、雨水の流出量が増加し、相対的に浸水・溢水被害が増大しているため、市街地周辺の中小河川について、河道整備、局部改良、調整池等の整備を環境に配慮しながら推進し、台風、大雨等による浸水被害の軽減を図る。

イ 市管理の（又は市が行う）河川改修

河川全体の自然の営みを視野に入れた多自然川づくりを基本として、合流先の一、二級河川の整備計画と整合した河川改修を推進し、治水安全度の向上を図る。老朽化が著しい河川については巡回調査をし、災害時も考慮した各種の改修を施し、流域の災害防止に努める。

ウ 内水排除対策

(ア) 自然排水

排水路、水門等の系統的な整備を促進する。

(イ) ポンプ排水

内水排除施設は、常に排水能力を維持するため、適切な維持管理を実施する。また、年々老朽化する施設の更新を計画的に実施し、地域住民の信頼の確保に努める。

エ 雨水流出抑制

土地利用事業については、雨水調整指導をするほか、流域内に雨水貯留及び浸透施設の設置又は普及を図り、治水安定度の向上に努める。

オ 浸水想定区域の周知

市は、浸水想定区域の指定を県から受けた河川において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法及び避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについてはこ

これらの施設の名称及び所在地を、浜松市洪水ハザードマップ等において定めマップの配付その他必要な措置をとおして、当該住民等に対し周知を図るものとする。

なお、浸水想定区域内における地下街等は、資料編（4-13）のとおりである。

2 下水道整備計画

市の公共下水道は、昭和 34 年に旧市街地の浸水解消を当面の目標として事業に着手し、昭和 41 年 10 月に中部浄化センターの通水が開始され、下水処理の第一歩を踏み出したものである。

現在では、流域下水道整備事業として県が運営している西遠浄化センターを含め、計 11 箇所の終末処理場(資料編 16-1)を稼働させている。また、それぞれの処理区域で管渠の建設を推進し、汚水処理の普及に努めているほか、雨水排水対策事業や中部処理区の合流式下水道改善事業にも着手するなど、浸水対策にも積極的に取り組んでいる。

3 農地保全計画

農地の災害発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて土地の保全に資するため、農地防災事業並びにかんがい排水事業の推進を図る。

4 海岸保全計画

浜松海岸の侵食は、昭和 35 年頃から突発的にはじまり 47 年頃までの汀線後退は 200～300 メートルにも達した。後背地には公共施設、遠州浜団地等があり、国土保全上、海岸保全対策は焦眉の急となった。

このため、昭和 35 年度より静岡県において局部改修事業が始められ、汀線より約 50m 背後に堤防工事が進められた。しかし、汀線の後退が大きく、昭和 38、39 年には施工中の堤防が相次いで災害を受ける状況となったため、昭和 41 年度より直轄工事施工区域に引き継がれ、建設省において昭和 46 年度までに海岸堤防(2,184m)を施工し、昭和 47 年度からは侵食対策として離岸堤の設置(6基)等を行い、平成 2 年度に直轄事業は完了した。今後は、国による天竜川ダム再編事業、県の海岸侵食対策事業の早期促進を強く要望し、広域的な土砂移動の確保を目指すとともに、汀線の変化等を注意深く見守り、養浜等による海岸保全に努める必要がある。

5 港湾・漁港整備計画

舞阪漁港は、第 9 次整備 5 か年計画に基づき整備が進められてきた。今後も長期整備計画により、港湾・漁港施設の安全性確保に努める。

6 高潮、高波、津波等予防計画

(1) 目的

高潮、高波、津波等による災害の未然防止と軽減を図るため、国、県と協力して港湾、護岸、防潮堤等を整備するとともに、危険区域の実態を把握し、予防措置を講じるよう検討し、被害防止に努める。

(2) 高潮、高波、津波等予防対策

遠州灘海岸や浜名湖に面している区域は、過去、台風による高潮、高波、地震による津波の被害を受け、今後も被害を受けることが予測されるため、遠州灘海岸、浜名湖護岸の保全施設の補強整備を推進する。

(3) 警戒措置

台風による高潮、高波、地震による津波等が予測される場合には、危険地域の住民の速やかな避難等を促し、被害を最小限にとどめるような措置を講ずる。

第4節 都市防災化計画

1 現況

本市域（151,117ha）のうち、平成19年4月1日に、新たに浜松都市計画区域（46,768ha）を指定した。これは従来の、4つの都市計画区域を統合したものである。この浜松都市計画区域は、市街化区域（9,789ha）と市街化調整区域（36,979ha）に区分されている。

面積比にして約6%の市街化区域には、平成21年3月の県都市計画室の調査では人口の約60%にあたる約497,715人（人口密度約51人/ha）が集積しており、用途地域は次表のとおり決定している。

近年の人口動態の特徴として、市街地の中心部において人口減少が続き、いわゆる人口集積のドーナツ化現象がみられる。また、既成市街地においては、土地利用が多様化しているうえ、一般に可燃性の木造建築物が密集しており、周辺部では、宅地造成が進んでいる。

用 途 地 域			平成21年3月現在	
用 途 地 域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	面 積 (ha)	比 率 (%)
第一種低層住居専用地域	40、50、60	60、80、100	1092.0	11.1
第二種低層住居専用地域	50、60	80、100	32.9	0.3
第一種中高層住居専用地域	40、50、60	100、150、200	1,398.3	14.2
第二種中高層住居専用地域	50、60	150、200	594.5	6.0
第一種住居地域	60	200	3,213.2	32.6
第二種住居地域	60	200	497.0	5.0
準住居地域	60	200	175.3	1.8
近隣商業地域	60、80	200、300	567.0	5.8
商業地域	80	200、300、400、 500、600	334.1	3.4
準工業地域	60	200	399.0	4.1
工業地域	60	200	1,171.0	11.9
工業専用地域	60	200	375.0	3.8
合 計	—	—	9,849.3	100.0

2 防災上の問題点

市街地の防災化を図るためには、用途地域に基づいた土地利用の純化を推進するとともに、都市基盤を整備し、都市環境の向上を図らなければならない。

このため、都市の不燃化計画、工場団地の造成、開発行為の指導と土地区画整理事業、都市計画道路及び公園緑地の整備を推進するものとする。

3 都市の不燃化計画

(1) 防火地域及び準防火地域の指定

既成市街地の建築物の不燃化は、平成9年に変更された「防火地域・準防火地域図」（資料編9-1）の防火地域（約43ha）及び準防火地域（約592ha）を重点的に促進する。

(2) 都市再開発事業の推進

密集市街地や既成市街地の老朽化した建築物を除去し、防災性能を備えた都市整備を図る。また、土地の合理的かつ健全な高度利用や都市機能の更新、中心市街地の再生を図るため、市街地再開発事業等による都市機能のまちなか立地や防災の強化を進め、安全でゆとりのある都市空間の整備と都市

施設の充実を図っている。

4 工場団地の造成

住居地域内に立地する不適格工場等の移転を促進し、都市の防災化を図るとともに、工場等の移転を検討のうえ、工場団地等の集積を促進し、市街地環境の整備を図る。

5 開発行為の指導と土地区画整理事業

都市計画区域内において建築物等の用に供する目的で開発行為をする場合、市街化区域にあつては1,000 m²以上、市街化調整区域にあつては、面積に関係なく都市計画法による規制の対象となり、市長の許可が必要である。また、建築に際しては、道路指定、建ぺい率、用途制限等あらゆる面での安全性が審査の対象となり、都市計画区域内の建築物の敷地、構造等について確認を受けなければならない。従って、開発行為の指導にあたっては、排水工作物・擁壁の構造等について、宅地造成等規制法に基づく指導と相まって良質な土地利用と住宅環境の整備を図っていく。

一方、土地区画整理事業は、既成市街地内における中心市街地及び密集市街地の再生・再構築を目的とした整備を行うとともに、新市街地における無秩序な宅地開発を抑制し、良好な市街地の形成を図る手法として有効であり、また、防災面においても極めて効果が大きいものである。

6 公園・緑地計画

公園緑地は都市景観の形成、気象の緩和、自然環境の保全、健康の維持推進、レクリエーション需要の充足、コミュニティの醸成など多様な役割を有しているが、災害に対しては、災害時の避難の場、救援や復旧活動などの災害対策拠点、また、火災の延焼を遅延・防止する機能など様々な防災機能を担っている。

本市の公園緑地は資料編(14-1)のとおりである。「浜松市緑の基本計画」(平成22年4月)にもあるように、1人当たり公園面積10 m²を最終目標として公園整備を推進する。

防災に資する公園としては、防災拠点の機能を有する広域防災拠点公園、救援・救護・復旧活動など後方支援機能を有する防災後方支援公園、広域避難地の機能を有する広域避難公園があるが、特に広域避難公園については避難者1人当たりの必要面積2 m²を目標にその整備を図るものとする。また、地域の防災活動の拠点となる地域防災公園や災害時に緊急退避地や避難集合場所として利用されるコミュニティ防災公園など、今後整備する都市公園を含めたすべての公園について防災に配慮した公園づくりを進めていく。また、都市公園の整備の進捗に合わせ、広域避難地としての位置付けを検討するとともに、一次避難地の機能を有する都市公園を地域防災公園として位置付けていく。

第5節 土砂災害防除計画

1 主旨

この計画は、土砂災害危険箇所(土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所)の災害を未然に防止し、又災害が発生した場合、市民の生命を保護し被害を最小限にとどめるため、土砂災害を防止するための工事の実施を推進する。

2 現況

土砂災害による死傷者数は、他の災害に比し格段に多い傾向にある。これは斜面崩壊等が火災や水害と異なり、危険な状況が把握できないうちに一気に発生することが多いため、十分な避難体制がとれないことに起因する。土砂災害は、警戒避難基準雨量より少ない雨量でも発生することがあり、事前に発生を予測することは困難であるのが現状である。従って、土砂災害対策としては、崩壊防止施設の設定

や危険箇所からの移転等の予防対策のほか、日ごろのパトロール・調査等の実施が有効な対策となる。
本市は地理的条件から山地や丘陵地及びこれらに接近した住宅が極めて多い。

3 防災上の問題点

- (1) 急傾斜地災害の予防対策として、「急傾斜地崩壊危険区域の指定」と「がけ地近接危険住宅移転事業」が施行されている。急傾斜地崩壊危険区域指定の目的は、防災工事の施工のほか、がけの崩壊を助長する有害行為の制限や地元の警戒避難体制を整えさせることも含まれている。従って、県が概略調査した箇所に限らず、指定要件を満たす地区があれば全て区域指定を行うことが望ましい。しかし、斜面の形質変更等に対し私権の制限も発生し、さらに関係住民のがけに対する危険意識の不足などの問題があり、指定促進の妨げとなっている。今後はがけ崩れ災害の危険を住民に広く知らしめる努力が必要である。また、がけ地近接危険住宅移転事業に関しては、危険住宅居住者への強制力はなく、居住者本人の移転希望が基本となり、急傾斜地指定同様のがけに対する危険意識の不足や土地への愛着、更に公共資金の補助制度はあるものの、移転資金調達の問題等あり、移転交渉は容易でない。
- (2) 「宅地造成工事規制区域」内の宅地造成に伴う危険の著しいがけ面等に対しては「宅地造成等規制法」による防災措置の勧告、指導を進めているが、現行の融資制度の問題等もあって、なかなか実効があがっていない。
- (3) 急傾斜地対策は、崩壊による災害から人命を守るためにあらゆる対策がとられなければならないが、危険箇所周辺の土地所有者や被災のおそれのある住民に対しては「自らの生命は自ら守る」という日常の自覚を促すとともに、法面保護、排水路、小崩壊対策等の小規模工事を実施させるよう指導強化をはからなければならない。

4 土砂災害対策（ハード対策）に係る各種の区域指定

(1) 土石流危険渓流（資料編 4-1）

土石流による災害を未然に防止するため、発生が予想される危険渓流について、「砂防法（明治 30 年法律第 29 号）」第 2 条の規定に基づき砂防区域（土石流危険渓流）の指定を進め、総合的な防災対策を講ずる。（この区域指定は、国土交通大臣により行われる。）

ア 指定基準

土石流の発生の危険性があり、1 戸以上の人家（人家が無くても官公署、学校、病院等の公共的な施設等がある場所を含む。）に被害を生じるおそれのある渓流

イ 指定の効果

土石流災害に対し砂防設備の整備、警戒避難体制の整備に資する方策等による総合的な防災対策を樹立する。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域（資料編 4-7）

急傾斜地崩壊の災害を未然に防止するため崩壊が予想される危険箇所については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）」第 3 条の規定に基づき急傾斜地崩壊危険区域の指定（資料編 4-7）を進め、総合的な防災対策を講ずる。（この区域指定は、県知事により行われる。）

ア 指定基準

指定は、次の各号の全てに該当するものについて行なわれる。

(ア) 急傾斜地の高さが 5 メートル以上で、傾斜度が 30 度以上のもの

(イ) 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が、50 メートル以内間隔で 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのあるもの

イ 指定の効果

急傾斜地及び周辺における有害行為の規制、防災措置の勧告、改善措置の命令、急傾斜地崩壊防止工事の施工、警戒避難体制の整備、災害危険区域の指定等の措置を講じ、急傾斜地の崩壊による災害を未然に防止するための総合的な防災対策を樹立する。

(3) 地すべり等防止区域（資料編 4-8）

地すべり等による災害を未然に防止するため、発生が予想される危険箇所については、「地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）」第 3 条の規定に基づき、地すべり防止区域の指定（資料編 4-8）を進め、総合的な防災対策を講ずる。（この区域指定は、国土交通大臣又は農林水産大臣により行われる。）

ア 指定基準

地すべりの発生の危険性があり、1 戸以上の人家（人家が無くても官公署、学校、病院等の公共的な施設等がある場所を含む。）に被害を生じるおそれのある箇所

イ 指定の効果

地すべり災害に対し砂防設備の整備、警戒避難体制の整備に資する方策等による、総合的な防災対策を樹立する。

5 土砂災害のソフト対策

市は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）」（以下「土砂法」という。）の定めにより、土砂災害警戒区域が指定された場合には、警戒避難体制の整備を図るものとする。また、指定される見込みがある区域についても警戒避難体制の整備を図るよう努める。土砂災害警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

(1) 警戒体制

気象予警報、降雨量、危険区域内の災害の発生するおそれのある異常な現象等により、事前配備体制又は災害対策本部体制を敷くとともに、土砂災害警戒情報が発表された場合、厳重な警戒に努めるものとする。（「災害時の配備体制とその基準」資料編 2-2）

(2) 情報の収集

ア 警戒体制が敷かれたときは、危険区域にパトロール隊を派遣し、情報の収集を行うものとする。

この場合のパトロール隊の派遣については、当該区域を管轄する区役所、地域自治センター、消防署及び消防団が行うものとする。

イ 情報の内容は、危険区域及びその付近における降雨量、その他危険区域内の災害のおそれのある異常現象（急傾斜地の地表水、湧水亀裂、竹木等の傾斜、人家等の破損等）、住民及び滞在者の数等とする。

ウ 急傾斜地の崩壊などの危険箇所周辺の局所的な降雨状況を把握し土砂災害の予測等に活用するため、「静岡県土木総合防災情報インターネット公開サービス（通称サイポスレーダー）」、「土砂災害警戒情報」等の活用を図る。また、必要に応じて、土石流の発生を検知するワイヤーセンサー、地すべりの移動を把握する伸縮計等による県からの情報の把握に努めるものとする。

エ 電話応答付気象観測装置等（資料編 6-1 及び 6-2）により、降雨量等を把握する。

(3) 情報の伝達

ア 伝達方法

「第 3 章第 3 節通信・情報計画」及び「第 3 章第 4 節災害広報計画」により伝達する。

イ 伝達事項

- (ア) 気象予警報の発表及び解除に関する事項
- (イ) 雨量
- (ウ) 避難準備情報、避難の勧告又は指示及びその解除に関する事項
- (エ) その他必要と認める事項

(4) 雨量の測定

電話応答付気象観測装置による降雨量等の測定場所は、資料編(6-1)のとおりである。

(5) 警戒又は避難を行うべき基準の設定

警戒又は避難を行うべき基準は、土砂災害警戒情報等を参考にあらかじめ定めておくものとする。

なお、「流木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合」等の異常現象が生じている場合、自主的に警戒避難を行うことを住民に周知する。

(6) 避難、救助

迅速かつ的確な避難・救助ができるよう、必要に応じて避難準備情報の発表、避難の勧告又は指示を発令する。また、避難路、避難場所、避難方法等を警戒避難体制として整備し、関係機関・住民等に周知する。

なお、詳細については、「第3章第5節避難計画」及び「第3章第6節救出計画」を参照する。

(7) 実施責任者等

警戒避難に係る実施責任者及び方法その他は別に定める。

(8) 防災知識の普及及び土砂災害に対する防災訓練の実施

地域住民へ土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップの配布その他必要な措置を講ずるものとする。また、講演会、講習会、見学会等を開催し、土砂災害危険箇所周辺の関係住民に対し防災知識の普及に努める。

地域住民は、台風・梅雨前線豪雨等を想定した避難・情報伝達等訓練を実施するなど、的確な避難行動がとれるよう努める。

(9) 緊急時の警戒避難を促すため住民に周知すべき事項

土砂災害の危険のおそれがある地域住民に対し、県と協力して、土砂災害への危険性が高まった際の警戒・避難を促すため危険区域、発生原因、雨量情報等を提供する。また、設定された避難路・避難所等の所在、サイレン、電話連絡網等住民への情報伝達方法、避難のためのマニュアルを周知する。

6 危険箇所周辺の土地利用規制

(1) がけ付近の建築物の建築規制（静岡県建築基準条例）

がけの高さが2メートルをこえるがけの下端からの水平距離が、がけの高さの2倍以内の位置に建築物を建築する場合は、安全な擁壁を設けるとか、建物を鉄筋コンクリート造等としてがけ崩れに対して安全であると認められる場合以外、建築が規制されている。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく知事指定）

知事は急傾斜地崩壊危険区域の指定地内においては、水の放流、工作物の設置、立竹木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為を制限し、併せて防災措置の勧告、改善措置の命令等を行うことができる。

(3) 災害危険区域の指定（静岡県建築基準条例）

急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域は、自動的に災害危険区域にも指定され、適正な防災措置

が施されない限り、住居の用に供する建築物の建築は原則的に禁止されている。

(4) 宅地造成工事規制区域の指定（宅地造成等規制法）

がけ崩れや土砂流出等のおそれのある危険な宅地造成の防止と危険な既存宅地の改善指導を行っている。従って指定された区域内で一定の宅地造成工事を行う場合は、市長の許可が必要であり、又擁壁あるいはがけ面等が危険な状態になった場合は、勧告、改善命令等を発することができる。

(5) 都市計画区域（都市計画法、建築基準法）

都市計画区域内において、建築物の用に供する目的で一定規模以上の開発行為をする場合、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）を含む開発行為は許可されない。また、がけに近接する危険な宅地に建築物を建設する場合には、がけの形状、土質、建築物の位置、規模及び構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない等の急傾斜地に対する規制もある。

7 がけ地近接等危険住宅移転事業（がけ地近接等危険住宅移転事業制度要綱）

本事業は、がけ地の崩壊等に対し危険性の高い住宅を安全な土地に移転させることにより、危険住宅の解消を図るもので、危険住宅の除去費の補填や、住宅建設時の借入金利子相当額助成などの補助がある。この事業の採択には以下のいずれかに該当することが必要である。

ア 県建築基準条例に基づく災害危険区域内の危険住宅

イ 高さ2メートルを超え傾斜30度を超えるがけに接し、昭和29年3月以前に建てられた危険住宅

ウ 土砂災害特別警戒危険区域内の危険住宅

エ 今までは安全だったが、地震や風水害被害により生じたがけに接する危険住宅

第6節 山地災害防除計画

治山事業は、荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において、森林整備（間伐など）や、治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る事業であり、主に国庫補助事業により県営で施行されることから、国、県に対して計画的な事業実施を要望していく。

また、地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所は、「山地災害危険地区」として県が設定し県民に情報提供している。

市は県とともに、山地災害対策として、毎年6月1日から15日までの治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や山地災害危険地区の周知及び保安林機能の発現状況の確認を行い、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止に努めている。

第7節 林道災害防除計画

林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められ、また、近年、都市住民の森林への関心も高まり、今後、林道の通行車両の増大が見込まれているが、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所や、落石等の危険な箇所もある。このため計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

第8節 無線通信施設整備計画

1 主旨

災害時における無線通信業務は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を速やかに処理するため重要な業務である。したがって、有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう常時これらの点検整備を行うと同時に設備の充実を図る。

2 無線通信施設の現況

(1) 浜松市防災行政無線

ア 同報系

市災害対策本部から市民等への情報の伝達、避難誘導等は、浜松市防災行政無線同報系（以下「防災行政無線（同報系）」という。）を通じて行う。設置場所等は、資料編(8-2)のとおりである。

イ 移動系

市災害対策本部と車載局及び防災拠点との間の災害時における気象情報並びに災害情報の収集及び伝達に関する通信業務は、浜松市防災行政無線移動系（以下「防災行政無線（移動系）」という。）を通じて行う。設置場所等は、資料編(8-3)のとおりである。

ウ 地域防災無線

市災害対策本部と地区防災班、避難所、市有施設、防災関係機関及び生活関連機関との災害時における気象情報や災害情報の収集、伝達等に関する通信業務は、浜松市地域防災無線（以下「防災行政無線（地域防災無線）」という。）を通じて行い、他の防災行政無線を補完する。設置場所等は、資料編(8-4)のとおりである。

以上、ア～ウの無線の地域別台数は、資料編(8-1-2)のとおりである。

(2) 防災相互無線

市災害対策本部と県・近隣市町村、防災関係機関等との災害時における災害情報の収集、伝達等に関する通信業務は、防災相互無線を通じて行う。設置場所等は資料編(8-5)のとおりである。

(3) 消防無線

基地局、固定局及び移動局の設置場所等は、資料編(8-6)のとおりである。

(4) 消防局衛星地球局

衛星地球局の設置場所は、資料編(8-6)のとおりである。

(5) 救急無線

基地局、移動局等の設置場所等は、資料編(8-7)のとおりである。

(6) 消防団無線

移動局の設置場所等は、資料編(8-8)のとおりである。

(7) 水道無線

水道関係の災害応急対策等に関する通信業務は、浜松市水道無線（以下「水道無線」という。）及び防災行政無線（地域防災無線）を通じて行う。設置場所等は、資料編(8-9)のとおりである。

(8) 静岡県防災行政無線

市災害対策本部と県との災害時における気象情報並びに災害情報の収集及び伝達に関する通信業務は、静岡県防災行政無線（以下「県防災行政無線」という。）を通じて行う。

ア 県防災行政無線子機の設置場所 危機管理課、情報指令課

イ 停電時の電源 自家用発電機(庁舎用)

(9) 静岡県総合防災情報支援システム（ASSIST-II）

市災害対策本部の設置状況、被害情報、応急対策実施状況、支援要請等を県、県内の市町、防災関係機関等に伝達するため、静岡県総合防災情報支援システム（ASSIST-II）を通じて行う。

(10) 衛星携帯電話

市防災行政無線のふくそう及び孤立予想集落等電波の入らない地域の場合は、衛星携帯電話（資料編8-12）により通信を行う。

(11) 簡易無線

簡易無線の常置場所は、資料編(8-5)のとおりである。

(12) 無線系統図

資料編(8-1-1)のとおり

3 通信施設の防災対策

(1) 西日本電信電話株式会社では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の多ルート化の推進に努める。

(2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動基地局車、非常用移動電源車等を配備する。

4 整備計画

災害時における情報収集の迅速化を図るため、防災行政無線をはじめ、消防、救急、水道無線、衛星携帯電話の整備を図るとともに、有線系も含め、災害時要援護者（第19節参照。以下同じ。）にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

第9節 火災予防計画

1 主旨

火災の発生を未然に防止するとともに、火災の拡大を防止するため火災の予防対策を積極的に推進し、火災の発生防止及び被害の軽減を図る。

2 消防体制の整備

(1) 消防組織の確立

地域における各種災害による被害の軽減を図るため、消防隊の編成及びその運用に万全を期するものとする。

(2) 消防施設の整備

地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防体制の万全を期するものとする。

(3) 消防職員・消防団員の教育

消防職員及び消防団員を消防学校、消防大学校等に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。

(4) 消防団の活性化

災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。市は、消防団の施設・装備の整備、青年層に対して消防団への参加促進、機能別団員の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。

(5) 緊急消防援助隊の受援体制

市は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制を充実させるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

3 火災予防対策

(1) 予防査察の実施

防火対象物からの出火危険を排除し、火災から人命や財産を守るため、定期・特別査察等を実施し、不備欠陥事項等の是正及び火災予防上適切な指導を行う。

(2) 消防用設備等の設置及び維持の促進

市は、火災の早期発見、初期消火のための消防用設備等の設置及び維持の促進を図る。

(3) 防火管理体制の整備

市は、防火管理講習等を実施し、百貨店、旅館、ホテル、病院等の不特定多数の者が出入りする施設の防火管理者の養成と意識レベルの向上を促進するとともに、大型店舗、病院、社会福祉施設の防火協力団体を通じて事業に積極的に参入し防火管理の徹底を図る。

(4) 防火対象物の火災予防指導

市は、各事業所等に対し火災予防の徹底を図るとともに、防火体制の整備充実、防火に対する意識の高揚を図る。

(5) 特殊建物の警防計画の樹立

市は、市内の高層建築物、大規模建築物のうち人命危険対象、延焼拡大危険対象、防ぎょ困難対象等特殊建築物を対象に人命の損傷並びに出火及び拡大危険の有無、消防隊、水利配置の事前計画等有事に備え警防計画を樹立し、被害の軽減を図る。

4 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

(1) 林道（防火道）等の整備

林況、地況等の実態を把握し、林道（防火道）、防火線、防火林等の整備に努める。

(2) 予防設備の整備

関係機関の協力を得て、必要な予防施設の整備に努める。

(3) 火災の通報と火の使用制限

位置番号を記載したプレートを林道等に設置するなどにより火災発生場所を容易に通報できるようにするとともに火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図る。

第10節 資材・器材等の点検整備計画

1 主旨

この計画は、市が保有する災害応急対策に必要な資材・器材を整備する計画を明らかにし、有事に際しその機能を有効適切に発揮できるようにするため、常時におけるこれらの点検整備についての計画もあわせて明らかにするものとする。

2 水防等に必要な備蓄資材・器材

水防団及び消防団は、その区域内における水防を十分に果たすため、水防に必要な資器材を備蓄しておくものとする。点検は、毎年出水期前に行い、水防活動により備蓄数量を減少した場合においては、速やかに補充整備を行うものとする。現有の水防設備・資器材は資料編(13-1)のとおりである。

3 消防に必要な機械器具

市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、これらの災害による被害を軽減するため、消防に必要な機械器具を確保しておくものとし、その整備に当たっては、消防力の整備指針を目標とす

る。また、点検整備は、常時行いこれにより活動に万全を期すものとする。

なお、市が保有する消防局、消防団の消防車両、機械器具及び消防水利は、資料編(9-2)、(9-3)及び(9-5)のとおりである。

4 その他の資材・器材

専ら防災の用に供するための資器材は順次整備しつつあるが、年次計画により防災用備蓄資器材の整備の充実を図るものとする。

第11節 交通機関災害防止計画

1 主旨

風水害、地震等の異常気象時における道路交通機関等の危険防止を図る。

2 道路通行規制の実施

道路管理者及び警察は風水害、地震等の異常気象時における道路交通の危険防止を図るため次の業務を行う。

- (1) 異常気象時通行規制区間の指定
- (2) 道路通行規制の実施及び解除
- (3) 情報連絡
- (4) その他の道路通行規制

3 交通機関の運転停止基準

本市に係る鉄道・バスの運転停止基準は次表のとおりである。

区分	鉄 道				バ ス
	J R 東海道新幹線	J R 東海道本線	天竜浜名湖鉄道	遠州鉄道	遠州鉄道
風	風速 30m/s 以上に達したとき又は 30m/s 以上になると認められたとき	風速 25m/s 以上に達したとき	風速 30m/s 以上で運転中止	風速 20m/s 以上の場合、安全な場所に停止	風速 20m/s 以上の場合（長時間継続的）
降 雨	①時間雨量 60mm に達したとき ②連続降雨量 150mm 且つ時間雨量 40mm 以上に達したとき	①時間雨量 50mm に達したとき ②連続降雨量 300～350mm に達したとき ③連続降雨量 250～300mm 且つ時間雨量 40～45 mm に達したとき	①宮口以東 連続降雨量 180mm 以上で更に時間雨量 30mm 以上となったとき ②宮口～三ヶ日 連続降雨量 150mm 以上で更に時間雨量 30mm 以上となったとき ③三ヶ日以西 連続降雨量 120 mm 以上で更に時雨量 25 mm 以上となったとき又は時雨量 35mm 以上となったとき	水深が軌道上 25mm 以上になったとき	①道路交通規制が行われたとき ②水深 30cm 以上、延長 50m 以上になったとき
河 川					危険水位に達したとき
地 震	感震器等が所定の地震強度を感知した場合	80 ガル以上	震度 5 弱以上	震度 5 弱以上	①地震発生時 ②警戒宣言発令時

第12節 防災知識普及計画

1 主旨

防災活動の成果を向上させるためには、職員及び住民に対する防災知識の普及並びに防災意識の高揚を図ることが必要である。このため、防災知識の普及にあたっては、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、概ね次により行うものとする。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとし、また、市は多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。また、防災知識の普及や訓練を実施する際に、災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するものとする。

2 普及の方法

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、以下の方法で防災知識の普及に努める。

- (1) 学校教育、社会教育を通じての普及
- (2) 職員及び関係者に対する普及
- (3) 講習会等の開催
- (4) ラジオ・テレビ又は新聞による防災知識の普及
- (5) インターネットを活用した防災知識の普及
- (6) 広報誌等の印刷物による防災意識の普及
- (7) 映画会開催等による防災意識の高揚
- (8) 広報車等による巡回広報による普及

3 普及すべき内容

市は、防災知識の普及にあたっては、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。

- (1) 防災気象に関する知識
- (2) 防災の一般的知識
- (3) 「市地域防災計画」の概要
- (4) 自主防災組織の意義
- (5) 災害危険箇所に関する知識
- (6) 災害時の心得
 - ア 災害情報等の聴取方法
 - イ 停電時の心構え
 - ウ 早期避難の重要性、避難場所、避難路等の徹底
 - エ 非常持出品の準備
 - オ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等
- (7) 災害時要援護者への配慮

第13節 防災のための調査研究

1 主旨

市は、本市における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

する。また、危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチすることができるよう努めるものとする。

- (1) 本市の地形、地質的要因が自然的災害の発生にあたって、どのような反応を示すか調査検討する。
- (2) 過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査検討する。
- (3) 災害史の検討により災害発生メカニズムを理解する。
- (4) 今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。
- (5) 要防災の程度を区分する。
- (6) 要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。
- (7) 要防災地域の防災パトロールを実施する。

2 災害発生状況調査

(1) 風水害

過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、国及び県が作成した浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップを作成し、今後の防災対策の資料とする。

(2) 地すべり

地すべり災害の面から見た基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。

(3) 火災

火災の種別、建物構造と規模・階数、発生時の気象状況、出火原因と損害、地理・水利等の消防事象等を把握し、今後の火災予防、防衛活動の資料とする。

第14節 住民の避難誘導體制

1 主旨

市は、避難勧告、避難指示を行うほか、避難準備の呼びかけを行い、住民の迅速かつ円滑な避難支援を実施する。加えて、災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化するため、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報（以下「避難準備情報」という。）の伝達に努める。

2 避難誘導體制の概要

(1) マニュアルの作成

市は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

(2) 計画の作成及び訓練の実施

市は、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また、水防関係団体と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

(3) 警戒避難基準の設定

市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を土砂災害警戒情報等を用いてあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(4) 避難誘導體制の整備

ア 市は、災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、保健福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報

の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

イ 市は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

第15節 訓練計画

1 総合防災訓練の実施

災害が発生した場合において、災害応急対策の完全遂行を図るため、平素からこれらに対処する心構えを養っておかなければならない。特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、他の地方公共団体、防災関係機関、水防協力団体、非常通信協議会並びに民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた地域住民の協力を得て、概ね次の事項に重点をおき、市は、総合防災訓練を行うものとする。

なお、総合防災訓練では、災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施し、災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

- (1) 水防
- (2) 消火
- (3) 交通規制
- (4) 道路啓開
- (5) 救出・救護
- (6) 避難・誘導
- (7) 通信情報連絡
- (8) 救助物資輸送
- (9) 給水・炊出し
- (10) 応急復旧

2 市災害対策本部要員訓練の実施

市災害対策本部等において応急対策活動に従事する全職員に対し、実践に即した訓練を行う。

3 非常通信訓練

災害時において、県災害対策本部及び方面本部並びに関係機関に対する災害通報及び情報伝達が迅速正確に行い得るよう、無線等による通信訓練を実施する。

4 防災訓練のための交通の禁止又は制限

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し又は制限することができる。

この場合において、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置する。



備 考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

5 防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第16節 自主防災組織の育成

1 主旨

地震、風水害等の大規模災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等、関係機関の防災活動が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。特に、予想される東海地震に際しては、このおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動が必要であり、この自主防災活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。したがって、当面は東海地震対策を主眼とし、風水害等の発生時にも地域の実情に応じた防災活動を行うことができるよう自主防災組織の育成を積極的に推進するものとする。

2 自主防災組織の概要

(1) 組織

自治会等に自主防災組織（資料編 12-3）を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。

(2) 編成

本部組織として消火班、救出・救護班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き、必要に応じて小単位の下部組織をおく。

(3) 活動内容

ア 平常時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画及び台帳の作成等を行う。

イ 災害時の活動

地域の警戒、被害状況の把握・伝達、出火防止及び初期消火、救出救護、避難勧告・指示の伝達及び避難誘導、給食・給水等を行う。

3 推進方法

自主防災組織等の代表者に対して自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換し地域の実情に応じて組織の育成を指導するものとする。

4 研修会等の開催

自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの育成を図るものとする。この場合において、女性の参画の促進に努めるものとする。

第17節 事業所等の自主的な防災活動

1 主旨

事業所及び施設（以下「事業所等」という。）を管理し、又は運営する者は、従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行うとともに、被災住民の救出など地域の一員としての防災活動に参加するよう努めるものとする。このため事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所等及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。また、災害時の事業所等の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

2 活動内容

事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 救出、応急救護等の対策
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等の災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設及び設備の耐震性の確保
- (9) 予想被害からの復旧計画策定
- (10) 各計画の点検・見直し

3 事業所の防災力向上の促進

市は、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

第18節 ボランティア活動に関する計画

市は、市社会福祉協議会と連携して、発災時に備え、地域のボランティア団体等の組織化を推進し、その連絡会等を通じて防災に関するボランティア活動の知識の普及、啓発を図り、災害支援への意識を高める。

また、「災害ボランティア本部」の活動に必要な資機材の整備や施設の確保に努める。

第19節 災害時要援護者支援計画

1 主旨

災害時要援護者に対し、その障がいの内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することを目的とする。

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等があげられている。

2 災害時要援護者支援体制の整備

(1) 災害時要援護者支援体制

市は、災害時要援護者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当課と保健福祉担当課との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関や、平常時から災害時要援護者と接している民生委員・児童委員、社会福祉協議会、介護保険事業所、障害者団体等の保健福祉関係者と協力して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等、災害時要援護者の避難支援体制を整備する。また、地域においては、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して災害時要援護者の支援に当たるため、日ごろから連携して災害時の協力体制の整備に努める。

ア 行政機関

警察、消防、保健所、福祉事務所、児童相談所、特別支援学校等

イ 地域組織

自治会

ウ 保健福祉関係者、保健福祉関係団体

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等

(2) 災害時要援護者の把握

市は、発災時の適切な対応に役立てるため、市が把握している災害時要援護者情報を積極的に活用し、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、保健福祉関係団体等と協力して、災害時要援護者の状況の把握に努める。自主防災組織において要援護者台帳を整備し、災害時要援護者の状況の把握に努める。この場合において、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、福祉関係団体等と協力して、災害時要援護者の把握に当たる。

(3) 防災訓練

市は、災害時要援護者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、災害時要援護者が参加する防災訓練を実施する。

(4) 人材の確保

市は、日ごろから手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等の災害時要援護者の支援に必要な人材の確保に努める。

(5) 協働による支援

市は、災害時要援護者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、保健福祉関係団体のほか、

地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

(6) 情報伝達

市は、災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。

第20節 救助・救急活動に関する計画

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊及び救急隊の整備を推進する。

第21節 応急仮設住宅等

市は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 総則

1 主旨

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するために市が行うべき措置について、「災害対策基本法」及び「静岡県地域防災計画」の定めるところにより計画する。

2 この計画を理解し実施するための留意事項

(1) 関係法律との関係

「災害対策基本法」第10条（他の法律との関係）に規定するところにより、他の法律に定めがある場合は当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

(2) 相互協力

「災害対策基本法」第4条（都道府県の責務）、第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定により相互に協力する責務が課せられている。

この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体・個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果されることを期待しているものである。

(3) 市長の要請について

市長は、市地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう十分な配慮をするとともに、県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。

要請連絡は電信、電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施がすみやかに行えるよう努めるものとし、電信、電話等で要請した事項については事後、正式書面により処理するものとする。

(4) 市長の関係者への周知徹底について

市長は、県が県計画に基づき施設、物資等の斡旋を行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売業者に対し、災害時の相互協力について十分に周知徹底を図り所要の配慮をしておくものとする。

(5) 応援の指揮系統

この計画に基づき応援を受ける場合の指揮系統は、「災害対策基本法」第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより、市長の指揮下に入ることとなる。

(6) 協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、斡旋、受諾にあたっては特に混乱しやすい災害時であり、責任の所在が不明確になるおそれがあることから関係機関は相互に要請内容のほか、次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の清算に支障のないよう留意するものとする。

ア 機関名

イ 所属部課名

ウ 氏名

(7) 従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収容等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに、関係者に対しては、常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。

(8) 標示等

災害応急対策の処理を円滑に実施するため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示を設定するものとし、設定にあたっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるものとする。

(9) 知事による応急措置の代行

「災害対策基本法」第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、市地域防災計画の定めるところより行うものとする。

(10) 経費負担

ア 災害応急対策に要する経費については、「災害対策基本法」第91条（災害予防等に対する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法」等の法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。

イ 県が市長の要請により、他の都道府県、市町村又は関係機関等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は、応援又は供給をした都道府県、市町村又は関係機関等の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

(11) 災害救助法に基づく事務手続等

「災害救助法」が適用された場合、その実施者は知事であり、市長は「災害救助法」第32条の2第2項に基づく規定により「地方自治法」第2条第9項第1号の法定受託事務とされた事務手続については、「災害救助の手引」（県厚生部）により行うものとする。

なお、「第5節避難計画」以下の各節に示す「災害救助法」の実施基準は、事務の取扱上の目標として示したものであり、市の行う事務は「災害救助法」の適用の如何を問わず、この基準に準じ各計画に定める実施方法により行うものとする。

3 災害救助法の適用基準

「災害救助法」の適用は、「災害救助法施行令」第1条に規定する次のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 市内又は区内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が、「災害救助法の適用基準」（資料編 20-4）の世帯数以上であるとき。
- (2) 被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が、2,500世帯に達し、かつ、市内の滅失世帯数が前記(1)の1/2以上に達したとき。
- (3) 被害が県下全域に及ぶ災害で、県下の住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合で、市内の被害世帯数が多数であるとき。
※「多数」とは、概ね5世帯以上とし、市内の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたときをいう。
- (4) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき。

※特別の事情とは、次に掲げる場合をいう。

ア 食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合

イ 被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

ア 多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合

イ 被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合

4 被害世帯の算定基準

(1) 被害世帯の算定

前記3の(1)～(3)に規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、又住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 滅失（全壊・全焼・流失）

住家その居住のための基本的機能を喪失したもので次の場合をいう。

(ア) 住家全部が倒壊・流失・埋没・焼失したもの

(イ) 住家の損傷が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの

【被害面積方式】→損失部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの

【損害割合による方式】→主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 半壊・半焼

住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもので次の場合をいう。

(ア) 住家の一部が半壊、半焼したもの

(イ) 住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの

【被害面積方式】→損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの

【損害割合による方式】→住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 床上浸水

住家の浸水が床上以上に達したか、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

エ 床下浸水

住家の浸水が床上以上に達しない程度のもの

オ 一部損壊

住家の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けたもの（窓ガラスが数枚破損した程度の軽微なものは含めない。）

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

(ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(イ) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯とする。

(ウ) マンションのように1棟の建物内に、複数の世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれの世帯を各1世帯とする。

(エ) 寄宿舍・下宿・社会福祉施設等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舍等を1世

帯として取り扱う。

イ 住家

現実にその建物を直接居住の用に供しているものをいい、一般に非住家とする土蔵、小屋等であっても現に住家として居住して居るときは住家とする。

5 災害救助法の適用手続き

(1) 県への報告

市は、市内に災害が発生したときは、「災害対策基本法」に基づき、速やかに当該災害の状況及び実施した措置の概要について、県西部危機管理局を経由して県へ報告する。

(2) 県における適用手続き

市からの報告又は要請に基づき、知事が「災害救助法」を適用する必要があると認めたときは、「災害救助法」の適用等について市に通知される。

6 災害救助法の事務

災害に際し、市内における被害が、前記 3「災害救助法」の適用基準のいずれかに該当している場合は、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。

- (1) 避難所の設置及び受入れ
- (2) 応急仮設住宅の設置
- (3) 炊出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療及び助産
- (7) 被災者の救出
- (8) 被災者の住宅の応急修理
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 遺体の捜索及び処理
- (12) 障害物（住居又はその周辺の土石、材木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの）の除去

7 費用の限度

費用の限度は、「災害救助の内容」（資料編 20-1）による。

8 一時繰替支弁

市は、救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は、一時繰替支弁する。

9 災害救助法適用外の災害

「災害救助法」が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

第2節 組織・動員計画

1 主旨

この計画は、市災害対策準備室・連絡室、市災害対策本部等の編成、組織、事務分掌等、災害応急対策に必要なすべての組織及び編成に関する計画並びに災害応急対策活動に必要な要員を把握し、災害応急対策活動を確実にするための計画を明らかにすることを目的とする。

2 防災対策組織

(1) 浜松市防災会議

ア 編成

「浜松市防災会議編成図」(資料編 2-1) の定めるところによるものとする。

イ 運営

「浜松市防災会議条例(昭和37年12月10日浜松市条例第 34 号)」(資料編 1-1) 及び「浜松市防災会議運営要綱」(資料編 1-2) の定めるところによるものとする。

(2) 事前配備体制

災害が発生するおそれがあり、又は災害が発生した場合は、次に掲げる体制を執り、その対応に万全を期するものとする。

ア 情報収集体制

「気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)」に基づく注意報が発表され、危険な状況が予想される場合は、情報収集体制をとるものとする。

イ 市災害対策準備室・連絡室

「気象業務法」に基づく警報が発表され、災害の発生するおそれがある場合は、災害対策準備室を設置し、被害の程度等により市災害対策連絡室へ移行する。

(ア) 市災害対策準備室

市災害対策準備室の編成は、資料編(2-4-1)によるものとする。

(イ) 市災害対策連絡室

市災害対策連絡室の編成は、資料編(2-4-2)によるものとする。

(ウ) 設置場所

市災害対策準備室及び連絡室は、市役所本館 4 階の災害対策本部室に置き、区の準備室及び連絡室は、区役所並びに舞阪、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪及び龍山の地域自治センター(以下「各地域自治センター」という。)に置く。

(エ) 事務分掌

「災害対策準備室・連絡室における事務分掌」(資料編 2-5)によるものとする。

(オ) 情報の提供

危機管理課及び区役所・各地域自治センターの防災担当課は、気象情報等の提供を必要に応じ関係課に通知するものとする。

(カ) 被害状況等の報告

関係課は、被害状況等を速やかに収集し、逐次、危機管理課又は区役所・各地域自治センターの防災担当課に報告するものとする。

(3) 市災害対策本部

ア 設置基準

市災害対策本部の設置基準は、「災害時の配備体制とその基準」(資料編 2-2)によるものとする。

イ 設置場所

市役所に市災害対策本部を設置する。

ウ 組織及び事務

組織及び事務は次に掲げるところによるほか、資料編の組織(2-6)及び事務分掌(2-9)に定めるところによる。

(ア) 本部長

- ・本部長は市長が当たる。
 - ・本部長は、市災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (イ) 副本部長
- ・副本部長は副市長が当たる。
 - ・副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する副本部長がその職務を代理する。
- (ウ) 危機管理監
- ・危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐するとともに、総括部責任者として市災害対策本部を指揮する。
 - ・危機管理監の職務代行者は総務部長とし、危機管理監が不在等のときは、その職務を代理する。
- (エ) 本部員
- ・本部員は、「本部員一覧」(資料編 2-20)に掲げる部長等をもって充てる。
 - ・本部員は、本部長の命を受け、市災害対策本部の所掌する事務に従事する。
- (オ) 市災害対策本部が処理する災害応急対策を円滑に実施するため、警備部、医療救護・衛生部等の10部(以下「10部」という。)を置く。
- ・10部の長及び班長は、「浜松市災害対策本部事務分掌」(資料編 2-9)に掲げる部長、課長等をもって充てる。
 - ・10部の長は、部の事務(資料編 2-9)を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - ・10部の長は、部が所管する災害応急対策を円滑に実施するため、市災害対策本部区本部(以下「区本部」という。)の長又は「浜松市災害対策本部(地震災害警戒本部)編成図」(資料編 2-6)に掲げる区本部の関係班長に対し、業務の実施又は支援を求めることができる。また、同様に区本部長から業務の実施又は支援を求められたときはこれに協力する。
 - ・班長は、所属職員を指揮監督し、その事務を処理する。
 - ・10部の長及び班長は、職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、10部の長又は班長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。
- (カ) 市災害対策本部に災害応急対策の総合調整を図るため、総括部を置く。
- ・総括部は、本館4階「災害対策本部室」に置く。
 - ・総括部は、危機管理監、「浜松市災害対策本部(地震災害警戒本部)編成図」(資料編 2-6)に掲げる部長等及び各所属の職員をもって構成する。
 - ・総括部派遣職員(資料編 2-8)は、各部長があらかじめ定めておくものとし、災害対策上の指示又は情報について所属部との連絡の任にあたる。
 - ・市災害対策本部と防災関係機関との連絡を図るため、総括部に関係機関の職員の派遣を要請することができるものとする。
- (キ) 本部会議
- ・本部長は、災害対策の重要事項を協議するため、必要に応じ本部会議を招集する。
 - ・本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び本部員をもって構成する。
 - ・本部員は、それぞれの所掌事務に関し、災害対策の実施状況について本部会議に報告しなければならない。
- (ク) 応急対策要員
- ・当該所属に係る災害対策を円滑に実施するため、各所属に応急対策要員を置く。

- ・応急対策要員は、あらかじめ所属長が指名する。

(4) 市災害対策本部区本部（以下「区本部」という。）

ア 設置基準

市が災害対策本部体制を敷いたとき、又は区長がその対策をする必要があると認めるとき。

イ 設置場所

区役所に、区本部を設置する。

ウ 組織及び事務

組織及び事務は、次に掲げるところによるほか、資料編の組織(2-6)及び事務分掌(2-9)に定めるところによる。

(ア) 区本部長

- ・区本部長は区長が当たる。
- ・区本部長は、区本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ・区本部長は、区内の災害応急対策を円滑に実施するため、10部の長に対し、業務の実施又は支援を求めることができる。また、同様に10部の長から業務の実施又は支援を求められたときはこれに協力する。

(イ) 区副本部長

- ・区副本部長は副区長（区危機管理監）が当たる。
- ・区副本部長は区本部長を補佐するとともに総合調整を行い、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ・区副本部長に事故があるときは、区本部長が指名した区本部員がその職務を代理する。

(ウ) 区本部員

- ・区本部員は課長をもって充てる。
- ・区本部員は、区本部長の命を受け、区本部の所掌する事務に従事する。

(エ) 区本部が処理する災害応急対策を円滑に実施するため、総括班、保健衛生班、福祉班、調査班、遺体班、物資班、土木・建築班、支援班及び地区防災班を置く。

- ・班長は、「浜松市災害対策本部（地震災害警戒本部）編成図」（資料編 2-6）に掲げる所属の課長等をもって充てる。

班長は、所属職員を指揮監督し、その事務を処理する。

- ・班長は、10部が計画・調整又は実施する災害応急対策について、10部の長からその実施又は支援を求められたときはこれに協力する。
- ・班長は、職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、班長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。
- ・区長は、区本部と市災害対策本部の情報連絡員としてあらかじめ1名を指名し、市災害対策本部にてその任に従事させる。

(オ) 区本部会議

- ・区本部長は、災害対策の重要事項を協議するため、必要に応じ区本部会議を招集する。
- ・区本部会議は、区本部長、区副本部長及び区本部員をもって構成する。
- ・区本部員は、それぞれの所掌事務に関し、災害対策の実施状況について区本部会議に報告しなければならない。

(カ) 地区防災班

- ・区本部の地区組織として地区防災班を設置する。
- ・地区防災班の運営及び所掌事務は、別に定める「地区防災班運営要領」によるものとする。

(キ) 応急対策要員

- ・当該所属に係る災害対策を円滑に実施するため、各所属に応急対策要員を置く。
- ・応急対策要員は、あらかじめ所属長が指名する。

(5) 市災害対策本部区地域本部（以下「地域本部」という。）

ア 設置基準

当該区が災害対策本部体制を敷いたとき、又は地域自治センター所長がその対策をする必要があると認めるとき。

イ 設置場所

地域自治センターに、地域本部を設置する。

ウ 組織及び事務

組織及び事務は、次に掲げるところによるほか、資料編の組織(2-6)及び事務分掌(2-9)に定めるところによる。

(ア) 地域本部長

- ・地域本部長は地域自治センター所長（地域危機管理監）が当たる。
- ・地域本部長は、地域本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ・地域本部長は、職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、地域本部長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。

(イ) 地域総括班

- ・地域本部が処理する災害応急対策を円滑に実施するため、地域総括班を置く。
- ・班長は地域振興課長をもって充てる。
- ・班長は、所属職員を指揮監督し、その事務を処理する。
- ・班長は、職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、班長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。

(ウ) 地区防災班

- ・地域本部の地区組織として地区防災班を設置する。
- ・地区防災班の運営及び所掌事務は、別に定める「地区防災班運営要領」によるものとする。

(エ) 応急対策要員

- ・当該所属に係る災害対策を円滑に実施するため、応急対策要員を置く。
- ・応急対策要員は、あらかじめ所属長が指名する。

(6) 現地災害対策本部

災害が本庁から離れた地域で発生し、人命の救助その他応急対策（自衛隊の要請など国、県等への要請権限以外の現場での判断を必要とするもの。）を迅速に実施するため、災害対策本部長が必要と認めた場合、「浜松市災害対策本部条例（昭和 37 年条例第 35 号）」（資料編 1-3）第 5 条に定めるところにより、現地に現地災害対策本部を置き、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部要員を派遣する。

（災害対策副本部長及び災害対策本部員の中から災害対策本部長が指名する者をもって充てる。）

3 職員の配備基準及び体制

(1) 基準

災害が発生し、又は発生のおそれのあるときの体制は、「災害時の配備体制とその基準」（資料編 2-2）

のとおりとし、配備体制は、その都度、市長（本部長）が指示する。主な内容は次のとおり。

ア 事前配備

「気象業務法」に基づく警報が発表される等相当の災害が発生するおそれがある場合は、事前配備体制をとり、市災害対策準備室又は連絡室を開設するなど、本部設置前の情報連絡活動を主とした準備的な配備とする。また、各区役所にあつては区本部長が必要と認めるときは、所属職員及び区に存する施設に勤務する本庁出先機関（上下水道部、清掃事業所、土木整備事務所等）の職員を招集し、又は招集の解除ができるものとする。

イ 第1次非常配備

（ア）都田川の水位が「避難判断水位」に達したとき

（イ）その他相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため第1次非常配備体制をとる必要があると市長が認めるとき

この場合において、市災害対策本部を設置するとともに、各部の所要職員が配備につき、いつでも第2次非常配備に移行できる配備とする。

ウ 第2次非常配備

（ア）天竜川に「はん濫警戒情報」が発せられたとき

（イ）天竜川又は都田川の水位が「はん濫危険水位」に達したとき

（ウ）大規模な火災、爆発又は多数の遭難を伴う列車、航空機、船舶、車両等の突発的な事故が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われるとき

（エ）その他相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため第2次非常配備体制をとる必要があると市長（本部長）が認めるとき

この場合において、各部の所要職員が配置につき、他の必要な職員を待機させることにより、状況によりいつでも第3次非常配備に移行できる配備とする。

エ 第3次非常配備

（ア）災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき

（イ）その他大災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため市の総力をあげて配備につき、活動する必要があると市長（本部長）が認めるとき

（2）体制

本部員は、所管の班ごとに配備編成計画を立て、これを本部長に報告するとともに班員に徹底しておくものとする。また、区本部員にあつても同様に配備編成計画を立て、これを区本部長に報告するとともに班員に徹底しておくものとする。

ア 各部非常連絡員

本部員及び区本部員は、各班における非常連絡、所要職員の動員を円滑に行うため、その所管する班ごとに1名の非常連絡員を定め、それぞれの本部長に届け出しておくものとする。

イ 勤務時間外等の情報

市災害対策本部が設置されていない勤務時間外等の災害についての情報は、守衛室及び消防局が受領し、「情報伝達及び動員指示系統」（資料編2-15）により伝達するものとする。

ウ 動員体制

「情報伝達及び動員指示系統」（資料編2-15）による。

エ 大規模災害時における非常参集体制

各班の応急対策要員及び地区防災班員は、勤務時間外において異常な大災害が発生したことを知

ったとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、次の方法により登庁又は連絡するものとする。

(ア) 交通通信が平常どおり開通している場合は、すみやかに非常連絡員又は上司に連絡をとるとともに、所定の場所に参加するものとする。

(イ) 通信が途絶し非常連絡員又は上司に連絡する手段がない場合は、自らの判断で所定の場所に参加するものとする。

(ウ) 連絡・参加の手段のない場合は、居住地付近の地区防災班設置場所又は避難所に参加し、その活動に協力するものとする。

4 標識等

(1) 市災害対策本部は、「浜松市災害対策本部」の標示板(資料編 2-12)を掲示し、区本部及び地域本部においてもそれぞれ本部の名称を記した標示板を掲示する。

(2) 災害時において、非常活動に従事するときは、別段の定めがある場合のほか、資料編(2-12)による浜松市の腕章を着用するものとする。

(3) 災害時において、非常活動に使用する本部の自動車、船艇には、資料編(2-12)の規格による標識をつけるものとする。

(4) 職員の身分証明は、職員が常に所持している身分証明書によるものとし、「災害対策基本法」第 83 条第 2 項に規定する身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

第 3 節 通信・情報計画

1 主旨

この計画は、県、市及び関係機関との通信系統を明らかにするとともに、市の通信情報計画を明らかにし、災害時における情報連絡に支障のないように措置することを目的とする。

2 通信系統

災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のための通信は、「関係機関」(資料編 2-13)、「災害対策本部・区本部・地域本部連絡先」(資料編 2-14)及び「浜松市災害対策本部無線系統図」(資料編 8-1-1)による。

3 気象等の予報及び警報の、伝達組織並びに周知方法

(1) 気象等の予報及び警報の、収集及び伝達は、「通信情報網図」(資料編 2-16)により通信施設を活用して行うものとし、可能な限り災害時要援護者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。

(2) 水防に関係ある気象の予報、注意報、警報等の収集及び伝達は、「第 20 節水防計画」の定めるところによる。

(3) 地震・津波に関する情報及び津波に関する警報の収集及び伝達は、「地震対策編第 5 編第 2 章情報活動」の定めるところによる。

(4) 「気象業務法」に基づく、本市における気象等の予報、警報等の種類及び発表基準は、資料編(5-2)のとおりである。

4 気象等の予報、警報等の発表・切替え・解除

(1) 気象等の予報及び警報並びに気象情報等の発表

注意報・警報・気象情報は原則として静岡地方気象台が発表する。

(2) 気象等の予報、警報等の切替え・解除

ア 注意報又は警報が発表された後において、その種類や内容の一部又は全部が更新されて発表された場合には、先に発表されたものは自動的に切替えられ、解除されるまで継続する。

イ 注意報事項又は警報事項の必要がなくなった場合には、当該注意報又は警報は解除される。

5 水防活動用の気象注意報、警報等

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、大雨・高潮・洪水の注意報及び警報をもってこれに代える。天竜川下流については、「水防法」第16条第1項により国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所長が水防警報を発表する。また、都田川（井伊谷川を含む。）については、「水防法」第16条第1項により静岡県浜松土木事務所長が水防警報を発表する。

6 特定河川に対する洪水注意報・警報

天竜川下流については、「水防法」第10条第2項及び「気象業務法」第14条の2第2項により国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所と静岡地方気象台が共同で、洪水注意報及び洪水警報を発表する。また、都田川については、「水防法」第11条第1項及び「気象業務法」第14条の2第3項により静岡県浜松土木事務所と静岡地方気象台が共同で、洪水注意報及び洪水警報を発表する。

なお、例文は資料編(6-3)による。

7 災害通信方法

(1) 災害通信の受信並びに伝達要領

県から伝達される各種災害通信は、県防災行政無線（ファクシミリ）により本庁危機管理課で受信し、状況により必要と認める各課等に伝達する。

市長は状況により必要と認めたときは庁内放送を通じて全職員に情報を周知徹底するほか、各出先機関にも周知徹底を図る。

なお、勤務時間外における情報は、「情報伝達及び動員指示系統」（資料編 2-15）により伝達する。

(2) 主な通信施設

本市の主な無線通信施設の設置場所・種別・個数等は、「第2章第8節無線通信施設整備計画」のとおりである。

8 災害情報及び被害状況の報告

(1) 市長に対する報告

災害情報及び被害状況の報告は、災害応急対策を確実に迅速に実施する基盤となることから、本庁10部の長及び区長は災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、「被害状況報告」（資料編 7-1）及び「被害程度の認定基準」（資料編 7-2）により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を次により収集して市長に報告するものとする。

なお、地域自治センターからの情報、状況等の報告は、区長を経由するものとする。

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 災害の程度

オ 災害に対してとられた措置

カ その他必要な事項

(2) 知事に対する報告

市長は、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第264号）」及び「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の規定により、静岡県災害対策本部西部方面本部（以下「県西部方面本部」という。）を経て知事に報告を行う。また、被害規模を早期に把握するため、市

長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し県西部方面本部に報告する。報告の方法は、原則として電信電話をもって随時及び定時に行い最終報告は文書をもって行う。ただし、県西部方面本部に連絡がつかない場合は知事に、知事に連絡がつかない場合は内閣総理大臣（総務省消防庁）に報告するものとする。

なお、連絡が付き次第、知事及び県西部方面本部にも報告する。

ア 報告すべき災害

- (ア) 「災害救助法」の適用基準に合致するもの
- (イ) 市が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害による被害に対し、国の特別の財政援助を要するもの
- (エ) 地震が発生し、市内で震度4以上を記録したもの
- (オ) その他の災害の状況、社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

イ 報告すべき種類

(ア) 災害発生報告

災害が発生した場合、直ちに日時・場所・原因・被害の概要等を通報するものとする。

(イ) 被害速報（随時）

災害が発生したときから応急措置が完了するまで「被害程度の認定基準」（資料編 7-2）に基づき、「被害速報（随時）」（資料編 7-3）により報告する。

(ウ) 定時報告

県西部方面本部が定めた時間に、可能な限り最新の被害状況を把握し、「災害定時及び確定報告書」（資料編 7-4）により報告するものとする。

(エ) 確定報告

被害状況確定後すみやかに、「災害定時及び確定報告書」（資料編 7-4）により県西部方面本部を経て知事に文書をもって報告するものとする。

ウ 知事に対する要請事項

災害発生報告又は被害報告の通報とともに、知事に対し要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。

(3) 突発的災害に係る報告

消防局は、突発的災害（航空機の墜落や列車の転覆、船舶の沈没、ガス爆発などの事故）により多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合は、次の事項を明らかにし、「緊急時連絡票」（資料編 7-5）により直ちに県危機対策室及び消防庁応急対策室へ報告するものとする。

ア 発生日時、場所

イ 被害の状況

ウ 応急対策の状況

エ 自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性

（派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な援助活動などを明らかにすること。）

（県危機管理局）

	NTT 有線	県防災行政無線
電 話	054-221-2072	5(8)-700-6030
F A X	054-221-3252	5(8)-700-6250

※ 「5」は地上系、「8」は衛星系

(消防庁応急対策室)

		地域衛星通信ネットワーク	NTT 有線
平日 (9:30~18:15)	電 話	8-048-500-90-49013	03-5253-7527
	F A X	8-048-500-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電 話	7-048-500-90-49102	03-5253-7777
	F A X	7-048-500-90-49036	03-5253-7553

(4) 市防災会議に対する報告

必要に応じ被害状況、応急対策等の措置について、市防災会議に報告するものとする。

9 通信途絶時における措置

(1) 通信の途絶

有線系の通信が途絶した場合は、系統図(資料編 8-1)による無線系を使用する。

(2) 非常電話、非常電報等の利用

ア 非常電話・緊急電話

非常事態・緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のために必要な事項を内容とする通話で、交換手扱い通話に優先して接続する、局番なしの「102番」である。

イ 非常電報及び緊急電報

西日本電信電話株式会社が事前に指定した番号に申し込む。

(3) 非常用無線装置等の利用

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社に対し、県災害対策本部を通じて非常用移動基地局車、非常用移動電源車等の派遣を要請する。

第4節 災害広報計画

1 主旨

この計画は、災害時において、一般市民に対し必要な情報を提供して人心の安定を図るとともに、各報道機関、県広報組織との協力体制を定め、広報活動の万全を図ることを目的とする。

なお、その際、災害時要援護者に配慮した広報を行うものとする。

2 情報収集及び広報方法

(1) 連絡の協調、情報の収集及び取材

ア 広報担当及び情報収集担当部課は、他の部課及び県との連絡を密にし、災害情報及び被害情報を迅速、正確に収集して広報の体制を整えるものとする。

イ 広報担当部課は、被災地の状況を写真、ビデオなどで取材するものとする。

(2) 広報の内容等

ア 気象、地象、水象に関する情報

イ 道路交通状況

ウ 交通機関の状況

エ 電気、ガス、水道の状況

オ その他人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(3) 報道機関に対する情報発表

ア 情報発表責任者

市災害対策本部において報道機関に対し、正式情報を発表する場合の情報発表責任者は政策調整

広報官とする。

イ 情報発表方法

報道機関に対する正式情報の発表は、原則として市政記者室で行うが、必要に応じて特設のプレスルームで行う。

(4) 広報機関等の活用

災害対策上必要な事項を市民に対して周知する場合は、「災害時における放送要請に関する協定」(資料編 19-3)を締結している機関及びその他の媒体を活用するなど、あらゆる手段により行う。

ア 印刷媒体

広報紙、市政記者クラブ加盟の日刊紙へ依頼する。

イ ラジオ放送

日本放送協会（静岡放送局浜松支局）、静岡放送株式会社（浜松総局）、静岡エフエム放送株式会社、浜松エフエム放送株式会社

ウ テレビ放送

日本放送協会（静岡放送局浜松支局）、静岡放送株式会社（浜松総局）、株式会社テレビ静岡（浜松支社）、株式会社静岡朝日テレビ（浜松報道部）、株式会社静岡第一テレビ（浜松支局）、浜松ケーブルテレビ株式会社

エ 緊急情報放送

コミュニティエフエム放送（FMHaro）を活用した緊急情報放送システムを利用し、市民に必要な情報を放送する。

オ 有線ファクシミリ（一斉）

市有施設（小・中学校、公民館）の有線ファクシミリを活用する。

カ 有線放送

農協有線放送を有する農協（「農協有線放送施設概要」資料編 8-10）へ依頼する。

キ インターネット

浜松市公式ホームページ、ヤフーブログで随時、最新情報を公開する。

ク 道路情報提供装置

自動車等を使用している者に対しては、道路情報提供装置を活用して周知する。

ケ 広報車(資料編 10-1)

広報車、消防車により市内を地域別に巡回し、あらかじめ定めた広報文案により地域住民に周知する。

コ 防災行政無線(同報系)

屋外スピーカー及び戸別受信機を活用する。

(5) 外部機関からの広報事項の受領

外部機関から災害対策等に関する事項について、市の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用するものとする。また、市以外の広報媒体を活用しなければならないときは、その都度関係機関と協議するものとする。

(6) 報道機関からの災害記録写真の収集

市が災害記録を収集しようとする場合、報道関係の撮影したものについて提供を依頼するものとする。

なお、報道機関に対する提供依頼は、広聴広報班を通じて行うものとする。

(7) 経費負担区分

ア 市がラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時において、その都度協議して定める。

イ 報道機関から災害記録写真を収集する場合に要する経費は、市が負担するものとする。

第5節 避難計画

1 主旨

この計画は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある場合で、避難の必要がある者を一時的に安全な場所に受入れ、保護することを目的とする。

2 災害救助法の適用基準

対象者、実施期間、費用の限度等は、「災害救助の内容」(資料編 20-1)による。

3 実施方法

(1) 避難勧告及び指示

市長は、火災、山・がけ崩れ、津波、河川の氾濫等により、住民に危険が切迫していると認めるときは危険地域の住民に対して避難のための準備情報の提供や立退きの指示等をするものとする。

特に、避難行動に時間を要する災害時要援護者が迅速に避難できるよう、避難準備情報の伝達を行うなど、避難支援のためのマニュアル・計画の整備に努めるものとする。

なお、緊急の場合で市長に連絡をする暇がないときは、区長又は地域自治センター所長の判断により実施することができる。この場合は、その旨を遅滞なく市長へ報告するものとする。市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、知事が市長に代わって避難のための立退きの指示等をするものとする。市長以外の指示権者、根拠規定は下表のとおりであり、避難命令が発せられる場合を例示すれば次のとおりである。

ア 河川が、はん濫注意水位（警戒水位）又は避難判断水位（特別警戒水位）を突破し、洪水のおそれがあるとき。

イ 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。

ウ 火災が風下に拡大されるおそれがあるとき。

エ 豪雨・台風・高潮・地震・津波等災害に関する警報又は通報があり、避難を要すると判断されるとき。

オ 地すべり、急傾斜地の崩壊等により著しい危険が切迫しているとき。

市長以外の指示権者、根拠規定

指示権者	根拠法
警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	災害対策基本法第 61 条
知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条
知事若しくはその命を受けた職員又は水防管理者	水防法第 29 条
災害派遣時等の部隊等の自衛官	自衛隊法第 94 条

(2) 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達

市長は、危険地域の住民、事業所等に対して、防災行政無線（同報系）、広報車その他の手段を用いて次の事項を周知徹底する。この場合において、災害時要援護者への的確な情報提供に配慮するよう

努める。

- ア 避難準備情報、避難の勧告又は指示の主旨
- イ 避難準備情報、避難の勧告又は指示が出された地域名
- ウ 避難所（所在地、名称、受入れ可能人員）
- エ 避難経路及び誘導方法

（３）避難方法・時期

災害の発生が事前に予測されるときは、一時的に親戚、知人、友人宅等の安全な場所又は近くの安全な建物、公園、広場等に避難するなど、身の安全の確保に努めるものとする。また、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとするときで、緊急に避難しなければならない場合においても同様とする。

なお、これらの状況による避難の開始については、住民の自主的判断により行うものとし、避難行動に時間を要する災害時要援護者にあつては、早期の避難の開始に努めるものとする。

（４）避難誘導

避難に当たっては、消防団員、自主防災組織の避難誘導のもと、災害時要援護者に配慮し避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察、自衛隊、海上保安本部等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

（５）安否確認

安否確認の実施にあつては、災害時要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。

（６）災害時要援護者の避難支援

市は、防災担当課、保健福祉担当課等の連携の下、災害時要援護者の避難支援計画を作成し、支援に努めるものとする。

（７）避難所等の開設

あらかじめ市が指定した避難予定場所は、一次避難所（資料編 14-2-2）のとおりである。また、大規模な災害により長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難所での生活が困難な災害時要援護者を受入れるため、災害時要援護者用避難所（資料編 14-7）となる施設の管理者に開設を要請する。

なお、必要に応じて県に応援を要請するものとする。

（８）避難所の安全管理

- ア 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市職員を配置する。
- イ 避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要に応じて警察官の配置を要請する。
- ウ 避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずる。
- エ 常に区本部等と情報連絡を行い、適正な情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。
- オ 火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報収集に努める。
- カ 避難所内に傷病人がいる場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- キ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、適切迅速な措置をとり、避難者に不平不満が生じないように努める。
- ク 避難所での避難生活の運営に当たっては、災害時要援護者、男女のニーズの違い等の男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

（９）避難場所の早期解消

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅の利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

(10) 災害危険地域の設定

災害の発生に際して人命・身体・財産に著しい被害が生ずるおそれがある地域を危険地域として設定し、災害に備える諸準備に遺漏のないよう努めるものとする。

危険地域の設定に当っては市・警察・消防・土木・河川関係者並びに地元代表者等の協議によって現地の実情に応じた設定を行うものとし、次の基準によって定めるものとする。

- ア 急傾斜地崩壊危険区域－「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）」の定めによる。
- イ 水害危険地域－河川の流量、堤防の強弱等、池沼の貯水量、道路、潮位等を基準資料として判定し、破堤、溢水のおそれの大なる地域
- ウ 火災危険地域－家屋密集度、道路網、水利、火災発生のおそれのある施設並びに過去における火災発生率を勘案して危険度大なる地域
- エ 震災危険地域－地盤軟弱かつ家屋稠密な地域

(11) 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

ア 警察官、海上保安官、自衛官の代行

警察官、海上保安官又は自衛官は「災害対策基本法」第 63 条第 2 項及び第 3 項の規定により市長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

イ 知事による代行

知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、「災害対策基本法」第 73 条第 1 項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

4 市長の要請事項

市において避難措置が困難な場合には、市長は下記事項を明らかにし県に要請するものとする。

- (1) 避難希望地域
- (2) 避難を要する人員
- (3) 避難期間
- (4) 輸送手段
- (5) その他必要事項（災害の発生原因）

5 市長の県管理施設の利用

市長は避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、「災害時における県有施設の使用に関する要領」（資料編 19-4）により、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

6 市長の要請に基づく県の実施事項

- (1) 市外の既存施設を避難所とする場合の斡旋

- (2) 市内の既存施設を避難所とする場合の強制収用
- (3) 自衛隊の派遣要請
- (4) 海上保安庁に対する支援要請
- (5) 消防機関の応援動員要請

7 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合は、前記「2 災害救助法の適用基準」に準じて対策を実施する。

第6節 救出計画

1 主旨

この計画は、災害のため生命、身体が危険な状態にある者若しくは生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護することを目的とする。

2 災害救助法の適用基準

対象者、実施期間、費用の限度等は、「災害救助の内容」(資料編 20-1)による。

3 実施方法

(1) 救出の方法

救出活動は、警備部が担当するものとし、別に定める計画に基づき活動する。

(2) 関係機関等への応援要請

被災の状況、規模に応じて自衛隊、他の消防機関、警察、建設業者等の応援要請を要求するものとする。また、自主防災組織やボランティア等に対しても協力を要請する。

4 市長の要請事項

市において救出の措置が困難な場合には、市長は下記事項を明らかにし県へ要請するものとする。

- (1) 救出を要する人員
- (2) 周囲の状況(詳細に記入。)
- (3) その他必要事項(災害の発生原因等)

5 市長の要請に基づく県の実施事項

- (1) 自衛隊の派遣要請
- (2) 海上保安庁に対する支援要請
- (3) 消防機関の応援動員要請

6 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合は、前記「2 災害救助法の適用基準」に準じて対策を実施する。

第7節 食料供給計画

1 主旨

この計画は、災害により日常の食事に支障が生じた際、被災者に対し応急な炊出しを行い、また住家に被害を受け一時的に縁故先等へ避難する者に対し必要な食料品を給与し、一時的に被災者の食生活を保護することを目的とする。

2 災害救助法の適用基準

炊出しその他による食品の給与の対象者、対象品目、対象経費、費用の限度及び実施期間は、「災害救助の内容」(資料編 20-1)による。

3 実施方法

(1) 炊出しその他による食品の給与の方法

市において炊出しその他による食品の給与を実施する場合、市長は責任者を指定し、給与状況を把握するものとする。また、避難所においてこれらの給与を実施する場合、区長は、配分の適正、円滑を期すため万全の措置を講じ、遺漏なきようにするものとする。

ア 給与の品目及び数量

応急食料の給与に際して実施期間、被災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊出し・パン等適当な方法により実施するものとする。

(ア) 配給品目 米穀、パン、麦製品(乾うどん等)等

(イ) 配給数量 1人1日3食

イ 対象者

「災害救助法」による給与の対象者は、「災害救助の内容」(資料編 20-1)の炊出しその他による食品の給与の適用基準によるものとする。

ウ 炊出し実施場所等

炊出しは避難所内又はその近くの適当な場所を選び、自主防災組織等の協力により実施するが、実施できない場合は、給食業者等から調達するものとする。

(2) 応急食料調達方法

ア 応急食料調達方法

応急食料の調達は、原則として市において「緊急物資部災害初期対応マニュアル」に基づき措置するものとする。

イ 応急食料の輸送措置

調達した応急食料の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注業者等において措置できないときは「第16節輸送計画」に基づき措置するものとする。

(3) 応急食料の備蓄

市指定の各避難予定場所及び地区防災班設置場所で必要となる応急食料の備蓄を図るものとする。

4 市長の要請事項

市において、応急食料の調達が不可能又は困難な場合に、市長は下記事項を明らかにし県へ要請するものとする。

- (1) 調達斡旋を必要とする理由
- (2) 必要食料品目
- (3) 必要数量
- (4) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (5) 連絡課及び連絡責任者
- (6) 荷役作業員の有無
- (7) その他参考となる事項

5 市長の要請に基づく県の実施事項

- (1) 応急食料の調達斡旋
- (2) 輸送車両の斡旋

6 関東農政局静岡農政事務所長への要請

国が所有する災害救助用米穀(米穀、災害対策用乾パン及び乾燥米飯)の緊急引渡しを要請するときは知事を通して行うものとするが、交通及び通信が途絶して知事に調達あつせんを要請することができない場合は、県が締結した「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊

急引渡しについての協定書」に基づき、関東農政局静岡農政事務所長（地域課長を含む。）又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して災害救助用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

7 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合は、前記「2 災害救助法の適用基準」に準じて対策を実施する。

第8節 被服、寝具その他生活必需品の供給計画

1 主旨

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、資力の有無にかかわらず、被服、寝具その他生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者に対して、一時の急場をしのぐ程度の給与又は貸与をすることを目的とする。

2 災害救助法の適用基準

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の対象者、対象品目、給（貸）与の期間は、「災害救助の内容」（資料編 20-1）による。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の方法

（1）調達及び運送

ア 調達方法

市において「緊急物資部災害初期対応マニュアル」に基づき調達するものとし、「災害救助の内容」（資料編 20-1）に基づき、被災状態、物資の種類、数量等を勘案して、物資購入（配分）計画表を作成し行うものとする。

イ 運送措置

調達した被服、寝具その他生活必需品の運送については、原則として当該物資発注先の業者等において措置し、措置できないときは、「第16節輸送計画」に基づき市が措置するものとする。

（2）給与又は貸与の方法

ア 給与又は貸与の方法

市において被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する場合、市長は責任者を指定し、給与又は貸与の状況を把握するものとする。また、区長は、避難所においてこれらの給与又は貸与を実施する場合、配分の適正、円滑を期すため万全の措置を講じ、遺漏なきようにするものとする。

イ 対象者

「災害救助法」による給与又は貸与の対象者は、「災害救助の内容」（資料編 20-1）の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の適用基準によるものとする。

4 市長の要請事項

市長は、被服、寝具その他生活必需品の調達斡旋を必要とする場合は、次の事項を明らかにし県へ要請するものとする。

- （1）必要品目
- （2）必要数量
- （3）引渡し場所及び受取責任者
- （4）連絡課及び連絡責任者
- （5）荷役作業員の有無

(6) 経費負担区分

(7) その他参考となる事項

5 市長の要請に基づく県の実施事項

(1) 被服、寝具その他生活必需品の調達斡旋

(2) 輸送車両の調達

6 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合は、前記「2 災害救助法の適用基準」に準じて対策を実施する。

第9節 給水計画

1 主旨

この計画は、災害により飲料水の供給が停止し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し最小限度必要の量の飲料水を供給し、これを保護することを目的とするものである。

2 災害救助法の適用基準

飲料水の供給を受ける者、供給の期間、費用の限度は、「災害救助の内容」(資料編 20-1)による。

3 飲料水供給の方法

(1) 給水想定地域・給水量

被災により給水が必要とされる地域に対して、給水用車両及び地区別給水人口を考慮して給水する。

(2) 給水方法

ア 給水は、「給水資機材」(資料編 17-1)を利用して行う。

イ 給水に際しては給水時間、給水場所を住民に周知する。

ウ 給水用車両1台につき概ね運転手1名及び作業員1名の計2名を配置する。

エ 広範な地域に給水が必要となる場合は地区別に貯水用の水槽等を用意し、給水の迅速化を図る。

(3) 水道施設

市内の水道施設は次表のとおり。

水道施設一覧表 (平成21年3月31日現在)

種別	事業数	給水人口	備考
市上水道	1	761,348人	施設設備一覧表(資料編 17-2)
簡易水道	39	20,291人	施設設備一覧表(資料編 17-3)
飲料水供給施設	185	5,379人	施設設備一覧表(資料編 17-4)
専用水道	57	25,924人	施設設備一覧表(資料編 17-5)

(4) 補給水源

飲料水の補給は、「補給水源」(資料編 17-6)及び「飲料水兼用(専用)耐震性貯水槽」(資料編 17-7)により行うものとする。

なお、消火栓より補給することが可能な場合は、上下水道部と協議し実施するものとする。

(5) 浄水用薬品の調達

浄水用薬品の調達は、「上下水道復旧部災害初期マニュアル(浄水班)」によるものとする。

(6) 給水施設の応急復旧

被災による損傷箇所等の緊急復旧作業は、上下水道部の非常体制により措置するものとする。

(7) 指導監督

給水を実施する場合は、保健所の指導監督を依頼するものとする。

4 市長の要請事項

市において給水措置が困難な場合には、市長は次の事項を明らかにし県へ要請するものとする。

- (1) 給水対象人員
- (2) 給水期間及び給水量
- (3) 給水場所
- (4) 給水器具、薬品、水道用資材等の品目別必要数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合、その台数
- (6) その他必要事項

5 市長の要請に基づく県の実施事項

- (1) 隣接市町、自衛隊又は国に対する協力要請
- (2) 資機材等の調達に係る市町間での調整、又は国に対する協力要請

6 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合は、前記「2 災害救助法の適用基準」に準じて対策を実施する。

第10節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

1 主旨

この計画は、災害のため住家が滅失したり、被災者で自らの資力では住宅を確保することができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し、県から応急仮設住宅設置事業の委任を受けて応急仮設住宅を設置し、一時的な居住の安定を図り、また災害のため被害を受けた住家に対し、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって居住の安定を図ることを目的とする。

2 災害救助法の適用基準

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理、住宅等に流入した土石等障害物の除去の対象、費用の限度等は、「災害救助の内容」(資料編 20-1)による。

3 実施方法

(1) 共通事項

ア 被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や滅失世帯数、避難所生活世帯数等を把握する。

イ 実施者

住宅の仮設、応急修理等を実施する場合は、地域支援部からの技術援助依頼を受けて、建物判定・仮設部が実施するものとする。

ウ 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備しておく。

(2) 応急仮設住宅の設置

ア 応急仮設住宅の建設

(ア) 建設用地は、市管理用地（公園、普通財産、運動広場等）の内から災害の状況に応じて選定する。

(イ) 建設を市が行うこととされた場合は、県と連絡を取りながら設置事業を行う。

イ 応急仮設住宅への入居

(ア) 入居者の選考

あ 避難所生活者に対する入居意向調査等を実施する。

い 選考事務の公正を期するため、選考委員会を置くことができる。

う 選考は、被災者の資力その他生活条件を充分調査するものとし、公正な選考に努めるものとする。また、災害時要援護者の優先的入居に努めるものとする。

(イ) 応急仮設住宅の管理

あ 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急仮設住宅の入退居手続き、維持管理を行う。

い 入居者への巡回相談等を実施し、応急仮設住宅における生活に問題が生じないように努める。

(3) 公営住宅等への一時入居

ア 入居者の選考

(ア) 避難所生活者に対して入居意向調査等を実施する。

(イ) 選考事務の公正を期するため、選考委員会を置くことができる。

(ウ) 選考は、被災者の資力その他生活条件を充分調査するものとし、公正な選考に努めるものとする。

(エ) 入居者の選考に当たっては、災害時要援護者を優先的に入居させると共に、従前の地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。

イ 公営住宅等の管理

(ア) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、公営住宅の入退居手続き、維持管理を行う。

(イ) 入居者への巡回相談等を実施し、公営住宅における生活に問題が生じないように努める。

(4) 住宅の応急修理

ア 修理者の選考

(ア) 選考事務の公正を期するため、選考委員会を置くことができる。

(イ) 選考は、被災者の資力その他生活条件を充分調査するものとし、公正な選考に努めるものとする。

イ 修理者の管理

応急修理契約を作成し、記録の保存をする。

(5) 公営住宅の応急修理

公営住宅等について必要な応急修理を実施する。

(6) 住宅等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救護活動を行う。

(7) その他

建築資材、労働者等については、別に定めるところにより措置するものとする。また、調達した建築資材等の輸送は、原則として物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先業者等において措置できない時は、「第16節輸送計画」に基づき措置するものとする。

4 市長の要請事項

市において資材等の調達が可能又は困難な場合は、市長は次の事項を明らかにし県へ要請を行うものとする。

(1) 応急仮設住宅の場合

- ア 被害世帯数（全焼・全壊・流失）
- イ 住宅設置戸数
- ウ 住宅設置に必要とする資材品名及び数量
- エ 住宅設置に必要とする建築業者及び人数
- オ 連絡責任者
- カ その他参考となる事項

(2) 住宅応急修理の場合

- ア 被害世帯数（半焼・半壊）
- イ 修理戸数
- ウ 修理に必要な資材品名及び数量
- エ 修理に必要な建築業者及び人数
- オ 連絡責任者
- カ その他参考となる事項

5 市長の要請に基づく県の実施事項

- (1) 建築資材、建築業者等の調達斡旋
- (2) 輸送
- (3) 災害復旧用材（国有林材）及び県有林材の活用

6 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合は、前記「2 災害救助法の適用基準」に準じて対策を実施する。

第11節 医療及び助産計画

1 主旨

この計画は、災害のため医療、助産機関が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合に、応急的に医療又は助産を施し、被災者の保護を図ることを目的とする。

2 災害救助法の適用基準

医療及び助産の対象、期間、費用の限度は、「災害救助の内容」（資料編 20-1）による。

3 市の実施事項

(1) 救護班編成

医師会、救護病院等の協力を得て、救護班を編成する。

なお、患者の規模及び患者の発生状況によっては、救護班の応援を県へ要請するものとする。

(2) 医療関係団体

災害が発生した場合は、「医療関係団体」（資料編 15-1）の関係団体と緊密な連携をとり、医療活動の万全を期するものとする。

なお、市内の救護病院は、「救護病院」（資料編 15-2）によるものとする。

(3) 医療品等調達先

市は救護班において医療品等の調達困難な場合は、県西部方面本部に要請を行い措置するものとする。

(4) 配車

車両については、各救護班にて用意するものとする。ただし、調達不可能な場合にあっては、第16節輸送計画に基づき措置するものとする。

4 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、「静岡県医療救護計画（県医療室）」（資料編 20-3）及び市で定めた「浜松市医療救護計画」に定める中で適切な医療救護活動を実施するものとする。医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

応急救護所の開設場所及び救護病院は、「応急救護所」（資料編 15-3）及び「救護病院」（資料編 15-2）とする。

5 健康への配慮

保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。特に、災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を保健福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

6 市長の要請事項

市長は市において救護が困難な場合は、次の事項を明らかにし県へ要請するものとする。

- (1) 救護を必要とする人員（内科・外科・助産等別の人員）
- (2) 必要な応援班数
- (3) 救護期間
- (4) 応援班の派遣場所
- (5) その他必要事項（災害発生の原因等）

7 市長の要請に基づく県の実施事項

- (1) 救護病院等への応援班の派遣並びに災害派遣医療チーム（DMAT）の編成及び要請
- (2) 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医科器械協会及び社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品、医療材料及び衛生資材の調達・斡旋
- (3) 日本赤十字社静岡県支部からの輸血用血液の調達・斡旋
- (4) 社団法人静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請
- (5) 災害拠点病院に対する重傷患者受入れ等の要請

8 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合は、前記「2 災害救助法の適用基準」に準じて対策を実施する。

第12節 防疫計画

1 主旨

この計画は、被災地の消毒措置を迅速かつ強力に実施し、環境衛生の確保、感染症の流行の未然防止を図ることを目的とする。

2 実施事項

被災地に発生する感染症の予防を図るため、次の(1)から(8)までの事項を行うものとする。また、市長は知事の指示により(9)の事項を行うものとする。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）」（以下この節で「感染症法」という。）第 27 条）
- (2) ねずみ族昆虫等の駆除（「感染症法」第 28 条）
- (3) 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査・健康診断（「感染症法」第 15 条及び第 17 条）
- (4) 生活用水（井戸水等）の使用制限又は禁止（「感染症法」第 31 条）
- (5) 感染症伝播の媒介となる飲食物の販売、授受の禁止又は廃棄（「食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号）」第 6 条第 1 項第 3 号）
- (6) 患者の移送（「感染症法」第 21 条）
- (7) 避難所の衛生管理及び消毒指導
- (8) 犬の保護活動（「狂犬病予防法（昭和 25 年 8 月 26 日法律第 247 号）」第 6 条）
- (9) 緊急的な臨時の予防接種の実施（「予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）」第 6 条）

3 実施要領

(1) 防疫に関する班の編成及び能力

災害の状況に応じて防疫に関する班を編成し、前記 2 に掲げる実施事項を行う。

班編成基準及び能力

携行機械	人員	処理能力	備考
原動機付・二兼機	3 人	100～250cc/分	乳剤、油剤
手動式噴霧器	2 人	2～3L/m ²	乳剤

(2) 実施基準

被災により環境衛生が低下し、感染症の発生するおそれがある場合は、次に該当する地域から優先的に実施するものとする。

- ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域
- イ 集団避難所
- ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

(3) 実施方法

- ア 床下、庭 乳剤散布（乳剤を被災地の自治会へ一括搬送し、各家庭へ配布方を依頼するものとする。）
- イ 汚染した溝、水溜 乳剤散布
- ウ 汚染した井戸 次亜塩素酸ナトリウムの投入
- エ 毒劇物の取扱 回収及び流出飛散防止を図る。
- オ その他 適宜必要な措置

(4) 消毒機器及び薬品

- ア 消毒用機器は、保健所所有の噴霧器等により措置するものとするが、不足の場合は各農協等が所有している農業散布用機器を借上げるものとする。
- イ 消毒薬品
消毒薬品は、医薬品等卸業者から措置するものとする。

(5) 配車

配車については、「第 16 節輸送計画」に基づき、各班概ね小型車 1 台を配置し、薬剤の補給、人員機材の輸送を迅速に行い、消毒能力の向上を図るものとする。

4 市長の要請事項

市長は、市において防疫の実施が困難な場合は、次の事項を明らかにし県へ応援の要請を行うものとする。

- (1) 防疫薬剤の種類及び数量
- (2) その他必要事項

第13節 廃棄物処理計画

1 主旨

この計画は、災害時の廃棄物の収集・運搬及び処理・処分業務を適切に行い、生活環境の悪化を防止することを目的とする。

2 この計画に基づくマニュアル

この計画に基づき別にマニュアルを作成し、必要な措置を実施する。

なお、別に作成する次に掲げるマニュアルは、東海地震を想定したマニュアルであるため、東海地震以外の災害の際にはその被災状況を把握した上で、適切に準用するものとする。

(1) 廃棄物処理部災害初期活動マニュアル

平常時に市で収集・処理している一般廃棄物（燃えるごみ、燃えないごみ、プラスチック製容器包装、資源物、粗大ごみ等）と、し尿・浄化槽汚泥の収集・処理を実施する。

(2) 地震対策マニュアル

廃棄物処理施設（資料編 16-2）において対応する。

(3) がれきの対応

個人や法人が所有する建物や道路等の公共施設から発生するがれきの対応については、廃棄物処理部災害初期活動マニュアルにおいて別途定める。

3 廃棄物処理のための組織

廃棄物処理活動の組織は「総括班」、「生活ごみ班」、「し尿処理班」、「がれき処理班」としてそれぞれ連携して対応する。

ア 総括班

部内及び市災害対策本部との調整並びに廃棄物処理部の業務に関わる職員、ボランティア等の宿泊先、トイレ、飲料水、食料等の確保に関して対応する。

イ 生活ごみ班

生活ごみ対策組織は災害発生以降に排出される生活ごみの処理について対策を行う。特に、避難所などから排出される生活ごみに関して対応する。

ウ し尿処理班

し尿処理対策組織は災害発生以降に排出される、し尿の処理について対策を行う。特に、避難所・仮設トイレなどから排出されるし尿に関して対応する。

エ がれき処理班

がれき処理対策組織は災害によって大量に発生が予想されるがれきの処理について対策を行う。

4 初期対応

(1) 生活ごみ関係

- ア 被災の状況により通常収集は一時中止する。
- イ アの場合、生活ごみは排出元で留め置く。

(2) し尿関係

ア 災害発生直後のトイレ使用の混乱を避けるため、家庭でのトイレの使用、避難所でのトイレの使用について素早い情報提供を実施する。

イ 通常のかみ取り作業については一時中断し、避難所を優先することとし、状況を見ながら通常の収集体制に移行するものとする。

(3) がれき関係

ア がれきの自己搬入不可の広報を実施する。

イ がれき搬入方針の決定まで、個人で保管する。

(4) 施設関係

各処理施設ごとに作成した「地震対策マニュアル（廃棄物処理部）」を準用し、処理施設等の被災状況を点検する。

ア 処理施設等(資料編 16-2)

中間処理施設及び最終処分場の被災状況を調査し、処理能力を把握する。また、施設の処理能力に関係する被災箇所の応急修繕を実施する。

イ 車両等

運搬車両の破損状況を調査(委託・許可業者を含むものとし、対象となる業者は別に定める。)し、運搬能力を把握する。

(5) その他

ア 県、市災害対策本部、諸関係機関等との連絡・調整を実施し、情報収集を行う。

イ 避難所の設置状況を把握、仮設トイレの数量の情報を得る。

5 収集・処理計画

(1) ごみ

「廃棄物処理部災害初期活動マニュアル」の手順により収集人員及び車両の必要量を把握して収集・処理計画を作成する。

ア 仮置場の計画

ごみ収集ができない地域に仮置場・中継地を設置する。

イ 運搬ルート作成

集積所・仮置場などからの運搬ルートを作成する。

(2) し尿

避難所の状況から「廃棄物処理部災害初期活動マニュアル」によりし尿発生量を予測し、必要収集車両及び人員数を把握して収集・処理計画を作成する。また、仮設トイレの設置計画に基づいて、収集計画を作成する。

(3) がれき

ア がれき仮置場の確保

災害の状況からがれき発生量を予測しあらかじめ定めた仮置場の候補地の中から、仮置場を選定する。

イ 管理方法決定

仮置場の管理・運営のための体制を整備する。

6 復帰

状況の回復に従って、徐々に通常の処理体制としていく。

7 市長の要請事項

市において、廃棄物処理業務が不可能又は困難な場合は下記事項を明らかにし県へ要請するものとする。

- (1) 処理対象物名及び数量
- (2) 処理対象戸数
- (3) 市の処理施設の使用可否
- (4) 実施期間
- (5) その他必要事項

8 市長の要請に基づく県の実施事項

- (1) 市内の塵芥及びし尿の処理場の斡旋
- (2) 廃棄物運搬機材（市町又は廃棄物収集運搬許可業者等）の斡旋
- (3) 死亡獣畜処理場の斡旋

第14節 遺体の搜索及び処理・埋葬計画

1 主旨

この計画は、災害により現に行方不明の状態にあり、すでに死亡していると推定される者の搜索並びに遺体の処理及び埋葬に万全を期することを目的とする。（この節でいう「埋葬」とは、災害救助法を運用するにあたっての解釈であり、火葬を含むものとする。）

2 災害救助法の適用基準

遺体の搜索及び処理、埋葬の対象、費用の限度等は、「災害救助の内容」（資料編 20-1）による。

3 実施方法

(1) 遺体の搜索・収容・埋葬について

搜索・収容に際しては、市職員、消防団員、水防団員等により班を編成し行うこととし、埋葬に際しては、市職員及び賃金職員をもって対応するものとする。

(2) 遺体搜索・収容等の方法

ア 遺体搜索の順序等

(ア) 搜索に当たっては時間的経緯によって流失等のおそれがある方面を優先して実施する。

(イ) 搜索に当たっては、単独行動を慎しみ組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等の関係機関と連絡を密にして、その効果を挙げるよう努める。

イ 遺体の収容等

(ア) 安置所は予定されている場所（資料編 18-2）のほか、了解を得て付近の寺院を使用するものとするが、適当な場所がないときは、広場、避難所等へ仮設するものとする。

(イ) 遺体収容に当たっては極力損傷を与えないよう丁重に扱うとともに、遺体に対する礼が失われることのないよう注意をする。

ウ 遺体の処理

遺体の処理は原則として遺族遺体部において行うものとする。

(3) 火葬

遺体の火葬は、斎場(資料編 18-1)において措置するものとする。

(4) 配車

遺体の収容・埋葬等に必要な車両については、「第16節輸送計画」に基づき措置するものとする。

4 市長の要請事項

市長は、市において遺体の搜索、処理、埋葬が困難又は不可能な場合は、次の事項を明らかにし県へ要請するものとする。

- (1) 搜索、処理、埋葬に必要な職員数
- (2) 搜索が必要な地域
- (3) 埋葬施設の使用可否
- (4) 必要な輸送車両の台数
- (5) 遺体処理に必要な器材・資材の数量
- (6) 広域火葬の応援が必要な遺体数

5 市長の要請に基づく県の実施事項

- (1) 遺体の搜索及び処理に必要な要員の派遣
- (2) 遺体処理器具、資材の調達斡旋
- (3) 輸送車両の斡旋
- (4) 大規模な遺体収容所の設置
- (5) 火葬要員の斡旋
- (6) 他の市町又は各都道府県に対する広域火葬の依頼、調整

6 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合は、前記「2 災害救助法の適用基準」に準じて対策を実施する。

第 15 節 障害物除去計画

1 主旨

この計画は、災害によって土石、竹木等の障害物が、日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれ、それを除去する以外に居住の方法がないものを保護することを目的とする。

2 災害救助法の適用基準

障害物除去の対象者、実施期間及び費用の限度は、「災害救助の内容」（資料編 20-1）による。

3 実施方法

(1) 障害物除去動員の対象者

市職員、消防団、水防団、建設業者、自衛隊（「第 26 節自衛隊派遣要請計画」）等を対象とし、被害の状況に応じ適宜動員するものとする。

(2) 除去用車両、除去作業用機械器具等の調達

「第 16 節輸送計画」に定めるところによる車両及び静岡県西部解体工事業協会との協定等に基づき措置するものとする。

(3) 集積場所

障害物の集積は、住民の日常生活に支障のない場所に一時的に集積するように措置するものとする。

4 市長の要請事項

市において作業員等の措置が不可能又は困難な場合は、市長は次の事項を明らかにし県へ要請するものとする。

- (1) 除去を必要とする住家世帯数（半壊・床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間

(4) 除去に必要な機械器具の品目別数量

(5) 集積場所の有無

5 市長の要請に基づく県の実施事項

(1) 障害物除去要員の動員派遣

(2) 機械器具の調達斡旋

(3) 建設業者の協力依頼（従事命令を含む。）

6 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合は、前記「2 災害救助法の適用基準」に準じて対策を実施する。

第16節 輸送計画

1 主旨

この計画は、災害時における被災者及び災害応急対策に従事する者並びに災害応急対策用物資・資材の円滑な輸送を図り、各計画遂行の万全を期することを目的とする。

2 災害救助法の適用基準

輸送の範囲、実施期間及び費用の限度は、「災害救助の内容」（資料編 20-1）による。

3 実施方法

(1) 市有車両の活用

市有車両（「公用車保有状況」資料編 10-6）を活用して輸送を行うものとする。

なお、車両の管理は、原則として市災害対策本部が設置された場合は、管財班にて集中管理するものとする。

(2) 運送業者車両の協力要請

民間保有車両の協力により輸送を必要とする場合は、各計画に定めるところにより県へ要請するものとする。ただし、軽微な被害の場合は管財班が次表により要請する。

輸送業者一覧表

名称	所在地	電話番号
浜松市タクシー協会	中区上島 1-11-15（遠鉄タクシー(株)内)	472-5181
静岡県タクシー協会浜名湖北遠支部	浜北区横須賀 271	587-8070
静岡県トラック協会西部支部	東区大島町 620	435-0109
静岡県トラック協会北遠支部	浜北区高菌 171	584-3055
遠州鉄道株式会社	中区常盤町 145-1（仮事務所）	454-2211

(3) 民間の協力要請

漁船の協力要請は、農業水産班が次表の関係漁業協同組合に対し行うものとする。

漁業協同組合所属船一覧表

名称	所在地	電話	所属漁船	
			動力船	無動力船
浜名漁協本所	西区舞阪町舞阪 2119-19	592-2911	658	1
同上 白洲支所	西区白洲町 3864	487-0041	80	0
同上 村櫛支所	西区村櫛町 4260-8	489-2820	77	0

同上 天竜支部	南区東町 682	425-8678	40	0
同上 雄踏支所	西区雄踏町宇布見 9985-3	592-1063	167	0
同上 気賀支所	北区細江町気賀 11089-1	522-0054	58	0
天竜川漁協	天竜区米沢 273-1	926-0813	2	0

4 市長の要請事項

市長は市において実施が困難な場合は、輸送の内容を明らかにし県へ応援の要請を行うものとする。

5 市長の要請に基づく県の実施事項

- (1) 県有車両、船舶の活用
- (2) 自衛隊（陸・海・空）の要請
- (3) JR の利用
- (4) 海上保安庁への支援要請
- (5) 運送業者等の車両借上げ
- (6) 民間船舶の協力要請
- (7) 海上輸送連絡所の設置

6 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合は、前記「2 災害救助法の適用基準」に準じて対策を実施する。

第17節 文教対策計画

1 主旨

この計画は、災害により、文教施設が被災し、又は児童・生徒の被災により、通常の教育を行うことができない場合、学用品の給与、応急教育を実施し、就学に支障のないよう措置するとともに、文化財及び社会教育施設の応急対策を明らかにすることを目的とする。

2 災害救助法の適用基準

学用品の給与を受ける者、学用品の品目、給与の時期、費用の限度は、「災害救助の内容」(資料編 20-1)による。

3 実施方法

(1) 学用品給与の方法

- ア 給与の対象となる児童・生徒の人員は、被災者名簿と当該学校における学籍簿等と照合し、被害別・学年別に正確に把握するものとする。
- イ 児童・生徒の判定の時点は原則として災害発生の日とする。
- ウ 教科書は学年別、学科目別、発行所別に調査集計し購入配分するものとする。
- エ 通学用品、文房具は被害状況別、小中学生別に学用品購入（配分）計画表を作成し、これにより購入配分するものとする。
- オ 給与品目は各人の被災状況、程度等実情に応じ特定の品目に重点を置くこともできるものとする。
- カ 教材は教育委員会に届け出て使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与するものとする。

(2) 応急教育等の実施事項

- ア 応急教育

- (ア) 分散授業又は二部授業の実施
- (イ) 市有施設、近接小中学校の一時借用
- (ウ) 県立高校等の一時借用
- (エ) 教職員の確保
- (オ) 文教施設の応急復旧対策

イ 学校給食

「第7節食料供給計画」により措置する。

ウ 文化財の応急対策

指定文化財の所有者又は管理者及び博物館等の文化財収蔵施設の管理者は、各文化財の状態に応じ災害に対処する措置を講ずるものとし、市は管理若しくは復旧のため多額の費用を要する場合は、でき得る範囲の援助をし、文化財の保全に努める。

4 市長の要請事項

市長は学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、県の実施事項により県へ要請するものとする。

5 市長の要請に基づく県の実施事項

- (1) 応急教育施設の斡旋確保
- (2) 集団移動による応急教育の施設の斡旋及び応急教育の実施指導
- (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導
- (4) 教職員の派遣充当
- (5) 学校給食に必要な食料等の調達斡旋

6 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合は、前記「2 災害救助法の適用基準」に準じて対策を実施する。

第18節 交通応急対策計画

1 主旨

この計画は、被災者、救助物資等の輸送の円滑化を推進し、応急作業の効率化を期すため主要交通路の確保、交通規制の実施、道路・橋梁等の応急復旧を行い交通対策の万全を期することを目的とする。

2 道路管理者の実施事項

(1) 主要交通路等の確保

主要なる道路、橋梁、漁港等の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回できるようあらかじめその主要路線を選定しておくものとする。

(2) 災害時における通行の禁止又は制限

ア 道路管理者（国土交通大臣、知事、市長）は破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。ただし、市長は他の道路管理者が管理する道路・橋梁でその管理者に通知する暇のない時は、警察官に通報して「道路交通法」に基づく規制を実施するなど応急対策を行うものとする。この場合、市長は速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を行うものとする。

イ 道路管理者は、道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理

由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要がある場合は、迂回路を設定し道路標識をもって明示しなければならない。

ウ 道路管理者は、通行禁止及び制限を実施しようとする時、又は実施した時は、直ちに所轄の警察署長へ連絡するものとする。

(3) 道路の応急復旧

ア 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は当該道路の管理者とする。

イ 他の道路管理者に対する通報

市長は市内の他の管理者に属する道路が損壊等により通行に支障を来たすことを知った時は、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

ウ 緊急の場合における応急復旧

市長は事態が緊急を要し、当該道路管理者に通報し、応急復旧を待つ暇がないときは、応急輸送の確保その他付近住民の交通上の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

エ 知事に対する応援要請

市長は自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には知事に対し応急復旧の応援を求めるものとする。

(4) 仮設道路の設置

市長は既設道路のすべてが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要を生じた場合は、所要の措置を講ずるものとする。ただし、他の道路管理者が管理する道路を含む場合は、当該道路管理者と協議し実施責任の範囲を定めることとする。

3 災害時における交通規制時の措置

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両(①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両)以外の車両の道路における通行が県公安委員会により禁止又は制限される。交通規制が行われる場合は、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示が設置される。



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(1) 通行の方法

緊急通行車両のうち、前記②に係る車両については、警察署交通担当課において、緊急通行車両確認申請手続きを行い、緊急通行車両確認証明書及び緊急標章の交付を受ける。

ただし、前②に係る車両のうち、事前届出済証の交付を受けている車両については、当該届出済証を提示することにより、緊急通行車両確認証明書及び緊急標章の交付を優先的に受けることができる。また、前記警察署のほか、交通検問所においても緊急通行車両確認証明書及び緊急標章の交付を受けることができる。

なお、当該緊急標章は、車両前面の見やすい箇所に掲示し、緊急輸送業務が終了後、すみやかに緊急通行車両確認証明書及び緊急標章は、警察署へ返納しなければならない。

標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

確認証明書

証 明 書	
<small>様式第3号</small> 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 静岡県公安委員会 印	
登録番号に提供されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
使用車	住所 市() - 氏名
通行日時	
通行経路	出発地 目的地
備考	

(2) 緊急通行車両の事前届け出

指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「届出済証」を交付する。事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。

緊急通行車両事前届出書

緊急通行車両事前届出書

申請者氏名
 申請者住所
 申請者電話番号

申請者印
 申請者印
 申請者印

申請者住所
 申請者住所
 申請者住所

申請者電話番号
 申請者電話番号
 申請者電話番号

指定行政機関 又は地方行政機関	指定公共機関	指定地方公共機関
1 消防庁	16 中央消防隊	31 日本赤十字社
2 消防署	17 消防団	32 日本赤十字社
3 消防団	18 消防団	33 日本赤十字社
4 消防団	19 消防団	34 日本赤十字社
5 消防団	20 消防団	35 日本赤十字社
6 消防団	21 消防団	36 日本赤十字社
7 消防団	22 消防団	37 日本赤十字社
8 消防団	23 消防団	38 日本赤十字社
9 消防団	24 消防団	39 日本赤十字社
10 消防団	25 消防団	40 日本赤十字社
11 消防団	26 消防団	41 日本赤十字社
12 消防団	27 消防団	42 日本赤十字社
13 消防団	28 消防団	43 日本赤十字社
14 消防団	29 消防団	44 日本赤十字社
15 消防団	30 消防団	45 日本赤十字社

申請者氏名
 申請者住所
 申請者電話番号

申請者印
 申請者印
 申請者印

申請者住所
 申請者住所
 申請者住所

申請者電話番号
 申請者電話番号
 申請者電話番号

緊急通行車両事前届出済証
 申請者氏名
 申請者住所
 申請者電話番号

4 ヘリポートの設置

- (1) 道路が損壊し、他に交通の方法がなくなった場合は、ヘリコプターを利用することにより必要最小限度の輸送を確保するものとし、輸送の実施に際しては、県、自衛隊と緊密な連携をとるものとする。
- (2) 原則として、あらかじめ指定した「防災ヘリポート」(資料編 10-4)を利用することとするが、公園(芝生・舗装)等を使用する場合は、「ヘリポートの具備すべき条件」(資料編 10-2)に適合するものを利用する。

5 経費負担区分

- (1) 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。
- (2) 緊急の場合における応急復旧の経費
 市長が区域内で他の管理者に属する道路を、緊急応急復旧した場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。
 ただし、当該管理者が支弁する暇がない場合は、応急復旧を実施した市長が、その経費の一時繰替支弁をすることができるものとする。
- (3) 仮設道路の設置に要する経費
 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度、当該道路管理者と市が協議してその負担区分を定めるものとする。
- (4) ヘリポートに使用した用地等の損失補償
 ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は、原則として無償とし、民

間用地についてはその都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。

第19節 社会福祉計画

1 主旨

この計画は、一般の協力を基盤とした義援金品の募集及び配分を行い、また、被災者に対する「生活保護法」の適用、生活福祉資金等資金の貸付けを行うとともに、生活、就職、その他の相談窓口を開設して被災地に対する援護を実施し、被災者の復興への意欲を促すための計画とする。

2 実施方法

(1) 義援金品の募集・配分

ア 実施機関 市・県

イ 協力機関

(ア) 義援金 日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、教育委員会、社会福祉協議会、報道機関、その他関係機関

(イ) 義援品 報道機関その他関係機関

ウ 義援金の募集方法

募集方法 災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会（仮称）を設け、協議決定する。

エ 義援金の配分方法

配分方法 関係機関で配分委員会（仮称）を設け、協議決定する。

オ 義援品の受入方法

受入方法 被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。

カ 配分の方針

(ア) 配分の対象者を、り災者名簿により被害者状況別、地区別に把握する。

(イ) 義援金の配分に当たっては、原則として被害状況別に一律方式により配分するものとするが、金額、被害状況によっては経済状態等を勘案した傾斜方式により配分するものとする。

(ウ) 義援品の配分に当たっては、性別・年齢等を考慮して配分するものとする。

(エ) 義援金品の配分に当たっては、配布基準、配布者名簿等を作成し配分するものとする。

キ 作業班の編成

義援品の受付・仕分・搬送・保管等の処理を迅速に行うために作業班を編成するものとし、状況により班員を増減するものとする。

ク 配車

物品を配分するための配車については「第16節輸送計画」により措置するものとする。

(2) 被災者の生活相談窓口の開設

ア 実施者 市（被害が大きい場合は県と共催）

イ 相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談

ウ 協力機関 県、法律扶助協会静岡県支部、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、日本赤十字社静岡県支部その他関係機関

(3) 被災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置

- ア 被災社会福祉施設の応急復旧
- イ 被災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護の斡旋
- ウ 臨時保育所の開設の指導及び職員等の斡旋

(4) 被災低所得者に対する生活保護の適用

(5) 被災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け

- ア 実施機関 社会福祉協議会（市、県）
- イ 協力機関 市、県、民生委員・児童委員
- ウ 貸付対象 被災低所得者世帯（災害により低所得者世帯となった者も含む。）
- エ 貸付額 「生活福祉資金貸付金制度要綱」による

(6) 被災母子・寡婦世帯に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け

- ア 実施機関 市
- イ 協力機関 民生委員・児童委員、母子福祉協力員
- ウ 貸付対象 被災母子・寡婦世帯（災害により母子・寡婦世帯となった者を含む。）
- エ 貸付額 「母子及び寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額

(7) 被災身体障害児者に対する補装具の交付等

- ア 実施機関
 - (ア) 児童 市
 - (イ) 18歳以上 市
- イ 協力機関
 - (ア) 児童 県、民生委員・児童委員、身体障害者相談員
 - (イ) 18歳以上 民生委員・児童委員、身体障害者相談員
- ウ 対象 被災身体障害児者
- エ 交付等の内容
 - (ア) 災害により補装具を亡失又はき損した者に対する修理又は交付
 - (イ) 災害により負傷又は疾病にかかった者の更生医療の給付
 - (ウ) 被災身体障害児者の更生相談

(8) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け

- ア 実施機関 市
- イ 支給及び貸付対象
 - (ア) 災害弔慰金 自然災害により死亡した者の遺族
 - (イ) 災害障害見舞金 自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
 - (ウ) 災害援護資金 被災世帯主
- ウ 支給及び貸付額 「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第10条の規定に基づき市が条例で定める額

(9) 被災者（自立）再建支援金の支給

- ア 実施機関 財団法人道府県会館（県単制度は県）
- イ 協力機関 市
- ウ 支給対象 「被災者生活再建支援法」第2条に定める被災世帯
- エ 支給額 「被災者生活再建支援法」第3条に定める額

第 20 節 水防計画

1 主旨

この計画は、「水防法」及び「災害対策基本法」の趣旨に基づき河川、湖沼、海岸の洪水又は高潮（津波を含む。）による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防上必要な情報の収集、予警報の伝達、避難、水防資材の整備運用等に関する計画である。

なお、当計画及びその他必要な資料をまとめた水防計画書を別に作成するものとする。

2 水防体制

(1) 水防責任等

ア 市の水防責任

市は、市区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

イ 居住者等の水防義務

市長、水防団長又は消防機関の長は水防のためやむを得ない必要があるときは、市内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

(2) 水害等に対する配備体制等

ア 配備体制

水害等に対する警戒及び応急対策を行うための組織等は、「第 2 節組織・動員計画」の規定によるものとする。

イ 水防団の組織及び管轄区域

資料編(6-4)のとおり

(3) 水防信号

「水防法」による水防信号は、資料編(6-5)のとおりである。

3 気象又は水防に関する情報等の伝達

市は、静岡地方気象台、国土交通省浜松河川国道事務所及び静岡県が発表する気象又は水防に関する情報の伝達を受けたときは、情報に応じた配備体制を整えるものとする。また、その内容を速やかに水防団、消防団に周知するとともに、必要に応じ住民への広報等を行う。

(1) 静岡地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報

「気象業務法」に基づき、静岡地方気象台が水防活動のために発表する気象等の予報及び警報は、大雨、高潮及び洪水の各注意報及び警報であり、その発表基準は、資料編(5-2)のとおりである。

(2) 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣が指定した天竜川下流について気象庁長官と共同して国土交通大臣が行う洪水予報を、次に基づき水位を示して発表する。

ア 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域
天竜川（下流）	左岸 天竜区二俣町鹿島字岩脇 367 番 1 地先から海まで
	右岸 " 字宮山 1 番 12 地先から海まで

イ 洪水予報の対象とする水位観測所

河川名	観測所名	地先名	位置	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)
天竜川 (下流)	鹿島	天竜区 二俣町鹿島	右岸河口から 25.0km	3.50m	5.70m	6.00m
	中ノ町	東区中野町	右岸河口から 9.1km	1.60m	3.40m	3.70m

ウ 洪水予報発表者

河川名	担当官署	発表責任者
天竜川(下流)	浜松河川国道事務所・静岡地方気象台	浜松河川国道事務所長・静岡地方気象台長

エ 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準	解除基準
はん濫注意 情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、はん濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は、洪水による危険がなくなると認められるとき(洪水予報を終了する場合は「解除」を付する。ただし、はん濫警戒情報からは、はん濫注意情報の段階を経て終了するものとする。)
はん濫警戒 情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、はん濫危険水位(危険水位)を超えるおそれがあるとき、若しくは、避難判断水位(特別警戒水位)を超え、なお水位上昇が見込まれるとき	
はん濫危険 情報 (洪水警報)	基準地点の水位が、はん濫危険水位(危険水位)に到達したとき	
はん濫発生 情報	堤防からの越水又は破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	

※洪水予報が継続しているときに、補足情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する。

取扱いは、はん濫注意情報(洪水注意報)に準ずる。

オ 洪水予報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者(県)	受報担当者(市)	連絡方法
天竜川 (下流)	浜松河川国道事務所長	河川砂防局長	河川課長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策室長	危機管理課長	防災情報提供システム

(3) 静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

静岡県知事が指定した都田川水系都田川について気象庁長官と共同して静岡県知事が行う洪水予報を、次に基づき水位を示して発表する。

ア 洪水予報を行う河川名及びその区域

水系名	河川名	区 域
都田川水系	都田川	左岸 北区都田町（大明神橋）から浜松市北区細江町中川（落合橋）まで
		右岸 北区都田町（大明神橋）から浜松市北区細江町気賀（落合橋）まで

イ 洪水予報の対象となる水位観測所

水系名	河川名	観測所名	地 先 名	はん濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位 (特別警戒 水位)	はん濫 危険水位 (危険水位)
都田川水系	都田川	瀬戸橋	北区細江町中川新屋官有無番地	5.54m	6.75m	7.15m

ウ 洪水予報発表者

水系名	担当官署	発表責任者
都田川水系	浜松土木事務所・静岡地方气象台	浜松土木事務所長・静岡地方气象台長

エ 洪水予報の発表及び解除の基準

種 類	発 表 基 準	解 除 基 準
はん濫注意 情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が、はん濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき（洪水予報を終了する場合は「解除」を付する。ただし、はん濫警戒情報からは、はん濫注意情報の段階を経て終了するものとする。）
はん濫警戒 情報 (洪水警戒報)	基準地点の水位が、はん濫危険水位(危険水位)を超えるおそれがあるとき、若しくは、避難判断水位（特別警戒水位）を超え、なお水位上昇が見込まれるとき	
はん濫危険 情報 (洪水警戒報)	基準地点の水位が、はん濫危険水位(危険水位)に到達したとき	
はん濫発生 情報	堤防からの越水又は破堤がおり、河川水による浸水が確認されたとき	

※洪水予報が継続しているときに、補足情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する。取扱いは、はん濫注意情報（洪水注意報）に準ずる。

オ 洪水予報の通知

水系名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
都田川水系	浜松土木事務所長	河川課長	加入電話
	静岡地方气象台長	危機管理課長	防災情報提供システム

(4) 国土交通大臣が行う水防警戒とその措置

国土交通大臣が指定した天竜川下流についての水防警戒の発表は、浜松河川国道事務所長が行うものとし、次に基づき水位を示して発表する。

ア 水防警報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域	区域延長
天竜川 (下流)	左岸 天竜区二俣町鹿島字岩脇 367 番 1 地先から海まで 右岸 " 字宮山 1 番 12 地先から海まで	25,000m

イ 水防警報の対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	位 置	水防団 待機水位 (通報水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	出動 水位	避難判断 水位 (特別警戒 水位)	はん濫 危険水位 (危険水位)	計画 高水位
天竜川 (下流)	鹿島	天竜区 二俣町鹿島	右岸河口 から 25.0km	2.20m	3.50m	4.50m	5.70m	6.00m	8.77m
	池田	磐田市 池田	左岸河口 から 10.5km	0.50m	1.60m	2.60m	—	—	4.53m
	中ノ町	東 区 中野町	右岸河口 から 9.1km	0.60m	1.60m	2.50m	3.40m	3.70m	4.77m
	掛塚	磐田市 掛塚	左岸河口 から 3.3km	1.50m	2.60m	3.30m	—	—	5.28m

ウ 水防警報発表者

河 川 名	発 表 者
天竜川（下流）	浜松河川国道事務所長

エ 水防警報の種類及び発表基準（中部地方整備局）

種 類	内 容	発 表 基 準
準 備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位がはん濫注意水位に達し、気象状況、河川状況等により必要と認められたとき
出 動	水防団員の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況、河川状況等により必要と認められたとき
解 除	水防活動の終了を通知するもの	水位がはん濫注意水位を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適 宜

オ 水防警報の通知

河川名	観測所名	発報担当者	受報担当者（県）	受報担当者（市）	連絡方法
天竜川 (下流)	鹿 島	浜松河川国道事務所長	浜松土木事務所長	河川課長	FAX・加入電話
	池 田				
	中ノ町				
	掛 塚				

カ 水防警報を發表しない場合の処置

理由を付し関係者に通知する。

(5) 静岡県知事が行う水防警報とその措置

知事が指定した都田川（支川（井伊谷川）を含む。）についての水防警報の發表は、浜松土木事務所長が行うものとし、次に基づき水位を示して水防上の警報を發表する。

ア 水防警報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域		区域延長
都田川	幹 川	左岸 北区都田町から浜名湖合流点まで	11,000m
		右岸 北区都田町から浜名湖合流点まで	
	(井伊谷川)	左岸 北区引佐町井伊谷谷津神宮寺川合流点から幹川合流点まで	3,200m
		右岸 北区引佐町南神宮寺神宮寺川合流点から幹川合流点まで	

イ 水防警報対象水位観測所

河川名	観測所名	事務所名	所在地	位 置	水防団待機水位(通報水位)	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位(特別警戒水位)	既往最高水位	現況堤防高	堤内地盤高
都田川	幹 川 落合橋	浜 松 土 木	北区細江町 気賀	河口から 2.0km	2.50m	2.70m	2.90m	4.40m	左 6.4m 右 5.9m	左 5.2m 右 5.1m
				合流点から 2.8km	0.90m	1.90m	3.10m	5.50m	左 4.8m 右 3.9m	左 3.1m 右 3.0m
	支 川 (井伊谷川) 坂田橋	〃	北区引佐町 井伊谷							

ウ 水防警報發表者

河 川 名	発 表 者
都田川	浜松土木事務所長
井伊谷川	〃

エ 水防警報の種類及び發表基準（静岡県）

種類	内 容	發表基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	水位がはん濫注意水位(警戒水位)を超え、なお上昇して出動の必要を認めるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	はん濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、または、はん濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	気象予警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき

オ 水防警報の通知

河川名	観測所名	発報担当者（県）	受報担当者（市）	連絡方法
都田川	落合橋	浜松土木事務所長	河川課長	FAX、加入電話
井伊谷川	坂田橋	〃	〃	〃

カ 水防警報を發表しない場合の処置

理由を付し関係者に通知する。

（６）静岡県知事が行う避難判断水位（特別警戒水位）の水位到達情報の通知及び周知

県知事が指定した、安間川、馬込川、芳川、都田川及び井伊谷川の避難判断水位(特別警戒水位)への到達情報については、次に基づき浜松土木事務所長が発表するものとし、必要に応じて補足情報を示して発表する。

ア 避難判断水位(特別警戒水位)の水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域

河川名		区 域	区域延長
天竜川	支 川 (安間川)	左岸 東区市野町東名高速道路から天竜川合流点まで	7,000m
		右岸 東区市野町東名高速道路から天竜川合流点まで	
馬込川	幹 川	左岸 浜北区内野御陣屋川合流点から海まで	17,400m
		右岸 浜北区内野御陣屋川合流点から海まで	
	支 川 (芳 川)	左岸 東区上新屋町から馬込川合流点まで	9,500m
		右岸 東区中田町から馬込川合流点まで	
都田川	幹 川	左岸 北区細江町中川(落合橋)から浜名湖合流点まで	2,000m
		右岸 北区細江町気賀(落合橋)から浜名湖合流点まで	
	支 川 (井伊谷川)	左岸 北区引佐町井伊谷谷津神宮寺川合流点から幹川合流点まで	3,200m
		右岸 北区引佐町南神宮寺神宮寺川合流点から幹川合流点まで	

イ 避難判断水位(特別警戒水位)の水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団 待 機 (通報) 水位	はん濫 注 意 (警戒) 水位	避難判断 (特別警戒) 水位	危険水位 相当換算 水位	既往 最高 水位	
天竜川	支川 (安間川)	安間	浜松 土木	東区 安新町	本川 合流点から 4.93km	1.80m	2.30m	2.40m	2.83m	2.98m
馬込川	幹川	松江	〃	中区 中央三丁目	河口から 8.22km	2.20m	3.10m	3.40m	3.88m	4.87m
	支川 (芳川)	芳川	〃	東区 植松町	本川 合流点から 6.47km	2.00m	2.60m	2.80m	3.30m	3.44m
都田川	幹川	落合橋	浜松 土木	北区細江町 気賀	河口から 2.0km	2.50m	2.70m	2.90m	3.50m	4.40m
	支川 (井伊谷川)	坂田橋	〃	北区引佐町 井伊谷	合流点から 2.8km	0.90m	1.90m	3.10m	3.60m	5.50m

ウ 避難判断水位(特別警戒水位)の水位到達情報発表者

河川名	発表者
安間川	浜松土木事務所長
馬込川	〃
芳川	〃
都田川	〃
井伊谷川	〃

エ 避難判断水位(特別警戒水位)の基準

避難判断水位(特別警戒水位)は、はん濫注意水位(警戒水位)を越える水位であって危険水位相当換算水位(注1)から避難等を考慮した一定時間の水位変化量を差し引いた水位であり、この水位に達したときは、「水防法」第13条の規定により水防管理者は、これを一般に周知させなければならないこととされている。避難判断水位(特別警戒水位)に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する情報である。

※(注1)危険水位相当換算水位とは、「洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位」を基準観測所における水位に換算した水位である。

オ 避難判断水位(特別警戒水位)の通知

河川名	観測所名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
安間川	安間	浜松土木事務所長	河川課長	FAX、加入電話
馬込川	松江	〃	〃	〃
芳川	芳川	〃	〃	〃
都田川	落合橋	〃	〃	〃
井伊谷川	坂田橋	〃	〃	〃

カ 避難判断水位(特別警戒水位)の水位到達情報を発表しない場合の処置

理由を付し関係者に通知する。

4 水位の観測及び通報

本市内の2級河川における水防団待機水位(通報水位)及びはん濫注意水位(警戒水位)は、資料編(6-6)のとおりである。

5 ダム

市内及び近隣のダムは、資料編(6-7)のとおりである。

6 防災上の注意箇所及び避難

- (1) 防災上の注意箇所については、「第2章第3節治水計画」に示すところによる。
- (2) 避難については、「第3章第5節避難計画」に示すところにより措置する。

7 水防施設器材

水防施設器材は、資料編(13-1)のとおりである。

第 21 節 消防計画

1 主旨

この計画は、「災害対策基本法」に基づき水火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、水火災による被害の軽減を図るとともに、集団的災害の人命救助を目的とし、消防局・消防署・消防団の消防活動の大綱を定め、防災活動の万全を期するものとする。

2 消防体制

(1) 消防組織

消防組織は、「第 2 節組織・動員計画」によるものとし、「警備部の編成」(資料編 2-11)及び「消防団」(資料編 9-4)のとおりとする。

(2) 緊急非常配備

大火災等発生による緊急非常配備は、「浜松市警防規程(平成 17 年消防本部訓令甲第 2 号)」(以下「警防規程」という。)第 91 条に基づく「1 号招集」による全員招集とする。

(3) 出動計画

消防署及び消防団は、火災を覚知したときは、「警防規程」第 4 条に基づき別に定める「消防隊等災害出動基準」及び「浜松市消防団出動表」により出動するものとする。

(4) 相互応援協力体制

火災、救急等の規模の拡大などに伴い、広域消防により被害の軽減を図るため、「消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)」第 39 条に基づき隣接市町村等との消防相互応援協定を締結し、これに基づき応援要請を行う。

ア 静岡県西部広域消防相互応援協定

磐田市、掛川市、袋井市森町広域行政組合、菊川市、湖西市

イ 浜松市・磐田市消防相互応援協定

磐田市

ウ 浜松市・湖西市消防相互応援協定

湖西市

エ 浜松市、新城市、設楽町、東栄町及び豊根村の消防相互応援協定

愛知県新城市、愛知県北設楽郡設楽町、愛知県北設楽郡東栄町、愛知県北設楽郡豊根村

オ 浜松市・南信州広域連合消防相互応援協定

長野県南信州広域連合

カ 浜松市・豊橋市消防相互応援協定

愛知県豊橋市

キ 静岡県西部地区内高速道路における消防相互応援協定

掛川市、袋井市森町広域行政組合、磐田市、菊川市

ク 高速道路における消防相互応援協定

愛知県新城市、愛知県豊橋市、愛知県豊川市

ケ 一般国道 1 号浜名バイパスにおける消防相互応援協定

湖西市

コ 一般国道 1 号浜松バイパス・一般国道 1 号磐田バイパスにおける消防相互応援協定

磐田市

サ 静岡県消防相互応援協定

県内の各市町

(ア) 該当事項

あ 当該災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合

い 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合

う 当該災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要とする場合

(イ) その他

応援要請の際には、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

(5) 大規模災害消防応援体制

地震、台風等による大規模な災害により被害が発生し、当市の消防体制では対応することが困難な場合には、県防災ヘリコプター、全国の消防機関による緊急消防援助隊の応援を要請する。

3 集団災害に対する消防計画

(1) 目的

この計画は、交通事故等の災害により、多数の死傷者が一時に発生した時（以下「集団災害」という。）において、被害の軽減のため行う救助及び救急その他の災害対策について定めるものとする。

(2) 計画の適用及び現場本部の設置

集団災害が発生し次の各号の一に該当するときは、この計画に従い速やかに現場に現場本部を設置するものとする。

ア 列車、電車の衝突又は交通事故が発生し死傷者が10名以上となったとき、又は見込まれるとき。

イ その他特異な災害事故発生により消防長が必要と認めたとき。

(3) 出動

集団災害の出動は、「消防隊等災害出動基準」に定めるところによる。

第22節 危険物対策計画

1 主旨

この計画は、市内における危険物製造所等の現状と災害応急対策を示し、災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

2 防災上の留意点

危険物等の許認可を監督する省庁は、高圧ガス・火薬類が経済産業省、石油類は総務省消防庁、毒物・劇物が厚生労働省であるため、行政機関として連携のとれた指導が重要となる。

事業主に対して、地域住民の安全を守ろうという社会責任を自覚させ、施設の安全対策は勿論、人的な安全確保を図るよう指導を推進する。また、化学消防体制の強化、消火薬剤の備蓄等についても十分でなく、今後とも一層の行政機関と事業所との連携が必要である。

3 実施方法

(1) 火薬類(資料編9-6)

ア 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置（法令による。）

(ア) 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合にはこれを移し、見張人をつける。

(イ) 通路が危険であるか又は搬送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講

ずる。

(ウ) 火薬庫の出入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火的な措置を講じ、必要に応じ付近の住民に避難するよう警告する。

(エ) 吸湿、変質不発、半爆等のために著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安全度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

イ 市長の措置

(ア) 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、関係機関と連携をとり、販売業者、消費者その他火薬を取扱う者に対して、火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示するものとする。

(イ) 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、関係機関と連携をとり火災警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の、立ち入りの制限及び禁止若しくは退去を命じるものとする。この場合は、避難者に退避先を指示するものとする。

(ウ) 被害者の救出、救護その他必要な措置を講ずるものとする。

(エ) 爆発又はそのおそれがあると認めたときは、関係機関と連携をとり消防の人員、機材を動員し、災害の防御又は災害の拡大を防止するものとする。

(2) ガス類(高圧ガス)(資料編 9-7 及び 9-8)

ア 製造者等の措置(法令による。)

(ア) 製造施設又は消費施設が危険な状態になった時は、直ちに製造又は作業を中止し、製造又は消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外のほかは退避させる。

(イ) 販売施設、貯蔵所等においては充てん容器を安全な場所に移す。

(ウ) 必要な場合は、従業員又は付近の住民に退避するよう警告するとともに関係機関に通知する。

(エ) 充てん容器が外傷又は火災により高熱を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器を水中若しくは地中に埋める。

イ 市長の措置

(ア) 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、関係機関と連携をとり、製造、販売施設、高圧ガス貯蔵所及び液化酸素の消費のための施設に対して保安上必要な措置を指示するものとする。

(イ) 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、関係機関と連携をとり火災警戒区域を設定し区域内の火気使用禁止又は防災関係者及び施設関係者以外の、立ち入りの制限及び禁止若しくは退去を命ずるものとする。この場合避難者については、その退避先を指示するものとする。

(ウ) 被害者の救出、救護等必要な措置を講ずるものとする。

(エ) 引火、爆発又はそのおそれのあるときは、関係機関と連携をとり、消防の人員、機材を動員し、災害の防御又は災害の拡大を防止するものとする。

(3) 石油類(資料編 9-9)

ア 所有者の措置

(ア) 出火防止の措置

あ 施設内の使用火、作業火等の火気を完全に消火し、発火源を除去する。

い 施設内の電源は状況により保安系統を除き遮断する。ただし断線の場合は自家発電装置等により保安系統の電源の確保を図る。

う 配管のき裂等による危険物の漏えい箇所の探知を実施し、その確認と措置を講ずる。

- え 出火防止上危険と認められる作業は中止する。
- お その他施設内の巡回を強化し警戒の万全を図る。

(イ) 消防設備の確保

- あ 消防設備を点検し機能を確保する。
- い 消防ポンプ車等の確保に努め自衛要員を増強し、自衛消防力を強化する。

(ウ) 災害防止の措置

- あ 危険物貯蔵タンク容器等の損傷、転倒による漏油、流出は積土のう、その他必要な処置を実施して流出区域の拡大を阻止する。また付属施設には水防、防火等防護措置を安全に実施する。
- い 貯蔵危険物の保安措置を強化する。
- う 保安資機材を確保する。

イ 市長の措置

- (ア) 施設内における一切の火気の使用を禁じ、場合により使用の一時停止又は制限を命じる。
- (イ) 状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させるものとする。
- (ウ) 被害が広範囲にわたり引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は施設関係者に応急の措置を講ずるように命じ、関係機関と連絡をとり、火災警戒区域を設定し、区域内居住者に避難を指示、勧告する。この場合避難先を指示するものとする。
- (エ) 引火、爆発又はそのおそれがある時は、消防の人員、機材を動員し災害を防御又は災害の拡大を防止するものとする。災害の状況規模により自衛隊（化学消防車等）に出動を要請するものとする。

(4) 放射性物質(資料編 9-10)

ア 施設関係者の応急措置

(ア) 放射線障害発生防止

- あ 放射性同位元素により汚染のおそれがある場合は、防護具の着用、用具の使用、避難などにより危険をさける。
- い 負傷者又は放射線障害を受けた者、又は受けるおそれがある者の救出を行い、応急処置をする。

(イ) 火災時汚染区域及び火災時危険区域の設定

あ 火災時汚染区域

放射線及び空中放射性同位元素濃度が汚染拡大防止に必要な数量、濃度を超え、又は超えるおそれがあると認められる区域

い 火災時危険区域

上記の区域内で障害防止に必要な数量、濃度を超え、防護衣、自給式呼吸器などを必要とする区域又は必要と認められる区域

う 放射性同位元素の搬出

放射性同位元素を移した場所には人が近付かないように、ロープ及び標識などを設け、見張人をおく。

- (ウ) 災害により放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、関係機関に通報するとともに、適切な情報提供を行う。

イ 市長の措置

- (ア) 放射能検出

施設の関係者又は静岡大学工学部の協力を得て放射線の検出を行うものとする。

(イ) 放射線危険区域設定

あ 検出器具で放射線が毎時1ミリシーベルト以上検出された区域及び関係施設からの流水、煙等で汚染され、又は汚染されたと思われる区域並びに関係者の勧告する区域を放射線危険区域とするものとする。

い 放射線危険区域はロープ及び標識により明確に表示するものとする。

う 放射線危険区域は、防御行動に必要な最小限度の人員以外は立ち入らせないものとする。

(ウ) 避難措置

放射性物質を含んだ粉塵、流水が危険区域を超えて飛散流出するとき、又はそのおそれがある場合は施設の関係者と緊密な連携のもとに必要なに応じて広報するとともに避難のための立退き等の措置をとるものとする。

第23節 隣保互助・民間団体活用計画

1 主旨

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲を高めるため、市長が民間団体等に応援協力を要請する場合の対象団体、要請方法等を定めることを目的とする。

2 要請の実施基準

(1) 要請の時期

他の各計画に定めるところにより市長は民間団体の協力を必要と認めたときは、協力要請対象団体のうちから適宜指定して要請するものとする。

(2) 協力要請対象団体

- ア 自治会
- イ 大学生及び高校生
- ウ 自主防災組織
- エ 赤十字奉仕団

3 実施方法

(1) 自治会に対する応援協力要請

- ア 要請は浜松市自治会連合会に対して行うものとする。
- イ 自治会数等は、「自治会連合会」(資料編12-1)のとおりである。
- ウ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要事項については、その都度連絡するものとする。

(2) 大学生及び高校生に対する応援協力要請

- ア 要請は、資料編(12-2)に定める学校の長に対して行うものとする。
- イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要事項については、その都度連絡するものとする。

(3) 自主防災組織に対する応援協力要請

- ア 要請は浜松市自主防災隊連合会長に対して行うものとする。
- イ 「自主防災組織」は、資料編(12-3)のとおりである。
- ウ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要事項については、

その都度連絡するものとする。

(4) 赤十字奉仕団への協力要請

要請は、日本赤十字社静岡県支部に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所、その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。

第24節 ボランティア活動支援計画

1 主旨

この計画は、災害時の被災者・被災地の復興支援において重要な役割を果たす災害ボランティア活動を支援するため、市及び市社会福祉協議会（以下この節において「市社協」という。）の役割を明確にしておくことを目的とする。

ここでいう災害ボランティア活動とは、災害発生時に、被災者・被災地支援のため活動する一般ボランティア活動のことであり、市と市社協は互いに協力し、これを効果的・効率的に管理・運営するものとする。

2 役割

市社協は、災害ボランティア活動に必要な人材、活動資金、資機材等を確保するとともに、これを運営する。

市は、市社協が行う災害ボランティア活動及び被災者の救援活動等が円滑に行われるよう、その支援に努めるとともに、必要な情報を適宜提供する。

3 災害ボランティア本部の設置

市社協は、災害時の被災者支援を円滑に行うため、災害ボランティア本部（以下この節において「ボラ本部」という。）を浜松市福祉交流センターに設置し運営する。

4 区災害ボランティアセンター（資料編 12-4）及び区災害ボランティアセンターサテライトの設置

被災状況に応じたきめ細かな支援を行うため、市社協は区ごとに区災害ボランティアセンター（以下この節において「区ボラセンター」という。）を設置する。区ボラセンターは、市社協地区センターが中心となり運営し、主にボランティアの受給調整等を行う。また、被災状況により、区内にボランティアの活動拠点として、区ボラセンターサテライトを設置する。

5 ボラ本部の業務

ボラ本部は、災害ボランティア支援に係る統括的役割を担い、以下の業務を行う。

- (1) 全国社会福祉協議会との調整及び関東ブロック都県・指定都市社会福祉協議会（監事県）等との災害協定に基づいた連絡調整
- (2) 関係機関等との調整（行政、社会福祉協議会、共同募金会、NPO、ボランティア団体等）
- (3) 広報関係（災害ボランティアセンター情報の発行、マスコミ対応、ボランティア支援情報提供等）
- (4) 情報収集（行政、社会福祉協議会、区ボラセンター等からの情報収集）
- (5) 調査統計（ボラ本部・区ボラセンターに関するデータ、ボランティア活動保険加入者取りまとめ等）
- (6) 各種相談、問合せ等窓口（ボランティア、区ボラセンター等に関する相談、問合せ、苦情等への対応）
- (7) 区ボラセンターの各種支援（備品及び資材補充、人員管理等）
- (8) その他総務関係業務

6 区ボラセンター及び区ボラセンターサテライトの業務

(1) 区ボラセンター

区ボラセンターは、ボランティア活動希望者やボランティア派遣希望者の受付け、ボランティアの派遣に係るコーディネート業務等を行う。

(2) 区ボラセンターサテライト

区ボラセンターサテライトは、ボランティア活動従事者の休憩所管理、ボランティア活動に必要な資材管理、ボランティア現場からの情報収集等を行う。

7 災害ボランティア支援部の業務

市災害対策本部災害ボランティア支援部は、市災害対策本部区本部と連携・協力し、市社協が設置・運営するボラ本部、区ボラセンター及び区ボラセンターサテライトの業務を支援する。

第25節 相互応援協力計画

1 主旨

この計画は、災害応急対策活動の万全を期するために、隣接地方公共団体等と相互応援協力の体制を整備することを目的とする。

2 実施方法

(1) 応援派遣要請の基準及び方法

ア 災害に際して、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が、本市において不可能又は困難な事態が発生した場合とする。

イ 市長は前項の事態が発生したときは直ちにその適否を決定し、隣接地方公共団体等の長に対して応援派遣の要請をするものとする。

ウ 要請事項

(ア) 派遣希望人員・器材

(イ) 派遣を希望する区域及び活動方法

(ウ) 派遣を希望する期間

(エ) 派遣される者の受入体制

(オ) その他参考事項

エ 応援派遣の要請先

「三遠南信災害時応援協定書」(資料編 19-8) 及び「18 大都市災害時相互応援に関する協定」(資料編 19-9) による。

(2) 担当業務

ア 火災防御活動

イ 水防活動

ウ 人命救助

エ 負傷者の搬送

オ 遺体の捜索・収容

カ 給水

キ 防疫

ク その他緊急を要する業務

(3) その他留意事項

ア 応援派遣が決定された場合は、本部において受け入れの体制を整備するとともに、必要に応じて関係部課から職員を派遣し、本部との連絡にあたるものとする。

イ 指揮命令は派遣を受けた市において行うものとする。

(4) 経費の負担

経費の負担区分については、原則として派遣を受けた当市において負担するものとするが、細目については、その都度協議し決定するものとする。

第 26 節 自衛隊派遣要請計画

1 主旨

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請（「自衛隊法」第 83 条）を行う場合の手続等の必要事項を明らかにし、円滑な活用を図ることを目的とする。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天変地異その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、次の 3 要件を満たすもので、その内容は(2)に掲げるものとする。

(1) 災害派遣要請の要件

ア 緊急性 差し迫った必要性があること。

イ 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。

ウ 非代替性 自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと。

(2) 災害派遣要請の内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

イ 避難の援助

避難の勧告又は指示による避難者の誘導、輸送等の援助

ウ 遭難者等の捜索援助

エ 水防活動

土のう作成、運搬、積込み等の水防活動

オ 消防活動

利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）を行う。

カ 道路又は水路の啓開

道路又は水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

ケ 炊飯及び給水支援

被災者に対する炊飯及び給水

コ 物資の無償貸付及び譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に

に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与

サ 危険物の保安及び除去

自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

シ その他

その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

3 災害派遣要請の要求手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、自衛隊の災害派遣を必要と認めるときは、緊急に自衛隊の派遣を必要とする突発的事態等を除き、原則として県西部方面本部を通じて知事に対し次の事項を明示した要請書により自衛隊派遣要請を行うよう要求する。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第 34 普通科連隊長又は最寄りの部隊等の長に通知し知事に対してもその旨を速やかに通知するものとする。

(1) 提出先（連絡先） 静岡県危機対策室（電話 054-221-2072）

(2) 提出部数 1 部

(3) 記載事項

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

緊急の場合の連絡先

部隊名	所在地	電話	連絡先	
			時間内	時間外
航空自衛隊 第 1 航空団 (浜松基地)	西区 西山町	(053) 472-1111	防衛班長 内線 3230~3231	基地当直 内線 3224・3225
陸上自衛隊 第 34 普通科連隊 (板妻)	御殿場市 板妻 40-1	(0550) 89-1310	第 3 科長 内線 235~237	駐とん地当直司令 内線 301・302
陸上自衛隊 第 10 特科連隊 (豊川)	豊川市 穂ノ原一丁目 1 番地	(0533) 86-3151~4	第 3 科長 内線 235~237	駐とん地当直司令 内線 302

4 災害派遣部隊の受け入れ体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長は自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(2) 作業計画、資材等の準備

市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業実施に必要な資材の準備を整えかつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

(3) 資材等の調達要請

市長は作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより県へ要請するものとする。

(4) 自衛隊との連絡交渉窓口の一本化

市長は自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

(5) 派遣部隊の受け入れ

市長は派遣された部隊に対し、次の基準に基づき各種施設等を準備するものとする。

- ア 本部事務室 派遣人員の約1割が事務をとるのでこれに必要な室・机・椅子等
- イ 宿舎 屋内宿泊施設(学校、公民館等)とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準
- ウ 材料置場・炊事場 野外の適当な広場
- エ 駐車場 適当な広場(車1台の基準は3m×8mとする。)

5 災害派遣部隊の撤収要請

知事が災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう市長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

6 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策のため、必要とする資材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担するものとする。

7 その他

自衛隊の災害派遣における装備、ヘリポートの具備すべき条件等は次のとおりである。

- (1) 航空自衛隊浜松基地災害派遣能力概要
資料編(19-1)のとおり
- (2) ヘリポートの具備すべき条件
資料編(10-2)のとおり
- (3) 自衛隊の位置図
資料編(19-2)のとおり

第27節 海上保安庁に対する支援要請計画

1 主旨

この計画は、災害時における海上保安庁に対する支援要請を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

2 支援要請の範囲

海上保安庁に支援を要請する場合は、原則として次の場合とする。

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、市が行う災害応急対策の支援

3 市長の支援要請の依頼手続き

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは県西部方面本部を通じて知事に対し、次に掲げる事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。また、知事

への依頼ができない場合は、直接、御前崎海上保安署又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

- (1) 提出先（連絡先） 静岡県危機対策室
- (2) 提出部数 1部
- (3) 記載事項
 - ア 災害の状況及び支援を必要とする事由
 - イ 支援を希望する期間
 - ウ 支援を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項

第28節 電力施設災害応急対策計画

1 主旨

災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため中部電力株式会社においては、その対策を樹立しておくものとする。（「中部電力株式会社静岡支店「非常災害対策ガイドブック」による。）

2 防災体制と動員

以下の(1)、(2)の体制を総称して「防災体制」という。

なお、それぞれ種類に対応した動員基準を設ける。

(1) 非常体制

- ア 第1次非常体制 災害の発生が予想される場合又は発生した場合
- イ 第2次非常体制 相当程度の被害や社会的影響が予想される場合又は発生した場合
- ウ 第3次非常体制 甚大な被害や社会的影響が予想される場合又は発生した場合

(2) 地震警戒体制

地震警戒体制 「東海地震注意情報」等が発表・発令された場合

(3) 動員

種類	具体的な動員基準
第1次非常体制	各班において応急対策実施準備に必要な動員であらかじめ指名された者
第2次非常体制	各班においてあらかじめ指定された者
第3次非常体制	全従業員
地震警戒体制	全従業員

3 防災本部の種類

災害時の防災本部として、次のものを置く。

防災体制に対応する災害対策組織として、非常体制時には非常災害対策本部、地震警戒体制時には地震災害警戒本部を置く。

4 広報活動

(1) 電気事故防止PR

災害に伴う断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故及び電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- ア 停電した時は、当社事業所に通報すること。
- イ 電柱の倒壊・折損、電線の断線垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所に

通報すること。

ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

オ 屋外に避難するときは、ブレーカーを必ず切ること。

カ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや、器具の安全を確認すること。

キ その他事故防止のため留意すべき事項

(2) PRの方法

電気事故防止PRについては、日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の利用、インターネットホームページ等を活用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配付し周知する。

(3) 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

5 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電力の供給は継続するが、警察、消防機関等から送電停止等の要請があった場合は、当該設備の送電を停止する。また、人命に関わる緊急避難的措置として、関係行政機関等から復旧活動の現地において仮送電、送電停止等の要請を受けた場合は、その指示に従う。

6 他電力会社等との協調

防災主管部署及び関係部署は、他電力会社、電源開発株式会社、関係会社、請負委託会社、電気工事店・隣接企業等と協調し電力、要員、資材、輸送力の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

7 災害時における応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施するとともに、二次災害の防止に配慮して実施する。

8 ダムの管理

洪水の発生等を防ぐため、次の事項に関するダム管理を実施する。

- (1) 管理方法の明確化
- (2) 洪水時の対策
- (3) 通知・情報
- (4) ダムの放流

第29節 ガス施設災害応急対策計画

1 主旨

災害発生に際し、ガス施設を防護し被災地に対するガス供給を確保するため中部ガス株式会社においては、その対策を樹立しておくものとする。(「中部ガス株式会社非常災害対策規程」による。)

2 非常災害体制の整備

(1) 体制の種別

待機及び非常体制の種別

ア 非常災害待機体制

台風及び異常低気圧などによる暴風雨の襲来により、当地方に各種警報が発令されて、被害が予

想される場合。

イ 第1次非常体制

災害が軽微な場合又は災害が局地的な場合。

ウ 第2次非常体制

第1次非常体制では対処できない災害又は災害区域が中程度の限定された地域に及ぼす場合。

エ 第3次非常体制

重大事故又は広域にわたる災害が発生した場合。

(2) 浜松地区警戒本部又は浜松地区対策本部の設置

「非常災害待機体制」、「第1次非常体制」、「第2次非常体制」、「第3次非常体制」が発令された場合は、中部ガス株式会社浜松支社に浜松地区警戒本部又は浜松地区対策本部を設置する。

ただし、被害状況、交通事情等により非常災害対策本部を設置することがある。

(3) 動員体制

浜松地区警戒本部動員計画又は浜松地区対策本部動員計画による。(略)

3 応急措置の実施事項

(1) 緊急時における警察署及び消防署への連絡

他工事の現場から事故の通報を受けた際及びガスの漏洩を発見し、それに対して緊急に措置する必要がある場合には、その規模及び状況並びに協力を必要とするか否かを、可及的速やかに所轄の警察署及び消防署に連絡するものとする。

(2) 「(1)」のほかの応急措置

「(1)」のほかの応急措置の実施は、中部ガス株式会社浜松支社の定めるところにより実施する。ガス製造設備は、資料編(17-8)のとおり

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を充分検討して、概ね次に掲げる事業計画を作成するものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 専用水道施設災害復旧事業計画
- 6 公共用地災害復旧事業計画
- 7 住宅災害復旧事業計画
- 8 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 9 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 10 学校教育施設災害復旧事業計画
- 11 社会教育施設災害復旧事業計画
- 12 被災中小企業復興計画
- 13 その他の災害復旧事業計画

計画の沿革 〈一般対策編〉

昭和 38 年制定

昭和 51 年 2 月大巾改正
昭和 52 年 2 月一部改正
昭和 53 年 2 月一部改正
昭和 54 年 2 月一部改正
昭和 55 年 2 月一部改正
昭和 56 年 2 月一部改正
昭和 57 年 2 月一部改正
昭和 58 年 2 月一部改正
昭和 59 年 2 月一部改正
昭和 60 年 2 月一部改正
昭和 61 年 1 月一部改正
昭和 62 年 1 月一部改正
昭和 63 年 1 月一部改正
平成元年 1 月一部改正
平成 2 年 1 月一部改正
平成 3 年 1 月一部改正
平成 4 年 1 月一部改正
平成 5 年 1 月一部改正
平成 6 年 1 月一部改正
平成 7 年 1 月一部改正
平成 8 年 2 月一部改正
平成 9 年 2 月一部改正
平成 10 年 2 月一部改正
平成 11 年 2 月一部改正
平成 12 年 2 月一部改正
平成 13 年 2 月一部改正
平成 14 年 2 月一部改正
平成 15 年 2 月一部改正
平成 16 年 2 月一部改正
平成 17 年 7 月大巾改正
平成 19 年 3 月一部改正
平成 20 年 2 月一部改正
平成 21 年 2 月一部改正
平成 22 年 2 月一部改正

第1編 総論

第1章 計画の主旨

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき作成する「浜松市地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第6条の規定に基づく「東南海・南海地震防災対策推進計画」を含むものである。

1 計画の目的

この計画は、平常時に実施する防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表された場合に実施する応急対策、警戒宣言が発せられた時に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

- (1) この計画は、市域に係る地震対策について定めるものである。
- (2) この計画は、市、防災関係機関、事業所、自主防災組織及び市民が東海地震等の対策に取り組むための基本指針となるものである。
- (3) この計画のうち、第3編は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業その他の地震対策事業について定めるものである。
- (4) この計画は、「静岡県地震対策推進条例（平成8年条例第1号）」（資料編20-2）に規定している対策について、特に緊急に実施するものである。
- (5) この計画は、情勢の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

3 計画の構成

この計画は、「計画編」及び「資料編」により構成する。

- (1) 計画編の構成は、次の6編による。

ア 第1編 総論

この計画の目的、性格、構成、危険度の試算等計画の基本となる事項を示す。

イ 第2編 平常時対策

平常時の教育、広報、訓練、災害予防の対策等を示す。

ウ 第3編 地震防災施設緊急整備計画

整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。

エ 第4編 地震防災応急対策

注意情報が発表され、又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで、若しくは発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。

オ 第5編 災害応急対策

地震災害が発生した場合の災害応急対策を示す。

カ 第6編 復旧・復興対策

災害応急対策に一応の目途がたった後の復旧・復興対策を示す。

(2)「資料編」は別冊による。

第2章 東海地震の危険度の試算

危険度試算作成の主旨

東海地震によって浜松市域でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを想定により定量的に試算した結果を示し、適切かつ効果的な地震対策の樹立に資するものである。

試算の内容

1 概説

この試算は、御前崎沖から駿河湾に至る駿河トラフから西方の領域を震源域に、マグニチュード8程度の地震が発生した場合を想定して、県において行われたものである（平成13年5月発表）。想定東海地震の震源域は資料編(3-1)のとおりであり、被害想定は資料編(3-2～3-7)のとおりである。

試算にあたっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

これらの結果を基に、地震動、液状化、人工造成地、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀、屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後、地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

この危険度の試算は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに市民の防災への自助努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

2 対策の目標値として設定した危険度の概要

(1) 想定条件

実施時期	平成10～12年度
断層モデル	石橋モデル+中央防災会議モデル（1978年） （500mメッシュでの加速度の大きいほうの値を採用）
自然条件	①冬の朝5時 ②春・秋の昼12時 ③冬の夕18時
対象人口	766,832人（平成7年国勢調査による常住人口）
対象建物	299,503棟（平成10年1月1日現在）
予知の有無	①予知なし…地震が予知されず突然発生し、かつ、これまでに実施してきた地震対策が効果を発揮 ②予知あり…地震の発生が予知され、かつ、これまでに実施してきた地震対策が効果を発揮
算出の単位	地震動・液状化の危険度…500m四方の地域標準メッシュ単位

(2) 想定結果

ア 震度区分別面積

震 度	平 方 キ ロ メ ー ト ル	%
5強	240.55	15.9
6弱	1,195.98	79.1
6強	63.28	4.2
7	11.36	0.8

【参考】気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

震度	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動し、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

イ 地震予知がなく、突然地震が発生した場合

物的被害（建物被害）

（単位：棟）

被害要因	被害区分	冬 5時	春・秋 12時	冬 18時
地震動液状化	大 破	18,149	18,149	18,149
	中 破	46,088	46,088	46,088
	一部損壊	53,767	53,767	53,767
人工造成地	大 破	205	205	205
	中 破	617	617	617
津 波	中 破	0	0	0
	一部損壊	1,155	1,155	1,155
	床下浸水	3,421	3,421	3,421
山・がけ崩れ	大 破	562	562	562
	中 破	1,422	1,422	1,422
延焼火災	焼 失	2,659	1,771	8,113
建物被害合計	大 破	21,369	20,538	26,477
	中 破	47,249	47,397	46,279
	一部損壊	53,608	53,779	52,596
	床下浸水	1,800	1,800	1,601
建 物 棟 数		299,503	299,503	299,503
建物被害棟数		44,994	44,237	49,617
建物被害率 (%)		15.0	14.8	16.6
建物り災棟数		124,026	123,514	126,953
建物り災率 (%)		41.4	41.2	42.4
建物り災世帯数（推計）		101,950	101,457	104,413

備考

- 1 被害要因別の重複を除外
- 2 大 破 倒壊し復旧が困難と考えられる建物
- 3 中 破 柱・梁に被害がある、大部分の壁に亀裂・剥離、瓦の大部分の落下、基礎に大亀裂があるなど、復旧には大修理が必要な建物
- 4 一部損壊 壁に複数の大亀裂、基礎に複数の亀裂、瓦の一部落下など中程度の被害と考えられる建物
- 5 建物被害棟数 被害の程度を示す棟数（大破＋中破×0.5）
- 6 建物被害率 建物被害棟数÷全建物棟数
- 7 建物り災棟数 建物に被害を受ける棟数（大破＋中破＋一部損壊＋床下浸水）
- 8 建物り災率 建物り災棟数÷全建物数
- 9 建物り災世帯数 世帯数×建物り災率

物的被害（その他の物的被害）

	件数	倒壊数	倒壊率(%)
ブロック塀・石塀	49,441	5,435	11.0

	3階以上の非木造建物棟数	落下被害棟数	落下率(%)
窓ガラス、外装材、屋外広告物等の屋外落下物	9,964	1,314	13.2

人的被害

(単位：人)

被害要因	被害区分	冬 5時	春・秋 12時	冬 18時
建物倒壊	死者	663	325	306
	重傷者	920	716	673
	中等傷者	8,196	6,369	5,989
津波	死者	0	0	0
	重傷者	0	0	0
	中等傷者	0	0	0
山・がけ崩れ	死者	90	76	72
	重傷者	150	126	120
	中等傷者	358	300	282
火災	死者	17	14	62
	重傷者	18	15	66
	中等傷者	41	40	163
ブロック塀・石塀の倒壊	死者	2	17	22
	重傷者	13	72	91
	中等傷者	13	98	133
屋外落下物	死者	2	16	19
	重傷者	13	50	66
	中等傷者	96	817	1,074
屋内収容物の移動・転倒	死者	30	23	23
	重傷者	2,195	2,004	1,882
	中等傷者	5,931	5,414	5,097

道路上の落石・崩土	死者	4	6	6
	重傷者	2	5	5
	中等傷者	3	5	5
合計	死者	808	477	510
	重傷者	3,311	2,988	2,903
	中等傷者	14,638	13,043	12,743
人口		766,832		

備考

- 1 死者 発災後 24 時間以内に死亡すると想定される者
- 2 重傷者 手術等入院治療を必要とする者
- 3 中等傷者 入院は必要としないが、医師の治療を必要とする者

ウ 警戒宣言が発せられた後、地震が発生した場合

物的被害（建物被害）

（単位：棟）

被害要因	被害区分	被害棟数
地震動・液状化	大破	18,149
	中破	46,088
	一部損壊	53,767
人工造成地	大破	205
	中破	617
津波	中破	0
	一部損壊	1,155
	床下浸水	3,421
山・がけ崩れ	大破	562
	中破	1,422
延焼火災	焼失	5
建物被害合計 ※被害要因別の重複を除外	大破	18,882
	中破	47,680
	一部損壊	54,171
	床下浸水	1,601

建物棟数	299,503
建物被害棟数	42,722
建物被害率（％）	14.3
建物り災棟数	122,334
建物り災率（％）	40.8
建物り災世帯数（推計）	100,472

備考

- 1 大破 倒壊及び復旧が困難と考えられる建物
- 2 中破 柱・梁に被害がある、大部分の壁に亀裂・剥離、瓦の大部分の落下、基礎に大亀裂があるなど、復旧には大修理が必要な建物
- 3 一部損壊 壁に複数の大亀裂、基礎に複数の亀裂、瓦の一部落下など中程度の被害と考えられる建物
- 4 建物被害棟数 被害の程度を示す棟数（大破＋中破×0.5）
- 5 建物被害率 建物被害棟数÷全建物棟数
- 6 建物り災棟数 建物りに被害を受ける棟数（大破＋中破＋一部損壊＋床下浸水）

7 建 物 り 災 率 建 物 り 災 棟 数 ÷ 全 建 物 数

8 建 物 り 災 世 帯 数 世 帯 数 × 建 物 り 災 率

物的被害（その他の物的被害）

	件 数	倒 壊 数	倒壊率(%)
ブロック塀・石塀	49,441	5,435	11.0

	3 階 以 上 の 非木造建物棟数	落下被害棟数	落下率(%)
窓ガラス、外装材、屋外 広告物等の屋外落下物	9,964	1,314	13.2

人的被害

(単位：人)

被害要因	被害区分	冬 5時	春・秋 12時	冬 18時
建物倒壊	死 者	179	93	89
	重 傷 者	241	187	177
	中等傷者	2,136	1,660	1,560
津 波	死 者	0	0	0
	重 傷 者	0	0	0
	中等傷者	0	0	0
山・がけ崩れ	死 者	23	18	17
	重 傷 者	36	33	29
	中等傷者	84	71	67
火 災	死 者	1	1	1
	重 傷 者	1	1	1
	中等傷者	0	0	0
ブロック塀・石 塀の倒壊	死 者	0	1	1
	重 傷 者	1	3	3
	中等傷者	0	4	7
屋外落下物	死 者	0	1	1
	重 傷 者	1	2	3
	中等傷者	7	29	36
屋内収容物の 移動・転倒	死 者	7	3	3
	重 傷 者	265	242	228
	中等傷者	711	649	610
道 路 上 の 落 石・崩土	死 者	0	0	0
	重 傷 者	0	0	0
	中等傷者	0	0	0
合 計	死 者	210	117	112
	重 傷 者	545	468	441
	中等傷者	2,938	2,413	2,280
人 口		766,832		

備 考

- 1 死 者 発災後 24 時間以内に死亡すると想定される者
- 2 重 傷 者 手術等入院治療を必要とする者
- 3 中等傷者 入院は必要としないが、医師の治療を必要とする者

第3章 市、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

計画作成の主旨

市及び防災関係機関等が、東海地震等（東海地震、東南海・南海地震、その他市域における大規模な地震及び当該地震に起因する津波並びにこれらに伴う災害をいう。以下同じ。）の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

計画の内容

市、県、市域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに「地震防災応急計画」又は「東南海・南海地震防災対策計画」（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ東海地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 市

- (1) 東海地震等の地震対策計画の作成及び市防災会議に関する事務
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導及び住民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 「地震防災応急計画」、「対策計画」の作成指導及び届出の受理
- (8) 東海地震に関連する情報（東海地震観測情報、注意情報及び東海地震予知情報（以下同じ。）、津波予警報その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報及び啓発
- (10) 避難の勧告又は指示に関する事項
- (11) 消防、水防その他の応急措置
- (12) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- (13) 注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における市有施設及び設備の整備及び点検
- (14) 緊急輸送の確保
- (15) 食料、医薬品その他物資の確保、廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の準備等の災害応急対策の準備及び実施
- (16) 前各号に掲げるもののほか地震災害発生の防止、拡大防止のための措置又は災害応急対策

2 県

- (1) 県地域防災計画「地震対策編」に掲げる所掌事務
- (2) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整

3 県警察（浜松市警察部、浜松中央警察署のほか市域を管轄する警察署）

- (1) 東海地震予知情報等の受理及び伝達
- (2) 東海地震予知情報等の広報
- (3) 危険区域への立入の規制及び警備
- (4) 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持
- (5) 避難状況等に関する情報の収集

(6) 防災訓練の実施

4 指定地方行政機関

(1) 総務省東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の運用の監理
- ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査
- エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与
- オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。
- カ 非常通信協議会の運営に関すること。

(2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

災害時における財政金融対策の適切な措置並びに関係機関との連絡調整

(3) 厚生労働省静岡労働局（浜松労働基準監督署、磐田労働基準監督署）

- ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導
- イ 事業場の被災状況の把握

(4) 農林水産省関東農政局静岡農政事務所（地域第一課）

- ア 災害時の食料の供給
- イ 災害時の食料の緊急引渡措置

(5) 関東森林管理局（天竜森林管理署）

災害復旧用材（国有林材）の供給

(6) 国土交通省中部地方整備局

管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

- ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進等
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
- イ 初動対応
 - 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
- ウ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置
- エ 警戒宣言発令時
 - (ア) 警戒宣言、地震情報等の迅速な伝達
 - (イ) 地震災害対策体制の整備
 - (ウ) 人員、資機材等の配備及び手配
 - (エ) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力

(オ) 道路利用者に対する情報の提供

(7) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶の調達斡旋及び特定航路への就航勧奨
- ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導の実施
- エ 緊急海上輸送の要請への速やかな対応のための船舶運航事業者等との連絡体制の強化及び船舶動静の把握並びに緊急時の港湾荷役態勢の確保
- オ 必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令措置
- カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
- キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督
- ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導
- ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するため、関係運送事業者団体、運送事業者との連絡体制の確立及び緊急輸送に使用できる車両等の把握並びに緊急時の出動体制の整備
- コ 必要と認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令措置
- サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

(8) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

- ア 地震情報の照会に対する応答と解説
- イ 地震動警報（緊急地震速報）、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
- ウ 地震予知のための観測施設の整備及び観測機器の保守
- エ 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力
- オ 異常現象に関する情報が発見者又は行政機関から通報された場合、速やかに気象庁に報告し適切な措置を講ずること。

(9) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部）

- ア 船舶に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達、港内における船舶交通の制限禁止等
- イ 海水浴客等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達
- ウ 海上における人命救護、海難船舶等の救助
- エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保
- オ 危険物の流出、油の排出等の海上災害に対する応急措置

5 指定公共機関

(1) 独立行政法人国立病院機構（天竜病院）

- ア 医療救護班の派遣による医療救護の準備又は実施
- イ 可能な範囲での患者の受入れ及び治療

(2) 日本赤十字社（静岡県支部）

- ア 応援救護班の派遣又は派遣準備
- イ 被災者に対する救援物資の配付

- ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- エ 赤十字飛行隊による救援又は救援準備
- オ 赤十字奉仕団、自主防災組織等に対する救急法の講習等の指導

(3) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局）

- ア 地震災害に関連する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上
- イ 臨時ニュースの編成等各メディアを有効に活用し、東海地震に関連する情報及びその他の地震に関する情報の正確、迅速な提供
- ウ 地方公共団体等の要請に基づく予報、警報、警告等の放送の実施
- エ 放送施設、設備の災害予防のための整備

(4) 中日本高速道路株式会社（袋井保全・サービスセンター、浜松工事事務所、豊田保全・サービスセンター）

- ア 交通対策に関すること。
- イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること。

(5) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- ア 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報等の伝達
- イ 列車の運転規制措置
- ウ 旅客の避難、救護
- エ 東海地震予知情報、列車運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- オ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
- カ 施設等の整備

(6) 西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社

- ア 警戒宣言発令時及び災害時における重要通信の確保
- イ 警戒宣言発令時及び災害時における通信疎通状況等の広報
- ウ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく手配

(7) 郵便事業株式会社東海支社（浜松西支店ほか市内の各支店）

- ア 郵便事業の運営に関すること
- イ 施設等の被災防止に関すること
- ウ 利用者の避難誘導に関すること

(8) 郵便局株式会社東海支社（浜松西郵便局ほか市内の各郵便局）

- ア 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
- イ 施設等の被災防止に関すること
- ウ 利用者の避難誘導に関すること

(9) 日本通運株式会社（浜松支店）

防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

(10) 中部電力株式会社（浜松営業所、浜北営業所、浜松電力センター）

- ア 警戒宣言発令時及び災害発生時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
- イ 復旧用資機材等の整備
- ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施

(11) 電源開発株式会社（佐久間電力所ほか市内の各事業所）

- ア 警戒宣言発令時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置
- イ 災害予防広報

(12) KDDI 株式会社（ソリューション浜松支店）

- ア 地震予知情報等の伝達
- イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施

6 指定地方公共機関

(1) 土地改良区

- ア 災害予防
 - 所管施設の耐震性の確保
- イ 警戒宣言発令時
 - 関係機関等に対する用水状況の情報提供
- ウ 応急・復旧
 - (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 所管施設の緊急点検
 - (ウ) 農業用水及び非常用水の確保

(2) 中部ガス株式会社（浜松支社）

- ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報
- イ 警戒宣言発令時におけるガス供給の確保
- ウ 施設、設備の耐震予防対策の実施
- エ 警戒宣言発令時における広報、施設の点検等災害予防措置

(3) 社団法人静岡県エルピーガス協会（西部支部）

- ア 需要家に対するエルピーガスによる災害の予防広報
- イ 施設設備の耐震化等、予防対策の実施
- ウ 警戒宣言発令時及び災害時における広報や施設の点検等の災害防止措置の実施
- エ 燃料（エルピーガス）等の確保に関する協力
- オ 被害状況調査及び応急復旧

(4) 遠州鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の伝達
- イ 列車の運転規制措置
- ウ 旅客の避難、救護
- エ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報

(5) 社団法人静岡県トラック協会（西部支部、北遠支部）、商業組合静岡県タクシー協会（浜松市タクシー協会、浜名湖北遠支部）

防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保

(6) 静岡県道路公社

- ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検
- イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備
- ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧

(7) 静岡放送株式会社（浜松総局）、株式会社テレビ静岡（浜松支社）、株式会社静岡朝日テレビ（浜松報道部）、株式会社静岡第一テレビ（浜松支局）、静岡エフエム放送株式会社

ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及

イ 警戒宣言発令時及び災害時において特別番組を編成し、地震予知情報、地震情報、その他の地震に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況等を放送すること。

ウ 放送施設、機器類等の設備の事前点検と災害予防のための設備の整備

(8) 社団法人静岡県医師会、社団法人静岡県歯科医師会、社団法人静岡県薬剤師会、社団法人静岡県看護協会、社団法人静岡県病院協会

ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施

イ 検案（社団法人静岡県薬剤師会及び社団法人静岡県看護協会を除く。）

7 自衛隊

(1) 陸上自衛隊東部方面隊第12旅団ほか

ア 災害時における人命又は財産の保護のための救援活動

イ 災害時における応急復旧活動

(2) 海上自衛隊横須賀地方隊

ア 災害時における人命保護のための救助

イ 災害時における応急復旧活動

(3) 航空自衛隊第一航空団（浜松基地）

ア 災害時における人命保護のための活動

イ 災害時における応急復旧活動

8 その他防災関係機関等

(1) 浜松市消防団

ア 災害予防、警戒及び災害応急活動

イ 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動

ウ 予警報の伝達

エ その他災害現場の応急作業

(2) 浜松市水防団

水防施設、資材等の整備及び水防活動

(3) 社団法人浜松医師会、社団法人浜北医師会、社団法人引佐郡医師会、社団法人浜名医師会、社団法人磐田医師会、社団法人浜松市歯科医師会、社団法人浜松市薬剤師会

ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施

イ 検案時の協力（薬剤師会を除く。）

(4) 産業経済団体

ア 浜松商工会議所その他商工業関係団体

(ア) 市が行う商工業関係、被害調査についての協力

(イ) 災害時における物価安定についての協力

(ウ) 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力

イ とぴあ浜松農業協同組合（本店ほか）、三ヶ日町農業協同組合、遠州中央農業協同組合（天竜支店ほか）、浜名漁業協同組合

(ア) 農林水産物の被害調査についての協力

(イ) 災害時における農産物、魚介類の確保

(ウ) 農林水産物等の災害応急対策についての指導

ウ 建設業関係団体等(社団法人浜松建設業協会、浜北建設事業協同組合、社団法人天竜建設業協会、舞阪建設業協会、雄踏町建設事業協同組合、三ヶ日町建設業協会、春野建設事業協同組合、佐久間建設業協会、水窪建設業協会、静岡県西部解体工事業協会、浜松上下水道協同組合、浜北上下水道協同組合、天竜北遠上下水道協同組合、天竜森林組合、春野森林組合、佐久間森林組合、水窪町森林組合、龍山森林組合、引佐町森林組合ほか)

災害時における緊急対策及び復旧対策についての協力

エ 観光協会

(ア) 宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施

(イ) 災害時における宿泊者の救護

(ウ) 災害時における避難者の救護応援協力

(5) 浜松エフエム放送株式会社

あらかじめ市と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送

(6) 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会

災害ボランティア受入れ対策の実施

(7) 自主防災組織、自治会等

ア 市の実施する被害調査、応急対策についての協力

イ 住民に対する情報の連絡、收受

ウ 避難誘導及び避難場所の運営に関する協力

エ 被災者に対する応急救護、炊出し、援助物資等の配分に関する協力

(8) その他防災上重要な施設の管理者(防災上重要な施設とは、災害発生の確率の高い施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいう。以下同じ。)

ア 所管する施設の防災管理

イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施

ウ 当該施設に係る災害復旧

9 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

「地震防災応急計画」及び「対策計画」の定めるところにより概ね、次の事項を実施するものとする。

(1) 地震防災訓練

(2) 従業員、施設利用者等に対する避難方法等の周知

(3) 従業員等に対する防災教育及び広報

(4) 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置

(5) 防災組織の整備

(6) 地震予知情報等の収集及び伝達

(7) 警戒宣言発令時における従業員、施設利用者等の避難誘導

(8) 警戒宣言発令時における火気の規制、施設・設備の点検、工事の中止等の安全措置

(9) 地震発生時における従業員、施設利用者等の避難誘導

(10) 上記のほか、津波の危険が予想される避難対象地区内の「地震防災応急計画」及び「対策計画」の

作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。

- ア 従業員、施設利用者等に対する津波避難方法等の周知
- イ 津波警報等の収集及び伝達
- ウ 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

第2編 平常時対策

注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時に的確な防災対策を講ずることができるよう、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練及び自主防災活動の充実等について定める。

第1章 防災思想の普及

計画作成の主旨

地震による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ市民、各組織等を対象に、地震に関する知識と防災対応を啓発指導するものとする。

計画の内容

地震防災応急対策及び災害応急対策の円滑な実施を確保するため、市職員に対する教育と対策の啓発活動、民間団体に対しての啓発・指導を行うものとする。

1 市職員に対する教育

市職員として行政を進める中で、積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構え等、次の事項について研修会等を通じて教育を行うものとする。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 東海地震と地震予知に関する知識
- (3) 東海地震の危険度の試算の内容
- (4) 「静岡県地震対策推進条例（平成8年条例第1号）」（資料編20-2）に規定する対策
- (5) 市地域防災計画「地震対策編」と市が実施している地震対策
- (6) 東海地震が予知された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (7) 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (8) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置
- (9) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- (10) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策
- (11) 地震対策の課題その他必要な事項

上記のうち、(6)から(8)については、年度当初に各課・各施設等において所属職員に対し十分に周知するものとする。また、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行うものとする。

なお、上記の外、市教育委員会は「静岡県防災教育基本方針（県教育委員会編）」及び「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会編）」に準じ職員に対して教育を行うものとする。

2 市民に対する防災思想の普及

市は、注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応について啓発するものとする。この場合において、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

特に、7月1日から10日までの10日間を「津波対策推進旬間」、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

なお、この場合、自主防災組織の積極的な活用を図るとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

(1) 一般的な啓発

ア 啓発内容

- (ア) 東海地震等の基礎的な知識
- (イ) 東海地震の危険度の試算の内容
- (ウ) 「静岡県地震対策推進条例」(資料編 20-2)に規定する対策
- (エ) 突然地震が発生した場合の行動指針等の応急対策
- (オ) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらの情報発表時の行動指針等の基礎的な知識
- (カ) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- (キ) 地域、事業所等における自主的な防災活動と連携の重要性
- (ク) 防災関係機関等が講ずる地震防災応急対策及び災害応急対策
- (ケ) 津波危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- (コ) 避難地、避難路その他避難対策に関する知識
- (サ) 住宅の耐震診断と補強計画及び耐震改修、危険なブロック塀等の撤去、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備
- (シ) 消火、救出救助、応急手当等に関する知識
- (ス) 避難生活に関する知識
- (セ) 災害時要援護者への配慮
- (ソ) 安否情報の確認のためのシステム

イ 手段・方法

- (ア) パンフレット、ポスター等の活用
パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ、報道機関の媒体、インターネット等を活用して普及を図る。
- (イ) 防災に関する研修会への積極的参加及び講演会、映画会等の開催
より確実、より具体的な防災思想の普及を図るため、自主防災組織等が主催する防災に関する研修会・講座等に積極的に参加するとともに、講演会、映画会等を開催するものとする。
特に、突然発生した地震に対する住民の行動指針等について周知徹底を図るものとする。
- (ウ) 防災展示ホールの活用
体験する施設としての防災展示ホールを活用して、防災の知識と技術の一層の涵養を深め、市民一人ひとりが自ら守るという意識の定着化と行動力を養うものとする。

(2) 各種団体への啓発

市は、関係機関と協力し、各種団体を対象に、研修会・学習会等を開催し、地震防災に関する知識の普及及び啓発に努めるものとする。また、各種団体が自ら防災知識の普及のための場を持つときには、必要な資料の提供やビデオテープ・DVD等の貸出しを行い、それぞれの立場の市民が、地域の地震防災に寄与する意識を高めることができるよう支援するものとする。

ア 啓発内容

市民に対する一般的な啓発に準ずる。その他各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

イ 手段・方法

各団体の学習会・研修会、定例会・大会等において実施する。

(3) ボランティア団体等の組織化の推進及び啓発

市は、市社会福祉協議会と連携して、地域のボランティア団体等の組織化を推進し、その連絡会等を通じて地震防災に関するボランティア活動の知識の普及、啓発を図り、災害支援への意識を高める。

(4) 文化財に対する防災知識の普及

市は、文化財を地震災害から守り後世に継承するため、文化財愛護団体の諸活動を通じ、防災指導及び文化財に対する防災知識の普及に努めるものとする。

(5) 外国人に対する啓発

市は、浜松国際交流協会、外国人住民組織、地域住民組織、企業・事業所等と協力し、外国語版パンフレットの配付や防災に関する研修会、防災訓練の実施等を通じ意識啓発を図る。

(6) 自動車運転者に対する啓発

市は、浜松市交通事故防止対策会議に協力を要請し、会議が実施する交通安全運動、また会議を構成する団体が催す交通安全運転モラルの向上に関する講演会、研修会等を通じ、警戒宣言発令時及び地震発生時において自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。

(7) 防災上重要な施設管理者に対する啓発

市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、「地震防災応急計画」及び「対策計画」の作成・提出の指導等を通じ、注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報受信時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。

(8) 相談窓口

市は、それぞれの部署において所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応ずるものとする。

なお、総括的な事項及び特定の事項（建築）に関する相談窓口は次のとおりである。

ア 総合相談窓口

本庁、区役所及び地域自治センターの防災担当課、消防局、消防署、消防出張所

イ 建築物等相談窓口

本庁の建築担当課（建築行政課及び北部建築事務所）

3 幼児、児童及び生徒に対する教育

市教育委員会は、公立の学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）に対し、「静岡県防災教育基本方針」により、幼児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、市は県と協力し、私立学校に対して教育に対する連携を図るものとする。

学校等は、生徒等に対して自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。

(1) 災害発生時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。

(2) 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進す

る。

(3) 中学生、高校生を中心に応急手当の実践的技能の修得の徹底を図る。

4 防災関係機関

東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、中日本高速道路株式会社、中部電力株式会社、中部ガス株式会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第2章 自主防災活動

計画作成の主旨

東海地震等の災害から市民の生命・身体及び財産を保護するうえで最も重要なことは、防災関係機関、地域住民等とが、冷静かつ一体的に行動することである。このため、市は日ごろから地域住民の協力を得て、自主防災組織の強化を図るとともに、訓練、広報、指導を通じて連携を深めるほか、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立し、地震災害に的確に対処できるよう、その活動の基準等を示すものである。

計画の内容

1 市民の果たすべき役割

東海地震等の被害を軽減するうえで、市民の果たす役割は極めて大きい。市民は自らの安全は自らの手で守る意欲を持ち、平常時から地震発生後に至るまでの次の事項を想定し、可能な限り防災対策を着実に実施するものとする。

(1) 平常時から実施する事項

- ア 地震防災に関する知識の吸収
- イ 地域の危険度の理解
- ウ 家庭における防災の話し合い
- エ 警戒宣言発令時及び地震発生時における、避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認
- オ 石油ストーブ、ガス器具等について、耐震自動消火装置付等のものを使用するなどの火災予防措置の実施
- カ 家屋の補強等
- キ 家具その他の落下や倒壊の危険性のある建物等の対策
- ク 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料については最低7日分（うち3日分は非常持出し）、飲料水については1人1日3リットルを基準として3日分）
- ケ 緊急地震速報の受信時にとるべき対応行動の確認

(2) 注意情報発表時に実施が必要となる事項

- ア 正確な情報の把握
- イ 適切な避難（注意情報発表時に避難の実施を必要とする災害時要援護者に限る。）

(3) 警戒宣言発令時に実施が必要となる事項

- ア 正確な情報の把握

- イ 火災予防措置
- ウ 非常持出品の準備
- エ 適切な避難及び避難生活
- オ 自動車の運転の自粛

(4) 地震発生後に実施が必要となる事項

- ア 出火防止及び初期消火
- イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動
- ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- エ 自力による生活手段の確保

2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織のもとで住民が協力して実施することが効果的である。自主防災組織は、市や防災機関と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって次の活動をするものとする。

(1) 防災知識の学習

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、懇談会、訓練その他あらゆる機会を活用し啓発を行う。主な啓発事項は、東海地震等の知識、東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義や内容、平常時における防災対策、注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

(2) 「防災委員」の自主防災組織内での活動

防災委員は、住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として又は組織の長の相談役若しくは補佐役として、(3)以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。

(3) 「自主防災地図」の作成

自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表す地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。

(4) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

(5) 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織は、的確な防災活動を行うのに必要な人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言発令時の避難行動を明らかにしておくため、次に掲げる台帳を作成しておく。

- ア 世帯台帳（基礎となる個票）
- イ 災害時要援護者台帳
- ウ 人材台帳
- エ 自主防災組織台帳

なお、災害時要援護者台帳の整備にあたっては、災害時要援護者本人からの申請に基づくことを原則とし、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、保健福祉関係団体等の協力を得て、台帳の整備に努めるものとする。また、個人情報の保護の観点から、台帳の管理については最大限の注意を払うこ

ととする。

(6)「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

(7)「避難生活計画書」の作成

警戒宣言発令時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、県が示した「自主防災組織のための避難生活計画書作成手引き」に基づき、「避難生活計画書」を避難所ごとに作成するよう努める。

(8) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時の対応に関する次に掲げる事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市等と有機的な連携を図るものとする。また、災害時要援護者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。

- ア 情報の収集及び伝達の訓練
- イ 出火防止及び初期消火の訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出及び救護の訓練
- オ 炊出し訓練

(9) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、保健福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

3 事業所等の果たすべき役割

(1) 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下この章で「事業所等」という。）は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行うとともに、被災住民の救出など地域の一員としての防災活動に参加するよう努めるものとする。このため事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。また、災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるものとする。事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。

- ア 防災訓練
- イ 従業員の防災教育
- ウ 情報の収集、伝達体制の確立
- エ 火災その他災害予防対策
- オ 避難対策の確立
- カ 救出、応急救護等の対策
- キ 飲料水、食料、生活必需品等の警戒宣言発令時及び災害時に必要な物資の確保

- ク 施設及び設備の耐震性の確保
- ケ 予想被害からの復旧計画策定
- コ 各計画の点検・見直し

(2) 事業所の防災力向上の促進

市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

4 市の指導及び助成

市の全域にわたって原則、自治会を単位として自発的に組織された各自主防災組織の強化を図り、地域の実情に応じ十分機能を発揮できるよう、次の措置を講ずるものとする。

(1) 自主防災組織づくりの推進

市は、県西部危機管理局と連携して地域住民と地震対策について十分話し合い、共通の目的意識を持ち、最もその地域に合った自主防災組織づくりを推進する。

(2) 自主防災に関する意識の高揚

市は、自主防災組織を充実させるために、自主防災組織に対して定期的に資料の提供、研修会の開催等を行う。この場合において、女性の参画の促進に努めるものとする。

(3) 防災委員制度

自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため防災委員を置く。

(4) 自主防災組織への助成

自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、必要な助成を行う。

5 自主防災組織と消防団との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行うなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

第3章 地震防災訓練の実施

計画作成の主旨

東海地震に関連する情報の発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。市民は自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、災害時要援護者に十分配慮した訓練を実施し、災害時要援護者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

計画の内容

1 市の訓練

市は、国、県、防災関係機関、自主防災組織等と協力し、又は単独で次の訓練を実施する。訓練に当たっては、東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言が発令される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次、訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性のあがる訓練を行い、防災対応への習熟度を高めるとともに災害時要援護者に対する避難誘導、救出・救助、自主防災組織と

事業所との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

なお、訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。また、随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

(1) 総合防災訓練

東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策について、次の事項に重点を置いて訓練を行う。

なお、この訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練と共同して行うことを原則とする。この場合は、県警戒本部西部方面本部等との連携及び県と協議して定めた事項を加えるものとする。

ア 職員の動員

イ 東海地震に関連する情報、警戒宣言その他防災上必要な情報の収集及び伝達

ウ 注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時の広報

エ 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による受援活動

オ 警戒宣言発令時及び地震発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び「第5編第7章避難活動 1-4」に定める警戒区域の設定

カ 緊急地震速報の受信時における対応行動

キ 食料、飲料水、医療その他の救援活動

ク 消防、水防活動

ケ 救出・救助

コ 避難生活

サ 道路啓開

シ 応急復旧

(2) 地域防災訓練

ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。

イ この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、県及び市が作成した訓練内容に関する指針を参考にして実施する。

(3) 津波避難訓練

ア 7月1日から10日までの「津波対策推進旬間」に、津波避難訓練を実施する。

イ この訓練は、「津波警報」が発令されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、災害時要援護者にも配慮した中で実施する。

(4) 個別防災訓練

総合防災訓練とは別に、個別防災訓練を実施する。その主な事項は次のとおりとする。

ア 情報の収集・伝達訓練

東海地震に関連する情報の発表時及び警戒宣言発令時には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となるので、防災関係機関、自主防災組織等と協力して訓練を行う。この場合、段階的に情報量や参加機関等を増やし訓練の高度化を図るように留意する。また、訓練に当たっては、有線電話のふくそう又は途絶や、勤務時間外等の条件を加えるものとする。

イ 職員の動員訓練

適宜、交通機関又は交通用具の使用を制限し、又は禁止し、勤務時間外に実施する。

ウ 部門別の訓練

部、課、施設等はそれぞれ所掌する防災業務について、単独又は関係機関と共同で訓練を実施するものとし、その重点事項は上記ア・イを参考に部、課、施設等において定める。訓練の主なものは、次のとおりである。

(ア) 消防の災害活動訓練

(イ) 上下水道部の給水等応急措置訓練

(ウ) 動物園の飼育動物の逃亡防止対策等の措置訓練

(エ) 学校・病院・福祉施設等の避難等の安全対策訓練

(5) 消防団・水防団の訓練

ア 消防団の避難誘導、災害活動等の訓練

イ 水防団の管内巡視、水防工法等の活動訓練

(6) 防災関係機関及び自主防災組織の訓練に対する協力等

ア 市は、防災関係機関及び自主防災組織に対し、市が実施する訓練に参加を要請する。

イ 市は、防災関係機関及び自主防災組織が実施する訓練に、可能な限り参加協力をする。

ウ 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

(7) 訓練の実施回数

総合防災訓練 年1回以上

地域防災訓練 年1回以上

津波避難訓練 年1回以上

個別防災訓練 年1回以上

(8) 防災訓練の広報

市は、住民等に訓練への積極的参加を求めるほか、訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

2 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画若しくは応急計画又は「東南海・南海地震防災対策推進計画」若しくは「対策計画」に基づいて訓練を行う。

3 訓練時における交通規制

(1) 基本方針

訓練参加者の安全を確保するとともに、警戒宣言発令時の交通規制の方法等を訓練し、また、住民等に交通規制を理解してもらう目的を持つことから、訓練に当たっては、交通規制を適宜実施するよう配慮するものとする。

(2) 交通規制の要請手続

地震防災訓練の実施責任者は、訓練を実施する際に、交通規制を要請するときは、実施日の1ヶ月前までに、「交通規制要請書」(資料編10-3)により訓練場所を管轄する警察署長(訓練場所が2以上の警察署の管内にわたるときは、そのいずれかの警察署長)を経由して県公安委員会に提出するものとする。

(3) 交通規制の実施方法

公安委員会は、要請に基づき交通規制を実施するときは、あらかじめ道路管理者の意見を聴き、総理府令で定める手続きにより交通規制を実施する。

なお、この場合、公安委員会及び訓練実施責任者は、事前に広報を行い、その周知徹底を図るものとする。

第4章 地震災害予防対策の推進

計画作成の主旨

地震による火災の発生、建築物等の倒壊等による災害の発生の予防、被害を軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等の平常時の予防対策を定める。また、市は、国の地震防災戦略及び県の「地震対策アクションプログラム 2006」を踏まえ、「浜松市地震対策アクションプログラム（浜松市地域目標）」を策定し、市民の参画を進め、国、県と連携し、効率的・効果的な地震対策を進める。

計画の内容

1 緊急消防援助隊の受援体制

市は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

2 火災の予防対策

東海地震等の発生時には火災の同時多発が予想されるため、火気その他出火危険のあるものの取扱い管理状況等を整備し、応急対策を講じる体制を確保する必要がある。このため、市、関係行政機関及び関係事業所により構成される協会（団体）、住民等が一体となって火災予防の徹底を図るものとする。

(1) 一般家庭において実施すべき対策

ア 液体燃料を使用する器具

(ア) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用する。

(イ) 地震等により容易に転倒又は転落しないよう耐震措置を講ずる。

イ 気体燃料を使用する器具

前記アの（ア）及び（イ）によるほか次による。

(ア) エルピーガス容器は鎖等により転倒防止措置を講ずるとともに、不使用時には容器バルブを閉止する。

(イ) 都市ガスの屋外のガス元栓は不使用時には閉止する。

ウ 固体燃料を使用する器具

前記アの（ア）及び（イ）による。

エ 石油類、ガス類その他の引火性、発火性物品の保管場所を検討し転倒、落下により出火することのない措置を講ずる。

(2) 事業所等不特定多数者が入所する施設において実施すべき対策

ア 火気使用設備（器具）

一般家庭における対策に準ずるほか、地震発生時の燃料供給遮断体制を確立し、出火危険を防止する。また、感震器と連動した燃料の自動遮断装置等の取付けを行う。

イ 出火の危険性のある物品の整備と管理

石油類、ガス類その他の引火性、発火性物品は、それぞれの性状に応じて保管、取扱い場所を検討し転倒、落下、衝撃、摩擦、混触、浸水等による出火防止措置を講ずる。特に、地下室及び雑居ビルにおけるガス施設の点検の強化やガス洩れ警報設備を設置する。

(3) 消防法に定める危険物製造所等において実施すべき対策

危険物施設及びその附帯設備については、県が監修する「危険物製造所等の地震対策指針」に基づき、必要な安全対策の実施の促進を図る。

ア 製造所、一般取扱所

(ア) 原料、製品等の危険物を収納するタンクの前バルブは緊急時に閉止する措置を講ずる。また、継手部等における耐震性の検討を行い、必要に応じ改修をする。

(イ) 高所に設置されているサービスタンクについては転倒、落下防止措置を講ずる。

(ウ) 原料、製品等の危険物収納容器は転倒、落下防止措置を行い、危険物の流出防止措置を講ずる。

イ 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所

タンクの前バルブは、緊急時に閉止する措置を講ずるとともに、スロッシングによる危険物の流出防止の措置を講ずる。また、屋外タンク貯蔵所にあつては、必要に応じ防油堤の補強を行う。

ウ 給油取扱所、地下タンク貯蔵所

危険物収納容器の整理を行うとともに、懸垂式給油設備等の地盤面上の配管内の危険物は、地下タンクに直ちに収納する措置を講ずる。

エ その他の製造所等

危険物収納容器の転倒、落下防止措置を講ずるほか、特にガラス製容器の破損流出防止措置を講ずる。

(4) 市が実施する指導

地震発生時における出火防止対策の指導を次により行うものとする。

ア 一般家庭については、前記(1)に定める事項について、自主防災組織、自治会等の団体を通じ指導を行う。

イ 事業所等については、前記(2)に定める事項について各種団体を通じ指導を行うとともに、立入検査等により対策の徹底を図る。

ウ 少量危険物貯蔵（取扱）所、指定可燃物貯蔵（取扱）所については、「浜松市火災予防条例（昭和37年条例第17号）」に基づく措置及び地震発生時の出火防止のため危険物タンクその他の施設の転倒、転落等の防止措置を講ずるよう指導する。

エ 「消防法（昭和23年法律第186号）」に定める危険物製造所等の施設については、前記(3)に定める事項について、立入検査等により対策の徹底を図る。

オ 幹線避難路に近接して新規に設置される危険物、高圧ガス（エルピーガスを含む。）施設については、避難路の安全を確保するため必要な指導を行うとともに、既存施設についても同様の指導を進める。

カ 次に掲げる施設事業については、県その他の機関の行う指導に協力する。

(ア) 高圧ガス（エルピーガスを含む。）を取扱う事業所における対策

(イ) 「ガス事業法（昭和29年法律第51号）」に定めるガス事業を行う事業所における対策

(ウ) 「火薬類取締法（昭和25年法律第149号）」に定める火薬類の製造を行う事業所における対策

3 建築物等の耐震対策

建築物が保有する耐震性を評価する方法、建築物の補強工法及び新築する建築物に対する耐震設計法並びに家具の耐震対策等を市民及び建築士会等の建築関係団体を対象に啓発し、併せて昭和56年5月以前に建設された木造住宅建替時の住宅ローン優遇制度の利用促進などにより、建築物等の耐震性の向上を図るものとする。

(1) 建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

- ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。
- イ 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。

(2) 市は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

- ア 市民向けの「建築相談窓口」を設置し、建築物等の耐震対策等の相談に応じる。
- イ 自主防災組織等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。
- ウ 建築主、建築設計者等へ次の啓発を行う。

(ア) 新築建築物

県が定めた「静岡県建築構造設計指針」、「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計、工事監理等の徹底

(イ) 既存建築物

県が定めた「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」、「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強

(ウ) 建築設備

県が定めた「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強

(エ) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の促進

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物の耐震化を図り、危険なブロック塀等の撤去事業を推進する。

エ コンピュータの安全対策を実施する。

汎用機システムについては、「電子計算機システムの安全対策基準（市情報政策課）」及び「浜松市電子計算組織の運営及びデータの保護に関する規程（昭和62年訓令甲第20号）」に基づき、システム構成機器の転倒、移動及び振動防止のため、免震床、転倒防止器具等による対策を実施する。

(3) 公共建築物の耐震化

市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の結果に基づいて耐震性能を公表していく。また、浜松市公共建築物耐震補強推進計画に基づき、数値目標を設定するなど計画的かつ効果的な耐震化事業の早期実施に努めるものとする。

(4) 家具等の転倒防止

家具等の転倒による事故防止については、具体的な対策工法をまとめた「家具の地震対策手引き」により、建築相談窓口等を通し啓発指導する。また、家具の固定作業が困難な高齢者や障害のある人のみの世帯等において家具の固定を行う際には、家具の固定に係る作業代を補助する「家具転倒防止事業」を平成18年度から実施している。このほか、事業所などに対し、スチール製の書棚、ロッカー

等についても安全対策の実施を指導する。

(5) ガラスの飛散防止

多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。

(6) 供給ラインの耐震化

ライフライン事業者及び施設管理者は、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

4 被災建築物等に対する安全対策

市は「静岡県地震対策推進条例」（資料編 20-2）に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、震災建築物の被災度区分判定復旧技術が積極的に活用されるよう住民に対する啓発を行う。

5 落下倒壊危険物対策

地震の発生により、道路上及びその周辺の構築物等が、落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、その他施設の管理者は、次により、点検、補修、補強を行うものとする。

物件名	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図り、道路の安全の確保に努める。
アーケード バス停上屋等	施設管理者	新設については、安全性を厳密に調査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等をすすめる。
道路標識 街路灯	施設管理者 等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。 設置状態の再点検を行い、倒壊等の防止を図る。
ブロック塀	施設管理者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、撤去・改良等をする。新設するものについては、安全な塀を設置する。 自主防災組織は積極的に関与する。
ガラス窓等		破損落下により通行人に危害を及ぼさないよう措置する。
自動販売機		転倒により道路の通行及びその他安全上支障ないよう措置する。

6 危険予想地域における災害の予防

(1) 要避難地区の指定

「第1編第2章東海地震の危険度の試算」等による家屋、人口の密集度、地質、がけ崩れ、津波等からみた危険度から判断して、広範囲に災害が発生するおそれが大きく、人命に危険があり、避難対策を推進する必要がある地区を、要避難地区（資料編 4-10～4-12）として指定するものとする。

(2) 避難対象地区の指定

警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち延焼火災の発生の危険が予想される地域を除く、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予測される地域を、「避難対象地区」（資料編 4-11 及び 4-12）として指定する。

(3) 平常時に実施する災害予防措置

ア 要避難地区の実情に応じ、広域避難地、一次避難地及び幹線避難路を設定し、平常時から避難に関する留意事項等を住民に周知するとともに、災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住

民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(ア) 広域避難地（資料編 14-4）

あ 地震後発生する延焼火災から生命の安全を確保し、救援・情報活動等の拠点として機能させるほか、周辺地区の避難者を受入れるものとする。

い 広域避難地への避難距離は原則として2 km以内とし、大学、高校、公園、緑地、広場等のオープンスペースを利用して設定する。また、避難者1人当たり概ね2 m²の有効面積を有するものとする。

(イ) 一次避難地（資料編 14-2-1）

あ 身の安全を確保するための避難場所として、避難にともなう不安や混乱の防止、避難誘導、情報伝達、応急救護の機能をもたせる。

い 一次避難地への避難距離は原則として1 km以内とし、小・中学校等の公共施設を利用して設定する。

(ウ) 幹線避難路（資料編 14-5 及び 14-6）

一次避難地から広域避難地へ住民等を迅速・安全に避難させるための道路を選定し、国・県の基準に適合する道路を順次指定するものとする。

なお、一次避難地までの経路は住民の任意判断によるか、又は、自主防災組織ごとに定めるものとする。

イ 山・がけ崩れ、津波危険予想地域の住民等に対し、平常時から当該災害による危険性を周知するなど啓発指導に努めるほか必要な対策を講じるものとする。

(ア) 山・がけ崩れ危険予想地域（資料編 4-11）

あ 山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害危険箇所図の配布等により、当該地域の危険性を広報する。

い がけ崩れの発生を監視するため、必要に応じ危険箇所を巡視、点検をするとともに、土地所有者等の自らの手による維持管理、または、危険箇所周辺の住民に対し、がけの崩壊を助長する行為の制限をするよう周知を図る。

(イ) 津波危険予想地域（資料編 4-12）

市は、当該地域の住民、船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難の勧告及び指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。

あ 海面監視所の設置

津波来襲に備え、地震発生後直ちに海面の異常を観測することができるよう海面監視所を設置し、次の対策に努める。

(あ) 観測器の整備

(い) 緊急連絡用の防災無線機配備

(う) 突発地震にも即応可能な監視体制の維持強化

い 津波警告標示板の設置

突発地震の津波来襲に備え、海岸線等における避難対策の万全を期する。

う 防災行政無線（同報系）の設置

突発地震等の津波来襲に備え、地域住民の安全確保を図る。

え 市は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努めるとともに、災害時要援護者の避難誘導体制を整備する。津波避難施設は、資料編(14-3)のとおり。

(ウ) ため池

ため池による洪水危険の認識を深めるため、必要箇所に危険標識を設置する。

7 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

(1) 市が実施すべき事項

- ア 自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発
- イ 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進
- ウ 救出技術の教育、救出活動の指導
- エ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材等を有する救助隊の整備を促進する。

(2) 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項

- ア 救出技術、救出活動の習得
- イ 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施
- ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

8 災害時要援護者の支援

災害時要援護者に対し、その障がいの内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は「一般対策編第2章第19節災害時要援護者支援計画」に準ずる。

9 生活の確保

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

警戒宣言の発令期間が長期化した場合及び発災直後は輸送手段が制約され、食料及び生活必需品の調達は困難が予想される。このため、各家庭での備蓄と流通在庫の活用を基本に、次の対策を講ずるものとする。

ア 市が事前に措置すべき事項

(ア) 東海地震の危険度の試算、各種の調査等を基礎に、調達が必要な緊急物資の品目及び必要量(資料編13-4)を定める。

なお、緊急物資調達先は、とぴあ浜松農協、コープしずおかほか市内に存する食品業者等により調達する。

(イ) 市内における緊急物資の調達可能量を調査する。

(ウ) 流通在庫方式による確保が困難な場合を想定し、物資の一部を備蓄する。

(エ) 緊急物資の調達、配分方法を策定する。

(オ) 応急復旧資材の調達計画を策定する。

(カ) 事業所等との緊急物資の調達に関する応援協定(資料編19-5~19-7)を締結する。

- (キ) 緊急物資及び応援物資の集積場（資料編 13-5）を定める。
- (ク) 市内で調達できない緊急物資については県の協力を得て調達の準備をする。
- (ケ) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄を行うが、生活必需品については原則として備蓄は行わない。
- (コ) 給食計画を作成する。

イ 市民が実施すべき事項

市は、緊急物資の備蓄等について市民に対し広報を通じて指導する。

なお、具体的な内容は次のとおりとする。

(ア) 緊急物資の備蓄

米、乾パン、乾メン、粉ミルク、漬物、つくだに、缶詰、調味料等の長期保存の可能な食料を 1 週間分程度、テント（ビニール、シートを含む。）、寝具（毛布、寝袋等）

(イ) 非常持出品の準備

非常持出品の内容は、地域の危険度、避難距離、家族構成等により異なるが、概ね次の基準による。

あ 準備すべきもの…長期保存可能な食料 3 日分及び飲料水、救急薬品（消毒薬、胃腸薬、カゼ薬、包帯、三角布、油紙、ガーゼ、ピンセット）、懐中電灯、携帯ラジオ、衣類（1 組）、タオル、マッチ、トイレットペーパー、石けん、ビニール、食器、ナベ又は飯ごう、はし、スプーン類など

い 必要により準備すべきもの…燃料（固形燃料等）、工具、常備薬等

う 準備することが望ましいもの…毛布

え 自主的判断によるもの…貴重品等（ただし、貴重品については東海地震予知情報が出された時は「準備すべきもの」に含める。）

(ウ) 助け合い運動の実施

自主防災活動の一環として、地域の実情に応じ指導する。

(エ) 緊急物資共同備蓄の推進

市民個々の非常持出品のほか自主防災活動に必要な担架、医薬品、拡声器、トランシーバー、自家発電装置等を含めて自主防災組織ごとに計画するよう指導するものとする。

(2) 飲料水の確保

ア 市が実施すべき事項

- (ア) 井戸の整備や耐震性貯水槽（飲料水兼用型）を設置し、非常時の水源の確保を図る。
- (イ) 給水タンク、浄水機等の非常用給水資機材（資料編 17-1）を整備する。
- (ウ) 市民に対し、貯水・応急給水に関する指導を行う。
- (エ) 水道工事業者、静岡県トラック協会西部支部等との協力体制を確立する。
- (オ) 復旧資機材の備蓄を行う。

イ 市民が実施すべき事項

市は次に掲げる事項の実施を住民及び自主防災組織に対し、広報・防災講座等を通じて指導する。

(ア) 一般家庭における貯水

貯水には衛生上安全で衝撃にも強い容器を使用し、1 人 1 日 3 リットルを基準として可能な限

り多くの飲料水（水道水等衛生的な水）とし、概ね世帯人員の3日分を目標とする。

(イ) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

あ 応急給水を円滑に実施するため、給水班を編成する。

い 非常時に利用予定の井戸、貯水槽等を調査確認し、水質検査を実施してこれらの利用方法について検討する。

う 浄水器、給水ポンプ、水槽、ポリタンク、燃料等の応急給水に必要な資機材を整備する。

(3) 医療救護

「東海地震の危険度の試算」を踏まえ、発災後の応急救護活動を迅速かつ的確に実施するため、次の対策を講ずるものとする。

ア 市が実施すべき事項

(ア) 「静岡県医療救護計画（県医療室）」（資料編 20-3）に基づき、「浜松市医療救護計画」を作成する。

(イ) 救護病院等の施設を点検し、人員配置を調整する。

(ウ) 救護班の編成、医薬品の確保等について、医療機関及び医療関係団体と協議する。

(エ) 応急救護所で使用する資器材、医薬品等の備蓄を行うとともに、不足医薬品等及び輸血用血液の確保計画を作成する。

(オ) 応援医師の要請、重症患者の搬送等の広域対応策を作成する。

(カ) 住民への献血者登録の推進を図る。

(キ) 家庭看護の普及を図る。

イ 市民が実施すべき事項

(ア) 軽度の傷病については、自ら手当を行える程度の医薬品を準備する。

(イ) 医療救護を受けるまでの応急処置及び救護看護技術を習得する。

(ウ) 軽度のものについては、自己及び助け合いにより処置する。

(エ) 献血者登録に協力する。

ウ 自主防災組織が中心となって実施すべき事項

(ア) 応急救護活動を行う救出・救護班を編成する。

(イ) 消防、医療関係団体等の協力を得て、患者搬送法（重症患者の判別法を含む。）、応急処置及び救急看護技術に関する講習会を開催する。

(ウ) 担架、救急医療セット等の応急救護資器材等を整備する。

(4) 廃棄物処理活動

発災後の廃棄物（ごみ・し尿・がれき）の処理を適切に行うため、次の対策を講ずるものとする。

ア 市が実施すべき事項

(ア) ごみ・し尿の処理計画を作成する。

(イ) がれき・残骸物の処理計画を作成する。

(ウ) 全ての避難所に仮設便所等を備蓄する。

(エ) 災害廃棄物が、一時期にかつ大量に発生が予想され、廃棄物処理施設の能力等にも限界が生じるので、地域性を考慮して、あらかじめ災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮置場の候補地を定めておくものとする。

(オ) 社団法人静岡県産業廃棄物協会と産業廃棄物の処理について協議する。

イ 市民が実施すべき事項

(ア) ごみ・し尿等の自家処理に必要な器具を準備する。

(イ) 自主防災活動の一環として、ごみ・し尿の共同処理について検討する。

(5) 保健衛生活動

市が実施すべき事項

ア 「防疫実施計画」を作成する。

イ 市民が行う防疫の指導をする。

ウ 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

(6) 避難地の資機材の整備

市は広域避難地及び一次避難地に防災倉庫を設置し、必要な防災資機材(資料編 13-2 及び 13-3)を整備する。

なお、災害時要援護者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

(7) 通信の確保

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言発令時及び発災時における避難住民の電話通話を確保するため、市指定の広域避難地及び一次避難地への特設公衆電話機の設置(資料編 8-11)等の措置を講じる。

(8) 緊急情報放送システムの活用

市は、コミュニティ放送局の浜松エフエム放送株式会社と市役所を専用回線で結び、地震災害時等に市域に密着した情報を提供するシステム(以下「緊急情報放送システム」という。)を活用した防災情報を定期的に放送する。

(9) 応急仮設住宅

ア 市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

イ 市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

10 緊急輸送活動の確保

道路管理者及び漁港管理者は、発災後の道路又は漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。

11 公共土木施設等の応急復旧

市は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

12 文化財等の耐震対策

文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件(以下「文化財等」という。)の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

(1) 文化財等の耐震措置の実施

(2) 安全な公開方法、避難方法の設定

- (3) 注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
- (4) 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
- (5) 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
- (6) 地震発生後の火災発生防止のための防災設備の整備

13 救援・救護のための標示

- (1) 市は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物の屋上に番号を標示（「公共建物番号標示」資料編 10-5）する。
- (2) 市は、孤立するおそれがある地域について無線施設等の整備を促進する。

第3編 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第1章 地震防災施設整備方針

東海地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。

- ・多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因をあらかじめ除去又は軽減すること。
- ・地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。
- ・地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

1 防災業務施設の整備

(1) 消防用施設の整備及び消火用水対策

地震の発生時に予想される火災から、人命及び財産を守るため、消防用車両、耐震性貯水槽、防火井戸、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設等の整備を図る。また、河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。

(2) 通信施設及び情報処理体制の整備

地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。また、情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。

さらに、住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

2 地域の防災構造化

(1) 避難地の整備

既存市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入れ能力の増強等の避難の阻害要因を解消するため、一次避難地及び広域避難地の整備を図る。

(2) 避難路の整備

幹線避難路等、市長の指定する避難路について、所用避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等の避難の円滑化を図る。

(3) 消防活動用道路の整備

人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を

図る。

(4) 共同溝、電線共同溝等の整備

災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設について、各事業者及び地元と調整を行いつつ整備を図る。

(5) 老朽住宅密集市街地の地震防災対策

建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震、不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

3 緊急輸送路の整備

(1) 道路の整備

地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。市の防災上重要な拠点と県が指定した緊急輸送路とを結ぶ道路を整備し、事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。

(2) 港湾・漁港施設の整備

人員、緊急物資、復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために、耐震強化岸壁等の整備を図る。

(3) 防災ヘリポートの整備

緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するために防災ヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

4 防災上重要な建物の整備

(1) 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

(2) 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

(3) 学校等施設の整備

生徒等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

(4) 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツ・レクリエーション施設等の不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

(5) 庁舎、消防施設等の整備

庁舎、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等の、災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

(6) 地域防災拠点施設

地震発生時に地域の防災活動を円滑に実施するため、また、平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。また、地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、駐車場、広場等のオープンスペースの整備を図る。

5 災害防止事業

(1) 山崩れ、地すべり等の防止

地震による災害の発生を防止するため、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等について、防災施設の整備を図る。また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。

(2) 津波による災害の防止

津波により著しい被害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、河川・海岸・漁港施設の整備を図る。

6 災害応急対策用施設等の整備

(1) 飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備

飲料水を確保するため、配水池等の水道施設の耐震化並びに緊急連絡管及び緊急遮断弁の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、及びトイレ施設の整備を図る。

(2) 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のための、備蓄倉庫の整備を図る。

(3) 応急救護設備等の整備

負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資器材の整備を図る。

(4) 緊急輸送用車両等の整備

緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第2章 地震対策緊急整備事業計画

東海地震による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は、昭和55年度から平成21年度までの30年間である。

1 防災業務施設の整備

(1) 消防用施設の整備

ア 事業の目的

地震の発生時に予想される火災に対処するため、耐震性を有する消防水利、可搬式動力ポンプ等の整備の促進を図る。

イ 整備の水準

「消防水利の基準」に基づき、市街地等に耐震性を有する消防水利を整備するとともに、自主防災組織に可搬式動力ポンプを順次貸与しその充実に寄与する。

(2) 通信施設の整備

ア 事業の目的

警戒宣言が発せられた場合、電話は異常ふくそうによる使用不能、地震発生時は、施設の被害による途絶が予想されることから、情報の収集・伝達を円滑に実施するために必要な無線通信施設の充実を図るものとする。

イ 整備の水準

情報の収集・伝達を的確に実施するため、津波危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域等を優先して無線通信施設を整備する。

2 避難地・避難路の整備

(1) 避難地の整備

ア 事業の目的

広域避難地を整備し、地震火災時に周辺地域から避難者を受入れ、市街地大火から被災者の生命の安全確保を図るとともに、被災避難住民の最終避難地としての防災上の機能を確保するものとする。

イ 整備の水準

要避難地区の近接を原則として、面積 10ha 以上の公共空地で、避難距離 2 km 以内、避難圏域内の最大人口が受入れ可能人員を超えない広域避難地を確保することを目標に、整備の促進を図る。

(2) 避難路の整備

ア 事業の目的

広域避難地に通ずる道路であって、避難圏域内の住民を当該広域避難地に迅速かつ安全に避難させるために、避難路の整備の促進を図るものとする。

イ 整備の水準

要避難地区内で広域避難地へ通じる避難路のうち、安全確保のため特に必要と認められる道路について、幅員 15m 以上に改良する。

3 緊急輸送路の整備

(1) 道路の整備

ア 事業の目的

緊急輸送路として県が指定した 1 次ルート（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、2 次ルート（1 次ルートと市役所及び重要な拠点を結ぶ道路）及び 3 次ルート（1 次及び 2 次ルートと区役所等を結ぶ道路）について、人員・物資の輸送に支障のないように整備する。

イ 整備の水準

1 次、2 次、3 次緊急輸送路について、トンネル、盛土、切土、落石危険箇所、崩壊危険箇所等で東海地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良、災害防除及び橋梁の整備を行う。

(2) 漁港の整備

ア 事業の目的

緊急輸送路として、舞阪漁港を他の防災港との中継地とし、人員・物資の輸送に支障のないよう整備するものとする。

イ 整備の水準

地震により想定される推定波高等を考慮して、係留施設（耐震強化岸壁等）を整備する。

4 防災上重要な建物の整備

(1) 医療救護施設の整備

ア 事業の目的

発災時における在院患者の安全と発災後の医療救護機能を維持するために、病院施設の耐震化を促進するものとする。

イ 整備の水準

病院、診療所、応急救護所等を有機的に結びつけ、医療救護活動を迅速、的確に実施できるよう体制づくりを進める。また、医療救護活動の拠点となる公的医療機関は、整備の必要性が高いため、積極的に耐震化を促進する。

(2) 社会福祉施設の整備

ア 事業の目的

社会福祉施設の入所者等で自力による避難が困難な者等を地震災害から守るために、社会福祉施設の整備の促進を図るものとする。

イ 整備の水準

耐震診断の結果により改築、補強を行う。

(3) 学校施設の整備

ア 事業の目的

生徒等の生命の安全を確保するとともに、一次避難場所としての機能を確保するものとする。

イ 整備の水準

耐震診断の結果により改築、補強を行う。

5 災害の防止事業

(1) 山崩れ、地すべり等の防止

ア 事業の目的

地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震により災害の発生が予想される地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等について、整備の促進を図る。

イ 整備の水準

(ア) 急傾斜地崩壊対策事業

本市の「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域指定箇所は、百数十箇所あるが、この中には県事業としての採択基準（高さ10m以上の自然がけ）に満たない地区もある。これらの「県事業採択基準」に満たない、がけ高5～10m未満の地区の施設については、市単独事業での施工を図る。

今後は、未指定地区の指定促進を図るとともに、事業の一層の促進を図る。

(イ) がけ地近接危険住宅移転事業

急傾斜地崩壊地区の指定が早急にできない地区や指定基準を満たさない地区の家屋については、安全な土地への家屋移転を指導する。本事業の対象地区のうち緊急度の高い地区は、前項の県の概略調査地区の一部を含み市内に多数残存するものと推定される。

今後とも、関係者に土砂崩壊の危険と家屋移転の必要性の理解を求め、移転を促すとともに、「地震防災応急計画」として本事業の5ヵ年計画を基に、県に事業採択（災害危険区域指定、補助金交付）を要望し危険住宅の移転促進を図る。

(2) 津波対策

ア 事業の目的

津波により著しい災害が生ずるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、河川・海岸・漁港施設等の整備を図る。

イ 整備の水準

人口の集中した後背地をもつ、河川・海岸・漁港において、堤防等の施設高が予想される津波に対応できるように、堤防護岸の新設、嵩上げ、補強、防潮水門、陸閘の設備等の整備を図る。

(ア) 馬込川・芳川の津波遡上による浸水を防止するため、河口部堤防の嵩上げ並びに馬込川へ流入する河川・排水路の逆水樋門の設置を所轄機関へ要望する。また、同河川に設置されている排水機場樋門7箇所を関係土地改良区等と協議し整備を図る。

(イ) 天竜川河口の海岸堤防の堤防高不足によって浸水が想定される地域については、堤防の嵩上げを所轄機関へ要望する。

第3章 地震防災緊急事業5箇年計画

東海地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、「地震防災対策特別措置法」の規定に基づき、地震防災対策の実施に関する目標として、「浜松市地震対策アクションプログラム（浜松市地域目標）」を位置付け、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、この目標に即した地震防災緊急事業5箇年計画を作成・実施する。平成8年度から平成12年度までの第1次5箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次5箇年計画に続き、現在は、平成18年度から平成22年度までの第3次5箇年計画を実施中である。

名称	区名	事業名	事業の概要
避難地の整備	中区	都市公園事業	名塚公園
避難路の整備	中区	土地区画整理事業	竜禅寺雄踏線(高竜地区)
	中区	街路事業	植松和地線
	中区	土地区画整理事業	区画道路5号線(南浅田地区)
消防用施設の整備及び消火用水対策	中区	市町村消防施設整備費補助事業	耐震性貯水槽、消防救急デジタル無線設備
	東区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	西区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	南区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	北区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
	浜北区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽

	天竜区	消防防災施設等整備費補助事業	耐震性貯水槽
消防活動用道路の整備	北区	土地区画整理事業	O. 3km、1箇所(引佐町)
緊急輸送道路の整備	浜北区	街路事業	O. 4km、本通り線
電線共同溝の整備	中区	電線共同溝 (市街地再開発)	元浜米津線(松菱通りB-3ブロック)
公立小・中学校施設の整備	中区	公立小中学校等危険建物補強事業	公立学校体育館耐震補強(元城小・船越小・蛸塚中)
	北区	公立小中学校等危険建物補強事業	公立学校体育館耐震補強(井伊谷小・奥山小・中川小・尾奈小・引佐南部中・細江中)
	浜北区	公立小中学校等危険建物補強事業	公立学校体育館耐震補強(浜名小・北浜東部中)
	天竜区	公立小中学校等危険建物補強事業	公立学校体育館耐震補強(横山小・熊小・光明小・上阿多古小・二俣小・浦川小・佐久間小・城西小・佐久間中)
老朽住宅密集市街地対策	中区	土地区画整理事業	高竜地区
	中区	土地区画整理事業	南浅田地区
	中区	市街地再開発事業	旭・板屋地区、松菱通りB-3ブロック

第4章 その他の地震対策事業計画

1 水道施設等の整備

(1) 水道施設の整備

ア 事業の目的

発震時における水道施設の被害を最小限にとどめ、また円滑な給水機能を確保するため施設の補強整備を行い、耐震性の強化を図る。

イ 整備計画

(ア) 水源施設

給水拠点機能の充実を図るため水源の多系統化を推進するほか円滑な給水の確保のため浄水場内施設の整備を図る。また、非常用水源として井戸の整備や耐震性貯水槽の設置を行う。

施設名	事業名	備考
水源施設	浄水場内施設整備	水源の確保、応急給水拠点整備、二次災害防止
	非常用井戸整備	水源の確保、応急給水拠点整備
	耐震性貯水槽整備	応急給水拠点整備

(イ) 浄水・配水施設

発震時には浄水・配水施設に相当の被害が予想されるため、浄水施設の耐震化や配水管の耐震化を推進していく。

施設名	事業名	備考
浄水・配水施設	浄水施設、配水管耐震化	浄水、配水機能確保

(ウ) 給水資機材

浄水器（手動式）、非常用給水タンク（2,000 リットル）及び帆布製折りたたみ水槽（2,000 リットル）の整備を図る。

(2) 下水道施設の整備

ア 事業の目的

「浜松市下水道事業地震防災対策計画」に基づくマグニチュード8程度の規模を想定し、発震時における下水道施設の被害を最小限にとどめるとともに、できる限り円滑な排水機能を確保するため、管渠・ポンプ場・処理場等の施設の補強整備を行い、耐震性の強化を図る。

イ 整備計画

施設等の耐震性を強化するとともに、主要幹線の多系統化に向けての計画並びに整備を図る。

(ア) 管渠

管渠は、耐震性、地盤条件等を考慮し管材の選定及び構造、工法の選定等の耐震性を踏まえ管渠の布設を推進する。

(イ) ポンプ場

ポンプ場は、耐震診断に基づき、施設の強化を図り、沈砂池壁等の亀裂による漏水、機械・電気設備等の配管の歪み、管接続部のズレ等を考慮した構造、工法を推進する。

(ウ) 処理場

処理場は、耐震診断に基づき施設の強化を図り、汚水・汚泥の漏出を防ぎ二次災害を防止する。

ウ 資機材の整備

発震後の対応を円滑にするため、「浜松市下水道事業地震防災対策計画」に定める緊急措置に必要な資機材、機器等の確保に努める。

(3) 医療設備の整備

ア 事業の目的

発災後において、病院等の診療機能の維持を図るために必要な設備、医療資器材の充実を図るものとする。

イ 整備の水準

医療救護活動を円滑に実施できるように病院・診療所等の役割分担を明確にし、これに必要な医療資器材備品を整備する。当面発災後、特に必要となるものに限って緊急に整備を図る。

(4) 地域防災活動の推進

一次避難地、広域避難地における地震防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な資機材、倉庫等を整備する。

2 市有施設等の整備

(1) 市有建築物の整備

ア 事業の目的

地震防災応急対策及び地震災害応急対策を実施する活動拠点となる市有建築物はそれぞれ機能を確保するため必要な整備を図るものとする。

イ 整備の水準

建築物の耐震診断を実施し、改築・補強等が必要とされたものを計画的に整備する。

(2) 庁舎等の設備の整備

ア 事業の目的

市有建築物の耐震性の強化を図るとともに、室内のロッカー・書棚等の転倒防止、ガラス等の飛散防止及び施設敷地周囲のブロック塀の転倒防止措置を講じ、利用者等の生命の安全を確保するものとする。

イ 整備の水準

常時執務を行う室内に設置されたロッカー・書棚の固定、3階以上の窓ガラスの強化を図るとともに、耐震診断の結果、転倒のおそれのあるブロック塀を改善する。

(3) 防災活動資機材の整備

ア 事業の目的

市災害対策本部及びその他市有施設の機能が十分発揮できるよう装備の充実強化を図るものとする。

イ 整備の水準

地震発生後において、災害の拡大を防ぐとともに、災害応急復旧活動に必要な資機材を整備する。

第4編 地震防災応急対策

注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定したとき（以下「注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

なお、注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、「大規模地震特別措置法」に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また注意情報が解除されることも想定されることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、生徒等の帰宅や災害時要援護者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては市、防災関係機関等はできる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるように、社会、経済的影響等について配慮するものとする。また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第1章 市の活動

計画作成の主旨

注意情報発表時及び警戒宣言が発せられたときの市の防災活動組織、要員の確保及び防災活動について定める。

計画の内容

【注意情報発表時】

1 防災体制の確保

注意情報が発表されたときは、必要な職員を招集して防災体制を確保し、注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて市地震災害警戒本部を迅速に開設できるように準備する。

なお、東海地震観測情報が発表されたときは、必要な職員を招集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。

2 応急対策の内容

注意情報発表時において実施する応急対策の主なものは次のとおりとする。

- (1) 注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有
- (2) 注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報
- (3) 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援部隊の活動拠点の開錠等の開設の準備
- (4) 備蓄物資・資機材の確認及び点検、必要に応じて施設等の点検及び安全措置の準備
- (5) 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置
- (6) 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整
- (7) 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請

- (8) 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保
- (9) 必要に応じて災害時要援護者等の避難のための避難地の確保
- (10) 必要に応じて市地震災害警戒本部の設置準備
- (11) 県への要請・報告等、県との応急対策活動の連携
 - ア 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - イ 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を各所轄警察署に要請する。
 - ウ 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。
- (12) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

3 消防、水防機関の措置

- (1) 消防局は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助・救急活動体制の準備、出火防止のための広報等
- (2) 消防団、水防団は団員の連絡体制の確保
- (3) 必要に応じて住民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

1 市地震災害警戒本部等の設置基準及び所掌事務

(1) 設置及び廃止

ア 設置

市長は、「大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）」（以下「大震法」という。）第 9 条の規定に基づき警戒宣言が発せられたときは、市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置する。

イ 設置場所

市警戒本部は市役所に置き、市地震災害警戒本部区本部（以下「警戒区本部」という。）及び市地震災害警戒本部区地域本部（以下「警戒地域本部」という。）は各区役所及び各地域自治センターに置く。

ウ 廃止

「災害対策基本法」第 23 条第 1 項に規定する災害対策本部が設置されたとき及び「大震法」第 9 条第 3 項の警戒解除宣言が発せられたときは警戒本部を廃止する。

(2) 所掌事務

市警戒本部等が所掌する地震防災応急対策の事務の主なものは次のとおりとする。

- ア 東海地震予知情報及び警戒宣言の住民への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- イ 県警戒本部西部方面本部（以下この編で「警戒西部方面本部」という。）との地震防災活動の連携
 - (ア) 警戒西部方面本部に対して地震防災応急対策の実施に関し、職員派遣等必要な要請をする。
 - (イ) 交通規制その他社会秩序の維持を、市警察部をとおして各所轄警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県に要請する。
 - (ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を警戒西部方面本部へ報告する。
- ウ 避難の勧告・指示
- エ 「災害対策基本法」第 63 条に規定する警戒区域の設定
- オ 消防職員、消防団員及び水防団員の配備等及び災害が発生した場合の応急措置の準備

- カ 消防、水防等の防災応急措置
- キ 避難者等の救護
- ク 緊急輸送の実施
- ケ 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先遣部隊の受入れ
- コ 地震災害に備えた食料、医薬品、緊急用資機材の確保準備
- サ 自主防災組織の地震防災活動の指導及び連携
- シ その他地震防災上の措置

2 組織及び事務

組織及び事務は次に掲げるところによるほか、資料編の組織(2-6)及び事務分掌(2-7)に定めるところによる。

(1) 市警戒本部

ア 本部長

(ア) 本部長は市長が当たる。

(イ) 本部長は、市警戒本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。

イ 副本部長

(ア) 副本部長は副市長が当たる。

(イ) 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する副本部長がその職務を代理する。

ウ 危機管理監

(ア) 危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐するとともに、総括部責任者として市警戒本部を指揮する。

(イ) 危機管理監の職務代行者は総務部長とし、危機管理監が不在等のときは、その職務を代理する。

エ 本部員

(ア) 本部員は、「本部員一覧」(資料編 2-20)に掲げる部長等をもって充てる。

(イ) 本部員は、本部長の命を受け、市警戒本部の所掌する事務に従事する。

オ 市警戒本部が処理する地震防災応急対策を円滑に実施するため、10部を置く。

(ア) 10部の長及び班長は「浜松市地震災害警戒本部事務分掌」(資料編 2-7)に掲げる部長、課長等をもって充てる。

(イ) 10部の長は、部の事務(資料編 2-7)を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(ウ) 10部の長は、部が所管する地震防災応急対策を円滑に実施するため、区本部長又は「浜松市災害対策本部(地震災害警戒本部)編成図」(資料編 2-6)に掲げる警戒区本部の関係班長に対し、業務の実施又は支援を求めることができる。また、同様に区本部長から業務の実施又は支援を求められたときはこれに協力する。

(エ) 班長は、所属職員を指揮監督し、その事務を処理する。

(オ) 10部の長及び班長は、職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、10部の長又は班長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。

カ 市警戒本部に地震防災応急対策の総合調整を図るため、総括部を置く。

(ア) 総括部は、本館4階「災害対策本部室」に置く。

(イ) 総括部は、危機管理監、「浜松市災害対策本部（地震災害警戒本部）編成図」（資料編 2-6）に掲げる部長等及び各所属の職員をもって構成する。

(ウ) 総括部派遣職員（資料編 2-8）は、各部長があらかじめ定めておくものとし、地震防災上の指示又は情報について所属部との連絡の任に当たる。

(エ) 市警戒本部と防災関係機関との連絡を図るため、総括部に関係機関の職員の派遣を要請することができるものとする。

キ 本部会議

(ア) 本部長は、地震防災応急対策の重要事項を協議するため、必要に応じ本部会議を招集する。

(イ) 本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び本部員をもって構成する。

(ウ) 本部員は、それぞれの所掌事務に関し、地震防災応急対策の実施状況について本部会議に報告しなければならない。

ク 応急対策要員

(ア) 当該所属に係る地震防災応急対策を円滑に実施するため、各所属に応急対策要員を置く。

(イ) 応急対策要員は、あらかじめ所属長が指名する。

(2) 警戒区本部

ア 区本部長

(ア) 区本部長は区長が当たる。

(イ) 区本部長は、警戒区本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。

(ウ) 区本部長は、区内の地震防災応急対策を円滑に実施するため、10部の長に対し、業務の実施又は支援を求めることができる。また、同様に10部の長から業務の実施又は支援を求められたときはこれに協力する。

イ 区副本部長

(ア) 区副本部長は副区長（区危機管理監）が当たる。

(イ) 区副本部長は区本部長を補佐するとともに総合調整を行い、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(ウ) 区副本部長に事故があるときは、区本部長が指名した区本部員がその職務を代理する。

ウ 区本部員

(ア) 区本部員は課長をもって充てる。

(イ) 区本部員は、区本部長の命を受け、警戒区本部の所掌する事務に従事する。

エ 警戒区本部が処理する地震防災応急対策を円滑に実施するため、総括班、保健衛生班、福祉班、調査班、遺体班、物資班、土木・建築班、支援班及び地区防災班を置く。

(ア) 班長は、「浜松市災害対策本部（地震災害警戒本部）編成図」（資料編 2-6）に掲げる所属の課長等をもって充てる。

(イ) 班長は、所属職員を指揮監督し、その事務を処理する。

(ウ) 班長は、10部が計画・調整又は実施する地震防災応急対策について、10部の長からその実施又は支援を求められたときはこれに協力する。

(エ) 班長は、職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、班長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。

(オ) 区長は、警戒区本部と市警戒本部の情報連絡員としてあらかじめ1名を指名し、市警戒本部にてその任に従事させる。

オ 区本部会議

(ア) 区本部長は、地震防災応急対策の重要事項を協議するため、必要に応じ区本部会議を招集する。

(イ) 区本部会議は、区本部長、区副本部長及び区本部員をもって構成する。

(ウ) 区本部員は、それぞれの所掌事務に関し、地震防災応急対策の実施状況について区本部会議に報告しなければならない

カ 地区防災班

(ア) 警戒区本部の地区組織として、地区防災班を設置する。

(イ) 地区防災班の運営及び所掌事務は、別に定める「地区防災班運営要領」によるものとする。

キ 応急対策要員

(ア) 当該所属に係る地震防災応急対策を円滑に実施するため、各所属に応急対策要員を置く。

(イ) 応急対策要員は、あらかじめ所属長が指名する。

(3) 警戒地域本部

ア 地域本部長

(ア) 地域本部長は地域自治センター所長（地域危機管理監）が当たる。

(イ) 地域本部長は、警戒地域本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。

(ウ) 地域本部長は、職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、地域本部長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。

イ 地域総括班

(ア) 警戒地域本部が処理する地震防災応急対策を円滑に実施するため、地域総括班を置く。

(イ) 班長は地域振興課長をもって充てる。

(ウ) 班長は、所属職員を指揮監督し、その事務を処理する。

(エ) 班長は、職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、班長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。

ウ 地区防災班

(ア) 警戒地域本部の地区組織として、地区防災班を設置する。

(イ) 地区防災班の運営及び所掌事務は、別に定める「地区防災班運営要領」によるものとする。

エ 応急対策要員

(ア) 当該所属に係る地震防災応急対策を円滑に実施するため、応急対策要員を置く。

(イ) 応急対策要員は、あらかじめ所属長が指名する。

3 職員の動員（配備）計画

職員の配備体制とその基準については、全員参集とし、資料編(2-2)によるものとする。

なお、警戒宣言が発令された場合、全職員は直ちに所定の配備につき防災業務を行うものとする。

(1) 指定職員の増員・減員又は交替

ア あらかじめ指定されている総括部派遣職員、地区防災班員及び応急対策要員を増員・減員する必要がある場合又は警戒宣言の発令期間が長期化し健康上その他問題があると認められるときは、本部長及び区本部長は、それぞれの指定した職員を増員・減員又は交替させることができる。

イ 増員又は交替要員として指定された職員は、すでに指定された職員と同様にそれぞれの指定区分にしたがって直ちに配備体制につくものとする。

(2) 参集連絡体制の整備

ア 勤務時間内及び休日勤務時間外の参集連絡体制は、資料編(2-19)のとおりとする。

イ 各指定権者及び所属長は、迅速かつ的確な参集体制を確立するため、常に指定職員及び所属職員の連絡体制を明確にしておくものとする。

4 職員の心構え

(1) 職員は、報告、要請、指示、連絡等の内容について、特に軽易な内容を除き、正確に記録しておくものとする。

(2) 前記(1)の記録は地震防災応急対策が完了し不要になるまで、市警戒本部又は警戒区本部若しくは地区防災班において保存しなければならない。

(3) 職員は、地震防災応急対策に支援協力する防災関係機関、自主防災活動を実施する住民、その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。

(4) 職員は自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、市警戒本部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。

(5) 職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部及び班から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

5 消防機関の活動

(1) 消防局

ア 組織

警戒宣言が発せられたときは、市警戒本部警備部(資料編 2-11)を消防局に置き、防災関係機関と緊密な連携をとり地震にともなう出火及び混乱の防止を図る。

イ 重点所掌項目

(ア) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報

(イ) 地震予知情報の収集・伝達及び周知体制の確立

(ウ) 避難地域における避難のための勧告又は指示の伝達、避難誘導及び避難路の確保

(エ) 施設、事業所等に対する応急計画実施の指示

(オ) 高所見張の事前準備及び警戒巡視の実施

(カ) 自主防災組織の防災活動に対する指導

(キ) 緊急用資機材の確保準備

ウ 配備体制

「浜松市警防規程」第 91 条に基づく 1 号招集（職員全員招集）配備

エ 緊急消防援助隊の受け入れの準備

災害が発生し、他都道府県からの緊急消防援助隊を受け入れることになった場合に備え、県及び代表消防機関と連携し、受け入れ体制を準備するように努める。

(2) 消防団

ア 組織

消防団の組織は、資料編(9-4)のとおり

イ 任務分担

- (ア) 広報並びに情報の収集及び報告
- (イ) 消火、救助活動の出動体制の確立
- (ウ) 火気使用の自粛を住民に伝達するための巡視
- (エ) 水利の確認と確保
- (オ) 住民の避難誘導

ウ 配備体制

団長は消防団本部、支団長及び副支団長は所属する支団本部等、その他の団員は所属する分団庁舎又は消防署等へ全員配備

6 水防団の活動

(1) 組織及び管轄区域

「水防団の組織及び管轄区域」(資料編 6-4)のとおりとする。

(2) 任務分担

各分団に次の班を置き、それぞれ活動するものとする。

ア 情報班

- (ア) 情報の収集
- (イ) 各機関との連絡調整

イ 巡視班

- (ア) 管内の巡視
- (イ) 津波、洪水危険区域内への立入禁止措置及び退去命令

ウ 救助班

救助用器具、資材、ボートの搬出準備

エ 資材班

水防器具、資材の準備調達

オ 工法班Ⅰ・Ⅱ

津波、洪水危険区域内の危険箇所における水防工法の実施

カ 通信班

情報の伝達

(3) 配備体制

- ア 団長及び副団長は、水防団本部
- イ 分団員は、所定の場所へ全員配備

第2章 情報活動

計画作成の主旨

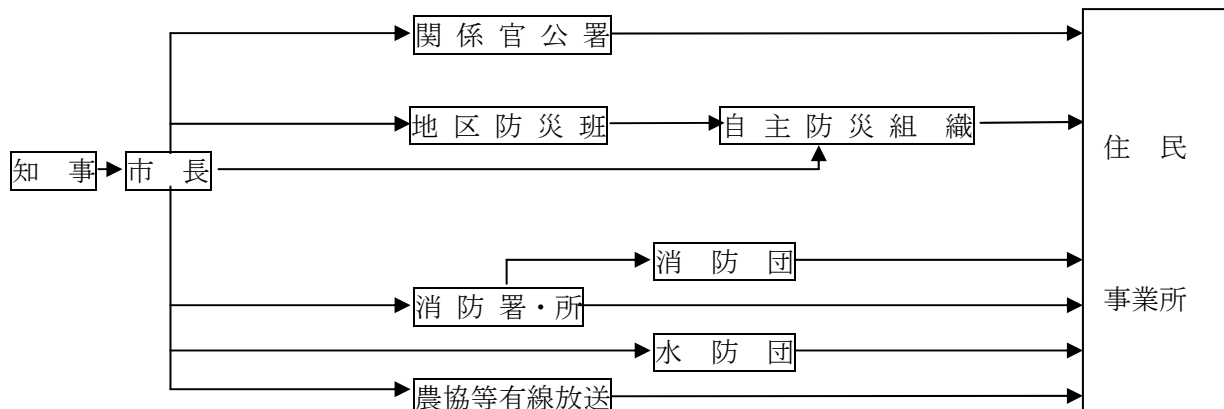
注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、防災関係機関、自主防災組織等との連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

計画の内容

1 注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の受理・伝達・周知

(1) 注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の受理

県防災行政無線によって県から通知される注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の受理については、市警戒本部設置前の勤務時間内においては、危機管理課において、休日等勤務時間外においては、消防局において行うものとする。市警戒本部設置後においては、市警戒本部において受理するものとし、この伝達は次の系統図により行う。



(2) 情報の伝達系統、伝達手段等

ア 警戒宣言が発令されたことを知った時は、直ちに地震防災信号（サイレン、警鐘）を用いて地域住民等に伝達するものとする。

なお、防災信号の難聴地域については、他の機関のサイレン吹鳴を依頼する等により万全を期する。

(ア) 地震防災信号吹鳴箇所

市役所、消防署・所・分団、防災行政無線（同報系）設置箇所

(イ) 地震防災信号

サイレン（約 45 秒吹鳴、約 15 秒休止を繰り返す。）、警鐘（5 点連打を繰り返す。）

イ 注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の情報は、次により周知徹底を図る。

(ア) テレビ、ラジオ、緊急情報放送等の利用

テレビ、ラジオ、緊急情報放送システム等を利用し、市民に必要な情報を放送する。

(イ) 広報車（消防車、パトロールカーを含む。）による巡回広報

市有の広報車は「広報車一覧表」（資料編 10-1）のとおり

(ウ) 農協有線放送（施設）の活用

「農協有線放送施設」（資料編 8-10）を活用する。

(エ) 自主防災組織への伝達は、防災行政無線（同報系）によるほか防災行政無線（地域防災無線）が配備されている場所に派遣される地区防災班員を通じて行う。

(オ) 警察署、中部電力株式会社浜松営業所、中部ガス株式会社浜松支社及び西日本電信電話株式会社浜松支店へは、市警戒本部へ派遣される職員を通じて電話等で各機関へ伝達するとともに防災行政無線（地域防災無線）を通じて伝達する。

(カ) 消防機関は、無線式個別呼出し装置で伝達する。

(キ) その他職員に対する伝達は、勤務時間内においては庁内放送により、出先機関は、資料編(2-19)によるものとする。休日勤務時間外においては、職員参集システム、電話連絡網等により行うも

のとする。

(ク) 海岸線等の津波浸水危険予想地域の住民等に対する伝達は、防災行政無線（同報系）により伝達する。

2 地震防災に関する情報の収集及び伝達

注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、収集及び伝達すべき情報については、その種類、優先順位、取扱部署等を、県が定めた「大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）により定める。また、消防団員及び水防団員並びに地区防災班員配備場所に派遣される自主防災組織の連絡担当を通じ迅速、的確な情報の収集にあたるものとする。

なお、外国人への情報の収集・伝達は、国際交流団体等を通じて行う。

(1) 収集する情報の種類

収集する情報は「注意情報発表時、警戒宣言発令時における情報の収集項目」（資料編 2-17）によるものとし、その主なものは次のとおりとする。

- ア 避難の状況
- イ 交通機関の運行及び道路交通の状況
- ウ 防災関係機関の注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
- エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- オ 情報の変容、流言等の状況
- カ 住民生活、社会・経済活動等の状況

(2) 警戒宣言発令時に伝達する情報

警戒宣言発令時に伝達する情報の主なものは次のとおりであり、その伝達方法、時期等は、資料編 (2-18) による。

- ア 避難の勧告、指示又は警戒区域の設定の伝達
- イ 消防団、水防団の配備命令の伝達
- ウ 地域内企業等に対する地震防災応急対策実施の指示等

3 警戒西部方面本部に対する報告

注意情報発表時から注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで、若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、警戒西部方面本部への報告は県防災行政無線により、あらかじめ定めた「情報広報実施要領」に基づく情報事項については速やかに報告するものとする。その主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難状況
- (2) 市において注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

4 防災関係機関の有機的連携の確保

情報の収集、伝達は市警戒本部と警戒区本部、警戒区本部又は警戒地域本部と地区防災班、地区防災班と自主防災組織の相互ルートを基本として警察署及び防災関係機関との連携を密にして行う。

このため、市警戒本部及び警戒区本部は、浜松市警察部、浜松中央警察署のほか市域を管轄する警察署から警察官を派遣職員として受け入れるものとする。また、市警戒本部にあっては、中部電力株式会社浜松営業所、中部ガス株式会社浜松支社及び西日本電信電話株式会社浜松支店から職員の派遣を求め、

各機関の無線等により情報の交換、相互確認等にあたるものとする。防災関係機関の無線通信網及び防災行政無線（同報系、移動系、地域防災無線）、消防無線、水道無線等の配置は、資料編(8-1)のとおりとする。

第3章 広報活動

計画作成の主旨

注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、市民に必要な情報を提供して人身の動揺、流言飛語の流布等の各種混乱を防止するとともに、市民が的確な防災対応を行うため、必要な広報活動について定める。

なお、広報の際には、災害時要援護者に配慮するものとする。

計画の内容

1 広報活動

市は、注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報すべき事項は県の「情報広報実施要領」に基づくものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。

その主なものは、次のとおりである。

- (1) 注意情報、警戒宣言及び地震予知情報の内容と意味
- (2) 家庭において実施すべき防災対策
- (3) 自主防災組織の活動要請
- (4) 主な交通機関運行状況及び道路交通情報

2 広報実施方法

(1) 情報発表責任者

市警戒本部において、報道機関に対し情報を発表する場合は、原則として政策調整広報官が行うものとする。

(2) 情報発表方法

報道機関に対する情報の発表は、原則として市政記者室で行うが、必要に応じて特設のプレスルームで行う。

(3) 広報機関等の活用

注意情報発表時から注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が解除されるまでの間において、防災応急対策上必要な事項を市民に対して周知する方法は、次に掲げる「災害時における放送要請に関する協定」（資料編 19-3）を締結している機関及びその他の媒体を活用するなど、あらゆる手段により行う。

ア 印刷媒体

市政記者クラブ加盟の日刊紙へ依頼する。

イ ラジオ放送

日本放送協会（静岡放送局浜松支局）、静岡放送株式会社（浜松総局）、静岡エフエム放送株式会社、浜松エフエム放送株式会社

ウ テレビ放送

日本放送協会（静岡放送局浜松支局）、静岡放送株式会社（浜松総局）、株式会社テレビ静岡（浜

松支社)、株式会社静岡朝日テレビ(浜松報道部)、株式会社静岡第一テレビ(浜松支局)、浜松ケーブルテレビ株式会社

エ 緊急情報放送

コミュニティエフエム放送(FMHaro)を活用した緊急情報システムを利用し、市民に必要な情報を放送する。

オ 有線ファクシミリ(一斉)

市有施設(小・中学校、公民館)の有線ファクシミリを活用する。

カ 有線放送

農協有線放送を有する農協(「農協有線放送施設概要」資料編8-10)へ依頼する。

キ インターネット

浜松市公式ホームページ、ヤフーブログで随時、最新情報を公開する。

ク 道路情報提供装置

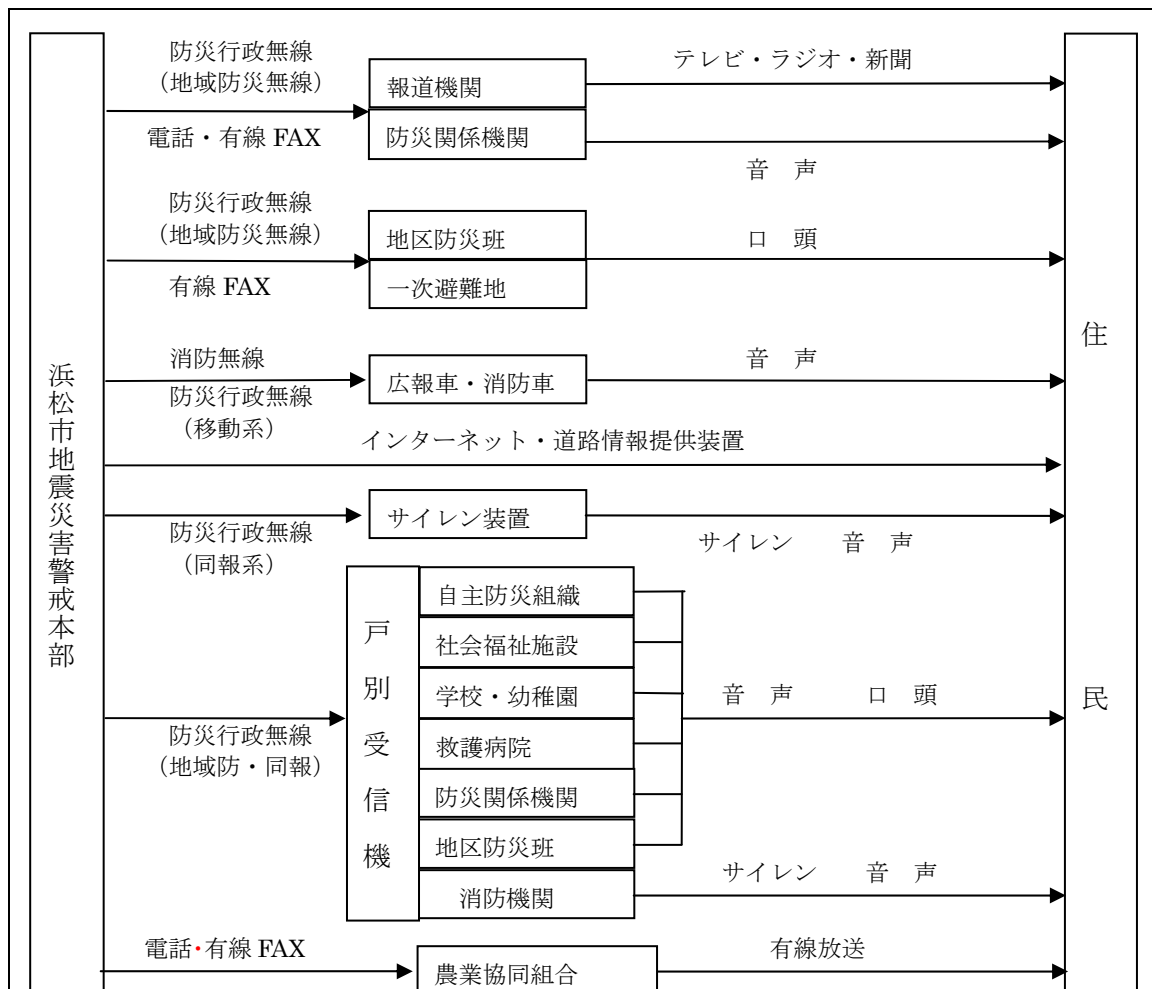
自動車等を使用している者に対しては、道路情報提供装置を活用して周知する。

ケ 広報車(資料編10-1)

広報車、消防車等により市内を地域別に巡回し、あらかじめ定めた広報文案により地域住民に周知する。

コ 防災行政無線(同報系)

屋外スピーカー及び戸別受信機を活用する。



3 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民等に対しては、次の方法によりそれぞれ情報が伝達されるので、各人が正確に情報を把握し、的確な防災対応をするものとする。

(1) ラジオ、テレビ、新聞、インターネット

注意情報、地震予知情報、警戒宣言、交通機関の運行状況等

(2) 広報車、有線放送

上記(1)のほか市内の情報

(3) 自主防災組織を通じた連絡

地区防災班及び戸別受信機を所有する住民から得る市からの指示、指導等

(4) サイレン、警鐘

警戒宣言が発令されたことの伝達

(5) 防災行政無線（同報系）

注意情報、警戒宣言、市からの指示

第4章 自主防災活動

計画作成の主旨

注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、住民の生命と財産を住民自身の手で守るため、各単位自主防災組織が行う対策活動について定める。

計画の内容

【注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備措置を実施する。

- 1 自主防災組織の役員等の所在を確認し、連絡体制を確保する。
- 2 警戒宣言発令時における自主防災組織本部設営のための資機材、備蓄食料等を確認する。
- 3 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
- 4 注意情報発表時に、津波、山・がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の災害時要援護者が避難を開始する場合にあつては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。

なお、避難の実施に当たっては、市や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。

- 5 災害発生時の医療救護体制を確保するため、緊急の場合を除き、病院・診療所での外来受診を控えるよう呼びかける。

【警戒宣言発令時】

1 自主防災組織本部の設営

活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。

2 情報の収集・伝達

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- (2) 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。
- (3) 地区防災班設置場所に連絡員を派遣し、市からの情報の収集にあたりとともに応急対策の実施状況

について必要に応じ地区防災班へ報告する。

3 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備体制をとる。

4 防災用資機材等の配備・活用

自主防災組織の倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

5 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

(1) 家具の転倒防止

家具類の固定状況を確認する。

(2) 落下等防止

タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を実施する。

(3) 出火防止

出火の危険性のある物の除去、消火器の確認、水の汲み置き等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。

(4) 備蓄食料・飲料水の確認

備蓄食料及び飲料水を確認する。

6 避難活動

(1) 避難行動

ア 津波、山・がけ崩れ等の危険予想地域の住民に対して、本部長の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後、地区防災班に報告する。

イ 自力避難が困難な災害時要援護者については、必要な場合には、自主防災組織において避難場所まで搬送する。

ウ 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に避難の勧告・指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するために車両を活用することをあらかじめ市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。

エ 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

(2) 避難生活

ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。

イ 医療救護活動及び防疫活動、廃棄物処理等の保健衛生活動等に必要な資機材の準備をする。

ウ 警戒宣言の発令期間が長期化し、食品・飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、地区防災班を通じて市警戒本部と連絡を取り、その確保に努める。

7 社会秩序の維持

(1) ラジオ、テレビ、防災行政無線（戸別受信機）等による正確な情報の収集及び伝達に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことのないように努める。

- (2) 生活物資買い占め等の混乱が生じぬように、住民に対して呼びかけをし、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第5章 緊急輸送活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため必要な車両、人員、機材等の確保について定める。また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

計画の内容

1 緊急輸送対策の基本方針

- (1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。
- (2) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め輸送の準備を行う。
- (3) 警戒宣言発令後相当期間が経過し、市内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ県の地震警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。

2 緊急輸送の対象となる人員・物資等

- (1) 地区防災班の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材
- (2) 緊急の処置を要する患者
- (3) その他

輸送の安全が確保された場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。

- ア 食料
- イ 日用品等
- ウ ア及びイ以外に緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

(1) 緊急輸送の方法

- ア 陸上輸送
県が指定した1次、2次、3次の緊急輸送路により必要な輸送を行う。
- イ 航空輸送

市長は自衛隊の航空輸送を必要と認めたときは、知事に対し、防災派遣要請を要求するものとする。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第12旅団長又は航空自衛隊浜松基地司令に通知し、事後知事に対してもその旨を速やかに通知するものとする。

(2) 輸送手段の確保

次により、輸送手段の確保を図る。

- ア 市有車両の活用
市有車両を活用するものとする。(「公用車保有状況」資料編10-6)
- イ 民間車両の借り上げ
「一般対策編第3章第16節輸送計画」のとおり

ウ 民間船舶の借上げ

「一般対策編第3章第16節輸送計画」のとおり

エ 自衛隊への輸送協力要請

自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、市長は知事に対し防災派遣要請を要求するものとする。

オ 燃料等の確保のため関係業界へ協力要請する。

(3) 輸送路を確保するための要員、機材の輸送

浜松建設業協会、静岡県重機建設業工業組合、静岡県西部解体工事業協会等に出動を要請する。関係団体の所在地は、資料編(2-13)のとおりである。

4 緊急輸送の調整

緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があるときは、市警戒本部において調整を行う。

この場合の調整は、次によることを原則とする。

第1順位 市民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第2順位 地震防災応急活動を実施するため必要な輸送

第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

第6章 自衛隊の派遣要請

計画作成の主旨

警戒宣言が発せられ、自衛隊の地震防災派遣を要請するために必要な事項等を定める。

計画の内容

1 県警戒本部長に対する要請の内容

市警戒本部長は、警戒西部方面本部を通じ県警戒本部長に対し、次により、派遣を要請する事項を示して、自衛隊の防災派遣を要求するものとする。

なお、犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持等の支援要請は除く。

(1) 支援を要請する事項

ア 航空偵察による、避難活動に必要な交通状況等の情報提供

イ 地震発生直前の現況航空写真の作成

ウ 特定の緊急患者の移送

エ 防災要員等の輸送

(2) 派遣の要請事項

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項（進入経路、受入体制等）

2 自衛隊との連絡及び受入れ

(1) 情報の交換

市警戒本部長は、各種情報を的確に把握するため自衛隊と連絡し、情報の交換を行う。

(2) 連絡室

市警戒本部長は、自衛隊との連絡を迅速、かつ、円滑に行うため、市警戒本部に自衛隊の連絡室を設置する。

(3) 受入場所

支援自衛隊の受入場所は、「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」によるものとする。

第7章 避難活動

計画作成の主旨

市長その他避難の実施に責任を有する者（以下「避難実施等責任者」という。）は、警戒宣言発令時ににおいて地域住民・施設の利用者等が迅速かつ安全に避難することができるよう避難の方法を定める。

なお、注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、市や自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、災害時要援護者の避難を実施することができるものとする。

計画の内容

1 避難対策

(1) 避難対策の基本方針

避難の方法は、各地域における地震の危険度により異なる。山・がけ崩れ及び津波の危険予想地域（警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。））の住民等にあっては、警戒宣言が発令された場合は、速やかに危険予想地域外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。その他の地域の住民は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じ安全な場所等へ自主的に避難する。避難する方法は徒歩によるものとするが、避難対象地区の住民等のうち、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な者については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。また、注意情報発表時には、避難対象地区のうち避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域の住民等のうち、災害時要援護者は、必要に応じ避難を開始することができるものとする。

なお、避難誘導や避難地の生活に当たっては、災害時要援護者に配慮するものとする。

(2) 避難のための勧告及び指示

ア 勧告・指示の対象地域

避難対象地区は、「避難対象地区（山・がけ崩れ危険予想地域）」（資料編 4-11）及び「避難対象地区（津波危険予想地域）」（資料編 4-12）のとおり

イ 勧告・指示の基準

市長は、警戒宣言が発令されたときは、避難対象地区の住民等に対し「避難の勧告」をし、急を要する時は「避難の指示」を行うものとする。

ウ 勧告・指示の伝達方法

避難対象地区の住民に対する伝達は、「警戒宣言発令時における情報伝達」（資料編 2-18）により行うものとする。

なお、市長は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を警戒西部方面本部に依頼する。

エ 勧告・指示の内容

避難の勧告・指示を行う時は、次の事項を伝達する。

- (ア) 発令時刻
- (イ) 避難が必要な地区及び理由
- (ウ) 防災応急対策
- (エ) 避難地

オ 勧告・指示を行う者

- (ア) 市長（市警戒本部長）

市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民に対し、避難のための勧告又は指示を行うものとする。また、警察官、避難実施等責任者に対し避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。

- (イ) 警察官

警察官は、危険が切迫した場合で市長が勧告・指示を行うことができないと認める時又は市長から要請があった時は管轄区域内の居住者等に避難の指示を行うことができる。この場合において、警察官は避難の指示をした旨を市長に通知するものとする。

カ 避難に際しての周知事項

市（消防機関、水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、注意情報が発表された時は、注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては、災害時要援護者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発令された時は警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難時期等の伝達に努める。

- (ア) 避難対象地区名
- (イ) 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施
- (ウ) 避難地及び避難路、避難時期、避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

(3) 警戒区域の設定

ア 設定の基準

市長は、警戒宣言が発令された場合に、「大震法」第26条において準用する「災害対策基本法」第63条の規定に基づき、避難対象地区のうちから警戒区域を設定することができる。

イ 設定に伴う措置

警戒区域の設定を行った時には、区域内の住民等に対して、速やかに退去又は立ち入り禁止の措置を講ずる。この場合において市長は、警察官・海上保安官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施するよう努める。

(4) 避難の方法

前記(1)の避難対策の基本方針に基づき、その方法について定める。

ア 避難計画の作成

避難実施等責任者は、あらかじめ市、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者、避難開始時期等を内容とする避難計画を作成するとともに、地域住民・施設の利用者等に周知徹底することにより避難の円滑化を図るものとする。

イ 地域住民の避難

(ア) 避難対象地区の住民等

あ 警戒宣言が発令された時、避難を開始する。

なお、避難の開始にあたっては、直ちに出火防止措置、貯水等を行うものとする。

い 避難先は、市指定の一次避難地（資料編 14-2-1）とする。

う 避難の誘導は自主防災組織の長を責任者とし、自主防災組織、施設の責任者、市職員、消防団員等が行うものとし、警察官はこれに協力するものとする。

(イ) その他の地域の住民等

「避難のための勧告・指示」は行わない。従って住民等は避難の必要性、避難開始時期、避難先等について自主的に判断して避難するものとする。

ウ 観光客等（観光客のほか市内に滞留する者をいう。以下同じ。）の避難

(ア) 団体観光客

団体観光客が市域を旅行中、地震による災害から生命身体を守るために避難する場合は、当該旅行の請負業者の責任において行うものとし、避難生活に必要な食料、生活必需品、宿泊施設等の調達、斡旋等は当該業者が行うものとする。

(イ) 個人観光客等

あ 宿泊中の観光客等の避難は、当該宿泊施設の地震防災応急計画により行うものとする。

い その他の者の避難は、各自が自主的に安全な場所又は市指定の避難地へ避難する。

エ 福祉施設入所者の避難

施設の管理責任者及び職員は、施設の地震防災応急計画に基づき適切な指示、対策をし、入所者の生命・身体の安全を図るものとする。

(5) 避難状況の報告

ア 避難所班長、自主防災組織の長、各施設の責任者等は、避難の状況等について区長（警戒区本部長）、地域自治センター所長（警戒地域本部長）又は市長（市警戒本部長）に報告するものとする。

イ 市長は、避難所班長、自主防災組織の長、施設の責任者等に対し避難状況の報告を求めることができる。

ウ 市長は、避難所班長、自主防災組織の長、施設の責任者等から避難状況の報告を受けた時は警戒西部方面本部に報告する。

エ 報告の方法は、電話又は無線によるものとする。

2 避難地の設置・避難生活

注意情報発表時又は警戒宣言発令時において、市は自主防災組織及び避難地の施設の管理者の協力を得て、最低限の避難生活が確保できるよう次のとおり定める。

(1) 避難地の設置

ア 警戒宣言発令後速やかに避難地を設置する。

イ 避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・的確な避難が困難な地域にあつては、注意情報発表時においても、災害時要援護者が避難を開始するため、避難地を設置するものとする。

ウ 買物客、旅行者等が交通機関の停止等により帰宅不能となった時は、必要に応じ避難地を設置す

る。

なお、これらの避難者を受入れる時は、関係する交通機関、施設の管理者と避難生活、その他について十分協議するものとする。

(2) 避難生活

避難地における避難生活は、次により行うものとする。

ア 市指定の避難地には地区防災班（管理責任者）を置き、警戒区本部又は警戒地域本部との連絡並びに自主防災組織、避難地の施設の管理者の協力を得て、避難者の受入れ及び施設の管理に当たる。

イ 避難生活に必要な食料、飲料水等の生活必需品は、避難者各人が準備することを原則とする。

ウ 炊出しは、避難所管理責任者、自主防災組織、避難者、学校給食員、赤十字奉仕団等の協力により必要に応じて行う。

エ 炊出しに必要な資機材は、避難所の資機材を使用し、燃料及び器具の供給は、静岡県エルピーガス協会西部支部に要請する。

オ 炊出しに必要な食料等は、「第4編第10章地域への救援活動」により調達するものとする。

カ 市長は、帰宅不能者等物資の不足する避難者に対し生活必需品の斡旋に努める。

キ 避難地の運営に当たっては、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

第8章 社会秩序を維持する活動

計画作成の主旨

注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、市民の的確な防災対策を促進する。

計画の内容

1 予想される混乱

- (1) 注意情報、東海地震予知情報等に関する流言飛語
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話のふくそう
- (4) 避難による混乱
- (5) 自動車による道路交通の混乱
- (6) 買物客、旅行者等の混乱

2 市の実施事項

- (1) 避難対象地区の住民等に対し、防災行政無線（同報系）や戸別受信機等によりの確な広報を行う。
- (2) 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し活発な広報を行う。
- (3) 注意情報発表中や警戒宣言発令中において、社会状況に応じ、市警戒本部等を通じて生活物資の買占め及び売り惜しみ防止を啓発する。
- (4) 県公安委員会の交通規制に応じ、緊急輸送路の確保に努める。

3 警察に対する要請

市長は、地域社会の混乱を鎮めるため必要ある時は、警察に対し警ら活動の強化や自主防災組織等

への支援活動などの実施を要請する。

第9章 交通の確保

計画作成の主旨

地震の発生に備え、警戒宣言発令時の道路交通及び海上交通の混乱を防止するとともに、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、船舶又は歩行者に対して行う交通規制等について示す。また、注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

計画の内容

1 道路交通の確保対策

(1) 運転者のとるべき措置

【注意情報発表時】

- ア 走行中の車両は、注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により、注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。
- イ 注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。

【警戒宣言発令時】

- ア 走行中の車両は、次による。
 - (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。
 - (イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止し、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックをしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。
- イ 避難のために車両を使用しない。

(2) 交通規制の方針

【注意情報発表時】

注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。

- ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。
- イ 警戒宣言が発令された時の交通規制について情報提供を行い、混乱防止に努める。
- ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急ルートの選定作業を円滑に進めるために、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、次の措置を講ずる。

- ア 市内における一般車両の通行は極力抑制する。また、市内への流入は極力制限し、市外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- イ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- ウ 東名高速道路については、市内におけるインターチェンジからの流入を制限する。

エ 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。

オ 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

(3) 交通規制計画

警戒宣言が発せられた場合、「大震法」第 24 条の規定に基づき県公安委員会により次の交通規制が実施され、避難路及び緊急交通路が確保される。

ア 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要各道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、「大震法」第 24 条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制される。

ウ 東名高速道路の流入制限

東名高速道路の各インターチェンジにおいては緊急輸送車両以外の車両の流入を制限する。

エ 広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路において必要な交通規制を実施する。警察庁が指定する、市域における広域交通規制対象道路は、東名高速道路、国道 1 号である。

オ 緊急交通路等を確保するための措置

(ア) 緊急交通路については、各流入部において緊急輸送車両又はルート内に始終点を有する車両以外の車両（軽車両を除く。）の通行を禁止する。

(イ) 津波危険予想地域等へ通ずる各道路については、その危険地域境界線上において緊急輸送車両以外の車両の区域内への流入を禁止する。

(ウ) 市の指定する主要な避難路については極力車両の通行を抑制する。

(4) 緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認は、「大震法」第 21 条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。また、確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をしておく。（「一般対策編第 3 章第 18 節交通応急対策計画」による。）

2 海上交通の確保対策

【注意情報発表時】

市は、警戒宣言が発令されたときに講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 港及び沿岸周辺にある船舶や、漁業者等の港の利用者に対して、注意情報が発表された旨を伝える。

(2) 耐震強化岸壁等の利用者に対して、必要に応じて、利用を差し控えるよう要請する。

(3) 浜名漁業協同組合等に対して、船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保、船舶の退避準備等の準備的措置の実施を要請する。

【警戒宣言発令時】

市は、浜名漁業協同組合等に対し、避難できない船舶については、係留を完全に行うよう要請する。

第10章 地域への救援活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資機材の確保並びに医療救護、廃棄物処理、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

なお、注意情報発表時においては、市、防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達、幹旋等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することとする。

計画の内容

【注意情報発表時】

- 1 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。
- 2 必要に応じて、緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。
- 3 緊急物資の流通在庫の著しい減少が生じた場合又はそのおそれが生じた場合は、市は県に対して、調達又はその準備的措置を要請する。
- 4 必要に応じて、緊急物資集積場等の開設準備を実施する。
- 5 水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。
- 6 医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- 7 市は、市内の防災ヘリポートの開設準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- 8 住民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品・非常持出品の点検及び確認並びに生活用水の貯水に努める。

【警戒宣言発令時】

1 食料及び日用品の確保

市は、緊急物資集積場の開設のための準備を行い、必要に応じて開設する。

(1) 調達の方針

ア 警戒宣言発令時に必要な食料及び医薬品（以下「緊急物資」という。）は地域住民等が自主的な防災活動による自助努力によって確保することを基本とする。

イ 緊急物資の供給は原則として有償とする。

(2) 警戒宣言発令時に市がとる措置

ア 津波、山・がけ崩れ等の危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や、市外の旅行者に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は例外的に、備蓄又は調達した緊急物資を配分する。

イ 県に対する緊急物資の調達又は幹旋の要請

ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を必要に応じて確認する。

エ 緊急物資集積場の開設準備を行う。

(3) 自主防災組織及び市民

自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検・確認等により緊急物資確保のための措置を実施する。また、市民は緊急物資及び非常持出品の整備又は搬出を行う。

(4) 警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、市民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化した場合、市は別に定める量の調達を行うものとする。

2 飲料水等の確保

地震発生後における飲料水等の確保のため、市及び市民が実施する事項は次のとおりとする。

(1) 市が実施すべき事項

- ア 市民に対して備蓄している飲料水の点検及び確認並びに生活用水の貯水の励行を広報する。
- イ 応急給水計画に基づき飲料水確保に必要な人員、車両等を確保し、応急給水活動の準備を行う。
- ウ 施設等の安全点検を実施し、「第4編第11章市有施設・設備等の防災措置」中の2-(3)により、二次災害防止措置を講ずる。
- エ 応急復旧に備えて、水道工事応援業者に協力要請をするとともに、応援人員、必要資機材等の確認、確保を行う。

(2) 市民が実施すべき事項

- ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。
- イ 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

3 医療救護活動の準備

「浜松市医療救護計画」に基づく、直接災害による負傷者及び災害時における救急患者の医療救護並びに地震発生後の医療救護活動の準備は次のとおりとする。

(1) 市が実施すべき事項

- ア 医療救護活動の準備を医療機関及び医療関係団体に要請する。
- イ 応急救護所の救護用資器材、医薬品、衛生材料の点検及び準備を行う。
- ウ 要救護者の受け入れ体制を整えるとともに、搬送準備を行う。
- エ 広域搬送活動のための患者搬送用ヘリポート（「防災ヘリポート」資料編10-4）及び患者搬送用車両を準備する。
- オ 応急救護所（資料編15-3）及び救護病院（資料編15-2）について住民等への周知を図る。

(2) 市民が実施すべき事項

医療救護を受けるまでの応急処置に必要な医薬品等の点検、準備を行う。

4 防疫等保健衛生活動の準備

地震発生後における防疫等の保健衛生活動の準備事項は次のとおりである。

(1) 市が実施すべき事項

- ア 応急救護所及び避難所へ仮設便所等（資料編13-3）を設置するための準備を行う。
- イ 防疫等の保健衛生活動のための薬剤を準備する。
- ウ 保健所で保管している消毒用薬剤の在庫数量及び調達予定先における在庫数量について確認をするなど、調達の準備を行う。

なお、消毒用薬剤（資料編15-4）は医薬品等卸業者より調達するものとする。

- エ 生活衛生班の出動準備を行うとともに、消毒資機材の点検を実施する。
- オ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。

(2) 市民が実施すべき事項

ごみ、し尿の自家処理に必要な器具等の準備を行う。

5 廃棄物（ごみ・し尿）、がれき処理の準備

「廃棄物処理部災害初期活動マニュアル」等を参考に、廃棄物処理体制を整えるための準備作業を行う。

市が実施すべき事項

- (1) ごみ、し尿及びがれきの処理方法について、住民に周知を図る。
- (2) 仮置場の確認を行う。
- (3) 一般廃棄物収集運搬許可業者等へ発災時の協力を要請する。
- (4) 一般廃棄物収集車両の緊急車両手続きを準備する。

6 応急復旧資材の確保

市は地震発生後に速やかに応急復旧に要する資材を供給できるよう、必要に応じて関係団体等へ供給可能量の確認を行うとともに、発災時の協力を要請する。

7 応急仮設住宅の建設

市は地震発生後速やかに応急仮設住宅の建設に取りかかることができるよう、必要に応じて関係団体等へ供給可能量等の確認を行うとともに、発災時の協力を要請する。

第11章 市有施設・設備等の防災措置

計画作成の主旨

防災上重要な市有施設・設備等について、警戒宣言発令時における地震防災応急対策の円滑な実施を確保するため、市が行う点検、整備等について定める。

なお、注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて市民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することとする。

計画の内容

1 無線通信施設等

無線機器管理者及び使用者は、警戒宣言発令時に次の措置を円滑に実施するため、注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を行う。

(1) 防災行政無線（同報系、移動系）

- ア 無線機取扱責任者は、個々の無線機の点検を実施し、試験電波を発射して機能確認を行う。
- イ 基地局無線機用自家用発電機の点検を行う。
- ウ 充電式携帯無線機は、完全充電を行い、その他携帯無線機用乾電池を確保する。
- エ 無線設備保守要員（業者）と保守契約に基づく派遣要請の確認をする。
- オ 市警戒本部にて通話統制をし、子機の使用を制限する。

(2) 防災行政無線（地域防災無線）

- ア 無線機取扱責任者は、個々の無線機の点検を実施し、試験電波を発射して機能確認を行う。
- イ 無線設備保守要員（業者）と保守契約に基づく派遣要請の確認をする。
- ウ 市警戒本部にて通話統制をする。

(3) 水道無線

ア 基地局送・受話器の使用を封じ、上下水道部庁舎第1会議室にて通信統制を行い、各無線局への指示を行う。

イ 前記(1)のア・イ・ウの実施

(4) 消防救急無線

ア 消防局各基地局設備を点検し、機能確認を行う。

イ 各移動局の指定チャンネルの切換を実施する。

(5) 衛星地球局

衛星地球局を点検し、機能確認する。

(6) 消防団無線

無線機を点検し、機能を確認する。

(7) 県防災行政無線

ア 危機管理課、区役所の防災担当課及び消防局消防センターに設置する無線機並びにファクシミリ装置を点検し、機能を確認する。

イ 無線機及びファクシミリ装置用自家用発電機の点検と試運転を行う。

2 公共施設等

注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、公共施設等について、職員等の安全を配慮し、概ね次の措置を講ずるものとする。

【注意情報発表時】

(1) 市庁舎等

ア 設備、備品の落下及び倒壊の防止の措置を講ずる。

イ 火気器具の点検をするとともに、消火設備及び器具の点検、準備をする。

ウ 庁舎からの落下防止に努めるとともに、工事中の場合は警戒宣言の発令と同時に工事を中止し、保安措置ができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中止するとともに、立ち入り禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

エ 防災資機材の配備及び準備をするとともに、自家発電装置の点検をし、燃料を確保する。

オ 食料の準備、緊急貯水等の措置を実施する。

(2) 病院施設

ア 診療の継続、制限又は中止について、検討する。

イ 放射性物質、感染性細菌及び発火性・引火性物質の保管の安全措置を講ずる。

ウ 防災用資機材、医薬品等の点検を実施するとともに、その確保を図る。

エ 施設、設備の点検を実施し、安全措置を講ずる。

(3) 水道施設

ア 停電時に対処するため、自家用発電機の試運転を行う。

イ 配水池等の貯水量を確認し、溢水等に配慮した水位を確保しつつ、主要施設のバルブ調整を行いながら、送水を継続する。

ウ 重油回り、プロパン、アセチレン及び薬注配管の点検補修を行う。

(4) 道路

ア 道路利用者に対して、道路情報提供装置等を活用し注意情報の発表を周知する。

イ 緊急交通路及び幹線避難路において、公安委員会が警戒宣言発令後に実施する交通規制の協力な

どの地震防災対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

ウ 道路管理者は災害応急活動に要する重機械、資材、人員等の情報収集を行い、速やかに出動できる体制を整える。

(5) 学校施設

ア 薬品戸棚及び薬品庫の管理、特に発火爆発のおそれのある薬品の管理を徹底する。

イ 給食室等のガスその他火の元の管理を徹底する。

ウ 消火器、消火栓等の点検を実施する。

エ 非常用器具の携帯ラジオ、トランシーバー、ハンドマイクの電池等について点検を実施する。

オ 倒れ易い戸棚等を固定し、積み荷等の点検を実施する。

カ 非常扉、非常口、防火扉、非常階段等の点検を実施する。

(6) 河川施設

ア 津波の危険のある地域における所管施設において、必要に応じて水門、陸閘、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の安全、施設利用者等に支障を来さない範囲において閉鎖等の措置を講ずる。

イ 内水排除施設等の自家用発電機の準備、点検その他の所要の被災防止措置を行う。

(7) ため池及び用水路

警戒宣言の発令と同時に、ため池からの放水、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。

(8) 急傾斜地等

土砂災害に関する監視システムにより、県から提供される情報の収集及び伝達のための配備体制、連絡体制の確認等、準備的措置を講ずる。

(9) 下水道施設等

ア 管路施設については、下水道台帳による重要既設管渠の再確認と施工現場の点検、可搬式ポンプ等機材の確保をする。

イ 各ポンプ場については、可搬式発電機、可搬式ポンプ、非常用燃料の確保をする。

ウ 各処理場については、警戒宣言後速やかに運転の停止ができるよう準備措置を講ずる。また、消火装置の確認、土のう（汚泥流出防止用）、可搬式発電機、可搬式ポンプ、非常用燃料を確保する。

(10) 廃棄物処理施設

各廃棄物処理施設は、注意情報発表後速やかに「地震対策マニュアル（廃棄物処理部）」に基づく各設備の保安体制の確立が図られるよう、準備的措置を講ずる。

(11) コンピュータ

「電子計算機システムの安全対策基準（市情報政策課）」等に基づき、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を講ずる。

ア コンピュータ本体及び関連機器のラック等の固定を確認する。

イ 電源装置の点検を実施し、自家発電機用の非常用燃料を確保する。

ウ 障害発生時の連絡体制及び復旧手順を確認する。

【警戒宣言発令時】

(1) 市庁舎等

- ア 設備、備品の落下及び倒壊の防止の措置を講ずる。
- イ 火気器具の点検をするとともに、消火設備及び器具の点検、準備をする。
- ウ 庁舎からの落下物防止に努めるとともに、工事中の場合は直ちに工事を中止させ、補強、落下物防止等の保安措置を講ずる。
- エ 防災資機材の配置及び準備をするとともに、自家発電装置の点検をし、燃料を確保する。

(2) 病院施設

- ア 外来患者の診療を制限するとともに患者・職員の安全確保を図る。
- イ 放射性物質、感染性細菌及び発火性・引火性物質の保管の安全措置を講ずる。
- ウ 防災用資機材、医薬品等の点検をするとともに、その確保を図る。
- エ 施設、設備の点検をし、安全措置を講ずる。
- オ 食料、水の確保を図る。

(3) 水道施設

- ア 停電時に対処するため、発電機の試運転を行う。
- イ 配水池等の貯水量の確認をし、主要施設のバルブ調整を行いながら送水を継続する。
- ウ 重油まわり、プロパン、アセチレン及び薬注配管の点検補修を行う。

(4) 道路

- ア 車両の走行を自粛するよう呼びかけるとともに、地震予知情報等の広報を道路情報提供装置等を活用し道路利用者に対して行う。
- イ 緊急交通路及び幹線避難路において、公安委員会が実施する交通規制に対し協力する。
- ウ 道路管理者は、災害応急活動に要する重機械、資材、人員等を把握し、速やかに出動できる体制を整える。
- エ 市長は、幹線避難路内の避難に支障を及ぼすおそれのある障害物を除去する。この場合必要に応じて建設業者に要請する。自主防災組織はこれに協力するものとする。

(5) 学校施設

- ア 薬品戸棚及び薬品庫の管理、特に発火爆発のおそれのある薬品の管理を徹底する。
- イ 給食室等のガスその他火元の管理を徹底する。
- ウ 消火器、砂、水、消火栓等の点検を実施する。
- エ 非常用器具の携帯ラジオ、トランシーバー、ハンドマイクの電池等について点検を実施する。
- オ 倒れ易い戸棚等を固定し、積み荷等の点検を実施する。
- カ 非常扉、非常口、防火扉、非常階段等の点検を実施する。
- キ 避難経路におけるブロック塀等の落下倒壊危険物の確認をする。

(6) 河川施設

- ア 津波の危険のある地域における所管施設の水門、陸閘、樋門等を閉鎖する。
- イ 内水排除施設等の非常用発電装置の準備、点検その他の所要の被災防止措置を行う。

(7) ため池及び用水路

- ア 必要に応じてため池から放水、用水路の断水又は減水を行う。
- イ 必要があれば地域住民に対し、避難指示等の措置を講ずる。

(8) 急傾斜地等

県の土砂災害に関する監視システム等による情報を活用するために必要な体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・市・住民間の連絡体制を整える。

(9) 下水道施設等

ア 管路施設については、下水道台帳による重要既設管渠の再確認と施工現場の点検、可搬式ポンプ等器材の確保をする。

イ 各ポンプ場については、可搬式発電機、可搬式ポンプ、非常用燃料の確保をする。

ウ 各処理場については、灯油、重油、都市ガス等の元バルブ締切り、焼却炉・ボイラー等の運転停止、消火装置の確認、土のう（汚泥流出防止用）、可搬式発電機、可搬式ポンプ、非常用燃料を確保する。

(10) 廃棄物処理施設

各廃棄物処理施設は、「地震対策マニュアル（廃棄物処理部）」に基づき各設備の保安体制の確立を図る。

(11) コンピュータ

「電子計算機システムの安全対策基準（市情報政策課）」等に基づき必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を講ずる。

ア コンピュータ本体及び関連機器のラック等の固定を確認する。

イ 電源装置の点検を実施し、自家発電機用の非常用燃料を確保する。

ウ 障害発生時の連絡体制及び復旧手順を確認する。

第12章 防災関係機関等の防災応急対策

【注意情報発表時】

防災関係機関は、注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。また、注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。

- 1 注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達及び県や市との情報の共有化
- 2 利用者に対する注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報
- 3 備蓄物資、資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施
- 4 利用者等の社会的混乱を防止する活動
- 5 県及び市が実施する応急対策の連絡調整
- 6 「静岡県広域受援計画（県危機政策室）」に基づく広域的な応援の受入れ準備
- 7 その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

(1) 総務省東海総合通信局

災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

(2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備

(3) 厚生労働省静岡労働局（浜松労働基準監督署、磐田労働基準監督署、浜松公共職業安定所）

来客者の避難誘導等

(4) 農林水産省関東農政局静岡農政事務所（地域第一課）

ア 政府所有食糧の倉庫別在庫数量の把握

イ 応急食料の緊急引渡準備及び業者指導

ウ 災害対策用乾パンの調達準備

(5) 関東森林管理局（天竜森林管理署）

災害用復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備

(6) 国土交通省中部地方整備局

ア 施設対策等

（ア）河川管理施設等の対策等

（イ）道路施設対策等

（ウ）営繕施設対策等

（エ）電気通信施設対策等

イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理

ウ 他機関との協力

エ 広報

(7) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

ア 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導

イ 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達

ウ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請

エ 海上保安部と協力して海運事業者の応急措置の実施指導

(8) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報

イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説

ウ 異常現象に関する情報が発見者又は行政機関から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し、適切な措置を講ずること。

(9) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部）

ア 港内在泊船舶に対する地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達

イ 港内における船舶交通の制限、禁止

ウ 海水浴客等に対する情報伝達

エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保

オ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導

2 指定公共機関

(1) 独立行政法人国立病院機構（天竜病院）

所管する病院における医療救護班の派遣による医療救護の準備

(2) 日本赤十字社（静岡県支部）

- ア 医療救護班の派遣準備
- イ 血液製剤の確保及び供給の準備
- ウ 救護物資の配布準備
- エ 赤十字飛行隊の派遣準備

(3) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局）

- ア 地震に関する情報の迅速な伝達
- イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送

(4) 中日本高速道路株式会社（袋井保全・サービスセンター、浜松工事事務所、豊田保全・サービスセンター）

- ア 警戒宣言等の伝達
- イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
- ウ 交通対策
- エ 緊急点検

(5) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- イ 列車の運転規制
- ウ 旅客の避難、救護
- エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配

(6) 西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社

- ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施
- イ 防災関係機関の非常、緊急通信の優先接続
- ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置

(7) 郵便事業株式会社東海支社（浜松西支店ほか市内の各支店）

- ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導
- イ 郵便業務の取り扱いを一時停止する旨の広報
- ウ 郵便物等の被災防止

(8) 郵便局株式会社東海支社（浜松西郵便局ほか市内の各郵便局）

- ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導
- イ 郵便局における窓口業務等の取扱いを一時停止する旨の広報
- ウ 施設等の被災防止

(9) 日本通運株式会社（浜松支店）

防災関係機関の要請に基づく緊急輸送手段の確保

(10) 中部電力株式会社（浜松営業所、浜北営業所、浜松電力センター）

- ア 支店、各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置
- イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備を要請
- ウ 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進すること。
- エ 電気による災害の予防広報の実施
- オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施

カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保

(11) 電源開発株式会社（佐久間電力所ほか市内の各事業所）

必要に応じて、電力施設の特別巡視・点検・機器調整、応急安全措置等の実施

(12) KDDI 株式会社（ソリューション浜松支店）

ア 地震予知情報等の伝達

イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施

3 指定地方公共機関

(1) 土地改良区

ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配

イ 緊急点検

(2) 中部ガス株式会社（浜松支社）

ア 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報

イ 施設の点検等災害予防措置

(3) 社団法人静岡県エルピーガス協会（西部支部）

ア 需要家に対するエルピーガスによる災害の予防の広報

イ 施設及び設備の点検等災害予防措置

(4) 遠州鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社

ア 地震予知情報、警戒宣言の伝達

イ 列車の運転規制

ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報

(5) 社団法人静岡県トラック協会（西部支部、北遠支部）、商業組合静岡県タクシー協会（浜松市タクシー協会、浜名湖北遠支部）

防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保

(6) 静岡県道路公社

ア 道路情報板等による情報伝達

イ 交通対策

ウ 災害発生後に備えた応急復旧体制の確立

(7) 静岡放送株式会社（浜松総局）、株式会社テレビ静岡（浜松支社）、株式会社静岡朝日テレビ（浜松報道部）、株式会社静岡第一テレビ（浜松支局）、静岡エフエム放送株式会社

ア 報道特別番組の編成

イ 地震予知情報、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送

ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送

(8) 社団法人静岡県医師会、社団法人静岡県歯科医師会、社団法人静岡県薬剤師会、社団法人静岡県看護協会、社団法人静岡県病院協会

医療救護活動のための救護班（医師・薬剤師等）の派遣又は派遣準備

4 その他防災関係機関等

(1) 浜松市消防団

- ア 住民の避難誘導
- イ 住民に対する広報
- ウ その他災害応急活動に必要な準備措置の実施

(2) 浜松市水防団

水防施設、資材等、水防活動に必要な準備措置の実施

(3) 社団法人浜松医師会、社団法人浜北医師会、社団法人引佐郡医師会、社団法人浜名医師会、社団法人磐周医師会、社団法人浜松市歯科医師会、社団法人浜松市薬剤師会

医療救護活動のための救護班（医師・薬剤師等）の派遣又は派遣準備

(4) 産業経済団体

ア 浜松商工会議所その他商工業関係団体

救済用物資、復旧資材等の確保についての協力

イ とぴあ浜松農業協同組合（本店ほか）、三ヶ日町農業協同組合、遠州中央農業協同組合（天竜支店ほか）、浜名漁業協同組合

災害時における農産物、魚介類の確保

ウ 建設業関係団体等（社団法人浜松建設業協会、浜北建設事業協同組合、社団法人天竜建設業協会、舞阪建設業協会、雄踏町建設事業協同組合、三ヶ日町建設業協会、春野建設事業協同組合、佐久間建設業協会、水窪建設業協会、静岡県西部解体工事業協会、浜松上下水道協同組合、浜北上下水道協同組合、天竜北遠上下水道協同組合、天竜森林組合、春野森林組合、佐久間森林組合、水窪町森林組合、龍山森林組合、引佐町森林組合ほか）

災害時における緊急対策及び復旧対策についての準備措置

エ 観光協会

（ア）施設利用者、従業員等の避難誘導

（イ）火気の規制、施設・設備の点検、工事の中止等の安全措置

（ウ）津波の危険が予想される避難対象地区内にあつては、従業員、施設利用者等に対する津波避難方法等の周知

(5) 浜松エフエム放送株式会社

あらかじめ市と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送

(6) 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会

災害ボランティア本部設置・運営に係る準備

(7) 自主防災組織、自治会等

ア 市の実施する地震防災応急対策についての協力

イ 住民に対する情報の連絡、収受

ウ 住民の避難誘導、避難場所の運営に関する準備

エ 被災者に対する応急救護、炊出し、援助物資等の配分に関する準備

(8) その他防災上重要な施設の管理者

所管する施設に関する地震防災応急対策の実施

第13章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置

計画作成の主旨

注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、市民の生活に密接に関係のある防災関係機関が市民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

注意情報が発表された時は、市民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、市民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施するものとする。

なお、これらの応急対策の実施に当たっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響について配慮する。

計画の内容

【注意情報発表時】

1 水道

飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令に備え緊急貯水を行うよう広報する。

2 電力

電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

3 ガス

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

4 通信

平常どおり一般の電話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、安否確認等に必要な措置を講ずる。

5 放送

注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民の取るべき行動等について放送を実施する。また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。

6 金融（金融機関、保険会社及び証券会社）

平常どおり営業・業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。

7 鉄道

(1) 列車の運転規制等

ア 旅客列車については、運行を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

(2) 旅客等に対する対応

注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

8 バス

- (1) 平常どおり運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運行規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- (2) 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。
- (3) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。

9 道路

- (1) 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- (2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

10 病院・診療所

- (1) 診療の継続又は制限・中止について考慮する。
- (2) 設備・機器等の転倒・落下防止等の患者・職員の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
- (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族への引渡し等に係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。
- (4) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院への移送、家族等への引渡し等に係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。
なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施するものとする。

11 百貨店・スーパー等

- (1) 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災用資機材を販売する施設にあつては、日常の住民生活を維持するため、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の警戒宣言後の地震防災応急対策の内容を周知する。
- (2) 営業の継続にあつては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

1 水道

- (1) 飲料水の供給は継続する。
- (2) 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。

2 電力

- (1) 電力の供給は継続する。
- (2) 地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置等を行う。

3 ガス

- (1) ガスの供給は、ガス使用者が支障をきたさない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。
- (2) 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。

4 通信

- (1) あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社のグリーン及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。また、「災害用伝言ダイヤル 171」、「災害用ブロードバンド伝言板 web171」、「iモード災害用伝言板サービス」の開設等の安否確認等に必要な措置を実施する。
- (2) 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。

5 放送

臨時ニュース、特別番組の編成等、各社を有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。

6 金融

(1) 金融機関の営業

ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。

(ア) 正面玄関の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての営業を停止する。

(イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。

(ウ) 現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。

(エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。

(ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。

(イ) ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続等に努める。

(ウ) ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

ウ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡り処分猶予等の措置を適宜講ずる。

オ 警戒宣言が解除された場合は、営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。

(2) 保険会社及び証券会社の営業

- ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における営業を停止する。
- イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。
- ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。
- エ 警戒宣言が解除された場合は、営業することのできる状況が整い次第、速やかに平常の営業を再開するものとする。

7 鉄道

(指定公共機関である鉄道)

(1) 列車の運転規制等

- ア 新幹線
 - (ア) 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。
 - (イ) 想定震度が6弱以上の地域内の運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。
 - (ウ) 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。
- イ 在来線
 - (ア) 強化地域への進入を禁止する。
 - (イ) 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
 - (ウ) 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

(2) 旅客等に対する対応

- ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。
- イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動するものを除き、市の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

(指定地方公共機関である鉄道)

- (1) 列車は指定した安全区域に停車させ、乗客を避難させる。
- (2) 旅客の避難、救護に関する事項は指定公共機関である鉄道に準ずる。

8 バス

- (1) バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や地震予知情報が伝達される。また、市のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。
- (2) 警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。

9 道路

- (1) 市内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。

- (2) 市内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (3) 市内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。
- (4) 高速道路・自動車専用道路では、一般車両の市内への流入を制限し、市内のインターチェンジからの流入を制限する。
- (5) 走行車両は低速走行する。

10 病院・診療所

- (1) 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、器械等の転倒防止等の患者・職員の安全確保措置を継続する。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族への引渡しを実施する。また、入院患者の他の病院への移送、家族への引渡しを実施する。
- (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院への移送、家族への引渡しを実施する。

11 百貨店・スーパー等

- (1) 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。
- (2) 顧客に対して警戒宣言の発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。
- (3) 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第14章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

計画作成の主旨

「大震法」第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で、政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を「地震防災応急計画」において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

計画の内容

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して「地震防災応急計画」に定める。

【注意情報発表時】

注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の「地震防災応急計画」を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。「地震防災応急計画」に定める必要がある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

(1) 注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項

(2) 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項

- ア 注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項
- イ 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
- ウ 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
- エ 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項
- オ 避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
- カ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認
- キ その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項

(3) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること

- ア 注意情報の内容と意味等
- イ 当該施設における注意情報発表時の応急対策の内容
- ウ 冷静な対応の実施
- エ 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報
- オ 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
- カ 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
- キ その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報

(4) 避難対象地区内にある施設の準備的措置

避難対象地区にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることとする。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、「地震防災応急計画」に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。「地震防災応急計画」に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

(1) 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項

(2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項

- ア 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制
- イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等

(3) 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項

- ア 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置
- イ 情報収集・伝達手段の確保
- ウ 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
- エ 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等、消防及び水防に関する事項
- オ 設備・機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
- カ 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
- キ 警戒宣言発令時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅

対策に関する事項

ク 商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項

ケ その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項

(4) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること

ア 警戒宣言発令、地震予知情報の内容と意味等

イ 当該施設における地震防災応急対策の実施内容

ウ 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報

エ その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報

(5) 避難対象地区内の施設の避難対策

避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

2 各施設・事業所の計画において定める個別事項

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して「地震防災応急計画」に定める。

【注意情報発表時】

(1) 病院・診療所

「第13章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」中の「【注意情報発表時】10 病院・診療所」に準ずる。

(2) 百貨店・スーパー等

ア 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。

イ 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。

ウ 県や市町村等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。

エ 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

(3) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行う施設

警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

(4) 鉄道その他一般旅客運送に関する事業

「第13章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」中の「【注意情報発表時】7 鉄道及び8 バス」に準ずる。

(5) 学校・幼稚園・保育所

市及び市教育委員会は、学校等（保育所を含む。この章において以下同じ。）に対し、「静岡県防災教育基本方針」、「学校の地震防災対策マニュアル」等により、注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、市は県と協力し、私立の学校等と連携を図るものとする。

学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して生徒等の安全確保のために必要な計画を作成し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。

生徒等の安全確保のために、生徒等が在校・在園（所）中の場合、学校等は避難対象地区の有無にかかわらず、生徒等の避難誘導及び帰宅又は保護者への引渡しを実施することとするが、生徒等の帰宅や保護者への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園（所）の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者と十分に協議して定めるものとする。

(6) 社会福祉施設

ア 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては転倒・落下防止措置等の必要な措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については保護者等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。

イ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

(ア) 保護者等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置

(イ) 保護者への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置

(7) 放送

「第 13 章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」中の「【注意情報発表時】5 放送」に準ずる。

(8) その他の施設又は事業

(8-1) 動物園

警戒宣言発令時に実施する応急的保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

(8-2) 道路

「第 13 章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」中の「【注意情報発表時】9 道路」に準ずる。

(8-3) ガス

「第 13 章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」中の「【注意情報発表時】3 ガス」に準ずる。

(8-4) 水道

「第 13 章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」中の「【注意情報発表時】1 水道」に準ずる。

(8-5) 電気

「第 13 章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」中の「【注意情報発表時】2 電力」に準ずる。

(8-6) 前記(1)～(8-5)に該当しない従業員 1,000 人以上の工場・事業所

警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

(1) 病院・診療所

「第13章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」中の「【警戒宣言発令時】10 病院・診療所」に準ずる。

(2) 百貨店・スーパー等

ア 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続に当たっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

イ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。

ウ 県や市等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。

エ 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないよう努める。

(3) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行う施設

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

(4) 鉄道その他一般旅客運送に関する事業

「第13章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」中の「【警戒宣言発令時】7 鉄道及び8 バス」に準ずる。

(5) 学校・幼稚園・保育所

生徒等が在籍・在園（所）中の場合、学校等は、授業や保育等を中止し、帰宅や保護者への引渡し等の生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。また、在宅時の場合は、登校・登園（所）させないものとする。

(6) 社会福祉施設

ア 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、入所者については入所を継続し、通所者は保護者等への引渡しを実施する。

イ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

(ア) 保護者への引渡し

(イ) 保護者への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

(7) 放送

「第13章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」中の「【警戒宣言発令時】5 放送」に

準ずる。

(8) その他の施設又は事業

(8-1) 動物園

危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置を実施する。

(8-2) 道路

「第13章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」中の「【警戒宣言発令時】9 道路」に準ずる。

(8-3) ガス

「第13章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」中の「【警戒宣言発令時】3 ガス」に準ずる。

(8-4) 水道

「第13章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」中の「【警戒宣言発令時】1 水道」に準ずる。

(8-5) 電気

「第13章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保の措置」中の「【警戒宣言発令時】2 電力」に準ずる。

(8-6) 前記(1)～(8-5)に該当しない従業員1,000人以上の工場・事業所

防災要員を除く従業員の工場等からの退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

第15章 市が管理又は運営する施設・事業の地震防災応急計画

計画作成の主旨

市が管理し、又は運営する施設及び事業における、注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急計画の概要を示す。

計画の内容

市が管理する施設等の注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急計画については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。計画の内容の重点は、概ね次のとおりである。

【注意情報発表時】

1 各施設が共通して定める事項

- (1) 注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達
- (2) 注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立
- (3) 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置
- (4) 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

2 施設の特性に応じた主要な個別事項

各施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第14章地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」に規定する各施設の対策による。

(1) 市庁舎等

注意情報発表時の業務方針

(2) 病院

注意情報発表時の診療方針

(3) 動物園

注意情報発表時の営業方針

(4) 水道

警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

(5) 学校

ア 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（保護者への引渡し方法）

イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等

(6) 社会福祉施設

入所者の移送又は家族への引渡し方法

【警戒宣言発令時】

1 各施設が共通して定める事項

(1) 警戒宣言、地震予知情報等の施設利用者等への伝達方法

(2) 地震防災応急対策を実施する組織

(3) 避難誘導等の安全確保のための措置

(4) 消防・水防等の事前措置

(5) 応急救護体制

(6) 施設及び設備の、整備及び点検基準

(7) 防災訓練及び教育広報の実施方法

2 施設の特性に応じた主要な個別事項

各施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第 14 章地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」の規定に準ずる。

(1) 市庁舎等

ア 自家用発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 市警戒本部の開設に必要な資機材、緊急車両等の確保

(2) 病院

ア 警戒宣言時の診療方針

イ 重症患者、新生児等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要措置

(3) 動物園

猛獣等の逃走防止措置

(4) 水道

ア 住民への貯水の励行指導

イ 応急給水を確保するための人員・車両等確保の措置

(5) 学校

ア 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（保護者への引渡し方法）

イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等

(6) 社会福祉施設

ア 重度障害者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 入所者の移送又は家族への引渡し方法

第5編 災害応急対策

東海地震等が発生した場合の災害応急対策について定める。

第1章 市・防災関係機関等の活動

計画作成の主旨

地震発生後の市、防災関係機関等の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに市警戒本部との関連について定める。

計画の内容

1 災害時の配備体制

災害時等の配備体制については、資料編(2-2)による。

(1) 情報収集

県内他都市で震度5強以上の地震を観測した場合は、情報収集体制を執るものとする。

(2) 市災害対策準備室・連絡室

市内で震度4以上の地震を観測し、気象庁が発表したときは市災害対策準備室を設置し、被害の程度により市災害対策連絡室へ移行する。

ア 市災害対策準備室

市災害対策準備室における編成は、資料編(2-4-1)によるものとする。

イ 市災害対策連絡室

市災害対策連絡室における編成は、資料編(2-4-2)によるものとする。

ウ 設置場所

市災害対策準備室及び連絡室は市役所本館4階の災害対策本部室に置き、区の準備室及び連絡室は、区役所並びに各地域自治センターに置く。

エ 事務分掌

市災害対策準備室及び連絡室における事務分掌は、資料編(2-5)の定めるところによるものとする。

オ 情報の提供

危機管理課及び区役所・各地域自治センターの防災担当課は、地震情報等の提供を必要に応じ関係課に通知するものとする。

カ 被害状況等の報告

関係課は、被害状況等を速やかに収集し、逐次、危機管理課又は区役所・各地域自治センターの防災担当課に報告するものとする。

2 市災害対策本部等の設置及び所掌事務

(1) 設置

ア 市長は東海地震等が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、市災害対策本部を設置する。

なお、準備室等から市災害対策本部への移行にあたっては、事務の継続性の確保に配慮するもの

とする。

イ 設置場所

市災害対策本部は市役所に置き、市災害対策本部区本部及び市災害対策本部区地域本部は、各区役所及び各地域自治センターに置く。

(2) 所掌事務

市災害対策本部等が所掌する事務の主なものは次のとおりとする。

なお、各部・班における事務分掌は、資料編(2-9)及び(2-10)に定める。

- ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- イ 災害応急対策の実施及び民心安定上必要な広報
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」に基づく応援部隊等の受入れ
- オ 被災者の救助、救護、その他の保護
- カ 施設及び設備の応急復旧
- キ 防疫その他の保健衛生
- ク 避難の勧告、指示又は警戒区域の設定
- ケ 緊急輸送の実施
- コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給
- サ 県への要請、報告等の県との災害応急対策の連携
- シ 自主防災組織との連携及び指導
- ス 災害ボランティア活動の支援

3 組織及び事務

組織及び事務は次に掲げるところによるほか、資料編の組織(2-6)及び事務分掌(2-9)に定めるところによる。

(1) 市災害対策本部

ア 本部長

(ア) 本部長は市長が当たる。

(イ) 本部長は、市災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 副本部長

(ア) 副本部長は副市長が当たる。

(イ) 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する副本部長がその職務を代理する。

ウ 危機管理監

(ア) 危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐するとともに、総括部責任者として市災害対策本部を指揮する。

(イ) 危機管理監の職務代行者は総務部長とし、危機管理監が不在等のときは、その職務を代理する。

エ 本部員

(ア) 本部員は、「本部員一覧」(資料編 2-20)に掲げる部長等をもって充てる。

(イ) 本部員は、本部長の命を受け、市災害対策本部の所掌する事務に従事する。

オ 市災害対策本部が処理する災害応急対策を円滑に実施するため、10部を置く。

(ア) 10部の長及び班長は、「浜松市災害対策本部事務分掌」(資料編2-9)に掲げる部長、課長等をもって充てる。

(イ) 10部の長は、部の事務(資料編2-9)を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(ウ) 10部の長は、部が所管する災害応急対策を円滑に実施するため、市災害対策本部区本部(以下「区本部」という。)の長又は「浜松市災害対策本部(地震災害警戒本部)編成図」(資料編2-6)に掲げる区本部の関係班長に対し、業務の実施又は支援を求めることができる。また、同様に区本部長から業務の実施又は支援を求められたときはこれに協力する。

(エ) 班長は、所属職員を指揮監督し、その事務を処理する。

(オ) 10部の長及び班長は、職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、10部の長又は班長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。

カ 市災害対策本部に災害応急対策の総合調整を図るため、総括部を置く。

(ア) 総括部は、本館4階「災害対策本部室」に置く。

(イ) 総括部は、危機管理監、「浜松市災害対策本部(地震災害警戒本部)編成図」(資料編2-6)に掲げる部長等及び各所属の職員をもって構成する。

(ウ) 総括部派遣職員(資料編2-8)は、各部長があらかじめ定めておくものとし、地震災害応急対策上の指示又は情報について所属部と連絡の任に当たる。

(エ) 市災害対策本部と防災関係機関との連絡を図るため、総括部に関係機関の職員の派遣を要請することができるものとする。

キ 本部会議

(ア) 本部長は、地震災害応急対策の重要事項を協議するため必要に応じ本部会議を招集する。

(イ) 本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び本部員をもって構成する。

(ウ) 本部員は、それぞれの所管事項に関し、地震災害応急対策の実施状況について本部会議に報告しなければならない。

ク 応急対策要員

(ア) 当該所属に係る地震災害応急対策を円滑に実施するため、各所属に応急対策要員を置く。

(イ) 応急対策要員は、あらかじめ所属長が指名する。

(2) 市災害対策本部区本部

ア 区本部長

(ア) 区本部長は区長が当たる。

(イ) 区本部長は、区本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 区副本部長

(ア) 区副本部長は副区長(区危機管理監)が当たる。

(イ) 区副本部長は区本部長を補佐するとともに総合調整を行い、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(ウ) 区副本部長に事故があるときは、区本部長が指名した区本部員がその職務を代理する。

ウ 区本部員

(ア) 区本部員は課長をもって充てる。

(イ) 区本部員は、区本部長の命を受け、区本部の所掌する事務に従事する。

エ 区本部が処理する災害応急対策を円滑に実施するため、総括班、保健衛生班、福祉班、調査班、遺体班、物資班、土木・建築班、支援班及び地区防災班を置く。

(ア) 班長は、「浜松市災害対策本部（地震災害警戒本部）編成図」（資料編 2-6）に掲げる所属の課長等をもって充てる。

(イ) 班長は、所属職員を指揮監督し、その事務を処理する。

(ウ) 班長は、10 部が計画・調整又は実施する災害応急対策について、10 部の長からその実施又は支援を求められたときはこれに協力する。

(エ) 班長は、職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、班長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。

(オ) 区長は、区本部と市災害対策本部の情報連絡員としてあらかじめ1名を指名し、市災害対策本部にてその任に従事させる。

オ 区本部会議

(ア) 区本部長は、災害対策の重要事項を協議するため、必要に応じ区本部会議を招集する。

(イ) 区本部会議は、区本部長、区副本部長及び区本部員をもって構成する。

(ウ) 区本部員は、それぞれの所管事項に関し、災害対策の実施状況について区本部会議に報告しなければならない。

カ 地区防災班

(ア) 区本部の地区組織として地区防災班を設置する。

(イ) 地区防災班の運営及び所掌事務は、別に定める「地区防災班運営要領」によるものとする。

キ 応急対策要員

(ア) 当該所属に係る災害応急対策を円滑に実施するため、各所属に応急対策要員を置く。

(イ) 応急対策要員は、あらかじめ所属長が指名する。

(3) 市災害対策本部 地域本部（以下「地域本部」という。）

ア 地域本部長

(ア) 地域本部長は地域自治センター所長（地域危機管理監）が当たる。

(イ) 地域本部長は、地域本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(ウ) 地域本部長は、職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、地域本部長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。

イ 地域総括班

(ア) 地域本部が処理する災害応急対策を円滑に実施するため、地域総括班を置く。

(イ) 班長は地域振興課長をもって充てる。

(ウ) 班長は、所属職員を指揮監督し、その事務を処理する。

(エ) 班長は、職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、班長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。

ウ 地区防災班

(ア) 地域本部の地区組織として地区防災班を設置する。

(イ) 地区防災班の運営及び所掌事務は、別に定める「地区防災班運営要領」によるものとする。

エ 応急対策要員

(ア) 当該所属に係る災害応急対策を円滑に実施するため、応急対策要員を置く。

(イ) 応急対策要員は、あらかじめ所属長が指名する。

(4) 現地災害対策本部

災害が本庁から離れた地域で発生し、人命の救助その他応急対策（自衛隊の要請など国、県等への要請権限以外の現場での判断を必要とするもの。）を迅速に実施するため、災害対策本部長が必要と認めた場合、「浜松市災害対策本部条例（昭和 37 年条例第 35 号）」（資料編 1-3）第 5 条に定めるところにより、現地に現地災害対策本部を置き、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部要員を派遣する。

（災害対策副本部長及び災害対策本部員の中から災害対策本部長が指名する者をもって充てる。）

4 職員の動員（配備）計画

東海地震等が発生した場合、本部長以下の市災害対策本部構成員は直ちに所定の配備につき災害対策業務を行うものとする。ただし、勤務時間外に地震が発生した場合において参集が困難な応急対策要員にあつては、居住地付近の地区防災班（避難場所を含む。）の一員として、地区防災班の班長の指示に従い業務を行うものとする。この場合、当該地区防災班の班長は、出動した職員の所属及び氏名を市災害対策本部又は区本部へ報告し指示を受けるものとする。また、当該職員にあつては、本来の勤務場所に登庁可能となった時は、速やかに登庁し所定の配備につくものとする。

なお、人事班長は地震発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握するものとする。

5 消防機関の活動

(1) 消防局

ア 組織

地震が発生したときは、「警備部の編成」（資料編 2-11）に基づき市災害対策本部警備部を消防局に置き、出火防止、火災の早期鎮火及び延焼防止に当たるとともに、救助、救急活動を行い、地震災害から管内住民の生命と身体の安全を図る。

イ 重点所掌事務

(ア) 被害状況等の情報の収集と伝達

(イ) 消火活動、救助活動及び救急活動

(ウ) 地域住民等への避難の勧告・指示の伝達、避難誘導及び避難路の確保

(エ) 出火防止の広報

(オ) 津波警報、津波注意報、地震津波情報の収集及び伝達

ウ 配備体制

「浜松市警防規程」第 91 条に基づく 1 号招集（職員全員招集）配備

(2) 消防団

ア 組織

「警備部の編成」（資料編 2-11）のとおり

イ 重点活動事項

(ア) 被害状況等の情報の収集と伝達

(イ) 消火活動及び救助活動

(ウ) 一次避難地の安全確保及び避難路の確保

- (エ) 避難住民等の避難地への誘導
- (オ) 危険地域からの避難の確認
- (カ) 自主防災組織との連携、指導、支援

ウ 配備体制

所定の場所へ配備

6 水防団の活動

(1) 組織及び管轄区域

「水防団の組織及び管轄区域」(資料編 6-4)のとおりとする。

なお、津波や洪水の危険がない地区を管轄にもつ分団については、地区防災班、自主防災組織、消防団等の各機関の活動に積極的に協力応援する。

(2) 重点所掌事項

ア 情報班

- (ア) 被害状況等の情報の収集
- (イ) 地区防災班、各機関との連絡調整

イ 巡視班

- (ア) 管内の巡視
- (イ) 避難誘導と危険区域からの避難の確認
- (ウ) 津波の巡視

ウ 救助班

自主防災組織救護班との連携活動

エ 資材班

- (ア) 資材器具の搬送
- (イ) その他各機関への協力応援

オ 工法班 I・II

- (ア) 水防工法の実施
- (イ) その他各機関への協力応援

カ 通信班

情報の伝達

(3) 配備体制

所定の場所へ配備

7 防災会議の開催

必要に応じ浜松市防災会議を開催し、災害応急対策の実施推進を図る。

8 防災関係機関

防災関係機関が災害応急対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

指定地方行政機関

(1) 総務省東海総合通信局

電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理

(2) 財務省東海財務局(静岡財務事務所)

ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予、営業停止等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請

イ 市において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、市に対する適切な措置

(3) 厚生労働省静岡労働局（浜松労働基準監督署、磐田労働基準監督署）

ア 事業所等の被災状況の把握

イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導

(4) 農林水産省関東農政局静岡農政事務所（地域第一課）

食料の供給及び緊急引渡しの措置

(5) 関東森林管理局（天竜森林管理署）

災害用復旧用材（国有林材）の供給

(6) 国土交通省中部地方整備局

管轄する河川、道路について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。

ア 施設対策等

（ア）河川管理施設等の対策等

（イ）道路施設対策等

（ウ）営繕施設対策等

（エ）電気通信施設対策等

イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理

ウ 他機関との協力

エ 広報

(7) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

ア 陸上輸送に関すること

（ア）緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置

（イ）県からの要請に対する車両等の調達斡旋

イ 海上輸送に関すること

（ア）県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請

（イ）県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請

(8) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

ア 地震動警報（緊急地震速報）、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説

イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置

ウ 必要に応じて、警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げの実施

(9) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部）

- ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知
- イ 海難船舶等の海上における人命の安全確保
- ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査
- エ 危険物積載船、在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置
- オ 排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去
- カ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置
- キ 人命の救護に必要な緊急輸送
- ク 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持

指定公共機関

(1) 独立行政法人国立病院機構（天竜病院）

- ア 医療救護班の派遣による医療救護の実施
- イ 可能な範囲での患者の受入れ及び治療

(2) 日本赤十字社（静岡県支部）

- ア 医療、助産及び遺体処理に関する応急救援
- イ 被災者に対する救援物資の配布
- ウ 義援金の募集配分
- エ 救助に関する協力奉仕者等の連絡調整

(3) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局）

- ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成
- イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施
- ウ 市及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送

(4) 中日本高速道路株式会社（袋井保全・サービスセンター、浜松工事事務所、豊田保全・サービスセンター）

- ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡
- イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施
- ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
- エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力

(5) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- ア 災害時における応急救護活動
- イ 応急復旧用資材等の確保
- ウ 危険地域の駅等の旅客等について、市と協議した避難地への避難、誘導
- エ 鉄道施設の早期復旧

(6) 西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社

- ア 防災関係機関の非常、緊急通信の優先確保
- イ 被害施設の早期復旧
- ウ 「災害用伝言ダイヤルサービス 171」、「災害用ブロードバンド伝言版 web171」及び「i モード災害用伝言板サービス」の提供

(7) 郵便事業株式会社東海支社（浜松西支店ほか市内の各支店）

災害の態様、公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施

- ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- エ 被災地救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分

(8) 郵便局株式会社東海支社（浜松西郵便局ほか市内の各郵便局）

災害の発生時においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。

(9) 日本通運株式会社（浜松支店）

緊急輸送車両の確保及び運行

(10) 中部電力株式会社（浜松営業所、浜北営業所、浜松電力センター）

- ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
- イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報

(11) 電源開発株式会社（佐久間電力所ほか市内の各事業所）

- ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
- イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報

(12) KDDI 株式会社（ソリューション浜松支店）

- ア 地震情報（地震予知情報を含む。）の伝達
- イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施

指定地方公共機関

(1) 土地改良区

- ア 用水の緊急遮断
- イ 災害応急復旧の実施
- ウ 地震発生時に消防機関が行う消火活動への協力

(2) 中部ガス株式会社（浜松支社）

- ア 原料貯槽、ガスホルダー等主要施設における流失防止のための緊急遮断
- イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限
- ウ 必要に応じて代替燃料の供給
- エ 災害応急復旧の早期実施

(3) 社団法人静岡県エルピーガス協会（西部支部）

- ア 被害状況の把握
- イ 需要家に対するガス栓の閉止等の広報
- ウ 必要に応じたエルピーガスの供給

エ 災害応急復旧

(4) 遠州鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社

災害時発生の防衛及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施

(5) 社団法人静岡県トラック協会（西部支部、北遠支部）

協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行

(6) 静岡県道路公社

ア 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡

イ 緊急輸送路確保のための応急復旧

ウ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力

エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力

(7) 静岡放送株式会社（浜松総局）、株式会社テレビ静岡（浜松支局）、株式会社静岡朝日テレビ（浜松報道部）、株式会社静岡第一テレビ（浜松支局）、静岡エフエム放送株式会社

あらかじめ市と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送

(8) 社団法人静岡県医師会、社団法人静岡県歯科医師会、社団法人静岡県薬剤師会、社団法人静岡県看護協会、社団法人静岡県病院協会

ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施

イ 検案（社団法人静岡県薬剤師会及び社団法人静岡県看護協会を除く。）

その他防災関係機関等

(1) 社団法人浜松医師会、社団法人浜北医師会、社団法人引佐郡医師会、社団法人浜名医師会、社団法人磐田医師会、社団法人浜松市歯科医師会、社団法人浜松市薬剤師会

ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施

イ 検案（薬剤師会を除く。）

(2) 産業経済団体

ア 浜松商工会議所その他商工業関係団体

(ア) 市が行う商工業関係、被害調査についての協力

(イ) 物価安定についての協力

(ウ) 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力

イ とぴあ浜松農業協同組合（本店ほか）、三ヶ日町農業協同組合、遠州中央農業協同組合（天竜支店ほか）、浜名漁業協同組合

(ア) 農林水産物の被害調査についての協力

(イ) 農産物、魚介類の確保

(ウ) 農林水産物等の災害応急対策についての指導

ウ 建設業関係団体等（社団法人浜松建設業協会、浜北建設事業協同組合、社団法人天竜建設業協会、舞阪建設業協会、雄踏町建設事業協同組合、三ヶ日町建設業協会、春野建設事業協同組合、佐久間建設業協会、水窪建設業協会、静岡県西部解体工事業協会、浜松上下水道協同組合、浜北上下水道協同組合、天竜北遠上下水道協同組合、天竜森林組合、春野森林組合、佐久間森林組合、水窪町森林組合、龍山森林組合、引佐町森林組合ほか）

災害時における緊急対策及び復旧対策についての協力

エ 観光協会

(ア) 施設利用者、従業員等の救護及び避難誘導

(イ) 避難者の救護応援協力

(3) 浜松エフエム放送株式会社

あらかじめ市と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送

(4) 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会

災害ボランティアの受入れ対策の実施

(5) 自主防災組織、自治会等

ア 市の実施する被害調査、応急対策についての協力

イ 住民の安否確認

ウ 避難誘導及び避難場所の運営に関する協力

エ 被災者に対する応急救護、炊出し、援助物資等の配分に関する協力

(6) その他防災上重要な施設の管理者

所管する施設に係る災害応急対策の実施

第2章 情報活動

計画作成の主旨

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため県、市及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本とした情報の収集及び伝達体制について定める。

計画の内容

1 基本方針

(1) 県と市間の情報活動の緊密化

ア 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部と県西部方面本部、県西部方面本部と市災害対策本部相互間のルートの基本として警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。

イ 市災害対策本部及び区本部は、情報活動の緊密化のため浜松市警察部、浜松中央警察署のほか市域を管轄する警察署から警察官を派遣職員として受け入れるものとする。また、市災害対策本部においては、県西部方面本部から県職員を派遣職員として受け入れるものとする。

(2) 情報活動の迅速的確化

災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、収集及び伝達すべき情報についてその種類、優先順位、取扱い部課等は、県が定めた「情報広報実施要領」により定めることとする。

(3) 県災害対策本部との連携

県災害対策本部に対する報告、要請等は市災害対策本部総括部において取りまとめ、県西部方面本部を通じて行うものとする。

2 情報の内容等

(1) 地震情報等の受理

県西部方面本部から通知される地震情報等は、市災害対策本部(市災害対策本部設置前においては、市警戒本部又は危機管理課)において受理する。

(2) 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い部課等は、県が定めた「情報広報実施要領」により定めるものとする。また、所定の場所に配備される職員から、参集途上における各地域の被害概況について情報収集を行うとともに、地区防災班設置場所に派遣される自主防災組織連絡員及び消防団員、水防団員を通じ迅速・的確な情報の収集に当たるものとする。

なお、外国人への情報の収集・伝達は、国際交流団体等を通じて行うものとする。

- ア 被害状況
- イ 避難の勧告、指示又は警戒区域設定状況
- ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況
- エ 物資の価格
- オ 金銭債務処理状況及び金融動向
- カ 避難所の設置状況
- キ 避難生活の状況
- ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- ケ 応急給水状況
- コ 観光客等の状況

(3) 情報の収集及び伝達手段

情報の収集及び伝達については、以下の方法、手段により行うものとする。

- ア 無線
 - 防災行政無線（同報系、移動系、地域防災無線）、消防無線、水道無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、簡易無線及びアマチュア無線による非常通信
- イ 報道機関への協力要請による伝達
- ウ 緊急情報放送システムの利用
 - コミュニティエフエム放送を活用した緊急情報放送システムを利用し、市民に必要な情報を放送する。
- エ 避難所等への有線ファクシミリ（一斉）による情報提供
- オ 農協有線放送の協力による伝達
 - 有線施設の被害が軽微であった場合は有線放送を活用して伝達する。
- カ インターネット
- キ 道路情報提供装置
- ク 広報車等の活用

(4) 津波等の情報の収集・伝達

市が実施する、津波等に関する情報の収集及び伝達については、次の方法により行うものとする。

なお、情報の種類及び伝達方法は、「津波警報・注意報、津波情報及び津波予報」（資料編 5-3）、「津波警報伝達方法」（資料編 5-4）及び「異常現象伝達方法」（資料編 5-5）に掲げるとおりとする。

- ア 津波注意報が発表された場合
 - (ア) 安全を確保の上、海面の監視及び情報の収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は、「第 7 章避難活動」に定める避難の勧告又は指示を住民等に対して伝達するなどの

措置をとる。

(イ) 住民、漁業・港湾関係者等に対する津波注意報の伝達は、防災行政無線（同報系）を用いて迅速に行うとともに、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。

(ウ) 海水浴客、釣り人、サーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難の勧告又は指示の伝達に努める。

イ 津波警報が発表された場合

市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

ウ 震度 6 弱以上の強い揺れを感じた場合

市長は、直ちに津波避難対象地区にある住民、海水浴客等に対して、避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

エ 津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度 4 以上の強い揺れを感じた場合や弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

(ア) 気象官署等から津波注意報又は津波警報が届くまでの間、少なくとも 30 分間は、安全確保の上、海面の状態を監視するものとする。

(イ) 揺れを感じてから少なくとも 1 時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する情報を聴取するものとする。

(ウ) 海面の監視、報道の聴取等により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海水浴客等に対して避難の勧告又は指示を伝達するなど必要な措置をとる。

(5) 県災害対策本部に対する報告及び要請

市災害対策本部は、県があらかじめ定めた「情報広報実施要領」による情報事項について、速やかに県西部方面本部を通じ県災害対策本部に対し報告及び要請を行うものとする。

なお、県災害対策本部に報告等ができない場合は、一時的に消防庁へ報告等を行うものとし、連絡が付き次第、県災害対策本部へ報告等をする。また、地震が発生し、市内で震度 5 強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）及び消防機関への通報が殺到した場合には、市から直接消防庁へも報告する。この場合、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。報告及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 市災害応急対策実施状況

消防庁連絡先（消防庁応急対策室）

		地域衛星通信ネットワーク	NTT 有線
平日 (9:30~18:15)	電 話	8-048-500-90-49013	03-5253-7527
	F A X	8-048-500-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電 話	7-048-500-90-49102	03-5253-7777
	F A X	7-048-500-90-49036	03-5253-7553

第3章 広報活動

計画作成の主旨

地震発生による被害地の混乱、動揺、流言飛語の流布等の防止のため、市民に対し必要な情報資料を提供し、民心の安定と災害応急対策を実施するための広報活動について定める。

計画の内容

1 広報事項

基本的な広報事項について項目・ルート・文案等をあらかじめ定め、適切・迅速な広報を行う。

その主要なものは次のとおりである。

- (1) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起
- (2) 地震情報等
- (3) 民心安定のため市民に対する呼びかけ
- (4) 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況
- (5) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (6) 応急給水状況
- (7) 自主防災組織に対する活動実施要請

2 広報実施方法

(1) 情報発表責任者

市災害対策本部において報道機関に対し情報を発表する場合は、原則として政策調整広報官が行うものとする。

(2) 情報発表方法

報道機関に対する情報の発表は原則として市政記者室で行うが、必要に応じて特設のプレスルームで行う。

(3) 広報機関等の活用

災害応急対策上必要な事項を市民に対して周知する方法は「災害時における放送要請に関する協定」(資料編 19-3) を締結している機関及びその他の媒体を活用するなど、あらゆる手段により行う。

ア 印刷媒体

市政記者クラブ加盟の日刊紙へ依頼する。

イ ラジオ放送

日本放送協会（静岡放送局浜松支局）、静岡放送株式会社（浜松総局）、静岡エフエム放送株式会社、浜松エフエム放送株式会社

ウ テレビ放送

日本放送協会（静岡放送局浜松支局）、静岡放送株式会社（浜松総局）、株式会社テレビ静岡（浜松支社）、株式会社静岡朝日テレビ（浜松報道部）、株式会社静岡第一テレビ（浜松支局）、浜松ケーブルテレビ株式会社

エ 緊急情報放送

コミュニティエフエム放送（FMHaro）の緊急情報放送システムを利用し、市民に必要な情報を放送する。

オ 有線ファクシミリ（一斉）

市有施設（小・中学校、公民館）の有線ファクシミリを活用する。

カ 有線放送

有線施設が使用可能の場合は農協有線放送（「農協有線放送施設概要」資料編 8-10）へ依頼する。

キ インターネット

浜松市公式ホームページ、ヤフーブログで随時、最新情報を公開する。

ク 道路情報提供装置

自動車等を使用している者に対しては、道路情報提供装置を活用して周知する。

ケ 広報車(資料編 10-1)

広報車、消防車等により市内を地域別に巡回し、あらかじめ定めた広報文案により地域住民に周知する。

コ 防災行政無線（同報系）

屋外スピーカー及び戸別受信機を活用する。

3 住民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は各人がそれぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。情報源とその主な情報内容は、次のとおりである。

(1) ラジオ、テレビ、新聞、インターネット

地震情報、交通機関運行状況、避難所情報、生活情報等

(2) 広報車、有線放送

主として市域内の情報、指示、指導等

(3) 自主防災組織を通じたの連絡

主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

(4) サイレン、警鐘

津波警報、火災の発生の通報

(5) 防災行政無線（同報系）

地震津波情報、市からの指示等

第4章 緊急輸送活動

計画作成の主旨

応急対策要員、緊急物資、応急復旧資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。

なお、東海地震発生時における広域受援の受入れに係る緊急輸送活動については、県が定めた「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による。

計画の内容

1 市

(1) 緊急輸送対策の基本方針

ア 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な措置をとるものとする。

イ 緊急輸送は、市民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。

ウ 市内で輸送手段等の確保ができないときは、県及び応援協定を締結している他市町村に協力を要請する。

(2) 緊急輸送の対象等

(ア) 応急対策要員として配備される者又は配置替えされる者

(イ) 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする者

(ウ) 食料、飲料水、生活必需品等の緊急物資

(エ) 被災者を受入れるため必要な資機材

(オ) 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材

(カ) その他市長が必要と認めるもの

(3) 緊急輸送体制の確立

交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた「緊急輸送計画」を作成する。

なお、「緊急輸送計画」の作成に当たっては、乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必需物資の量を勘案する。

ア 輸送路及び輸送施設

(ア) 道路管理者は警察、自衛隊、自主防災組織等の協力を得て、通行が可能な道路、道路施設の被害復旧見込み等「緊急輸送計画」の作成に必要な情報を把握する。

(イ) 市災害対策本部は、緊急輸送ルート上の被害状況を把握し、通行可否を確認する。

(ウ) 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努めるとともに応急復旧を行い、輸送機能の充実に努める。

(エ) ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。

(オ) 市はあらかじめ定めたヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

イ 輸送手段の確保

緊急輸送は、自衛隊のヘリコプター又は輸送業者等の協力を得て次の車両により行う。市長は、輸送業者において輸送手段の調達ができない場合は、必要事項を示して県若しくは応援協定を締結している他市町村に協力を要請する。

(ア) 市有車両

資料編(10-6)のとおり

(イ) 輸送業者等の車両

「一般対策編第3章第16節輸送計画」による。

ウ 燃料の確保対策

市有車両の燃料その他市の応急対策を実施するために必要な燃料については、浜松石油業協同組合の協力を得て確保に努める。

エ 緊急輸送の調整等

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があるときは、市災害対策本部において調整を行う。この場合、次により調整することを原則とする。

第1順位 市民の生命の安全を確保するため必要な輸送

第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送

第3順位 災害応急対策のために必要な輸送

オ 災害救助法に基づく実施事項

「災害救助法」適用に基づく実施事項については、「一般対策編第3章第16節輸送計画」に準ずる。

2 防災関係機関の輸送

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、防災関係機関からの要請により特に必要と認めた場合、市災害対策本部は必要な措置をとる。

第5章 他市町村等の応援・支援

計画作成の主旨

広域激甚な災害に対応するため県、他市町村、自衛隊、民間団体等に対して市が行う応援要請等について定める。

なお、東海地震発生時における広域応援の受入れは、県が定めた「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による。

計画の内容

1 県、他市町村等に対する応援要請

(1) 県に対する応援要請

市長は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し次の事項を示し応援を求め、その実施について要請する。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他応援に関し必要な事項

(2) 他市町村に対する応援要請

市長は、「三遠南信災害時応援協定書」（資料編 19-8）及び「19 大都市災害時相互応援に関する協定」（資料編 19-9）に基づき、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を要請するものとする。また、「消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）」第 21 条に基づき締結された相互応援協定による場合も同様に応援を求めるものとする。

なお、市は派遣された他市町村の応援要員の宿泊施設等、必要な設備を可能な限り準備するものとする。

(3) 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して「消防組織法」第 44 条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援要請を依頼するものとする。

なお、県知事と連絡が取れない場合には、直接、消防庁長官に対し要請するものとする。

2 自衛隊の支援

(1) 災害派遣要請

市長は事態やむを得ないと認めるもので、他に実施する組織等がない場合で、自衛隊の災害派遣を必要と認めるときは、派遣を要請する事項等を明らかにして、県西部方面本部を通じ、知事に当該派遣要請の要求をするものとする。また、事態の推移に応じ、必要と認めなくなった場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

ア 派遣要請事項

- (ア) 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- (イ) 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助
- (ウ) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
- (エ) 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- (オ) 火災に対し消防機関に協力しての消火活動
- (カ) 道路又は水路の確保の措置
- (キ) 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- (ク) 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物質の緊急輸送
- (ケ) 被災者に対する炊飯及び給水支援
- (コ) 防災要員等の輸送
- (サ) 連絡員の派遣
- (シ) その他市長が必要と認める事項

イ 災害派遣要求の依頼手続

市長は災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、県西部方面本部を通じ知事に対し、次の事項を明らかにした要請書により必要な措置を講ずるよう要求する。ただし、緊急を要するときは県防災行政無線等をもって行い、事後速やかに文書により要求する。また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に係わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊（東海地震と認定された場合は陸上自衛隊第12旅団）長又は航空自衛隊浜松基地司令に通知し、事後、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

機 関 名	電話番号	県防災行政無線	
		音 声	F A X
陸上自衛隊第34普通科連隊	0550-89-1310	8-839-9106	8-839-9100
陸上自衛隊第12旅団司令部 第3部	0279-54-2011	8-361-6301	8-361-6800
航空自衛隊第1航空団司令部(浜松基地)	053-472-1111	8-843-9106	8-843-9100

(2) 災害派遣部隊の受入れ体制

ア 市は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。

イ 市は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため調整のとれた総合的な作業計画を作成し、資機材の準備等関係者の協力を求め救援活動に支障のないよう措置を講ずる。

ウ 市は、増援部隊となる陸上自衛隊の活動拠点を可能な限り確保する。

(3) 災害派遣部隊の撤収要請

市長は県西部方面本部及び派遣部隊の長と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事に対し派遣部隊の撤収を要請する。

(4) 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するために必要な資機材の購入費、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等は原則として市が負担するものとする。

3 海上保安庁の支援

(1) 支援要請事項

- ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ウ その他市災害対策本部が行う災害応急対策の支援

(2) 支援要請手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは県西部方面本部を通じて知事に対し、次に掲げる事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。また、知事への依頼ができない場合は、直接、御前崎海上保安署又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

- ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由
- イ 支援活動を必要とする期間
- ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

4 民間団体等に対する応援協力の要請

市長は民間団体等の協力を必要と認めたときは、応援協力要請の対象となる団体の内から適宜指定して要請するものとする。

(1) 応援協力要請の対象となる民間団体等

- ア 自治会
- イ 大学生及び高校生
- ウ 自主防災組織
- エ 赤十字奉仕団
- オ その他奉仕活動を申し入れたボランティア団体等

(2) 応援協力要請に必要な事項

- ア 応援協力を要請する人員
- イ 活動内容
- ウ 活動場所
- エ 集合場所
- オ その他応援協力要請に関し必要な事項

(3) 応援協力要請の実施方法

応援協力要請の具体的実施方法は、「一般対策編第3章第23節隣保互助・民間団体活用計画」に準ずる。

第6章 災害の拡大防止活動

計画の主旨

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について市、自主防災組織及び市民が実施すべき事項を示す。

計画の内容

1 消防活動

(1) 消防活動の基本方針

- ア 市民、自主防災組織及び事業所は、自らの生命及び財産を守るため出火防止活動、初期消火活動を実施する。
- イ 地域住民は協力して可能な限り消火活動を行い火災の拡大を防止する。特に危険物等を取扱う事業所においては二次災害の防止に努める。
- ウ 消防機関は「地震災害対策活動指針（消防局）」及び「消防団の震災活動（消防局）」により多数の人命を守ることを最重点とした消防活動を行う。

(2) 消防機関の活動

ア 情報収集活動要領

(ア) 情報収集の時期

消防機関は直ちに情報収集活動を開始する。

(イ) 情報収集の手段

消防機関は、消防班の機能を十分に活用して、活動部隊等からの情報を間断なく収集するとともに、高所見張り、参集職員、消防団、警察官、自主防災組織等あらゆる人々及び機関から積極的に収集する。

(ウ) 収集すべき情報

- あ 火災の発生場所及び火勢の状況、延焼拡大方向
- い 人命救出、救助の必要の有無
- う 自主防災組織の活動状況
- え 道路損壊、橋の損壊及び消防車両等の通行可否
- お 消防水利等の活用可能状況
- か その他消防活動上必要な事項

(エ) 情報連絡体制

情報の収集又は通報のための通信は、「一般対策編第3章第3節通信・情報計画」中の2に定める通信系統による。

イ 火災防ぎょ要領

(ア) 避難地、避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地、避難路確保のための防御

を行う。

(イ) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に防御する。

(ウ) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して防御する。

(エ) 市街地火災防ぎょ優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊等を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地火災防ぎょを優先とし、それを鎮圧した後に部隊を集中して防ぎょに当たる。

(オ) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上必要な火災を優先する。

ウ 避難勧告・指示の伝達及び誘導

火災が各所において炎上拡大し、あるいは爆発による誘爆の危険又は有毒ガス等が流出し人的災害等が予想され、危険と判断した場合は、消防長又は消防署長は地域住民等を早急に安全な場所へ避難させるための避難の勧告・指示の伝達及び誘導を行う。

(3) 事業所（この章においては研究室、実験室を含む。）の活動

ア 火災予防措置

火気の消火及びエルピーガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い必要な防災措置を講ずる。

イ 火災が発生した場合の措置

(ア) 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(イ) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

ウ 災害拡大防止措置

エルピーガス、都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは次の措置を講ずる。

(ア) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

(イ) 消防、警察、最寄りの防災機関に駆付ける等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

(4) 自主防災組織の活動

ア 各家庭等におけるガス栓の閉止、エルピーガス容器のバルブの閉止、電源の遮断等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。

イ 火災が発生したときは、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

ウ 消防隊（消防署、消防団）が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。

(5) 市民の活動

ア 火気等の始末

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに消火するとともに、ガス栓、エルピーガス容器のバルブ、石油類のタンクは元バルブをそれぞれ閉止し、電気についてはブレーカーを遮断する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、汲み置きの水等で消火活動を行う。

2 水防活動

地震による津波及び洪水に対する水防活動の概要を示す。

(1) 市の活動

ア 地震による津波及び洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、市は必要と認める区域の居住者に対し避難を指示する。

なお、指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

イ 市長は、水防上危険な箇所を発見したときは直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

ウ 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。

(2) 水防活動の応援要請

ア 市長は、水防のため必要があるときは警察署長に対して警察官の出動を要請する。

イ 市長は、緊急の必要があるときは、他の市町村長又は消防長に対して応援を求める。

ウ 市長は、必要があるときは次の事項を示し、県に自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとする。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 期間、その他応援に必要な事項

3 人命の救出活動

(1) 人命救出活動の基本方針

ア 救出を必要とする負傷者等（以下この章において「負傷者等」という。）に対する救出活動は市長が行うことを原則とするが、自主防災組織、事業所等の防災組織及び市民は、地域における相互扶助により自主的にこの活動を行うものとする。

イ 市長は、県、警察署、自衛隊等に対し救出活動の協力を求める。

ウ 市は、市の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。

エ 自衛隊の救出活動は、「第5章他市町村等の応援・支援」中の2に定めるところにより行う。

(2) 市の活動

ア 市長は、職員を動員し、負傷者等を救出する。

イ 負傷者等の救助、救急活動要領は次による。

(ア) 火災現場付近優先の原則

規模が同じ程度の救助、救急事象が火災現場付近とその他の場所に併発した場合は、火災現場付近を優先する。

(イ) 重傷者優先の原則

救助及び救急処置を必要とする重傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ救助、救急活動を実施する。

(ウ) 救助、救急効率重視の原則

同時に複数の救助、救急事態が発生した場合は、原則として少数隊員で多数の人命救助ができる事象に主力を注ぐものとする。

(エ) 大量人命危険対象物優先の原則

高層ビル等で、不特定多数の者を収容し、パニック等により大きな人命危険が予想される対象に事故が発生した場合は、優先して出場し、救助、救急活動を実施する。

ウ 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ市民等の協力を求める。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

エ 「災害救助法」に基づく実施基準及び計画は、「一般対策編第3章第6節救出計画」に準ずる。

(3) 自主防災組織、事業所等の活動

自主防災組織及び事業所の自衛消防隊(班)は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

イ 救出活動用資材を活用し、組織的救助活動に努める。

ウ 自主防災組織と事業所の自衛消防隊(班)は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。

エ 自主救出活動が困難な場合は、市、消防機関又は警察署等に連絡し早期救出を図る。

4 被災建築物等に対する危険度判定及び安全対策

地震により建築物、宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害を防止するため次の安全対策を実施する。

(1) 危険度判定

ア 建築物

市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

イ 宅地等

市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

(2) 安全対策

ア 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。

イ 市民は判定の結果に応じて、避難又は当該建築物、宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第7章 避難活動

計画作成の主旨

東海地震等が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

計画の内容

1 避難対策

(1) 避難対策の基本方針

ア 東海地震等の発生時においては、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

イ 住民は、避難活動を行う際、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置に努めるものとする。

ウ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、災害時要援護者に配慮するものとする。

(2) 避難のための勧告及び指示

ア 勧告・指示の基準

(ア) 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、危険地域の住民等に対し避難の勧告をする。また、危険の切迫度や避難の状況等により急を要するときは避難の指示をする。

(イ) 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることが出来ないとき又は市長から要請のあったときは、危険地域の住民等に対し避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨市長に連絡するものとする。

(ウ) 災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって知事が避難の勧告又は指示をすることができる。この場合、知事はその旨を公示する。

(エ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、市長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずることができる。この場合において、自衛官は、直ちにその旨を防衛大臣の指定する者に報告する。

イ 勧告・指示の内容

避難の勧告・指示を行うときは、次に掲げる事項を伝達し避難の迅速化と安全を図る。

(ア) 避難の勧告・指示の対象となる地域名

(イ) 避難路及び避難先

(ウ) 避難時の服装、携行品

(エ) 避難行動における注意事項

ウ 勧告・指示の伝達方法

避難の勧告又は指示の伝達は、「第2章情報活動」により行うものとする。

(3) 津波からの避難対策

津波による被害を防止・軽減するため、市は「第2章情報活動」に定める、津波に関する情報の収

集、伝達を行うものとする。また、海浜付近の住民、海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、避難の勧告又は指示を受けるまでもなく直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも津波警報又は津波注意報が発表された時には、同様の自衛措置を講じるものとする。

(4) 警戒区域の設定

ア 設定の基準

(ア) 市長は、災害が発生し拡大している場合又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命・身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認める時は警戒区域を設定する。

(イ) 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委譲を受けた市職員を含む。）が現場にいない時又は市長から要請があった時は警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知するものとする。

(ウ) 災害の発生により市長が警戒区域を設定することが出来なくなったときは、市長に代わって知事が警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。

(エ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委譲を受けた市職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

イ 規制の内容及び実施方法

(ア) 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定した時は、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

(イ) 市長、警察官及び海上保安官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(5) 避難の方法

災害時における避難は急を要するため、住民等は地域の状況、危険の切迫度等を的確に判断し、迅速かつ安全な方法で避難する。この場合、災害時要援護者に配慮するものとする。

ア 火災が延焼拡大し近隣住民等による延焼防止が不可能になった場合、住民等は協力して安全な避難地へ避難する。

イ 一次避難地に危険が迫った時は、市職員、警察官、自主防災組織等の誘導により、安全な避難路を経て広域避難地へ避難する。

ウ 山・がけ崩れ又は津波危険予想地域の住民等は、発震後直ちに火防止措置を講じ、あらかじめ定めた避難地へ自主的に避難する。

エ 危険予想地域外の住民等は、災害が拡大し危険が予想される時は、火防止措置を講じ、あらかじめ定めた避難地へ自主的に避難する。

オ 観光客の避難

観光客の避難は、「第4編第7章避難活動」中の1-(4)に定めるところによる。

カ 福祉施設入所者の避難

福祉施設入所者の避難は、「第4編第7章避難活動」中の1-(4)に定めるところによる。

キ 交通機関利用者の避難

市域を運行中の交通機関（バス、電車等）利用者の避難は、当該輸送請負業者の応急計画によるものとする。

（6）避難状況の報告

「第4編第7章避難活動」中の1-(5)に定めるところによる。

2 避難所の設置及び避難生活

市は、被災者、避難者等を受け入れるため避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所となる施設の管理者の協力を得て、必要最低限の避難生活を確保するため必要な措置について定める。

なお、避難所での避難生活の運営に当たっては、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

（1）避難所の設置

ア 要避難者

災害によって現に被害を受け又は受けるおそれのある者若しくは帰宅不能者等で居住する場所を確保できない者を対象とする。

イ 設置場所

（ア）被災建築物応急危険度判定士は、速やかに避難予定場所として定めた建築物の被害状況及び安全性を点検し、判定結果を判定ステッカーにより表示する。

（イ）地区防災班は、点検終了後速やかに避難所を開設するとともに、区本部を經由して市災害対策本部へ報告するものとする。

（ウ）避難所を設置した時は、速やかに地域住民に広報するものとする。

（エ）災害時要援護者については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し（資料編14-7）、確保する。

（オ）状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。

ウ 避難所の管理、運営

（ア）避難所には、地区防災班の班員の中から避難所担当員を配置する。人数は必要に応じて適宜対応するものとする。

（イ）避難所班長を管理責任者とし、自主防災組織及び避難所となる施設の管理者の協力を得て、あらかじめ整備した資機材を活用して避難所の管理、運営を行う。

（ウ）市が設定した避難所を所有し、又は管理する者は、避難所の設置及び避難者に対する応急の救護に協力するものとする。

（エ）避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請するものとする。

（2）避難生活

避難生活は、避難者による自主運営を原則とするが、特に開設当初においては避難所担当員、自主防災組織等を中心に、次により行うものとする。

ア 避難所担当員、自主防災組織、避難者等は協力して炊出し、給水、給食、物資の配分、応急救護、苦情処理、地域情報の収集、清掃等の活動の役割分担を早急に確立し、秩序ある避難生活を送るよう努めるものとする。また、出来る限りプライバシーの確保が図られるよう、努めるものとする。

イ 炊出しに必要な資機材は、災害を免れた避難所の資機材を利用し、食料、燃料、生活必需品等の調達は、「第10章地域への救援活動」によるものとする。

ウ 自主防災組織及び避難者は協力して、ごみ集積所、仮設便所の建設、消毒管理を行う。

(3) その他

ア 「災害救助法」の適用基準は、「災害救助の内容」（資料編 20-1）による。

イ 市長の県に対する要請事項、県管理施設の利用、県の実施事項等は「一般対策編第3章第5節避難計画」に準ずる。

第8章 社会秩序を維持する活動

計画作成の主旨

地震による地域社会の混乱を鎮め、民心を安定し、社会秩序を維持するため市が実施する対策について定める。

計画の内容

1 住民に対する呼びかけ

市長は、流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について呼びかけを実施するものとする。

2 警察に対する要請

市長は、地域社会の混乱を鎮めるため必要と認めるときは、警察に対し応急措置の実施を要請するものとする。

3 県に対する要請

市長は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めるときは、県に対し応急措置及び広報の実施について要請する。

4 生活物資の価格等の調査及び対策

生活物資の価格、需給動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策（対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものに限る。）を実施する。

(1) 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。

(2) 特定物資の報告徴収、調査等

ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行うよう県に要請する。

イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の調査を実施する。

第9章 交通の確保対策

計画作成の主旨

災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、道路及び海上の交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。

計画の内容

1 道路交通の確保

(1) 交通確保の基本方針

- ア 緊急交通路について優先的にその機能を確保するため、一般車両の通行を禁止又は制限する。
- イ 区域又は道路の区間を指定し、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。
- ウ 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合において、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- エ 道路管理者は、県公安委員会と相互に連絡を保ち交通規制の適切な運営を図る。
- オ 道路管理者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

(2) 緊急地震速報を聞いたときの自動車運転者の取るべき措置

- ア ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す。
- イ 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とす。
- ウ 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止する。

(3) 地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

- ア 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動する。
 - (ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
 - (イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
 - (ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。
- イ 避難のために車両を使用しない。
- ウ 「災害対策基本法」に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとる。
 - (ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。
 - ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ・区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
 - (ウ) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

(4) 情報の収集

市は、関係機関の協力を求め主要道路の被害状況について情報の収集を行う。

(5) 交通規制の実施

ア 初動の措置

(ア) 大震災が発生し又はまさに発生しようとしている場合、緊急に避難路、救出・救助用道路等を確保するため交通規制を行う。

(イ) 緊急交通路を確保するため「災害対策基本法」の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

イ 緊急交通路等の確保

市長は、道路被害状況の調査結果に基づいて、緊急交通路を中心に警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。この場合警察は、市内主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。

ウ 交通規制実施後の広報

県公安委員会は、交通規制を実施した場合警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ、交通規制の内容等を広く周知徹底させ、秩序ある交通を確保する。

(6) 道路交通確保の措置

ア 道路交通確保の実施体制

道路管理者及び県公安委員会は、他の防災関係機関や地域住民等の協力を得て、道路交通の確保を行う。

イ 道路施設の復旧

道路管理者は、道路施設の被害状況に応じ効果的な復旧を行う。

ウ 交通安全施設の復旧

緊急交通路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

エ 交通の確保

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

(イ) 上記アによる措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(ウ) 上記ア及びイに規定する措置について、警察官がその場にはいない場合に限り、「自衛隊法」第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(エ) 上記ア及びイに規定する措置について、警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

オ 除去障害物の処分

除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、駐車場等に処分する。また、適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路端等に処分する。

(7) 緊急通行車両の確認等

ア 県知事又は県公安委員会による緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、県知事又は公安委員会が「災害対策基本法」第50条第1項に掲げる災害応急対策に従事する車両について行う。

イ 緊急通行車両の確認事務手続

(ア) 確認事務処理、受付、手続等は、「一般対策編第3章第18節交通応急対策計画」に定めるところによる。

(イ) 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。

なお、事前届出及び確認の手続きについては、県公安委員会の定めるところによる。

(ウ) 警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書は、地震発生後においては「災害対策基本法施行令」第33条第4項の規定により、緊急標章及び緊急通行車両確認証明書とみなすことができる。

2 海上交通の確保

(1) 情報の収集

市は、浜名漁業協同組合等の協力を求め、漁港施設の被害状況等について情報の収集を行う。

(2) 海上交通確保の措置

ア 漁港施設の応急措置

市は、管理する漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。

イ 海上自衛隊、海上保安庁等に対する支援要請

市は、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、海上自衛隊、海上保安庁等の応援を求めるときは、知事に対し要請する。

第10章 地域への救援活動

計画作成の主旨

地震発生後、日常生活に支障をきたした被災者等に対して行う食料、飲料水、その他生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保並びに医療救護活動、産業廃棄物処理、防疫等の保健衛生活動、応急住宅の確保、遺体捜索活動、ボランティア活動への支援について、市、自主防災組織及び市民が実施する対策を定める。

なお、東海地震発生時における広域応援の受入れに係る地域への救援活動については、「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による。

計画の内容

1 食料、生活必需品等の緊急物資の確保

(1) 緊急物資の確保計画

「緊急物資必要量」（資料編 13-4）に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。

（２）市

- ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。
- イ 緊急物資の調達先は、原則として市とあらかじめ協定を締結した物資保有者とし、これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。また、市長は、必要に応じ次の事項を示して県に調達及び斡旋を要請する。
 - （ア）調達、斡旋を必要とする理由
 - （イ）必要な緊急物資の品目及び数量
 - （ウ）引き渡しを受ける場所及び責任者
 - （エ）連絡責任者
 - （オ）荷役作業員の派遣の必要の有無
 - （カ）経費負担区分
 - （キ）その他参考となる事項
- ウ 協定先業者の取扱い物資在庫量（供給可能量）を直ちに把握する。
- エ 緊急物資集積場の開設準備を行う。
- オ 物資の集積配分業務を円滑に行うため、物資の集積場所には必要に応じて市職員を派遣する。
- カ 緊急物資の輸送は事情の許す限り当該物資調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、「一般対策編第 3 章第 16 節輸送計画」に定めるところによる。

なお、緊急物資は地区防災班設置場所等に輸送する。
- キ 緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求めて公平の維持に努める。
- ク 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊出しの施設を設け被災者に対し食事の提供を行う。
- ケ 「災害救助法」適用に基づく実施事項については、「一般対策編第 3 章第 16 節輸送計画」に準ずる。

（３）市民及び自主防災組織

- ア 緊急物資は、原則として家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、これによって賄えない場合は、市に供給を要請する。
- イ 自主防災組織等は、市が行う緊急物資の配分に協力する。
- ウ 自主防災組織等は、市が行う炊出しに協力し、自らも炊出しを行う。

2 給水活動

（１）市

- ア 飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
- イ 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県及び隣接市町村に調達の斡旋を要請する。
 - （ア）給水を必要とする人員
 - （イ）給水を必要とする期間及び給水量
 - （ウ）給水する場所

- (エ) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- (オ) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数
- ウ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。
- エ 地震発生後できる限り早く仮設共用栓等を各給水拠点に設置し、生活に必要な最低限の水を供給するよう努める。
- オ 「災害救助法」に基づく市の実施基準及び計画は、「一般対策編第3章第9節給水計画」に準ずるが、生活に必要な最低限の水の供給量については、災害発生後8日以降は1人1日20ℓを目標とし、供給期間については水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

(2) 市民及び自主防災組織

- ア 地震発生後3日間は蓄えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。
- イ 地震発生後4日目から、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。
- ウ 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。
- エ 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬、配分を行う。

3 燃料の確保

(1) 市

- ア 市は、あらかじめ協定する販売業者等から、炊出し等に必要なエルピーガス、燃焼器具等を調達する。
- イ 市は、炊出し等に必要とするエルピーガス、燃焼器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達の斡旋を要請する。
 - (ア) 必要なエルピーガスの量
 - (イ) 必要な器具、種類及び数量

(2) 市民及び自主防災組織

地域内のエルピーガス販売業者等の協力を得て、使用可能なエルピーガス、燃焼器具等を確保するものとする。

4 医療救護活動

「浜松市医療救護計画」に基づき、応急救護所を開設して軽症患者等に対する処置を行うとともに、あらかじめ指定した救護病院で重症患者及び中等症患者の処置及び受入れを行うため次の措置を講ずる。

(1) 市

- ア 救護班の出動を医師会、医療機関及び医療関係団体に要請し、応急救護所を開設する。
- イ 応急救護所の業務は次のとおりである。
 - (ア) 重症患者、中等症患者、軽症患者等の振分け（以下「トリアージ」という。）
 - (イ) 軽症患者に対する処置の看護師等への指示
 - (ウ) 死亡の確認
 - (エ) 重症患者及び中等症患者への応急処置
 - (オ) 救護病院等への移送手配
 - (カ) 医療救護活動の記録、市災害対策本部への措置状況等の報告
 - (キ) 地区防災班への救援要請

(ク) その他必要な事項

ウ 救護病院の業務は次のとおりである。

(ア) トリアージ

(イ) 重症患者及び中等症患者の処置と受入れ

(ウ) 広域搬送拠点への移送手配

(エ) 死亡の確認

(オ) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入れ状況等の報告

(カ) その他必要な事項

エ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

オ 市民及び自主防災組織と協力して、重症患者及び中等症患者を応急救護所から救護病院までの搬送を行うものとする。

カ 医療救護本部を設置し、応急救護所及び救護病院の状況等を把握するとともに、必要な調整を行う。

キ 市において医療救護が困難な場合は、必要事項を示して県へ応援を要請するものとする。

ク 市内の救護病院等だけでは治療・受入れすることができない重症患者を広域搬送する場合は、県に要請し、広域搬送拠点又は救護病院の最寄りのヘリポートまで、重症患者を搬送する。

なお、詳細については、「静岡県医療救護計画（県医療室）」（資料編 20-3）に基づいて行うものとする。

ケ 災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

(2) 市民及び自主防災組織

ア 軽度のものについては、自己及び助け合いにより処置する。

イ 医師の処置が必要な傷病者を応急救護所又は救護病院へ搬送する。

ウ 救護病院が至近距離にある場合は、重症患者、中等症患者を応急救護所から救護病院までの搬送に協力する。

5 ごみ、し尿、がれきの処理

生活ごみ、し尿、がれきの処理については、別に定めた「廃棄物処理部災害初期活動マニュアル」に基づき、被災地の廃棄物の処理等を適切に行う。

(1) 市

ア ごみ、し尿の処理施設等の被害状況を把握し、応急復旧に努めるものとする。

イ ごみの収集が可能になるまでの間、市民及び自主防災組織に対して、次の指導を行う。

(ア) 燃えるごみ、燃えないごみ、資源物、粗大ごみは、収集が可能になるまでの間、発生場所等にそれぞれ分けてとりまとめて置く。

(イ) 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず、仮設便所等で処理するよう指導する。

ウ 大量の災害廃棄物が発生し、市が解体・収集・運搬及び処分を行う必要が生じた場合は、種類別の発生量を把握するとともに、この処理を計画的に実施するため、がれき処理対策組織（市廃棄物・

処理部)を中心に対応するものとし、県が設置する広域の組織に参加する。また、発生現場や仮置場でコンクリート瓦礫、金属、廃木材等の分別を徹底するとともに、仮置場に破砕、分別、焼却等の機械設備を設置して、焼却量・埋立処分量の減量化とリサイクル化を積極的に推進する。

なお、災害廃棄物を計画的に処理するため、静岡県産業廃棄物協会西部支部、浜松建設業協会、重機建設工事組合、静岡県西部解体工事業協会等に協力を求め、運搬・処理体制の確立を図る。

エ 収集把握した情報等のうち、以下の内容を整理し県に報告する。

- (ア) 家屋の倒壊に伴う解体件数
- (イ) 廃棄物処理施設等の被災状況
- (ウ) がれき・残骸物処理能力の不足量の推計
- (エ) 仮置場、仮設処理場の確保状況

オ 市において、ごみの収集が困難となった場合は、民間業者に委託して収集運搬を行うが、なおかつ、ごみの処理が困難と見込まれる場合は、関係機関（国、県、社団法人全国都市清掃会議）を通じて他都市へ支援を要請する。

カ し尿処理については、し尿収集運搬許可業者に委託し、避難所に設置された仮設便所からし尿を定期的に収集する。また、し尿収集運搬許可業者だけではし尿の収集が困難となった場合は、関係機関（県等）を通じて支援を要請する。

(2) 市民及び自主防災組織

ア 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等により処理するものとする。

イ ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。

6 消毒活動

感染症が発生し、又は発生のおそれがあるときは、「一般対策編第3章第12節防疫計画」に基づき、環境衛生の確保、感染症流行の未然防止のため、次の措置を講ずる。

(1) 市

ア 被災後の状況等を把握し、必要に応じて「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）」に定める消毒方法、清潔方法を指導する。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

ウ 検病調査及び健康診断を行う。

エ 感染症患者及び保菌者を受け入れる。

オ 避難所の衛生管理及び消毒を行う。

カ 市民及び自主防災組織に対して、感染症予防の広報を行うものとする。

キ 飲食物の衛生指導を行う。

ク 市において実施が困難な場合は、必要事項を示して県へ応援を要請するものとする。

ケ 上記事項の実施については、「一般対策編第3章第12節防疫計画」により行うものとする。

(2) 市民及び自主防災組織

ア 飲食物の衛生に注意して、感染症及び食中毒の発生を防止する。

イ 市が行う消毒活動に協力し、必要に応じて自主防災組織等を中心に消毒等の処置を講ずる。

(3) 関係団体

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、市から要請があった場合は、積極的に協力する。

7 保健活動

被災住民、避難住民に対する保健指導を行うため、次の措置を講ずる。

(1) 市

- ア 保健所長の指示により、必要な保健活動を行う。
- イ 市民及び自主防災組織の行う保健活動の指導をする。

(2) 市民・自主防災組織

市が行う保健活動に協力し、必要に応じて自主防災組織等により保健活動に努める。

8 遺体の捜索及び処理

発災後、市及び市民、自主防災組織は、次の措置を講ずる。

(1) 市

- ア 警察等関係機関の協力を得て遺体の捜索を行う。
- イ 遺体は、開設された検視所・安置所（資料編 18-2）に収容する。
- ウ 遺体の氏名等の識別を行ったのち、親族等に引き渡す。相当期間引き取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。
- エ 遺体の捜索、処理、埋火葬について、市のみで対応できないときは、必要事項を示して県へ応援を要請するものとする。
- オ 大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場等（資料編 18-1）に搬送することが困難な場合には、埋火葬が円滑に行われるよう、市は遺族による火葬場への火葬依頼、遺体の搬送等に関して適切な調整を行うものとする。
- カ 上記事項の実施については、「一般対策編第 3 章第 14 節遺体の捜索及び処理・埋葬計画」に準ずる。

(2) 市民・自主防災組織

市、警察等関係機関が行う遺体の捜索に協力するとともに、行方不明者についての情報の提供に努める。

9 応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等について

応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の必要があるときは、「一般対策編第 3 章第 10 節応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に基づき、被災住民の応急的な居住確保のため、次の措置を講ずる。

(1) 市

- ア 被災者の住宅を応急的に確保するために、応急仮設住宅を設置して、一時的に入居させる。また、公営住宅等の空き家へ、必要に応じ一時的に入居させる。
- イ 被災者の住宅を応急的に修理することにより確保できる場合には、当該住宅の修理を応急的に行う。
- ウ 公営住宅等について必要な応急修理を実施する。
- エ 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救護活動を行う。
- オ 応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し又は建築資機材を調達できない場合

は、県に斡旋又は調達を要請する。

カ 住民が自力で実施する住宅の応急復旧等を促進するため、市内の建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。

10 災害ボランティア活動の支援

市及び市社会福祉協議会（以下この章において「市社協」という。）は、災害時の被災者・被災地の復興支援において重要な役割を果たす災害ボランティア活動を支援する。

（１）市及び市社協の役割

市社協は、災害ボランティア活動に必要な人材、活動資金、資機材等を確保するとともに、これを運営する。また、市は、市社協が行う災害ボランティア活動及び被災者の救援活動等が円滑に行われるよう、その支援に努めるとともに、必要な情報を適宜提供する。

（２）災害ボランティア本部の設置

市社協は、災害時の被災者支援を円滑に行うため、災害ボランティア本部（以下この章において「ボラ本部」という。）を浜松市福祉交流センターに設置し運営する。

（３）区災害ボランティアセンター（資料編 12-4）及び区災害ボランティアセンターサテライトの設置

被災状況に応じたきめ細かな支援を行うため、市社協は区ごとに区災害ボランティアセンター（以下この章において「区ボラセンター」という。）を設置する。区ボラセンターは、市社協地区センターが中心となり運営し、主にボランティアの受給調整等を行う。また、被災状況により、区内にボランティアの活動拠点として、区ボラセンターサテライトを設置する。

（４）ボラ本部の業務

ボラ本部は、災害ボランティア支援に係る統括的役割を担い、以下の業務を行う。

- ア 全国社会福祉協議会との調整及び関東ブロック都県・指定都市社会福祉協議会（監事県）等との災害協定に基づいた連絡調整
- イ 関係機関等との調整（行政、社会福祉協議会、共同募金会、NPO、ボランティア団体等）
- ウ 広報関係（災害ボランティアセンター情報の発行、マスコミ対応、ボランティア支援情報提供等）
- エ 情報収集（行政、社会福祉協議会、区ボラセンター等からの情報収集）
- オ 調査統計（ボラ本部・区ボラセンターに関するデータ、ボランティア活動保険加入者取りまとめ等）
- カ 各種相談、問合せ等窓口（ボランティア、区ボラセンター等に関する相談、問合せ、苦情等への対応）
- キ 区ボラセンターの各種支援（備品及び資材補充、人員管理等）
- ク その他総務関係業務

（５）区ボラセンター及び区ボラセンターサテライトの業務

ア 区ボラセンター

区ボラセンターは、ボランティア活動希望者やボランティア派遣希望者の受付け、ボランティアの派遣に係るコーディネート業務等を行う。

イ 区ボラセンターサテライト

区ボラセンターサテライトは、ボランティア活動従事者の休憩所管理、ボランティア活動に必要な資材管理、ボランティア現場からの情報収集等を行う。

(6) 災害ボランティア支援部の業務

市災害対策本部災害ボランティア支援部は、市災害対策本部区本部と連携・協力し、市社協が設置・運営するボラ本部、区ボラセンター及び区ボラセンターサテライトの業務を支援する。

第11章 学校等における災害応急対策及び応急教育

計画作成の主旨

幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の生徒等・教職員や、学校の施設・設備が被害をうけ、正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

計画の内容

1 基本方針

- (1) 市教育委員会は、公立の学校に対し、「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会編）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。また、市は私立の学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。
- (2) 市教育委員会は、応急教育のための施設又は教職員の確保等について必要がある場合は県へ要請するものとする。
- (3) 「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、「一般対策編第3章第17節文教対策計画」による。
- (4) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急対策に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (5) 中学生及び高校生は、教職員の指導監督のもと、学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧、救援活動等に可能な範囲で協力する。

2 災害応急対策

計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。

計画に定める項目は、次のとおりとする。

- (1) 学校の防災組織と教職員の任務
- (2) 教職員動員計画
- (3) 情報連絡活動
- (4) 生徒等の安全確保のための措置
- (5) その他「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

3 応急教育

計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 被害状況の把握
生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。

(2) 施設・設備の確保

学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。

(3) 教育再開の決定・連絡

生徒等及び教職員の状況並びに学校の施設・設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。また、教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。

(4) 教育環境の整備

不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。

(5) 給食業務の再開

施設・整備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。

(6) 学校が地域の避難所となる場合の対応

各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。

なお、避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市と必要な協議を行う。

(7) 生徒等の心のケア

生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒等の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定める。

第12章 被災者の生活再建等への支援

計画作成の主旨

被災者のうち、援護を必要とする住民に対して生活保護の適用、福祉資金その他の資金の貸付け等の援助を迅速に行い、被災者の保護を図る。

計画の内容

1 基本方針

- (1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 市長は、必要に応じ民間団体に対して可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談窓口を開設する。
- (4) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、適切な応急措置を講ずる。

2 実施事項

(1) 市が実施する事項

ア 被災した社会福祉施設入所者の他の施設等へ一時保護する場合の斡旋

イ 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

(2) 市又は県が民間の協力を得て実施する事項

ア 被災者に対する生活相談

市は、民生委員・児童委員、社会福祉法人浜松市社会福祉協議会、日本赤十字社静岡県支部、法律扶助協会県支部等の協力を得て生活相談窓口を設け、被災者に対する生活、資金、法律、健康等の相談業務に当る（被害が大きい場合は県と共催）。

イ 被災母子・寡婦世帯に対する母子・寡婦福祉資金貸付申込受付

(ア) 実施機関 市

(イ) 協力機関 民生委員・児童委員、母子福祉協力員

(ウ) 対象 被災母子・寡婦世帯（災害により母子・寡婦世帯となった者を含む。）

(エ) 貸付額 「母子及び寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）」第 7 条に規定する額

ウ 被災身体障害児者に対する補装具の交付等

(ア) 実施機関

あ 児童 市

い 18 歳以上 市

(イ) 協力機関

あ 児童 県、民生委員・児童委員、身体障害者相談員

い 18 歳以上 民生委員・児童委員、身体障害者相談員

(ウ) 対象 被災身体障害児者

(エ) 交付等の内容

あ 災害により補装具を亡失又はき損した者に対する修理又は交付

い 災害により負傷又は疾病にかかった者への更生（育成）医療の給付

う 被災身体障害児者の更生相談

エ 被災者（自立）生活再建支援金の支給

(ア) 実施機関 財団法人道府県会館（県単制度は県）

(イ) 協力機関 市

(ウ) 支給対象 「被災者生活再建支援法」第 2 条に定める被災世帯

(エ) 支給額 「被災者生活再建支援法」第 3 条に定める額

オ 義援金品の募集及び配分

義援金品の募集、配分については、「一般対策編第 3 章第 19 節社会福祉計画」中の 2-(1)に基づき実施する。

(3) 民間団体等が他の協力を得て実施する事項

被災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け

(ア) 実施機関 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会

(イ) 協力機関 市、県、民生委員・児童委員

(ウ) 貸付対象 被災低所得世帯（災害により低所得者世帯となった者も含む。）

(エ) 貸付内容 「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく

第13章 市有施設・設備等の対策

計画作成の主旨

災害応急対策の遂行上、重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

計画の内容

1 無線通信施設

地震動により基地局用無線機が使用不能となった場合は、速やかに応急措置を講じ、通信の確保を図る。

(1) 防災行政無線（同報系、移動系）

- ア 無線設備保守要員（業者）に依頼し、応急措置を実施する。
- イ 基地局用無線機の機能が回復するまでの間、携帯無線機を代用として運用する。
- ウ 防災相互無線を使用し県、他市町村等との通信を確保する。

(2) 防災行政無線（地域防災無線）

- ア 無線設備保守要員（業者）に依頼し、応急措置を実施する。
- イ 基地局用無線機の機能が回復するまでの間、携帯無線機を代用として運用する。

(3) 水道無線

- ア 基地局の無線機が交信不能となった場合は、水道工事課所有の車載無線機を代用として運用する。
- イ 無線機が不調の場合は、予備無線機として水道工事課所有の携帯無線機(出力5W)1台を充てる。

(4) 消防無線

- ア 無線設備保守要員（業者）に依頼し、応急措置を実施する。
- イ 消防局各基地局が機能を失った場合、各基地局の機能が回復するまでの間、情報指令課配備の無線機を代用として運用する。
- ウ 衛星地球局設備保守要員（業者）に依頼し、応急措置を実施する。

(5) 県防災行政無線

県があらかじめ協定を締結している業者に依頼し対処する。

2 公共施設等

災害応急活動を実施するうえで重要な市有施設等の可及的速やかな機能回復を図るための措置を示す。

(1) 市庁舎等

本庁、区役所、地域自治センター、市民サービスセンター、公民館、学校、消防庁舎、消防署所、保健所等、防災上重要な庁舎の管理者は、施設及び設備を点検し、防災機関としての機能に支障のないよう応急措置を講ずる。

(2) 病院施設

施設・設備の被害状況を把握し、診療を再開するための応急措置を講ずる。

(3) 水道施設

水道施設、特に管路の復旧が給水活動を左右するので、早期に各戸給水を目標とした復旧計画を策定する。

ア 浄水場、配水場等の水道基幹施設の復旧

二次災害の防止と給水機能を保持するために各施設勤務者は、被災後直ちに施設の点検、補修及び操作に努める。

- イ 取水施設、導送配水管の復旧
復旧班を編成して、当該地域の被害状況の調査活動を行うとともに速やかに復旧作業にあたる。
- ウ 医療機関等への優先的な応急給水
医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

(4) 河川施設

施設の被害状況を確認し、必要に応じ応急措置を講ずる。

(5) 漁港施設等

施設の被害状況を確認し、必要に応じ応急措置を講ずる。

(6) ため池及び用水路

施設等が決壊又は決壊の危険が生じた場合は、応急措置を講ずる。

(7) 下水道施設等

- ア 管路施設については、被害の拡大や二次災害の防止のための調査、重要な区間の被害概要を把握するとともに、必要に応じ応急措置を講ずる。
- イ 各ポンプ場・処理場については、人的被害につながる二次災害の未然防止や有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止等の緊急点検を行う。また、施設の暫定機能確保のための調査など被害状況の概要を把握して、必要に応じ応急措置を講ずる。

(8) 道路

- ア 道路施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。
- イ 緊急輸送路及び幹線避難路の早期確保に努める。
- ウ 応急復旧に要する重機械、資材、人員等を確保し、道路啓開に努める。
- エ 交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。

(9) 廃棄物処理施設

「地震対策マニュアル（廃棄物処理部）」に基づき、次の対策を行う。

- ア 焼却炉、ボイラー等の施設・設備等の点検巡視を行い、被害状況を把握する。
- イ 受配電設備の安全確認を行い、運転再開のための復旧措置を講ずる。

(10) 工事中の公共施設、建築物、その他

工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。

(11) コンピュータ

- ア コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- イ コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ運用の再開を図る。

第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

計画作成の主旨

市民生活に密接な関係にある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

計画の内容

1 電力（中部電力株式会社（浜松営業所、浜北営業所、浜松電力センター））

防災活動体制については、「一般対策編第3章第28節電力施設災害応急対策計画」による。

- (1) 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが状況によっては危険防止のため送電を停止する。
- (2) 電力が不足する場合は、他電力会社へ電力の緊急融通を依頼し、電力供給の確保に努める。
- (3) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- (4) 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

2 ガス（中部ガス株式会社（浜松支社）、社団法人静岡県エルピーガス協会（西部支部））

- (1) 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により 60 カインを目途にガスの供給を停止する。
- (2) 都市ガス及びエルピーガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- (3) 都市ガス及びエルピーガスの施設の安全点検を実施する。
- (4) 施設を点検し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- (5) 防災拠点、医療拠点等の緊急に必要なところに臨時供給を行う。
- (6) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し応急復旧工事を行う。

3 通信（西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社、KDDI 株式会社（ソリューション浜松支店））

- (1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
 - ア 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。
 - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、「災害用伝言ダイヤル 171」、「災害用ブロードバンド伝言板 web171」及び「iモード災害用伝言板サービス」を提供する。
 - ウ 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- (3) 通信の早期疎通を図るために工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

4 放送（日本放送協会静岡放送局浜松支局、静岡放送株式会社（浜松総局）、株式会社テレビ静岡（浜松支局）、株式会社静岡朝日テレビ（浜松報道部）、株式会社静岡第一テレビ（浜松支局）、静岡エフエム放送株式会社、浜松エフエム放送株式会社）

- (1) 放送機器の障害、中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。
- (2) 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能確保の措置を講ずる。
- (3) 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報、被害状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

5 金融（金融機関、保険会社及び証券会社）

- (1) 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
- (2) 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。
- (3) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等の措置を講ずる。
- (4) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱いの措置を講ずる。
- (5) 手形交換所の決定により、被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等の措置

を講ずる。

6 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、遠州鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社）

交通機関の運転停止基準については、「一般対策編第2章第11節交通機関災害防止計画」中の3による。

- (1) 不通区間が生じた場合は、自動車等による代替輸送の確保に努める。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
- (3) 早期運転再開を期するため、工事業者に出勤を求める等、必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

7 道路（中日本高速道路株式会社（袋井保全・サービスセンター、浜松工事事務所、豊田保全・サービスセンター）、静岡県道路公社）

- (1) 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し、道路施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。
- (2) 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し、緊急輸送路の早期確保に努める。
- (3) 道路管理者は、道路の応急復旧のため必要な措置を講ずる。
- (4) 交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。

第15章 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策計画作成の主旨

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画の内容

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2章に定めるもののほか次のとおりとするが、平常時対策、注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の「地震防災応急計画」及び「対策計画」の作成義務者に適用するものとする。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

- (1) 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
 - イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (2) 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
 - ア 地震及び津波に関する情報収集、伝達
 - イ 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法
- (3) 出火防止措置、消防用施設等の点検
- (4) その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して定める。

なお、津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員

等の避難に要する時間に配慮して実施する。

(1) 病院、診療所、百貨店、スーパー等

ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。

イ 地震及び津波に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。

ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

(2) 石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取り扱いを行う施設

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損傷防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

(3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

ア 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。

イ 鉄道においては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講ずる。

ウ 旅客船においては、港湾施設被害が生じた場合又は津波による危険が予想される場合、航行停止、船舶の安全な海域への退避等の必要な措置を講ずる。

(4) 学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設

避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な災害時要援護者の安全確保に配慮する。

(5) 水道、電気及びガス事業

ア 水道（市）

水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。

イ 電気

火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。

ウ ガス

火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置について利用者への広報に配慮する。

(6) 貯木場

貯木の流出防止措置を講ずる。

(7) 道路

津波による被害が予想される区間及び避難路として使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。

第6編 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建、施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第1章 市・防災関係機関の活動

計画作成の主旨

市は、復旧・復興対策組織を設置し、必要な対策を講じる。また、防災関係機関においては、市と調整を図りながら復旧活動を迅速に実施する。

計画の内容

1 浜松市震災復興本部

(1) 設置

- ア 市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めるときは、浜松市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。
- イ 復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。
- ウ 復興本部は市災害対策本部と併設できる。復興本部の運営に当たっては、市災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。

(2) 組織及び所掌事務

- ア 復興本部の編成及び運営は、浜松市震災復興本部条例（仮称）及び浜松市震災復興対策本部運営要領（以下「復興本部運営要領」という。）の定めるところによる。
- イ 復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。
 - (ア) 震災復興計画の策定
 - (イ) 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達
 - (ウ) 県その他防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請
 - (エ) 相談窓口等の運営
 - (オ) 民心安定上必要な広報
 - (カ) その他の震災復興対策

2 市災害対策本部との調整

復興本部は、災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、市災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

3 防災会議の開催

- (1) 復興本部が設置された場合、必要に応じ、浜松市防災会議（以下この章で「防災会議」という。）を開催し、情報の収集、伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。
- (2) 招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。
- (3) 防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。

4 震災復興対策会議

- (1) 本部長は、復旧・復興対策を協議するため、必要に応じ震災復興対策会議を設置する。

(2) 震災復興対策会議の構成及び運営は、「復興本部運営要領」の定めるところによる。

5 他都市等に対する応援要請

市長は、他都市の応援を得て復旧・復興対策を実施する必要があると認めるときは、他の市町村長とあらかじめ締結した災害時の応援に関する協定に基づき応援を要請する。

6 県警察（浜松市警察部、浜松中央警察署のほか市域を管轄する警察署）

(1) 社会秩序を維持する活動

「第4編第8章及び第5編第8章社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。

(2) 交通の確保対策

「第5編第7章交通の確保対策」に準じた活動を行う。

7 防災関係機関

市民生活に密接な関係にある防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

指定地方行政機関

(1) 総務省東海総合通信局

- ア 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- イ 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査
- ウ 通信インフラに支障が生じた被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与

(2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

- ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請
- イ 地方公共団体において、国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する適切な措置

(3) 厚生労働省静岡労働局（浜松労働基準監督署、磐田労働基準監督署、浜松公共職業安定所）

- ア 災害による離職状況の把握
- イ 従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止等に関する関係団体との協力及び事業主への雇用維持の要請
- ウ 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化

(4) 農林水産省関東農政局静岡農政事務所（地域第一課）

安定した食料の供給措置

(5) 関東森林管理局（天竜森林管理署）

災害用復旧用材（国有林材）の供給

(6) 国土交通省中部地方整備局

- ア 管轄する基盤施設（河川、道路など）が被災した場合には、被災状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。
- ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。

(7) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

ア 陸上輸送に関すること

(ア) 緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置

(イ) 県からの要請に対する車両等の調達の斡旋

イ 海上輸送に関すること

(ア) 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請

(イ) 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請

(8) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

地震動警報（緊急地震速報）、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説

(9) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部）

ア 船舶による沿岸周辺海域における治安の維持

イ 海上輸送の安全確保に必要な措置

指定公共機関

(1) 独立行政法人国立病院機構（天竜病院）

病院における復旧・復興対策の推進

(2) 日本赤十字社（静岡県支部）

ア 義援金の募集・配分の実施及び義援金募集配分委員会（仮称）への参加

イ 協力奉仕者及び関係団体との連絡調整

ウ 他支部への協力の要請

(3) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局）

ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成

イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施

ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施

エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

(4) 中日本高速道路株式会社（袋井保全・サービスセンター、浜松工事事務所、豊田保全・サービスセンター）

ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被災状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

(5) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画を立て、これを実施することとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。

(6) 西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社

ア 施設が被災した場合、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

(7) 郵便事業株式会社東海支社（浜松西支店ほか市内の各支店）

ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除

イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分

ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(8) 郵便局株式会社東海支社（浜松西郵便局ほか市内の各支店）

可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。

(9) 日本通運株式会社（浜松支店）

復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行

(10) 中部電力株式会社（浜松営業所、浜北営業所、浜松電力センター）

ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。

(11) 電源開発株式会社（佐久間電力所ほか市内の各事業所）

ア 発電所、変電所等が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。

(12) KDDI 株式会社（ソリューション浜松支店）

ア 施設が被災した場合、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

指定地方公共機関

(1) 土地改良区

ア 管轄する施設（用水路、取水門等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤

施設の管理者とも調整する。

ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。

(2) 中部ガス株式会社（浜松支社）

ア ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

(3) 社団法人静岡県エルピーガス協会（西部支部）

ア エルピーガス等の設備器具が被災した場合は、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

(4) 遠州鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社

ア 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

(5) 社団法人静岡県トラック協会（西部支部、北遠支部）

復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行

(6) 静岡県道路公社

ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状回復か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。

ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

(7) 静岡放送株式会社（浜松総局）、株式会社テレビ静岡（浜松支社）、株式会社静岡朝日テレビ（浜松報道部）、株式会社静岡第一テレビ（浜松支局）、静岡エフエム放送株式会社

ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成

イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施

ウ 生活再建支援策を広報・PRする番組の的確な放送の実施

エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

その他防災関係機関

(1) 浜松商工会議所その他商工業関係団体

管内事業所の復旧支援（金融その他の情報提供）

(2) 浜松エフエム放送株式会社

ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切

な関連番組の編成

- イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
- ウ 生活再建支援策を広報・PRする番組の的確な放送の実施
- エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

第2章 激甚災害の指定

計画作成の主旨

大規模地震災害発生後に迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号）」（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

計画の内容

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害法」及び同法に基づく「激甚災害の指定基準」に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。

- 1 市長は、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
- 2 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し県関係部局に提出する。

第3章 震災復興計画の策定

計画作成の主旨

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、市民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

計画の内容

1 震災復興計画策定の体制

- (1) 市長は、必要があると認めるときは、副市長を本部長とする震災復興計画策定本部（以下「計画策定本部」という。）を設置し、震災復興計画を策定する。
- (2) 計画策定本部には、関係部局長級以上により構成する震災復興計画策定委員会（以下「計画策定委員会」という。）を置き、所管課長級以上で構成する部会を設置する。
- (3) 市長は、諮問機関として広く市民各層や学識経験者の参画を得て、浜松市震災復興計画審議会を設置する。
- (4) 市長は、計画策定本部が策定した計画案を速やかに浜松市震災復興計画審議会に諮問する。

2 震災復興計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興等からなる分野別復興計画により構成する。

3 震災復興計画の基本方針

計画の策定に当たっては、本市の総合計画等との調整を図るものとする。

4 震災復興計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等の配布やインターネットを通じて市民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。

5 国、県等との調整

計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第4章 復興財源の確保

計画作成の主旨

復旧・復興対策が円滑に実施できるよう、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

計画の内容

1 予算の編成

(1) 基本方針

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針、編成方針等を定める。

(2) 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

ア 復旧・復興事業

イ 震災復興基金への出損金及び貸付金

ウ その他

(3) 発災年度の予算の執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

(4) 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

2 復興財源の確保

(1) 基本方針

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

(2) 国、県への要望

復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置、宝くじ発行等について被災自治体が連携して国、県に要望する。

(3) 地方債の発行

復旧・復興対策に係る膨大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

ア 災害復旧事業債

イ 歳入欠かん等債

ウ その他

(4) その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

第5章 震災復興基金の設立

計画作成の主旨

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金の設立に協力する。

計画の内容

震災復興基金の設立

- 1 市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。
- 2 市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6章 復旧事業の推進

計画作成の主旨

道路、河川、農業用施設など公共施設等（以下「基盤施設」という。）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

計画の内容

1 復旧計画の策定

(1) 基本方針

被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況、既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

(2) 市

ア 被害調査の報告

各基盤施設の管理者は、管理施設の円滑な復旧のための措置を講ずるため、被害について調査し、県へ報告する。

イ 復旧計画の策定

各基盤施設の管理者は、被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点も踏まえた復旧計画を作成する。

(3) 防災関係機関

ア 状況の把握

管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。

イ 復旧計画の策定

被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

2 基盤施設の復旧

(1) 基本方針

基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

(2) 市

ア 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。

イ 復旧完了予定時期の明示

基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

(3) 防災関係機関

ア 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。

イ 復旧完了予定時期の明示

復旧完了予定時期の明示に努める。

第7章 都市・農山漁村の復興

計画作成の主旨

被災した市街地・農山漁村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者や障害のある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

計画の内容

1 都市・農山漁村復興計画の策定

(1) 基本方針

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況、応急復旧状況、既存の計画、復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山漁村復興計画を策定する。

(2) 都市・農山漁村復興計画の策定

計画策定本部に設置される計画策定委員会に、都市・農山漁村復興計画部会を設置し、都市・農山漁村の復興方針を定めた、都市・農山漁村復興計画（以下、この章で「復興計画」という。）を策定する。

2 都市の復興

(1) 基本方針

都市計画区域内の市街地、農山漁村が被災した場合、災害に強く都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

(2) 被害状況の把握

市は、各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。

(3) 「建築基準法」第84条による建築制限の実施

- ア 市は、必要に応じ緊急復興地区を対象に「建築基準法」第 84 条による建築制限区域を指定する。
- イ 必要に応じ建築制限期間を延長する。

(4) 被災市街地復興推進地域の都市計画案の作成

緊急復興地区を対象に、被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。

(5) 都市復興基本計画の策定

県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。

(6) 復興都市計画案等の作成及び事業実施

ア 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。

イ 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い、事業を実施する。

(7) 復興まちづくり支援事業の実施

住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援、助成等を行う。

3 農山漁村の復興（主に都市計画区域外）

(1) 基本方針

都市計画区域内外の農山漁村が被災した場合、災害に強く居住環境の向上等を図る必要がある区域については、合理的かつ健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

(2) 被害状況の把握

市は、各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。

(3) 集落復興基本計画の作成

市は、県の復興基本方針を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。

(4) 被災市街地復興推進地域の都市計画案の作成

都市計画区域に編入した地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。

(5) 復興都市計画案等の作成及び実施

都市計画区域に編入した地区について、実施する事業制度等を検討する。都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。

(6) 集落復興計画案の作成及び実施

土木、農業、林業、漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成、実施する。

(7) 集落復興支援事業の実施

住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援、助成等を行う。

第 8 章 被災者の生活再建支援

計画作成の主旨

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

計画の内容

1 恒久住宅対策

(1) 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

(2) 住宅復興計画の策定

計画策定本部に設置される策定委員会に住宅復興計画部会を設置し、住宅復興方針等を定めた「浜松市住宅復興計画」を策定する。

なお、策定に当たり県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を行う。

(3) 住宅再建支援

被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。

(4) 民間賃貸住宅の供給促進

民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替えや新規整備を行う事業者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。

(5) 公的住宅に関する協議

次の事項について、県と協議する。

- ア 災害復興公営住宅の建設に関する役割分担
- イ 買取り、借上げによる公営住宅の供給に関する役割分担
- ウ 特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担

(6) 市営住宅等の供給

- ア 他の用途と調整を行い、公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、市営住宅を建設する。
- イ 買取り・借上げ方式による市営住宅の供給を推進する。
- ウ 特定優良賃貸住宅等のストックの活用を図る。

(7) 住宅に関する情報提供

相談窓口等において、自力再建支援及び公的住宅の入居に関する情報等を提供する。

2 災害弔慰金等の支給

(1) 基本方針

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

(2) 支給対象者の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

(3) 支給方法の決定及び支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」に基づき、災害弔慰金と災害障害見

舞金の支給方法を定め支給する。

3 被災者の経済的再建支援

(1) 基本方針

被災者が震災による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給、資金の融資等の経済支援を行う。

(2) 市

ア 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

(ア) 死亡者数

(イ) 負傷者数

(ウ) 全壊、半壊住宅数等

イ り災証明の発行

(ア) り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。

(イ) り災証明調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

ウ 援護資金の貸付け

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付けを行う。

エ 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認等、必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

オ 義援金の募集等

(ア) 市への義援金を受け付けるために、区役所に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

(イ) 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

カ 租税の減免等

「地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）」及び「浜松市税条例（昭和29年7月1日条例第38号）」に基づき、市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

キ 国、県への要請

国、県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。

(3) 社会福祉協議会

生活福祉資金の災害援護資金の貸付けを、被災世帯を対象に実施する。

(4) 義援金募集・配分委員会（仮称）

ア 義援金の配分

統一的な義援金の配分基準を設け、1次・2次配分など多段階に義援金を配分する。

イ 義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表

義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

4 雇用対策

(1) 基本方針

公共職業安定所等と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため雇用維持対策を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

(2) 事業者支援の実施

市内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請するとともに、雇用調整助成金制度の内容等を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。

(3) 離職者への生活支援の実施

雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長、手続きの弾力的措置の実施等を県に要望する。

(4) 再就職の支援制度の周知

離職者の再就職を促進させるため、各制度の周知及び活用を促す。

- ア 職業訓練、能力開発等制度のPR
- イ 特定求職者雇用開発助成金制度の活用の推進
- ウ 合同就職説明会等の開催

5 災害時要援護者の支援

(1) 基本方針

災害時要援護者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から、身体的及び精神的変調をきたした被災者が、震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

(2) 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- ア 災害時要援護者の被災状況及び生活実態
- イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

(3) 一時入所の実施

震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった者に対し、市が所有する施設への一時入所を実施する。

(4) 福祉サービスの拡充

- ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市が所有する施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。
- イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。
- ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。

(5) 民間社会福祉施設の再建支援

社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。

(6) メンタルヘルスケアの実施

精神相談窓口を設置するとともに、巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。

(7) 健康管理の実施

被災住宅に居住する被災住民に対する保健指導を実施し、健康管理、栄養指導等を実施する。

6 生活再建支援策等の広報

(1) 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて、継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

(2) 生活再建支援策等の広報の実施

ラジオ、テレビ等のマスメディア、インターネット、「広報はままつ」等の市の広報媒体を用い、次のような生活情報等を整理し、広報する。

- ア 各種相談窓口の案内
- イ 災害弔慰金の支給等に関する情報
- ウ 市営住宅等への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- エ 被災者（自立）生活再建支援金に関する情報
- オ ボランティアに関する情報
- カ 雇用に関する情報
- キ 融資・助成情報
- ク 義援金の募集等
- ケ その他生活情報 等

(3) 外国人への広報

市は、浜松国際交流協会や市社会福祉協議会等と連携し、日本語が不自由な外国人を対象として、多言語の情報を提供するように努める。

(4) 県外疎開者への広報の実施

全国紙や全国版のテレビ・ラジオやインターネット、県外の地方公共団体の広報誌等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。

7 相談窓口等の設置

(1) 基本方針

被災者が、速やかに安全で安心できる生活を送られるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口等を設置する。

(2) 相談窓口等の開設

- ア 相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を配置する。
- イ 相談窓口の設置に当たり、必要に応じ県に対して相談員の派遣を要請する。

(3) 相談窓口等の業務の遂行

- ア 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。
- イ 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。

(4) 相談窓口等の閉鎖等

相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

第9章 地域経済復興支援

計画作成の主旨

被災地域の活性化を図り、市内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

計画の内容

1 産業復興計画の策定

(1) 基本方針

経済復興を迅速に行うため、県、市及び民間が密接に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

(2) 産業復興計画の策定

計画策定本部に設置される策定委員会に産業復興計画部会を設置し、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

2 中小企業を対象とした支援

(1) 基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

(2) 中小企業の被災状況の把握

各機関と協力し、中小企業の被災状況調査を行い、県へ報告する。

(3) 支援制度、施策の内容の周知

ア 中小企業を対象とした支援制度、施策の内容を商工団体・業界団体等を通じ、県と連携し周知する。

イ 次の施策を必要に応じ実施する。

(ア) 相談所の設置

(イ) 電話相談の実施

(ウ) パンフレットの作成・配布

(4) 資金需用の把握

中小企業の被災状況を基に、再建資金等の需用を把握する。

(5) 事業の場の確保

中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場、店舗等の建設等の支援策を、必要に応じ実施する。

(6) 金融面の支援

ア 中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、被災中小企業の融資に対する利子補給制度等の新たな支援制度を検討する。

イ 融資を円滑に実施するため、県及び信用保証協会に対し協力を求める。

(7) 金融機関への協力の要請

中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の特例措置を、信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。

(8) 国、県への要請

「中小企業信用保険法（昭和 25 年 12 月 14 日法律第 264 号）」の特例措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を、県を通じて国に要請する。

3 農林漁業者を対象とした支援

(1) 基本方針

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営、生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

(2) 農林漁業者の被災状況の把握

農林漁業協同組合等の機関と協力し、農林漁業者の被災状況調査を行い、県に報告する。

(3) 支援制度、施策の内容の周知

ア 協同組合等を通じ、農林漁業者を対象とした支援制度、施策の内容を県と連携し周知する。

イ 次の施策を必要に応じ実施する。

(ア) 相談所の設置

(イ) 電話相談の実施

(ウ) パンフレットの作成・配布

(4) 天災融資法に関する措置

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和 30 年 8 月 5 日法律第 136 号)」(以下「天災融資法」という。)の地域指定を受けるため、必要な措置を講ずる。

(5) 自作農維持資金に関する事業処理

自作農維持資金に関する事業処理を、迅速かつ的確に実施する。

(6) 金融面の措置

市独自の災害対策に関する融資制度を積極的に活用する。

(7) 金融機関への協力の要請

資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を、農林漁業金融公庫、融資機関等に要請し協力を求める。

4 地域全体に影響を及ぼす支援

(1) 基本方針

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、県や関係団体等と連携し、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

(2) イベント、商談会等の実施

地域全体の経済活動を活性化させるため、必要に応じ次の施策を実施する。

ア イベント、プロジェクトの実施

イ 企業誘致促進のためのセミナー、イベントの開催

ウ 商談会の開催

エ 観光地での復興イベント等の実施

オ 誘客イベント等の実施

カ マスコミを活用した PR

キ 大規模な会議等の誘致等

計画の沿革 〈地震対策編〉

昭和 55 年 3 月制定（第 1 編～第 4 編）
昭和 56 年 3 月一部改正
昭和 57 年 2 月一部改正（第 5 編追加）
昭和 58 年 2 月一部改正
昭和 59 年 2 月一部改正
昭和 60 年 2 月一部改正
昭和 61 年 1 月一部改正
昭和 62 年 1 月一部改正
昭和 63 年 1 月一部改正
平成 元年 1 月一部改正
平成 2 年 1 月一部改正
平成 3 年 1 月一部改正
平成 4 年 1 月一部改正
平成 5 年 1 月一部改正
平成 6 年 1 月一部改正
平成 7 年 1 月一部改正
平成 8 年 2 月一部改正
平成 9 年 2 月一部改正
平成 10 年 2 月一部改正
平成 11 年 2 月一部改正
平成 12 年 2 月一部改正
平成 13 年 2 月一部改正（第 6 編追加）
平成 14 年 2 月一部改正
平成 15 年 2 月一部改正
平成 16 年 2 月一部改正
平成 17 年 7 月大巾改正
平成 19 年 3 月一部改正
平成 20 年 2 月一部改正
平成 21 年 2 月一部改正
平成 22 年 2 月一部改正